

地域支援事業実施要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">地域支援事業実施要綱</p> <p>1 目的及び趣旨</p> <p>地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。</p> <p>2 事業構成及び事業内容</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）の事業構成及び事業内容は、別記1のとおりとする。</p> <p>(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業のうち法第115条の4第2項第4号から第6号に掲げる事業を除く。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記2のとおりとする。</p> <p>(3) 包括的支援事業（社会保険充実分）（包括的支援事業のうち在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業及び地域ケア会議推進事業（法第115条の4第2項第4号から第6号までに掲げる事業及び同項第3号を効果的に実施するために、法第115条の4第8第1項に基づき設置される会議（以下「地域ケア会議」という。）を開催する事業をいう。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記3のとおりとする。</p> <p>(4) 任意事業（法第115条の4第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記4のとおりとする。</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 地域支援事業は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」とい</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">地域支援事業実施要綱</p> <p>1 目的及び趣旨</p> <p>地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。</p> <p>2 事業構成及び事業内容</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）の事業構成及び事業内容は、別記1のとおりとする。</p> <p>(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業のうち法第115条の4第2項第4号から第6号に掲げる事業を除く。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記2のとおりとする。</p> <p>(3) 包括的支援事業（社会保険充実分）（包括的支援事業のうち在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業及び地域ケア会議推進事業（法第115条の4第2項第4号から第6号までに掲げる事業及び同項第3号を効果的に実施するために、法第115条の4第8第1項に基づき設置される会議（以下「地域ケア会議」という。）を開催する事業をいう。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記3のとおりとする。</p> <p>(4) 任意事業（法第115条の4第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は、別記4のとおりとする。</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 地域支援事業は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」とい</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>う。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）の規定及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）（以下「ガイドライン」という。）によるほか、この実施要綱の定めるところによる。</p> <p>(2) 地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。</p> <p>(3) 地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）は地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。</p> <p>また、法第115条の4第7項に規定しているとおり、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動等インフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会等を積極的に活用されたい。</p> <p>また、法第115条の4第7項の規定により、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）は委託型の地域包括支援センターに対して運営方針を明示しなければならないこととされている。明示する方針の内容としては、省令第140条の67の2の各号に掲げる内容を勘案して示すものとされているが、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務に関する方針、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針、第1号介護予防支援事業の実施方針、介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針、地域ケア会議の運営方針、市町村との連携方針、公正・中立性確保のための方針等、具体的な方針については、地域の実情に応じて、市町村において定めるものとする。</p> <p>(4) 過去に国庫補助金等から一般財源化された事業（「介護予防・地域支え合い事業における一般財源化された事業について」（平成23年10月21日事務連絡）に掲載した生きがい</p>	<p>う。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）の規定及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）（以下「ガイドライン」という。）によるほか、この実施要綱の定めるところによる。</p> <p>(2) 地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。</p> <p>(3) 地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）は地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。</p> <p>また、法第115条の4第7項に規定しているとおり、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動等インフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会等を積極的に活用されたい。</p> <p>また、法第115条の4第7項の規定により、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）は委託型の地域包括支援センターに対して運営方針を明示しなければならないこととされている。明示する方針の内容としては、省令第140条の67の2の各号に掲げる内容を勘案して示すものとされているが、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務に関する方針、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針、第1号介護予防支援事業の実施方針、介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針、地域ケア会議の運営方針、市町村との連携方針、公正・中立性確保のための方針等、具体的な方針については、地域の実情に応じて、市町村において定めるものとする。</p> <p>(4) 過去に国庫補助金等から一般財源化された事業（「介護予防・地域支え合い事業における一般財源化された事業について」（平成23年10月21日事務連絡）に掲載した生きがい</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>活動支援通所事業、緊急通報体制等整備事業、外出支援サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業、訪問理美容サービス事業、日常生活用具給付等事業、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業。なお、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業については、指定都市（平成18年度以降に指定都市へ移行した自治体も含む。）では一般財源化されているため実施不可であるが、指定都市を除く市町村は実施可能。）については、地域支援事業として実施できないことに留意する。</p> <p>4 実施主体</p> <p>(1) 実施主体は、市町村とし、その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。</p> <p>(2) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、包括的支援事業の実施について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等）、一部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村、医療法人、当該事業を実施することを目的として設立された民法法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は、包括的支援事業の実施に係る方針を示した上で、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についてはその全てにつき一括して行わなければならない。なお、市町村は、包括的支援事業（社会保障充実分）の実施については、地域包括支援センター以外に委託することも可能であり、地域の実情に応じてそれぞれの事業の実施要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、委託した場合においても、市町村と委託先は密に連携を図りつつ、事業を実施しなければならない。</p> <p>(3) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、総合事業について、省令第140条の69に定める基準に適合する者（第1号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、事業の実施を委託することができるものとする。また、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業（法第1</p>	<p>活動支援通所事業、緊急通報体制等整備事業、外出支援サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業、訪問理美容サービス事業、日常生活用具給付等事業、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業。なお、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業については、指定都市（平成18年度以降に指定都市へ移行した自治体も含む。）では一般財源化されているため実施不可であるが、指定都市を除く市町村は実施可能。）については、地域支援事業として実施できないことに留意する。</p> <p>4 実施主体</p> <p>(1) 実施主体は、市町村とし、その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。</p> <p>(2) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、包括的支援事業の実施について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等）、一部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村、医療法人、当該事業を実施することを目的として設立された民法法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は、包括的支援事業の実施に係る方針を示した上で、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についてはその全てにつき一括して行わなければならない。なお、市町村は、包括的支援事業（社会保障充実分）の実施については、地域包括支援センター以外に委託することも可能であり、地域の実情に応じてそれぞれの事業の実施要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、委託した場合においても、市町村と委託先は密に連携を図りつつ、事業を実施しなければならない。</p> <p>(3) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、総合事業について、省令第140条の69に定める基準に適合する者（第1号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、事業の実施を委託することができるものとする。また、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業（法第1</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>15条の4第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）については、市町村が事業者を指定して事業を実施することができるものとする。</p> <p>(4) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、任意事業の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者その他市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとする。</p> <p>(5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。</p> <p>なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。</p> <p>(6) 法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては、法第115条の4第1項により、当該住所地特例適用被保険者が入所又は入居する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしている。</p> <p>ただし、任意事業については、転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）も行うことができる仕組みとなっており、事業の内容によっては、引き続き、保険者市町村が行うことができる。</p> <p>(7) 地域包括支援センターの設置者（法人である場合は、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(8) 総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。</p> <p>5 利用料</p> <p>市町村及び地域支援事業の実施について市町村から委託を受けた者又は第一号事業の指定事業者は、地域支援事業の利用者に対し、介護予防把握事業に係る費用を除いて、利用料を請求することができる。</p> <p>利用料に関する事項は、地域の実情や各事業の内容に応じて、市町村において決定する。また、利用料の額の設定に当たっては、予防給付及び総合事業との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。</p> <p>なお、市町村が地域支援事業の実施について委託する場合は、地方自治法第210条で規定さ</p>	<p>15条の4第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）については、市町村が事業者を指定して事業を実施することができるものとする。</p> <p>(4) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、任意事業の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者その他市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとする。</p> <p>(5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。</p> <p>なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。</p> <p>(6) 法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては、法第115条の4第1項により、当該住所地特例適用被保険者が入所又は入居する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしている。</p> <p>ただし、任意事業については、転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）も行うことができる仕組みとなっており、事業の内容によっては、引き続き、保険者市町村が行うことができる。</p> <p>(7) 地域包括支援センターの設置者（法人である場合は、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(8) 総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。</p> <p>5 利用料</p> <p>市町村及び地域支援事業の実施について市町村から委託を受けた者又は第一号事業の指定事業者は、地域支援事業の利用者に対し、介護予防把握事業に係る費用を除いて、利用料を請求することができる。</p> <p>利用料に関する事項は、地域の実情や各事業の内容に応じて、市町村において決定する。また、利用料の額の設定に当たっては、予防給付及び総合事業との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。</p> <p>なお、市町村が地域支援事業の実施について委託する場合は、地方自治法第210条で規定さ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>れる総計予算主義の原則等を踏まえ、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当であることについて、留意する必要がある。</p> <p>6 評価</p> <p>地域支援事業の実施状況及び効果に関する評価は、保険者機能強化推進交付金に関する指標により、毎年度実施する。</p> <p>別記1 総合事業</p> <p>総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）からなる。</p> <p>総合事業では、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「旧介護予防訪問介護等」という。）により提供されていた専門的なサービスに加え、<u>生活支援体制整備事業等</u>により住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、その利用促進を図っていくことが重要である。</p> <p>具体的には以下のとおり事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）</p> <p>ア 総則</p> <p>(ア) 目的</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、</p>	<p>れる総計予算主義の原則等を踏まえ、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当であることについて、留意する必要がある。</p> <p>別記1 総合事業</p> <p>総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）からなる。</p> <p>総合事業では、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「旧介護予防訪問介護等」という。）により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、その利用促進を図っていくことが重要である。</p> <p>具体的には以下のとおり事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）</p> <p>ア 総則</p> <p>(ア) 目的</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、</p>

-5-

改正後（新）	改正前（旧）
<p>活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施する。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p>その目的を達成するため、事業の実施に際しては、法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）により、個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業については、介護サービス事業者、ボランティア、地縁組織、NPO法人、民生委員、シルバー人材センター等、地域における多様な主体を積極的に活用するとともに、公民館、自治会館、保健センター等、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら実施するものとする。</p> <p>(イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。</p> <p>(ウ) 対象者</p> <p>法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）を対象に実施する。</p> <p>なお、基本チェックリストについては別添3を参照のこと。</p> <p>(エ) サービスの提供</p> <p>① 提供方法</p> <p>以下の形態のいずれかによって提供するものとする。</p> <p>(a) 市町村の直接実施</p>	<p>活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施する。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p>その目的を達成するため、事業の実施に際しては、法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）により、個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業については、介護サービス事業者、ボランティア、地縁組織、NPO法人、民生委員、シルバー人材センター等、地域における多様な主体を積極的に活用するとともに、公民館、自治会館、保健センター等、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら実施するものとする。</p> <p>(イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。</p> <p>(ウ) 対象者</p> <p>法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）を対象に実施する。</p> <p>なお、基本チェックリストについては別添3を参照のこと。</p> <p>(エ) サービスの提供</p> <p>① 提供方法</p> <p>以下の形態のいずれかによって提供するものとする。</p> <p>(a) 市町村の直接実施</p>

-6-

改正後（新）	改正前（旧）
<p>市町村の職員が直接要支援者等に対して支援等を実施するもの。</p> <p>(b) 市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して委託して実施法第115条の47第4項の規定により、省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して、市町村が総合事業の実施を委託して実施するもの。</p> <p>(c) 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による実施 法第115条の45の3第1項に基づき、市町村長が指定した事業者が要支援者等にサービスを提供した場合に、その要した費用について当該要支援者等に対して第1号事業支給費を支給するもの。</p> <p>(d) 補助（助成）の方法による実施 地域において活動しているNPO法人やボランティア等に対して、要支援者等に対するサービス提供等を条件として、その立ち上げ経費や活動に要する費用に対して補助（助成）することにより事業を実施するもの。</p> <p>② サービス提供の留意事項 上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (b)について 介護予防・生活支援サービス事業の委託に当たっては、市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に委託しなければならないため、事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからニまでを省令第140条の62の3第2項に規定する基準に基づき、実施する必要がある（他の実施方法においても同様。）。また、委託の場合には、市町村は受託者より実績報告を受けたくえて、委託料を支払うこととなる。その際、受託者はサービス利用者の人数、利用者の氏名、被保険者番号、要支援者・事業対象者の別、提供したサービスの内容等を市町村が定める様式により報告する必要がある。 ・ (c)について 指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。 なお、市町村境に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。 事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当 	<p>市町村の職員が直接要支援者等に対して支援等を実施するもの。</p> <p>(b) 市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して委託して実施法第115条の47第4項の規定により、省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して、市町村が総合事業の実施を委託して実施するもの。</p> <p>(c) 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による実施 法第115条の45の3第1項に基づき、市町村長が指定した事業者が要支援者等にサービスを提供した場合に、その要した費用について当該要支援者等に対して第1号事業支給費を支給するもの。</p> <p>(d) 補助（助成）の方法による実施 地域において活動しているNPO法人やボランティア等に対して、要支援者等に対するサービス提供等を条件として、その立ち上げ経費や活動に要する費用に対して補助（助成）することにより事業を実施するもの。</p> <p>② サービス提供の留意事項 上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (b)について 介護予防・生活支援サービス事業の委託に当たっては、市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に委託しなければならないため、事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからニまでを省令第140条の62の3第2項に規定する基準に基づき、実施する必要がある（他の実施方法においても同様。）。また、委託の場合には、市町村は受託者より実績報告を受けたくえて、委託料を支払うこととなる。その際、受託者はサービス利用者の人数、利用者の氏名、被保険者番号、要支援者・事業対象者の別、提供したサービスの内容等を市町村が定める様式により報告する必要がある。 ・ (c)について 指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。 なお、市町村境に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。 事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当

改正後（新）	改正前（旧）
<p>該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。</p> <p>また、指定事業者に対しては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）経由で第1号事業支給費を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (d)について 補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするが、ボランティアがサービス提供する場合には、その人件費等は補助の対象とすることはできない。また、施設整備の費用（軽微な改修は除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に関する費用、広告・宣伝に要する費用等も対象とすることはできない。運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である。 なお、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しないよう、実施主体の活動内容については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではない。 ただし、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら多様な通いの場を創出する観点から、例えばイ（イ）に定める通所型サービスを、空き家を活用した事業として実施する場合等において、階段の手すりやスロープの設置、トイレの改修等高齢者が利用するに当たって必要な軽微な改修を行う場合は、当該費用を対象として差し支えない。 また、サービスを提供するのは補助（助成）を受けたNPO法人やボランティア等となるが、総合事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからハまでを省令第140条の62の3第2項に基づき実施する必要があることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。補助（助成）による実績報告を求めるとき、どのような報告を求めるとについては、その補助（助成）の方法やサービス内容を踏まえて、市町村が定める。 <p>(オ) 人員・設備・運営基準</p> <p>① 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る人員・設備・運営の基準について</p>	<p>該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。</p> <p>また、指定事業者に対しては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）経由で第1号事業支給費を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (d)について 補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするが、ボランティアがサービス提供する場合には、その人件費等は補助の対象とすることはできない。また、施設整備の費用（軽微な改修は除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に関する費用、広告・宣伝に要する費用等も対象とすることはできない。運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である。 なお、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しないよう、実施主体の活動内容については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではない。 ただし、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら多様な通いの場を創出する観点から、例えばイ（イ）に定める通所型サービスを、空き家を活用した事業として実施する場合等において、階段の手すりやスロープの設置、トイレの改修等高齢者が利用するに当たって必要な軽微な改修を行う場合は、当該費用を対象として差し支えない。 また、サービスを提供するのは補助（助成）を受けたNPO法人やボランティア等となるが、総合事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからハまでを省令第140条の62の3第2項に基づき実施する必要があることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。補助（助成）による実績報告を求めるとき、どのような報告を求めるとについては、その補助（助成）の方法やサービス内容を踏まえて、市町村が定める。 <p>(オ) 人員・設備・運営基準</p> <p>① 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る人員・設備・運営の基準について</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>は、省令第140条の63の6第1号イに規定する平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等の基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護等に係る規定の例により、市町村が定める基準によること。</p> <p><u>ただし、平成30年10月1日以降においては、市町村が基準を定めるに当たっては、以下の見直しを踏まえたものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護において創設される生活援助従事者研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。 ・ サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止すること。ただし、現に従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とすること。 イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務とすること。 ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないこと。 <p>・ 通所型サービスにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</p> <p>② 旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者等によるサービスに係る人員・設備・運営の基準については、地域の実情に応じて市町村が定めること。なお、市町村が当該基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項については、以下のとおりである。</p> <p><u>なお、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外のサービスとして、市町村の判断により、共生型サービスを参考としたサービスを創設することが可能であるが、</u></p>	<p>は、省令第140条の63の6第1号イに規定する介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等の基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護等に係る規定の例により、市町村が定める基準によること。</p> <p>② 旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の場合</p> <p>旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者等によるサービスに係る人員・設備・運営の基準については、地域の実情に応じて市町村が定めること。なお、市町村が当該基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項については、以下のとおりである。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>その場合においても、以下の事項について遵守することが必要となる。</u></p> <p>(a) 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 (b) 従事者又は従事者であった者の秘密保持等 (c) 事故発生時の対応 (d) 廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>(カ) 単価</p> <p>① 指定事業者による実施の場合</p> <p>(a) 単価設定について</p> <p>旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（以下「サービス単価」という。）は、市町村において国が定める額（旧介護予防訪問介護等に係る単価（以下「介護予防訪問介護等の単価」という。））（別添1に定める単位。以下同じ。）を上限として定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めること。</p> <p>また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額は、市町村において、旧介護予防訪問介護等の単価を下回る額でふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ単価を定めること。</p> <p>なお、別添1のとおり、月当たりの包括単位とする場合のほか、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスや旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者等によるサービスを組み合わせながら自立支援につなげられるよう、利用1回ごとの出来高で定めることができるが、この場合、月の合計単位が包括単位以下となるようにすること。</p> <p>(b) 加算・減算について</p> <p>旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの加算・減算については、別添1に定める加算・減算について算定することが可能であり、その算定の要件は旧介護予防訪問介護等の例による。また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスについては、別添1に定める加算・減算以下の単位を定められるほか、市町村独自で加算・減算を定めることができる。なお、市町村独自で加算を定める場合にあっては、加算も含めて介護予防訪問介護等の単価以下とするこ</p>	<p>(a) 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 (b) 従事者又は従事者であった者の秘密保持等 (c) 事故発生時の対応 (d) 廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>(カ) 単価</p> <p>① 指定事業者による実施の場合</p> <p>(a) 単価設定について</p> <p>旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（以下「サービス単価」という。）は、市町村において国が定める額（旧介護予防訪問介護等に係る単価（以下「介護予防訪問介護等の単価」という。））（別添1に定める単位。以下同じ。）を上限として定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めること。</p> <p>また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額は、市町村において、旧介護予防訪問介護等の単価を下回る額でふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ単価を定めること。</p> <p>なお、別添1のとおり、月当たりの包括単位とする場合のほか、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスや旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者等によるサービスを組み合わせながら自立支援につなげられるよう、利用1回ごとの出来高で定めることができるが、この場合、月の合計単位が包括単位以下となるようにすること。</p> <p>(b) 加算・減算について</p> <p>旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの加算・減算については、別添1に定める加算・減算について算定することが可能であり、その算定の要件は旧介護予防訪問介護等の例による。また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスについては、別添1に定める加算・減算以下の単位を定められるほか、市町村独自で加算・減算を定めることができる。なお、市町村独自で加算を定める場合にあっては、加算も含めて介護予防訪問介護等の単価以下とするこ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>と。</p> <p>(c) 1単位当たりの単価設定 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る1単位当たりの単価は、介護給付の訪問介護及び通所介護の地域区分の1単位当たりの単価を用いること。また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスに係る1単位当たりの単価は、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る1単位当たりの単価又は10円で市町村が定めること。</p> <p>② 直接実施、委託及び補助（助成）の場合 ①の指定事業者による実施との整合性の観点から、直接実施における費用の額、委託実施における委託費、補助（助成）実施における補助額は、それぞれの利用者見込み数で除して得た額が、介護予防訪問介護等の単価以下の額（利用者数に応じて設定する単価にあっては、利用者1人当たりの単価が介護予防訪問介護等の単価以下の額）となるように設定すること。 ただし、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスについては、この限りではない。</p> <p>(キ) 利用者負担 市町村がサービス内容や時間、基準等を踏まえ、要綱等において定めるものとする。 ただし、住民主体の支援等、事業への補助の形式で実施されるサービスは、当該支援の提供主体より自主的に実施されるものであることから、当該支援の提供主体が定めることも可能である。 また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定所得以上の場合は2割又は3割。ただし、負担割合3割については、平成30年8月からの取扱。）等を勘案して市町村が定めるが、その下限は介護給付の利用者負担割合とする。旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスの利用者負担についても、その下限は介護給付の利用者負担割合とする。 なお、以下の点に留意すること。 ① 利用者負担は、介護給付と同様に事業費用に対して定率とするほか、1回当たりの定額の負担とすることも可能である。 ② 食材料費及び調理費相当分については、介護給付と同様に利用者負担とすること。</p>	<p>と。</p> <p>(c) 1単位当たりの単価設定 旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る1単位当たりの単価は、介護給付の訪問介護及び通所介護の地域区分の1単位当たりの単価を用いること。また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスに係る1単位当たりの単価は、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る1単位当たりの単価又は10円で市町村が定めること。</p> <p>② 直接実施、委託及び補助（助成）の場合 ①の指定事業者による実施との整合性の観点から、直接実施における費用の額、委託実施における委託費、補助（助成）実施における補助額は、それぞれの利用者見込み数で除して得た額が、介護予防訪問介護等の単価以下の額（利用者数に応じて設定する単価にあっては、利用者1人当たりの単価が介護予防訪問介護等の単価以下の額）となるように設定すること。 ただし、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスについては、この限りではない。</p> <p>(キ) 利用者負担 市町村がサービス内容や時間、基準等を踏まえ、要綱等において定めるものとする。 ただし、住民主体の支援等、事業への補助の形式で実施されるサービスは、当該支援の提供主体より自主的に実施されるものであることから、当該支援の提供主体が定めることも可能である。 また、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定所得以上の場合は2割）等を勘案して市町村が定めるが、その下限は介護給付の利用者負担割合とする。旧介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の指定事業者によるサービスの利用者負担についても、その下限は介護給付の利用者負担割合とする。 なお、以下の点に留意すること。 ① 利用者負担は、介護給付と同様に事業費用に対して定率とするほか、1回当たりの定額の負担とすることも可能である。 ② 食材料費及び調理費相当分については、介護給付と同様に利用者負担とすること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>③ 指定事業者によって提供されるサービスについては(コ)に定める高額介護予防サービス費相当事業の対象となる。それ以外のサービスについては利用料の設定に当たり低所得者への配慮を行うこと。</p> <p>(ク) 給付管理 要支援者が総合事業を利用する場合には、予防給付の区分支給限度額の範囲内で予防給付と総合事業を一体的に給付管理する。一方、事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行うものとする。 事業対象者に係る給付管理の上限額の設定については、市町村が事業の実施要綱等において、以下の点に留意しつつ定めること。 事業対象者について給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の区分支給限度額を目安として行うこと。ただし、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるケース等、利用者の状態によって、区分支給限度額を超える場合においては、要支援者2の区分支給限度額を上限とすること。</p> <p>(ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担 法第115条の4第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。 このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。 (エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の3第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。 イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みがある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16</p>	<p>③ 指定事業者によって提供されるサービスについては(コ)に定める高額介護予防サービス費相当事業の対象となる。それ以外のサービスについては利用料の設定に当たり低所得者への配慮を行うこと。</p> <p>(ク) 給付管理 要支援者が総合事業を利用する場合には、予防給付の区分支給限度額の範囲内で予防給付と総合事業を一体的に給付管理する。一方、事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行うものとする。 事業対象者に係る給付管理の上限額の設定については、市町村が事業の実施要綱等において、以下の点に留意しつつ定めること。 事業対象者について給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の区分支給限度額を目安として行うこと。ただし、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるケース等、利用者の状態によって、区分支給限度額を超える場合においては、要支援者2の区分支給限度額を上限とすること。</p> <p>(ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担 法第115条の4第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。 このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。 (エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の3第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。 イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みがある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16第2</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第2項第2号及び省令第140条の72の3第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所地特例適用被保険者をとりまとめ、年に1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をするものとする。</p> <p>(コ) 高額介護予防サービス費相当事業</p> <p>① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。</p> <p>② 対象 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。</p> <p>③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条又は法第61条に基づく給付の高額介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。</p> <p>④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。</p> <p>(サ) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業</p> <p>① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、医療保険の自己負担額を合算した額を考慮した高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。</p>	<p>項第2号及び省令第140条の72の3第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所地特例適用被保険者をとりまとめ、年に1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をするものとする。</p> <p>(コ) 高額介護予防サービス費相当事業</p> <p>① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。</p> <p>② 対象 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。</p> <p>③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条又は法第61条に基づく給付の高額介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。</p> <p>④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。</p> <p>(サ) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業</p> <p>① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、医療保険の自己負担額を合算した額を考慮した高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>② 対象サービス 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。</p> <p>③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条の2又は法第61条の2に基づく給付の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額医療合算介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額医療合算介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。</p> <p>④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 (コ)④と同様、保険者市町村が実施する。</p> <p>(シ) その他の制度における総合事業の取扱について 生活保護法における介護扶助、原子爆弾被爆者に対する公費助成、障害給付における介護優先の取扱いについては別途、ガイドラインを参照のこと。</p> <p>(ス) <u>総合事業は、事業の効果、効率性等の観点から、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業と連携して一体的に実施することができること。</u></p> <p>イ 各論 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めることが必要である。以下のとおり、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスのほか、多様なサービスの典型的な例を参考として示すので、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、サービスの内容を定めるものとする。ただし、旧介護予防訪問介護等との整合性の観点から、訪問型サービス及び通所型サービスのサービス内容は、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスを除いて、旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内で実施するものとする。</p> <p>(ア) 訪問型サービス</p>	<p>② 対象サービス 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。</p> <p>③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条の2又は法第61条の2に基づく給付の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額医療合算介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額医療合算介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。</p> <p>④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 (コ)④と同様、保険者市町村が実施する。</p> <p>(シ) その他の制度における総合事業の取扱について 生活保護法における介護扶助、原子爆弾被爆者に対する公費助成、障害給付における介護優先の取扱いについては別途、ガイドラインを参照のこと。</p> <p>イ 各論 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めることが必要である。以下のとおり、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスのほか、多様なサービスの典型的な例を参考として示すので、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、サービスの内容を定めるものとする。ただし、旧介護予防訪問介護等との整合性の観点から、訪問型サービス及び通所型サービスのサービス内容は、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスを除いて、旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内で実施するものとする。</p> <p>(ア) 訪問型サービス</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>主に①から⑤までのようなサービス類型が想定される。</p> <p>① 旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「訪問介護員等によるサービス」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>以下の3つのサービスをいう。</p> <p>a 省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）</p> <p>b 省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービス（旧介護予防訪問介護における基準該当サービスに相当するサービス）</p> <p>c 省令第140条の63の6第1号ハに規定するサービス（旧介護予防訪問介護における離島等におけるサービスに相当するサービス）</p> <p>(b) サービス内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うものである。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。</p> <p>(c) 実施方法</p> <p>ア(エ)①(c)に定める事業者指定の方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準</p> <p>ア(オ)①による。</p> <p>(e) 単価</p> <p>ア(カ)①による。</p> <p>② 主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「訪問型サービスA」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>省令第140条の63の6第2号に規定する基準又は市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス</p> <p>(b) サービス内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用される労働者（訪問介護員又は一定の研修受講者）が行う生活援助等のサービス。</p>	<p>主に①から⑤までのようなサービス類型が想定される。</p> <p>① 旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「訪問介護員等によるサービス」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>以下の3つのサービスをいう。</p> <p>a 省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）</p> <p>b 省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービス（旧介護予防訪問介護における基準該当サービスに相当するサービス）</p> <p>c 省令第140条の63の6第1号ハに規定するサービス（旧介護予防訪問介護における離島等におけるサービスに相当するサービス）</p> <p>(b) サービス内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うものである。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。</p> <p>(c) 実施方法</p> <p>ア(エ)①(c)に定める事業者指定の方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準</p> <p>ア(オ)①による。</p> <p>(e) 単価</p> <p>ア(カ)①による。</p> <p>② 主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「訪問型サービスA」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>省令第140条の63の6第2号に規定する基準又は市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス</p> <p>(b) サービス内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用される労働者（訪問介護員又は一定の研修受講者）が行う生活援助等のサービス。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）等旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内で、利用者の状態や地域の実情等に応じて柔軟にサービスを提供することが可能であり、サービスの具体例としては、以下のようなものが考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理、掃除等やその一部介助 ・ ゴミの分別やゴミ出し ・ 重い物の買い物代行や同行 <p>(c) 実施方法</p> <p>原則として、ア(エ)①(b)に定める委託又は同①(c)に定める事業者指定による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準</p> <p>ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価</p> <p>事業者指定による場合は、ア(カ)①による。</p> <p>委託による方法の場合はア(カ)②により、市町村が定める金額とする。委託の場合の単価については、必ずしも市町村において要支援者等個人々々に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないと考えられる。しかしながら、事業の実施に当たって、市町村は利用者1人当たりに要する費用が、国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する(参加者が予定より少なかった等により、結果的に利用者1人当たりに要する費用が国が定める上限単価を上回ることが生じ得る。)</p> <p>③ 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援（以下「訪問型サービスB」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援</p> <p>(b) 支援内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、</p>	<p>「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）等旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内で、利用者の状態や地域の実情等に応じて柔軟にサービスを提供することが可能であり、サービスの具体例としては、以下のようなものが考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理、掃除等やその一部介助 ・ ゴミの分別やゴミ出し ・ 重い物の買い物代行や同行 <p>(c) 実施方法</p> <p>原則として、ア(エ)①(b)に定める委託又は同①(c)に定める事業者指定による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準</p> <p>ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価</p> <p>事業者指定による場合は、ア(カ)①による。</p> <p>委託による方法の場合はア(カ)②により、市町村が定める金額とする。委託の場合の単価については、必ずしも市町村において要支援者等個人々々に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないと考えられる。しかしながら、事業の実施に当たって、市町村は利用者1人当たりに要する費用が、国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する(参加者が予定より少なかった等により、結果的に利用者1人当たりに要する費用が国が定める上限単価を上回ることが生じ得る。)</p> <p>③ 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援（以下「訪問型サービスB」という。）</p> <p>(a) 定義</p> <p>市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援</p> <p>(b) 支援内容</p> <p>要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。例えば以下のような支援等が考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換 ・ 布団干し、階段の掃除 <p>なお、訪問型サービスBの実施に当たっては、多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行うことが重要である。また、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、積極的に地域の高齢者自身が支援の担い手として参加できるような取組を行うことが望ましい。</p> <p>(c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(d)に定める補助（助成）による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 ア(エ)②の留意事項及びア(カ)②を踏まえながら、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行うものとする。</p> <p>④ 保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス(以下「訪問型サービスC」という。)</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるサービス</p> <p>(b) サービス内容 特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスである。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場や通所型サービス等社会参加に資する取組に結びつくよう配慮すること。また、当該サービスは、効果的な取り組みができると判断される場合には、通所型サービス</p>	<p>住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。例えば以下のような支援等が考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換 ・ 布団干し、階段の掃除 <p>なお、訪問型サービスBの実施に当たっては、多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行うことが重要である。また、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、積極的に地域の高齢者自身が支援の担い手として参加できるような取組を行うことが望ましい。</p> <p>(c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(d)に定める補助（助成）による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 ア(エ)②の留意事項及びア(カ)②を踏まえながら、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行うものとする。</p> <p>④ 保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス(以下「訪問型サービスC」という。)</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるサービス</p> <p>(b) サービス内容 特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスである。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場や通所型サービス等社会参加に資する取組に結びつくよう配慮すること。また、当該サービスは、効果的な取り組みができると判断される場合には、通所型サービス</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>Cと組み合わせて実施することができる。</p> <p>なお、当該サービスにおける保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等である。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 サービスの内容に応じ、市町村が適切な単価の設定を行うものとする。なお、当該サービスについては、保健・医療の専門職が関与するものであることから、別添1に規定する圏が定める単位を上限とするものではない。</p> <p>(f) 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> a 訪問型サービスCは、保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。 b 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるように支援すること。 c 対象者がしたい、又はできるようにになりたい生活行為を、興味・関心チェックシート（別添4）等を活用し、具体的な目標として明確化すること。 d 個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、例えばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続することができる。 e サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。 f 生活機能が低下した場合再び相談できるよう、相談先を伝えること。 <p>⑤ 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援（以下「訪問型サービスD」という。)</p>	<p>Cと組み合わせて実施することができる。</p> <p>なお、当該サービスにおける保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等である。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 サービスの内容に応じ、市町村が適切な単価の設定を行うものとする。なお、当該サービスについては、保健・医療の専門職が関与するものであることから、別添1に規定する圏が定める単位を上限とするものではない。</p> <p>(f) 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> a 訪問型サービスCは、保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。 b 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるように支援すること。 c 対象者がしたい、又はできるようにになりたい生活行為を、興味・関心チェックシート（別添4）等を活用し、具体的な目標として明確化すること。 d 個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、例えばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続することができる。 e サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。 f 生活機能が低下した場合再び相談できるよう、相談先を伝えること。 <p>⑤ 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援（以下「訪問型サービスD」という。)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援</p> <p>(b) サービス内容 a 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 b (イ)に定める通所型サービスや(2)に定める一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎</p> <p>(c) 実施方法 訪問型サービスBに準じる。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 訪問型サービスBに準じる。</p> <p>(e) 単価 訪問型サービスBに準じる。なお、(b)aの支援については、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる。また、(b)bの支援の対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断するものである。</p> <p>(イ) 通所型サービス 主に①から④までのようなサービス類型が想定される。 ① 旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「通所介護事業者の従事者によるサービス」という。） (a) 定義 以下の3つのサービスをいう。 a 省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス） b 省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービス（旧介護予防通所介護における基準該当サービスに相当するサービス） c 省令第140条の63の6第1号ハに規定するサービス（旧介護予防通所介護における離島等におけるサービスに相当するサービス）</p>	<p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(1)に規定する介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援</p> <p>(b) サービス内容 a 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 b (イ)に定める通所型サービスや(2)に定める一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎</p> <p>(c) 実施方法 訪問型サービスBに準じる。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 訪問型サービスBに準じる。</p> <p>(e) 単価 訪問型サービスBに準じる。なお、(b)aの支援については、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる。また、(b)bの支援の対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断するものである。</p> <p>(イ) 通所型サービス 主に①から④までのようなサービス類型が想定される。 ① 旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「通所介護事業者の従事者によるサービス」という。） (a) 定義 以下の3つのサービスをいう。 a 省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス） b 省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービス（旧介護予防通所介護における基準該当サービスに相当するサービス） c 省令第140条の63の6第1号ハに規定するサービス（旧介護予防通所介護における離島等におけるサービスに相当するサービス）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(b) サービス内容 要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものである。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(c)に定める事業者指定の方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)①による。</p> <p>(e) 単価 ア(カ)①による。</p> <p>② 主に雇用されている労働者により又は労働者とともボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。） (a) 定義 省令第140条の63の6第2号に規定する基準又は市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス (b) サービス内容 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業。例えば以下のようなサービスが考えられる。 (例) ・ ミニデイサービス ・ 運動、レクリエーション活動 (c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(b)に定める委託又は同①(c)に定める事業者指定による方法とする。 (d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。 (e) 単価</p>	<p>(b) サービス内容 要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものである。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(c)に定める事業者指定の方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)①による。</p> <p>(e) 単価 ア(カ)①による。</p> <p>② 主に雇用されている労働者により又は労働者とともボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。） (a) 定義 省令第140条の63の6第2号に規定する基準又は市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス (b) サービス内容 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業。例えば以下のようなサービスが考えられる。 (例) ・ ミニデイサービス ・ 運動、レクリエーション活動 (c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(b)に定める委託又は同①(c)に定める事業者指定による方法とする。 (d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。 (e) 単価</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(ア)②(e)に準じる。</p> <p>③ 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援（以下「通所型サービスB」という。）</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援</p> <p>(b) 支援内容 住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり。例えば以下のようなサービスが考えられる。 (例) ・ 体操、運動等の活動 ・ 趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・ 定期的な交流会、サロン ・ 会食 なお、通所型サービスBは、障害者や子ども、要支援者等以外の高齢者等も加わる形（共生型）で実施することが可能である。また、通所型サービスBとして送迎を実施することも可能であるが、(ア)⑤(b)bに定める訪問型サービスDを組み合わせ、送迎を別主体が行うといった形態も可能である。</p> <p>(c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(d)に定める補助（助成）による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 ア(エ)②の留意事項及びア(カ)②を踏まえながら、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行うものとする。</p> <p>④ 保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス（以下「通所型サービスC」という。）</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるサービス</p>	<p>(ア)②(e)に準じる。</p> <p>③ 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援（以下「通所型サービスB」という。）</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援</p> <p>(b) 支援内容 住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり。例えば以下のようなサービスが考えられる。 (例) ・ 体操、運動等の活動 ・ 趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・ 定期的な交流会、サロン ・ 会食 なお、通所型サービスBは、障害者や子ども、要支援者等以外の高齢者等も加わる形（共生型）で実施することが可能である。また、通所型サービスBとして送迎を実施することも可能であるが、(ア)⑤(b)bに定める訪問型サービスDを組み合わせ、送迎を別主体が行うといった形態も可能である。</p> <p>(c) 実施方法 原則として、ア(エ)①(d)に定める補助（助成）による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 ア(エ)②の留意事項及びア(カ)②を踏まえながら、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行うものとする。</p> <p>④ 保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス（以下「通所型サービスC」という。）</p> <p>(a) 定義 市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるサービス</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(b) サービス内容 個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービスである。単に高齢者の運動機能や栄養といった心身機能にだけアプローチするのではなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたものとする。ことにより、サービス利用の結果、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであること。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮すること。また、当該事業は、効果的な取り組みができると判断される場合には、訪問型サービスCと組み合わせることで実施することができる。 なお、当該サービスにおける保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等である。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 サービスの内容に応じ、市町村が適切な単価の設定を行うものとする。なお、当該サービスについては、保健・医療の専門職が関与するものであることから、別添1に規定する国が定める単価を上限とするものではない。</p> <p>(f) 留意事項 a 通所型サービスCは、保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。 b 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるように支援すること。 c 対象者がしたい又はできるようになりたい生活行為を、興味・関心チェックシート（別添4）等を活用し、具体的な目標として明確化すること。 d 居宅を訪問し、支障をきたしている生活行為の原因を、居宅や地域での生活環</p>	<p>(b) サービス内容 個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービスである。単に高齢者の運動機能や栄養といった心身機能にだけアプローチするのではなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたものとする。ことにより、サービス利用の結果、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであること。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮すること。また、当該事業は、効果的な取り組みができると判断される場合には、訪問型サービスCと組み合わせることで実施することができる。 なお、当該サービスにおける保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等である。</p> <p>(c) 実施方法 ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>(d) 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>(e) 単価 サービスの内容に応じ、市町村が適切な単価の設定を行うものとする。なお、当該サービスについては、保健・医療の専門職が関与するものであることから、別添1に規定する国が定める単価を上限とするものではない。</p> <p>(f) 留意事項 a 通所型サービスCは、保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。 b 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるように支援すること。 c 対象者がしたい又はできるようになりたい生活行為を、興味・関心チェックシート（別添4）等を活用し、具体的な目標として明確化すること。 d 居宅を訪問し、支障をきたしている生活行為の原因を、居宅や地域での生活環</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>境を踏まえ、適切にアセスメントし、課題抽出すること。</p> <p>e 支障をきたしている生活行為の改善のための運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等のプログラム、ADLやIADLの動作練習、集団的に取り組むことにより効果を増す介護予防教育等を必要に応じて組み合わせる実施すること。また、適切な段階において居宅を訪問しADLやIADLの実施状況をモニタリングすること。</p> <p>f 個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、たとえばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してもよい。</p> <p>g サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。</p> <p>h 生活機能が低下した場合再び相談できるよう、相談先を伝えること。</p> <p>(ウ) その他生活支援サービス</p> <p>① 定義 法第115条の45第1号ハに規定するサービス。</p> <p>② サービス内容 要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとし、具体的には、以下のサービスとする。</p> <p>(a) 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等</p> <p>(b) 定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り</p> <p>(c) その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援</p> <p>③ 実施方法 原則として、ア(エ)①(a)に定める市町村による直接実施、同①(b)に定める委託又</p>	<p>境を踏まえ、適切にアセスメントし、課題抽出すること。</p> <p>e 支障をきたしている生活行為の改善のための運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等のプログラム、ADLやIADLの動作練習、集団的に取り組むことにより効果を増す介護予防教育等を必要に応じて組み合わせる実施すること。また、適切な段階において居宅を訪問しADLやIADLの実施状況をモニタリングすること。</p> <p>f 個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、たとえばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してもよい。</p> <p>g サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。</p> <p>h 生活機能が低下した場合再び相談できるよう、相談先を伝えること。</p> <p>(ウ) その他生活支援サービス</p> <p>① 定義 法第115条の45第1号ハに規定するサービス。</p> <p>② サービス内容 要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとし、具体的には、以下のサービスとする。</p> <p>(a) 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等</p> <p>(b) 定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り</p> <p>(c) その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援</p> <p>③ 実施方法 原則として、ア(エ)①(a)に定める市町村による直接実施、同①(b)に定める委託又</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>は同①(d)に定める補助（助成）によるものとする。</p> <p>④ 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>⑤ 単価 市町村がサービスの内容に応じて適切に定めるものとする。</p> <p>(エ) 介護予防ケアマネジメント</p> <p>① 定義 法第115条の45第1号ニに規定するサービス</p> <p>② 事業内容 介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。</p> <p>③ 基本的な考え方 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものである。</p> <p>地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援する。また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動</p>	<p>は同①(d)に定める補助（助成）によるものとする。</p> <p>④ 人員・設備・運営基準 ア(オ)②による。</p> <p>⑤ 単価 市町村がサービスの内容に応じて適切に定めるものとする。</p> <p>(エ) 介護予防ケアマネジメント</p> <p>① 定義 法第115条の45第1号ニに規定するサービス</p> <p>② 事業内容 介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。</p> <p>③ 基本的な考え方 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものである。</p> <p>地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援する。また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要である。</p> <p>介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。</p> <p>④ 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方</p> <p>介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等に応じ、以下のような類型が想定される。</p> <p>(a) ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメント）</p> <p>主に訪問型サービス又は通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービスC、通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用するケース等に対して地域包括支援センターが、アセスメント(課題分析)によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3か月毎に行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。</p> <p>(b) ケアマネジメントB（サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント）</p> <p>ケアマネジメントAやC以外のケースであって、緩和した基準によるケアマネジメントとして、サービス担当者会議等を省略したもの。地域包括支援センターがケアマネジメントを行うが、アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化したケアマネジメントを実施する。</p> <p>(c) ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント）</p> <p>主に、ケアマネジメントの結果、事業の実施方法が補助に該当するようなサービスや配食等のその他生活支援サービス又は一般介護予防事業の利用につなげるケ</p>	<p>を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要である。</p> <p>介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。</p> <p>④ 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方</p> <p>介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等に応じ、以下のような類型が想定される。</p> <p>(a) ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメント）</p> <p>主に訪問型サービス又は通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービスC、通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用するケース等に対して地域包括支援センターが、アセスメント(課題分析)によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3か月毎に行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。</p> <p>(b) ケアマネジメントB（サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント）</p> <p>ケアマネジメントAやC以外のケースであって、緩和した基準によるケアマネジメントとして、サービス担当者会議等を省略したもの。地域包括支援センターがケアマネジメントを行うが、アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化したケアマネジメントを実施する。</p> <p>(c) ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント）</p> <p>主に、ケアマネジメントの結果、事業の実施方法が補助に該当するようなサービスや配食等のその他生活支援サービス又は一般介護予防事業の利用につなげるケ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ースであって、緩和した基準によるケアマネジメントとして、基本的にサービス利用開始時のみケアマネジメントを行うもの。ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。初回のみ、簡略化したケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策」「目標を達成するための取組」等を記載）を利用者に説明し、理解を得た上で、住民主体の支援の利用等を継続する。その後は、地域包括支援センターによるモニタリングは行わない。利用者の状況の悪化や、利用者からの相談があった場合に、地域包括支援センターによるケアマネジメントに移行する。</p> <p>⑤ 実施方法</p> <p>原則として、ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>⑥ 実施担当者（実施体制）</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて、実施するものとする。地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員により実施することができ、これらの職員が相互に協働しながら行うものである。ただし、包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することもできる。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、地域包括支援センターの実施件数、指定居宅介護支援事業所の受託件数の制限は設けておらず、居宅介護支援費の通減制には含めていないが、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施状況や介護予防ケアマネジメントと介護予防支援事業を合わせた全体の業務量等を考慮して人員配置等の体制整備をしていただきたい。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの実施体制としては、以下のような体制が考えられる。</p> <p>(a) 地域包括支援センターが、すべての介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>(b) 居宅介護支援事業所に委託する場合において、初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、(1クール終了後の)ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所が行い、適宜地域包括支援センターが</p>	<p>ースであって、緩和した基準によるケアマネジメントとして、基本的にサービス利用開始時のみケアマネジメントを行うもの。ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。初回のみ、簡略化したケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策」「目標を達成するための取組」等を記載）を利用者に説明し、理解を得た上で、住民主体の支援の利用等を継続する。その後は、地域包括支援センターによるモニタリングは行わない。利用者の状況の悪化や、利用者からの相談があった場合に、地域包括支援センターによるケアマネジメントに移行する。</p> <p>⑤ 実施方法</p> <p>原則として、ア(エ)①(a)に定める直接実施又は同①(b)に定める委託による方法とする。</p> <p>⑥ 実施担当者（実施体制）</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて、実施するものとする。地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員により実施することができ、これらの職員が相互に協働しながら行うものである。ただし、包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することもできる。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、地域包括支援センターの実施件数、指定居宅介護支援事業所の受託件数の制限は設けておらず、居宅介護支援費の通減制には含めていないが、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施状況や介護予防ケアマネジメントと介護予防支援事業を合わせた全体の業務量等を考慮して人員配置等の体制整備をしていただきたい。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの実施体制としては、以下のような体制が考えられる。</p> <p>(a) 地域包括支援センターが、すべての介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>(b) 居宅介護支援事業所に委託する場合において、初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、(1クール終了後の)ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所が行い、適宜地域包括支援センターが</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>関与する。</p> <p>(c) 居宅介護支援事業所が多くケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。</p> <p>⑦ 単価</p> <p>(a) ケアマネジメントA ケアマネジメントAは省令第140条の63の2第1号口に規定する額を単価とし、指定介護予防支援と同様に別添1に定める単位を踏まえて市町村が設定する。</p> <p>(b) ケアマネジメントB ケアマネジメントBは別添1の単位を下回る単位を市町村が定めることができる。</p> <p>(c) ケアマネジメントC ケアマネジメントCは初回のみケアマネジメントであるため、サービス提供開始月についてのみ、ケアマネジメントAの単価を踏まえた単価を市町村が定めるものとし、これ以降の費用は発生しないものとする。</p> <p>⑧ 加算・減算 ア(カ)①(b)に準じる。</p> <p>⑨ 実施の手順 介護予防ケアマネジメントは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）の「第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長通知）を参照の上、実施するものとする。なお、具体的な事業の実施に当たっては、別添2の様式1から様式4までの様式のほか、市町村で定める様式を活用し、適切にケアマネジメントを実施するものとする。</p> <p>⑩ その他の留意事項 ・ 障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制</p>	<p>関与する。</p> <p>(c) 居宅介護支援事業所が多くケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。</p> <p>⑦ 単価</p> <p>(a) ケアマネジメントA ケアマネジメントAは省令第140条の63の2第1号口に規定する額を単価とし、指定介護予防支援と同様に別添1に定める単位を踏まえて市町村が設定する。</p> <p>(b) ケアマネジメントB ケアマネジメントBは別添1の単位を下回る単位を市町村が定めることができる。</p> <p>(c) ケアマネジメントC ケアマネジメントCは初回のみケアマネジメントであるため、サービス提供開始月についてのみ、ケアマネジメントAの単価を踏まえた単価を市町村が定めるものとし、これ以降の費用は発生しないものとする。</p> <p>⑧ 加算・減算 ア(カ)①(b)に準じる。</p> <p>⑨ 実施の手順 介護予防ケアマネジメントは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）の「第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長通知）を参照の上、実施するものとする。なお、具体的な事業の実施に当たっては、別添2の様式1から様式4までの様式のほか、市町村で定める様式を活用し、適切にケアマネジメントを実施するものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。</u></p> <p>・ <u>利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。</u></p> <p>・ <u>介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。</u></p> <p>・ <u>サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。</u></p> <p>・ <u>訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。</u></p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>ア 総則</p> <p>(ア) 目的</p> <p>一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する。</p> <p>なお、これらの取組は、認知機能低下の予防に繋がる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進されたい。</p> <p>その目的を達成するため、市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p>(イ) 対象者</p>	<p>度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。</p> <p>・ 利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。</p> <p>・ 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。</p> <p>・ サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。</p> <p>・ 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>ア 総則</p> <p>(ア) 目的</p> <p>一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する。</p> <p>なお、これらの取組は、認知機能低下の予防に繋がる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進されたい。</p> <p>その目的を達成するため、市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p>(イ) 対象者</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>一般介護予防事業は、当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取組むことを妨げるものではない。</p> <p>なお、介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者人口の概ね1割を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>イ 各論</p> <p>(ア) 介護予防把握事業</p> <p>介護予防把握事業は、例えば、次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携による把握 ② 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握 ③ 医療機関からの情報提供による把握 ④ 民生委員等地域住民からの情報提供による把握 ⑤ 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握 ⑥ 本人、家族等からの相談による把握 ⑦ 特定健康診査等の担当部局との連携による把握 ⑧ その他市町村が適当と認める方法による把握 <p>なお、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握するために、訪問することも可能である。</p> <p>(イ) 介護予防普及啓発事業</p> <p>介護予防普及啓発事業は、概ね次のものが考えられるが、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。なお、実施に際しては、特に必要と認められる場合、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布 ② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催 	<p>一般介護予防事業は、当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取組むことを妨げるものではない。</p> <p>なお、介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者人口の概ね1割を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>イ 各論</p> <p>(ア) 介護予防把握事業</p> <p>介護予防把握事業は、例えば、次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携による把握 ② 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握 ③ 医療機関からの情報提供による把握 ④ 民生委員等地域住民からの情報提供による把握 ⑤ 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握 ⑥ 本人、家族等からの相談による把握 ⑦ 特定健康診査等の担当部局との連携による把握 ⑧ その他市町村が適当と認める方法による把握 <p>なお、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握するために、訪問することも可能である。</p> <p>(イ) 介護予防普及啓発事業</p> <p>介護予防普及啓発事業は、概ね次のものが考えられるが、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。なお、実施に際しては、特に必要と認められる場合、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布 ② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催

改正後（新）	改正前（旧）
<p>③ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催</p> <p>④ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布</p> <p>(ウ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。</p> <p>なお、介護予防に資する住民主体の通いの場合は、週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人に概ね10か所を目標として、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせて支援することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修 ② 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施 <p>例えば、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等が考えられる。</p> <p>(エ) 一般介護予防事業評価事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業内容 <p>一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする。</p> <p>ただし、地域の実情を把握するための調査の実施にあたっては、介護保険事業計画の評価等を行う上で必要な項目を適切に選定し、調査結果に基づいて評価を行い、計画の見直しを行うこと。また、調査結果について、介護予防普及啓発事業の活用をする等、住民への情報提供に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 実施方法 <p>事業評価は、年度ごとに、別添5の「総合事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施するとともに、アウトカム指標について評価することが望ましい。</p>	<p>③ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催</p> <p>④ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布</p> <p>(ウ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。</p> <p>なお、介護予防に資する住民主体の通いの場合は、週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人に概ね10か所を目標として、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせて支援することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修 ② 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施 <p>例えば、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等が考えられる。</p> <p>(エ) 一般介護予防事業評価事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業内容 <p>一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする。</p> <p>ただし、地域の実情を把握するための調査の実施にあたっては、介護保険事業計画の評価等を行う上で必要な項目を適切に選定し、調査結果に基づいて評価を行い、計画の見直しを行うこと。また、調査結果について、介護予防普及啓発事業の活用をする等、住民への情報提供に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 実施方法 <p>事業評価は、年度ごとに、別添5の「総合事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施するとともに、アウトカム指標について評価することが望ましい。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が地域における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。</p> <p>(a) 住民への介護予防に関する技術的助言</p> <p>(b) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言</p> <p>(c) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援</p> <p>② 実施担当者</p> <p>リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良くアプローチすることのできる能力を有する者が実施する。このような能力を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が想定されるが、職種を限定するものではない。</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）</p> <p>1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>(1) 第1号介護予防支援事業（第115条の4第1項第1号ニ）</p> <p>法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業のうち、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の4第1項第1号ニに基づき、別記1の(1)イ(エ)の介護予防ケアマネジメントとして実施するものとし、費用についても、総合事業として賚られるものとする。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。</p>	<p>(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が地域における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。</p> <p>(a) 住民への介護予防に関する技術的助言</p> <p>(b) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言</p> <p>(c) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援</p> <p>② 実施担当者</p> <p>リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良くアプローチすることのできる能力を有する者が実施する。このような能力を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が想定されるが、職種を限定するものではない。</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）</p> <p>1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>(1) 第1号介護予防支援事業（第115条の4第1項第1号ニ）</p> <p>法第115条の4第1項に規定する包括的支援事業のうち、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の4第1項第1号ニに基づき、別記1の(1)イ(エ)の介護予防ケアマネジメントとして実施するものとし、費用についても、総合事業として賚られるものとする。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(2) 総合相談支援業務（法第115条の4第2項第1号）</p> <p>ア 目的</p> <p>総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 地域におけるネットワークの構築</p> <p>地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。</p> <p>(イ) 実態把握</p> <p>(ア)で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるよう留意するものとする。</p> <p>(ウ) 総合相談支援</p> <p>① 初期段階の相談対応</p> <p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。</p> <p>適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。</p> <p>② 継続的・専門的な相談支援</p> <p>①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。</p> <p>支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行</p>	<p>(2) 総合相談支援業務（法第115条の4第2項第1号）</p> <p>ア 目的</p> <p>総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 地域におけるネットワークの構築</p> <p>地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。</p> <p>(イ) 実態把握</p> <p>(ア)で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるよう留意するものとする。</p> <p>(ウ) 総合相談支援</p> <p>① 初期段階の相談対応</p> <p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。</p> <p>適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。</p> <p>② 継続的・専門的な相談支援</p> <p>①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。</p> <p>支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>い、期待された効果の有無を確認する。</p> <p>(エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点</p> <p>地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、育児と介護を同時期に担う方にも配慮しつつ、別記4の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。</p> <p>(オ) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施</p> <p><u>社会福祉法（平成26年法律第45号）が平成27年に改正され、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域包括支援センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが努力義務とされたところである。（同法第106条の2）</u></p> <p><u>総合相談支援の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たることが望ましい。</u></p> <p>(3) 権利擁護業務（法第115条の4第2項第2号）</p> <p>ア 目的</p> <p>権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。</p> <p>特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。</p> <p>(ア) 成年後見制度の活用促進</p>	<p>い、期待された効果の有無を確認する。</p> <p>(エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点</p> <p>地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、育児と介護を同時期に担う方にも配慮しつつ、別記4の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。</p> <p>(3) 権利擁護業務（法第115条の4第2項第2号）</p> <p>ア 目的</p> <p>権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。</p> <p>特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。</p> <p>(ア) 成年後見制度の活用促進</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。</p> <p>申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。</p> <p>(イ) 老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。</p> <p>(ウ) 高齢者虐待への対応</p> <p>虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照のこと）。</p> <p>(エ) 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>(オ) 消費者被害の防止</p> <p>訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>イの(ア)の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。</p> <p>(ア) 市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。</p> <p>(イ) 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。</p>	<p>成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。</p> <p>申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。</p> <p>(イ) 老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。</p> <p>(ウ) 高齢者虐待への対応</p> <p>虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照のこと）。</p> <p>(エ) 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>(オ) 消費者被害の防止</p> <p>訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>イの(ア)の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。</p> <p>(ア) 市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。</p> <p>(イ) 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の4第2項第3号）</p> <p>ア 目的</p> <p>包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。</p> <p>また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図る。</p> <p>(ウ) 日常的個別指導・相談</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。</p> <p>また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。</p> <p>(エ) 支援困難事例等への指導・助言</p> <p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。</p>	<p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の4第2項第3号）</p> <p>ア 目的</p> <p>包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。</p> <p>また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図る。</p> <p>(ウ) 日常的個別指導・相談</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。</p> <p>また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。</p> <p>(エ) 支援困難事例等への指導・助言</p> <p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ウ 留意事項</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域包括支援センターにおいて実施する総合事業の介護予防ケアマネジメント、介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮するものとする。</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項</p> <p>地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合においては、法第115条の4第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1) 地域包括支援ネットワークの構築について</p> <p>1の(1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている。（法第115条の4第7項）</p> <p>そのための手段の一つとして、別記3の2の生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実にもつながることが考えられる。</p> <p>(2) 地域ケア会議の実施について</p> <p>市町村は、1の(4)の包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている。（法第115条の4第8第1項）</p> <p>個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボ</p>	<p>ウ 留意事項</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域包括支援センターにおいて実施する総合事業の介護予防ケアマネジメント、介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮するものとする。</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項</p> <p>地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合においては、法第115条の4第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1) 地域包括支援ネットワークの構築について</p> <p>1の(1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている。（法第115条の4第7項）</p> <p>そのための手段の一つとして、別記3の2の生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実にもつながることが考えられる。</p> <p>(2) 地域ケア会議の実施について</p> <p>市町村は、1の(4)の包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている。（法第115条の4第8第1項）</p> <p>個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めること。</p> <p>また、市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながらることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる。（法第115条の4第2項）</p> <p>このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組んでいくことが重要であり、市町村等が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）についても包括的支援事業の対象となる。また、個別ケースの検討に当たっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者等の参加に係る旅費及び謝金等についても対象経費として差し支えない。これらの取扱いも含め、地域ケア会議の組織及び運営に必要な事項については、地域ケア会議において定める。（法第115条の4第6項）</p> <p>なお、地域ケア会議の実施にかかる費用については、本事業ではなく、別記3の包括的支援事業（社会保障充実分）の「4 地域ケア会議推進事業」に係る費用として計上し実施を行うこと。</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）</p> <p>1 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の4第2項第4号）</p> <p>(1) 目的</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>市町村。ただし、実施主体は、アからクまでの事業の全部又は一部について、省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p>	<p>ランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めること。</p> <p>また、市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながらることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる。（法第115条の4第2項）</p> <p>このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組んでいくことが重要であり、市町村等が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）についても包括的支援事業の対象となる。また、個別ケースの検討に当たっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者等の参加に係る旅費及び謝金等についても対象経費として差し支えない。これらの取扱いも含め、地域ケア会議の組織及び運営に必要な事項については、地域ケア会議において定める。（法第115条の4第6項）</p> <p>なお、地域ケア会議の実施にかかる費用については、本事業ではなく、別記3の包括的支援事業（社会保障充実分）の「4 地域ケア会議推進事業」に係る費用として計上し実施を行うこと。</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保障充実分）</p> <p>1 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の4第2項第4号）</p> <p>(1) 目的</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>市町村。ただし、実施主体は、アからクまでの事業の全部又は一部について、省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(3) 事業内容</p> <p>ア 地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成する。作成したリスト等は、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用する。</p> <p>イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <p>地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。</p> <p>ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <p>地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画・立案する。</p> <p>なお、本事業では、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる取組についての検討の費用を対象とする。（取組の一つとして考えられる主治医・副主治医の仕組みの運営のための経費（医師への手当て等）、夜間・休日に医療機関が診療体制を確保するための経費（医療機関の協力金等）は、本事業の対象とならない。）</p> <p>エ 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。</p> <p>なお、本事業では、情報共有の方法やツール等を検討する際の会議、情報共有ツールの使用方法等の説明会の開催、情報共有の使用状況の把握と改善の検討に係る費用を想定しており、情報共有のためのパソコンやモバイル機器等の購入費用、システム使用料等のいわゆるランニングコストについては対象にならない。</p> <p>オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <p>地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行うために、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付ける。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。</p> <p>カ 医療・介護関係者の研修</p> <p>地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を</p>	<p>(3) 事業内容</p> <p>ア 地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成する。作成したリスト等は、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用する。</p> <p>イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <p>地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。</p> <p>ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <p>地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画・立案する。</p> <p>なお、本事業では、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる取組についての検討の費用を対象とする。（取組の一つとして考えられる主治医・副主治医の仕組みの運営のための経費（医師への手当て等）、夜間・休日に医療機関が診療体制を確保するための経費（医療機関の協力金等）は、本事業の対象とならない。）</p> <p>エ 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。</p> <p>なお、本事業では、情報共有の方法やツール等を検討する際の会議、情報共有ツールの使用方法等の説明会の開催、情報共有の使用状況の把握と改善の検討に係る費用を想定しており、情報共有のためのパソコンやモバイル機器等の購入費用、システム使用料等のいわゆるランニングコストについては対象にならない。</p> <p>オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <p>地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行うために、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付ける。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。</p> <p>カ 医療・介護関係者の研修</p> <p>地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行う。</p> <p>キ 地域住民への普及啓発 在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。</p> <p>ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。</p> <p>(4) 留意事項 ア (3)のあからくまでの事業全てを行うものとする。 イ (3)のあからくまでの事業全て又は一部の事業を、委託することにより実施することも可能である。 ウ (3)のあからくまでの事業について、本事業開始前に、関係機関・団体が既に行っている同様の取組がある場合は、本事業を行うに当たって、これを活用して差し支えない。 エ 近隣市町村が連携又は共同して、(3)のあからくまでの事業全て又はその一部を実施することも可能である。 オ 本事業の実施については、参考として、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（厚生労働省老健局老人保健課）」がある。 カ 在宅医療・介護連携の形態は、地域の人口、医療・介護資源等に応じて様々であることから、(3)のあからくまでの事業の実施に当たっては、介護・医療関連情報の「見える化」の取組、先行地域の事例等を踏まえつつ、柔軟に検討することが望ましい。 キ (3)のあからくまでの事業の実施に併せて、都道府県、郡市区医師会等の関係団体等と、将来的な在宅医療と介護の連携の在り方について検討を行うことが望ましい。</p> <p>2 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号） (1) 目的 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の</p>	<p>行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行う。</p> <p>キ 地域住民への普及啓発 在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。</p> <p>ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。</p> <p>(4) 留意事項 ア (3)のあからくまでの事業全てを行うものとする。 イ (3)のあからくまでの事業全て又は一部の事業を、委託することにより実施することも可能である。 ウ (3)のあからくまでの事業について、本事業開始前に、関係機関・団体が既に行っている同様の取組がある場合は、本事業を行うに当たって、これを活用して差し支えない。 エ 近隣市町村が連携又は共同して、(3)のあからくまでの事業全て又はその一部を実施することも可能である。 オ 本事業の実施については、参考として、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（厚生労働省老健局老人保健課）」がある。 カ 在宅医療・介護連携の形態は、地域の人口、医療・介護資源等に応じて様々であることから、(3)のあからくまでの事業の実施に当たっては、介護・医療関連情報の「見える化」の取組、先行地域の事例等を踏まえつつ、柔軟に検討することが望ましい。 キ (3)のあからくまでの事業の実施に併せて、都道府県、郡市区医師会等の関係団体等と、将来的な在宅医療と介護の連携の在り方について検討を行うことが望ましい。</p> <p>2 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号） (1) 目的 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>社会参加の推進を一體的に図って行くことを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 市町村。ただし、市町村は、(3)の事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p> <p>(3) 実施内容 ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、以下のとおり、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、以下の(ア)に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とし、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区域等）（第2層）に配置する。ただし、指定都市における第1層は行政区単位とし、広域連合における第1層は構成市町村単位とする。</p> <p>(ア) コーディネート機能 市町村が定める活動区域ごとに、以下のaからcまでの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一體的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。 a 資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等） b ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等） c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）</p> <p>(イ) 活動範囲 コーディネートを実施する範囲としては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）、サービス提供主体の活動圏域（第3層）があるが、本事業の対象となるのは、以下のa及びbとする。 a 第1層 市町村区域で、以下の①から⑤までを中心に行う機能 b 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、以下の①から⑥までを行う機能 ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ</p>	<p>社会参加の推進を一體的に図って行くことを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 市町村。ただし、市町村は、(3)の事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p> <p>(3) 実施内容 ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、以下のとおり、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、以下の(ア)に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とし、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区域等）（第2層）に配置する。ただし、指定都市における第1層は行政区単位とし、広域連合における第1層は構成市町村単位とする。</p> <p>(ア) コーディネート機能 市町村が定める活動区域ごとに、以下のaからcまでの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一體的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。 a 資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等） b ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等） c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）</p> <p>(イ) 活動範囲 コーディネートを実施する範囲としては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）、サービス提供主体の活動圏域（第3層）があるが、本事業の対象となるのは、以下のa及びbとする。 a 第1層 市町村区域で、以下の①から⑤までを中心に行う機能 b 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、以下の①から⑥までを行う機能 ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>③ 関係者のネットワーク化</p> <p>④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一</p> <p>⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）</p> <p>⑥ ニーズとサービスのマッチング</p> <p>注1 第3層では、個々の生活支援等サービスの事業主体において、利用者と具体的なサービスをマッチングする機能があるが、これはサービス提供主体が本来的に有している機能であるため、本事業の対象外である。</p> <p>注2 基本的には第2層は、第1層の一部という関係にあるが、市町村内に日常生活圏域が1つである場合は、第1層と第2層を区別する必要はない。</p> <p>(ウ) 配置 地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。</p> <p>(エ) 資格・要件 地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。 このように、特定の資格要件は定めるものでないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。 なお、コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが必要である。</p> <p>イ 協議体の設置</p> <p>(ア) 目的 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、市町村が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、<u>コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。</u></p> <p>(イ) 役割 ・ コーディネーターの組織的な補完</p>	<p>③ 関係者のネットワーク化</p> <p>④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一</p> <p>⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）</p> <p>⑥ ニーズとサービスのマッチング</p> <p>注1 第3層では、個々の生活支援等サービスの事業主体において、利用者と具体的なサービスをマッチングする機能があるが、これはサービス提供主体が本来的に有している機能であるため、本事業の対象外である。</p> <p>注2 基本的には第2層は、第1層の一部という関係にあるが、市町村内に日常生活圏域が1つである場合は、第1層と第2層を区別する必要はない。</p> <p>(ウ) 配置 地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。</p> <p>(エ) 資格・要件 地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。 このように、特定の資格要件は定めるものでないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。 なお、コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが必要である。</p> <p>イ 協議体の設置</p> <p>(ア) 目的 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、市町村が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。</p> <p>(イ) 役割 ・ コーディネーターの組織的な補完</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等） ・ 企画、立案、方針策定を行う場（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。） ・ 地域づくりにおける意識の統一を図る場 ・ 情報交換の場、働きかけの場等 <p>(ウ) 設置主体 設置主体は市町村であり、地域の関係者のネットワーク化を図りながら設置することが重要である。 なお、地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能である。例えば、既存の地域の住民会議を活用する等、市町村に事務局をおかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施が可能である。</p> <p>(エ) 構成団体 協議体は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。 また、本事業は、市町村の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましい。 なお、協議体の早期設置を推進する観点から、まずは協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく等といった方法も有効である。</p> <p>ウ 留意事項 (ア) 本事業を、効果的に実施するため、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等） ・ 企画、立案、方針策定を行う場（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。） ・ 地域づくりにおける意識の統一を図る場 ・ 情報交換の場、働きかけの場等 <p>(ウ) 設置主体 設置主体は市町村であり、地域の関係者のネットワーク化を図りながら設置することが重要である。 なお、地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能である。例えば、既存の地域の住民会議を活用する等、市町村に事務局をおかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施が可能である。</p> <p>(エ) 構成団体 協議体は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。 また、本事業は、市町村の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましい。 なお、協議体の早期設置を推進する観点から、まずは協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく等といった方法も有効である。</p> <p>ウ 留意事項 (ア) 本事業を、効果的に実施するため、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を含めた地域住民の参加を促していくことが重要である。</p> <p>(イ) 本事業に関連して、以下のような取組を実施することも可能である。</p> <p>a 協議体の設置に向けた生活支援等サービスの充実に関する研究会等の立ち上げや開催</p> <p>b 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集</p> <p>c 生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等実施</p> <p>なお、当該研修は市町村が単独で実施する研修を対象としている。一定程度専門的な生活支援等サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合、例えば、広域的な移動（輸送）サービス従事者養成研修や広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修等、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県が実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能である。</p> <p>(ウ) コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等の職種とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組むものであるが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な市町村等地域の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他の職種と兼務することも可能である。</p> <p>なお、この場合にその人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないが、それぞれの補助目的にそった支出が求められることとなるため、業務量等により按分し、区分経理を行えるようにすることが必要である。</p> <p>(エ) 協議体の設置については、コーディネーターと同様、市町村の実情に応じて様々な手法により設置することが可能であるが、協議体の運営手法については、あらかじめ要綱等で定められていることが必要である。</p> <p>ただし、今後とも、地域の生活支援等サービスのニーズ等に臨機応変に対応していくため、協議体の構成参画者については、柔軟に変更できる仕組みとすることが望ましい。</p> <p>(オ) 住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進め行くことが望ましい。</p> <p>(カ) 本事業については、市町村が中心となって生活支援等サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、必要に応じて事業の</p>	<p>を含めた地域住民の参加を促していくことが重要である。</p> <p>(イ) 本事業に関連して、以下のような取組を実施することも可能である。</p> <p>a 協議体の設置に向けた生活支援等サービスの充実に関する研究会等の立ち上げや開催</p> <p>b 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集</p> <p>c 生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等実施</p> <p>なお、当該研修は市町村が単独で実施する研修を対象としている。一定程度専門的な生活支援等サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合、例えば、広域的な移動（輸送）サービス従事者養成研修や広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修等、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県が実施する場合は、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能である。</p> <p>(ウ) コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等の職種とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組むものであるが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な市町村等地域の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他の職種と兼務することも可能である。</p> <p>なお、この場合にその人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないが、それぞれの補助目的にそった支出が求められることとなるため、業務量等により按分し、区分経理を行えるようにすることが必要である。</p> <p>(エ) 協議体の設置については、コーディネーターと同様、市町村の実情に応じて様々な手法により設置することが可能であるが、協議体の運営手法については、あらかじめ要綱等で定められていることが必要である。</p> <p>ただし、今後とも、地域の生活支援等サービスのニーズ等に臨機応変に対応していくため、協議体の構成参画者については、柔軟に変更できる仕組みとすることが望ましい。</p> <p>(オ) 本事業については、市町村が中心となって生活支援等サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、必要に応じて事業の</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>評価や効果測定を実施すること。</p> <p>3 認知症総合支援事業（法第115条の4第2項第6号）</p> <p>(1) 認知症初期集中支援推進事業</p> <p>ア 目的</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。</p> <p>イ 実施主体</p> <p>市町村。ただし市町村は、ウの事業の全部又は一部について、省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、診療所等）に委託することができる。</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) 実施体制</p> <p>a 支援チームの配置と役割</p> <p>支援チームは、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置することとし、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。また、地域包括支援センター職員や市町村保健師、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師、認知症疾患医療センター職員、介護事業者との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保すること。</p> <p>b 認知症初期集中支援チーム員の構成</p> <p>認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、以下の①を満たす専門職2名以上、②を満たす専門医（ウ）b④において単に「専門医」という。）1名の計3名以上の専門職にて編成する。</p> <p>① 以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作 	<p>評価や効果測定を実施すること。</p> <p>3 認知症総合支援事業（法第115条の4第2項第6号）</p> <p>(1) 認知症初期集中支援推進事業</p> <p>ア 目的</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。</p> <p>イ 実施主体</p> <p>市町村。ただし市町村は、ウの事業の全部又は一部について、省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、診療所等）に委託することができる。</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) 実施体制</p> <p>a 支援チームの配置と役割</p> <p>支援チームは、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置することとし、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。また、地域包括支援センター職員や市町村保健師、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師、認知症疾患医療センター職員、介護事業者との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保すること。</p> <p>b 認知症初期集中支援チーム員の構成</p> <p>認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、以下の①を満たす専門職2名以上、②を満たす専門医（ウ）b④において単に「専門医」という。）1名の計3名以上の専門職にて編成する。</p> <p>① 以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作

改正後（新）	改正前（旧）
<p>業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市町村が認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者 また、チーム員は国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。 ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。 <p>② 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。</p> <p>ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの ・ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。） <p>○ チーム員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ bの①を満たす専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。 ○ bの②を満たす専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に所需する。 <p>なお、訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとする。また、観察・評価票の記入は、チーム員である保健師又は看護師の行うことが望ましいが、チーム員でない地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の保健師又は看護師が訪問した上で行</p>	<p>業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市町村が認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者 また、チーム員は国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。 ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。 <p>② 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。</p> <p>ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの ・ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。） <p>○ チーム員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ bの①を満たす専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。 ○ bの②を満たす専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に所需する。 <p>なお、訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとする。また、観察・評価票の記入は、チーム員である保健師又は看護師の行うことが望ましいが、チーム員でない地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の保健師又は看護師が訪問した上で行</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ても差し支えない。</p> <p>d 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置等</p> <p>市町村は、実施主体として、以下の体制を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置するとともに、検討委員会が関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努めること。 ② 支援チームと医療関係者との連携を図るため、認知症疾患医療センターや地元医師会との事前協議や主治医（かかりつけ医）に対する連絡票等情報の共有化に向けたツールの作成やそれを用いた地域の連携システムの構築を図ること。 <p>(イ) 訪問支援対象者</p> <p>訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のa、bのいずれかの基準に該当する者とする。なお、訪問支援対象者の選定の際には、bに偏らないよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者 ② 継続的な医療サービスを受けていない者 ③ 適切な介護サービスに結び付いていない者 ④ 介護サービスが中断している者 b 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者 <p>(ウ) 事業の実施内容</p> <p>以下のaからcまでについていずれも実施するものとする。なお、cについては市町村が自ら実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 支援チームに関する普及啓発 <p>地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとする。</p> b 認知症初期集中支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問支援対象者の把握 	<p>ても差し支えない。</p> <p>d 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置等</p> <p>市町村は、実施主体として、以下の体制を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置するとともに、検討委員会が関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努めること。 ② 支援チームと医療関係者との連携を図るため、認知症疾患医療センターや地元医師会との事前協議や主治医（かかりつけ医）に対する連絡票等情報の共有化に向けたツールの作成やそれを用いた地域の連携システムの構築を図ること。 <p>(イ) 訪問支援対象者</p> <p>訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のa、bのいずれかの基準に該当する者とする。なお、訪問支援対象者の選定の際には、bに偏らないよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者 ② 継続的な医療サービスを受けていない者 ③ 適切な介護サービスに結び付いていない者 ④ 介護サービスが中断している者 b 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者 <p>(ウ) 事業の実施内容</p> <p>以下のaからcまでについていずれも実施するものとする。なお、cについては市町村が自ら実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 支援チームに関する普及啓発 <p>地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとする。</p> b 認知症初期集中支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問支援対象者の把握

改正後（新）	改正前（旧）
<p>訪問支援対象者の把握については、支援チームが必ず地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター経由で訪問支援対象者に関する情報入手できるように配慮すること。チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターと情報共有を図ること。</p> <p>② 情報収集及び観察・評価 本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集すること。 また、信頼性・妥当性の検証がされた観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行うこと。</p> <p>③ 初回訪問時の支援 初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行う。（おおむね2時間以内）</p> <p>④ 専門医を含めたチーム員会議の開催 初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、市町村関係課職員等の参加も依頼する。</p> <p>⑤ 初期集中支援の実施 医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の動機・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。（訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月）</p> <p>⑥ 引き継ぎ後のモニタリング 初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターの職員や担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこと。 また、チーム員会議において、引き継ぎの2か月後に、サービスの利用状況等を</p>	<p>訪問支援対象者の把握については、支援チームが必ず地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター経由で訪問支援対象者に関する情報入手できるように配慮すること。チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターと情報共有を図ること。</p> <p>② 情報収集及び観察・評価 本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集すること。 また、信頼性・妥当性の検証がされた観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行うこと。</p> <p>③ 初回訪問時の支援 初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行う。（おおむね2時間以内）</p> <p>④ 専門医を含めたチーム員会議の開催 初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、市町村関係課職員等の参加も依頼する。</p> <p>⑤ 初期集中支援の実施 医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の動機・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。（訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月）</p> <p>⑥ 引き継ぎ後のモニタリング 初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターの職員や担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこと。 また、チーム員会議において、引き継ぎの2か月後に、サービスの利用状況等を</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行うこと。 なお、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類は5年間保管しておくこと。</p> <p>⑦ 支援実施中の情報の共有について 訪問支援対象者の情報を地域包括支援センター等の関係機関が把握した場合には、認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等して情報共有を図り、事業実施すること。</p> <p>c 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置 検討委員会において、支援チームの設置及び活動状況を検討する。</p> <p>エ 留意事項 (ア) チーム員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、訪問支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (イ) 実施主体は、(2)認知症地域支援・ケア向上事業を実施する場合においては、認知症地域支援推進員等と支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努めること。 (ウ) 実施主体は、地元医師会、認知症疾患医療センターその他の認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関、認知症専門医、認知症サポート医等との連携に努めること。 (エ) 事業の実施区域外の情報提供を得た場合においても、当該訪問支援対象者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該訪問支援対象者が居住する日常生活圏域を担当する地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図ること。 (オ) 実施主体は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。 (カ) 実施主体は、本事業の実施に当たって、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）を参考とすること。 (キ) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業 ア 目的</p>	<p>評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行うこと。 なお、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類は5年間保管しておくこと。</p> <p>⑦ 支援実施中の情報の共有について 訪問支援対象者の情報を地域包括支援センター等の関係機関が把握した場合には、認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等して情報共有を図り、事業実施すること。</p> <p>c 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置 検討委員会において、支援チームの設置及び活動状況を検討する。</p> <p>エ 留意事項 (ア) チーム員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、訪問支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (イ) 実施主体は、(2)認知症地域支援・ケア向上事業を実施する場合においては、認知症地域支援推進員等と支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努めること。 (ウ) 実施主体は、地元医師会、認知症疾患医療センターその他の認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関、認知症専門医、認知症サポート医等との連携に努めること。 (エ) 事業の実施区域外の情報提供を得た場合においても、当該訪問支援対象者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該訪問支援対象者が居住する日常生活圏域を担当する地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図ること。 (オ) 実施主体は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。 (カ) 実施主体は、本事業の実施に当たって、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）を参考とすること。 (キ) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業 ア 目的</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体</p> <p>市町村。ただし、市町村は、ウの事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) 実施体制</p> <p>a 推進員の配置</p> <p>推進員は、地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に配置することとし、以下のいずれかの要件を満たす者を1人以上配置するものとする。</p> <p>① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員</p> <p>② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）</p> <p>また、市町村は、必要に応じて都道府県と連携しながら、研修会や関係者によるネットワーク会議等の機会を通じて、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとする。</p> <p>b 嚙託医の配置</p> <p>医療と介護の連携を図るため、認知症サポート医養成研修修了者（以下「認知症サポート医」という。）、認知症疾患医療センターの専門医等の医師を地域包括支援センター、市</p>	<p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体</p> <p>市町村。ただし、市町村は、ウの事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) 実施体制</p> <p>a 推進員の配置</p> <p>推進員は、地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に配置することとし、以下のいずれかの要件を満たす者を1人以上配置するものとする。</p> <p>① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員</p> <p>② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）</p> <p>また、市町村は、必要に応じて都道府県と連携しながら、研修会や関係者によるネットワーク会議等の機会を通じて、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとする。</p> <p>b 嚙託医の配置</p> <p>医療と介護の連携を図るため、認知症サポート医養成研修修了者（以下「認知症サポート医」という。）、認知症疾患医療センターの専門医等の医師を地域包括支援センター、市</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>町村本庁等に配置し、以下の活動等を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言 認知症の人を専門医療機関につなぐための関係機関との調整 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議への出席・助言 <p>(イ) 推進員の業務内容</p> <p>以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。</p> <p>a 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症ポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築する。 地元医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークを形成する。 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及における主導的役割を担う。 推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行う。 <p>b 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論を研究する。 「認知症初期集中支援推進事業」で設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。 <p>c 以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>① 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業</p> <p>病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、認</p>	<p>町村本庁等に配置し、以下の活動等を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言 認知症の人を専門医療機関につなぐための関係機関との調整 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議への出席・助言 <p>(イ) 推進員の業務内容</p> <p>以下のa及びbを実施するとともに、地域の実情に応じて、cも実施するものとする。</p> <p>a 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症ポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築する。 地元医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークを形成する。 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及における主導的役割を担う。 推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行う。 <p>b 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論を研究する。 「認知症初期集中支援推進事業」で設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。 <p>c 以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>① 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業</p> <p>病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、認</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>知症疾患医療センター等の専門医等が処遇困難事例に対しては事例検討を行い個別支援を実施する。</p> <p>② 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業</p> <p>認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が、相談員を配置し、当該事業所等が有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法等の専門的な相談支援等を行う。</p> <p>③ 認知症の人の家族に対する支援事業</p> <p>市町村又は市町村が適当と認める者が、「認知症カフェ」等を開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集う取組（以下「認知症カフェ」という。）等の開催 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組の実施 認知症の人の家族向けの介護教室の開催等を行う。 <p>④ 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業</p> <p>医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修を実施する。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) 推進員及び嘱託医は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(イ) 本事業の実施に当たって、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者等の関係機関での情報共有を図り、連携に努めること。</p> <p>(ウ) 実施主体は、(1)認知症初期集中支援推進事業を実施する場合には、推進員等と認知症初期集中支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努めること。</p>	<p>知症疾患医療センター等の専門医等が処遇困難事例に対しては事例検討を行い個別支援を実施する。</p> <p>② 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業</p> <p>認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が、相談員を配置し、当該事業所等が有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法等の専門的な相談支援等を行う。</p> <p>③ 認知症の人の家族に対する支援事業</p> <p>市町村又は市町村が適当と認める者が、「認知症カフェ」等を開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集う取組（以下「認知症カフェ」という。）等の開催 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組の実施 認知症の人の家族向けの介護教室の開催等を行う。 <p>④ 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業</p> <p>医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修を実施する。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) 推進員及び嘱託医は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(イ) 本事業の実施に当たって、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者等の関係機関での情報共有を図り、連携に努めること。</p> <p>(ウ) 実施主体は、(1)認知症初期集中支援推進事業を実施する場合には、推進員等と認知症初期集中支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努めること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(エ) 実施主体は、本事業の実施に当たって、地元医師会や医療機関、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等との連携に努めること。</p> <p>(オ) 認知症疾患医療センターを含む医療機関等、地域包括支援センターを含む社会福祉協議会等から本事業の実施市町村の区域外に居住する者に関する情報提供を受けた場合においても、当該者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該者が居住する区域を担当する地域包括支援センターや認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図ること。</p> <p>(カ) 市町村は、<u>都道府県が「認知症総合戦略推進事業」等において、認知症施策の水準の向上を図るなどを目的とした会議を開催する際は、本事業の実施状況等の情報提供について協力すること。</u></p> <p>(キ) 市町村は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。</p> <p>(ク) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。</p> <p>4 地域ケア会議推進事業</p> <p>地域ケア会議推進事業の内容については、別記2の2(2)に記載する内容のとおりとするが、当該地域ケア会議にかかる費用については、包括的支援事業（地域包括支援センター運営）ではなく、本事業において計上して実施することとする。</p> <p>別記4 任意事業</p> <p>1 目的</p> <p>地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。</p>	<p>(エ) 実施主体は、本事業の実施に当たって、地元医師会や医療機関、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等との連携に努めること。</p> <p>(オ) 認知症疾患医療センターを含む医療機関等、地域包括支援センターを含む社会福祉協議会等から本事業の実施市町村の区域外に居住する者に関する情報提供を受けた場合においても、当該者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該者が居住する区域を担当する地域包括支援センターや認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図ること。</p> <p>(カ) 市町村は、<u>「都道府県認知症施策推進事業」の都道府県認知症施策推進会議を通じ、本事業の実施状況等の情報提供について協力すること。</u></p> <p>(キ) 市町村は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。</p> <p>(ク) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。</p> <p>4 地域ケア会議推進事業</p> <p>地域ケア会議推進事業の内容については、別記2の2(2)に記載する内容のとおりとするが、当該地域ケア会議にかかる費用については、包括的支援事業（地域包括支援センター運営）ではなく、本事業において計上して実施することとする。</p> <p>別記4 任意事業</p> <p>1 目的</p> <p>地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 対象者</p> <p>被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ただし、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については、住宅改修の活用を希望する要介護（支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。</p> <p>3 事業内容</p> <p>任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業</p> <p>介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業のうち、主要な適正化事業は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要介護給付等費用適正化事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号）） <ul style="list-style-type: none"> ① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ・ 上記の主要5事業のほか、以下の事業を実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育 	<p>ただし、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については、住宅改修の活用を希望する要介護（支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。</p> <p>3 事業内容</p> <p>任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業</p> <p>介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業のうち、主要な適正化事業は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要介護給付等費用適正化事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号）） <ul style="list-style-type: none"> ① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ・ 上記の主要5事業のほか、以下の事業を実施することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育

改正後（新）	改正前（旧）
<p>成を図るもの。</p> <p>⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</p> <p>介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要とする過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することが重要である。このことから、研修や説明会等を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけるもの。</p> <p>(2) 家族介護支援事業</p> <p>介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア 介護教室の開催</p> <p>要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。</p> <p>イ 認知症高齢者見守り事業</p> <p>地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業</p> <p>家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。</p> <p>(ア) 健康相談・疾病予防等事業</p> <p>要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業</p> <p>(イ) 介護者交流会の開催</p> <p>介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業</p> <p>(ウ) 介護自立支援事業</p> <p>介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業</p> <p>なお、上記アからウのほか、平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に</p>	<p>成を図るもの。</p> <p>⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</p> <p>介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要とする過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することが重要である。このことから、研修や説明会等を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけるもの。</p> <p>(2) 家族介護支援事業</p> <p>介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア 介護教室の開催</p> <p>要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。</p> <p>イ 認知症高齢者見守り事業</p> <p>地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業</p> <p>家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。</p> <p>(ア) 健康相談・疾病予防等事業</p> <p>要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業</p> <p>(イ) 介護者交流会の開催</p> <p>介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業</p> <p>(ウ) 介護自立支援事業</p> <p>介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業</p> <p>なお、上記アからウのほか、平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している場合は、当分の間実施して差し支えないこととする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。</p> <p>① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること</p> <p>② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること</p> <p>③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること</p> <p>(3) その他の事業</p> <p>次のアからカまでに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア 成年後見制度利用支援事業</p> <p>市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。</p> <p>なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。</p> <p>イ 福祉用具・住宅改修支援事業</p> <p>福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。</p> <p>ウ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。</p> <p>エ 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症のひとと家族を支える認知症サポーターを養成する。具体的には、「認知症サポーター等養成事業の実施について」（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき事業を実施する。</p> <p>オ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</p> <p>重度のALS患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者</p>	<p>(3) その他の事業</p> <p>次のアからカまでに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア 成年後見制度利用支援事業</p> <p>市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。</p> <p>なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。</p> <p>イ 福祉用具・住宅改修支援事業</p> <p>福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。</p> <p>ウ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。</p> <p>エ 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症のひとと家族を支える認知症サポーターを養成する。具体的には、「認知症サポーター等養成事業の実施について」（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき事業を実施する。</p> <p>オ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</p> <p>重度のALS患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う。具体的には、「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援に関する地域支援事業の取扱いについて」（平成23年7月1日厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき事業を実施。</p> <p>カ 地域自立生活支援事業</p> <p>次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。</p> <p>① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</p> <p>空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。</p> <p>② 介護サービスの質の向上に資する事業</p> <p>地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。</p> <p>③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</p> <p>栄養改善が必要な高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者を除く。）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。</p> <p>④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</p> <p>高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。</p>	<p>の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う。具体的には、「重度のALS患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援に関する地域支援事業の取扱いについて」（平成23年7月1日厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき事業を実施。</p> <p>カ 地域自立生活支援事業</p> <p>次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。</p> <p>① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</p> <p>空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。</p> <p>② 介護サービスの質の向上に資する事業</p> <p>地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。</p> <p>③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</p> <p>栄養改善が必要な高齢者（旧介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者を除く。）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。</p> <p>④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</p> <p>高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>4 留意事項</p> <p>(1) 任意事業の実施に当たっては、包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえる等、地域における社会資源の活用に留意しながら、事業ごとの実施目標の設定や実施後の効果検証等を行いながら、効果的・効率的な実施に努めること。</p> <p>(2) 特に、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業の実施に必要な上限額について、平成27年度以降は、原則の上限額と特例の上限額を定めて、一定の条件を満たす場合に特例の上限額を選択できることとされているが、当該条件に定められる、介護給付費適正化主要5事業の実施に当たっては、「<u>「介護給付適正化計画」に関する指針</u>」（平成29年7月7日老介発0707第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知別紙）等の趣旨を踏まえ策定された都道府県介護給付適正化計画及び市町村介護給付適正化計画と整合性を図りながら、5つの事業ごとに目標の設定、実施後の分析・評価、課題の整理及び改善策の検討を行い、効果的な事業実施に努めること。</p> <p>(3) 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の実施に当たっては、介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成者であること。</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護事業所を利用している低所得の要介護者及び要支援2の認定を受けた者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成をする事業を実施する場合、低所得者の範囲や助成対象経費等を、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(5) 3の(3)の力の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(6) 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該他の補助事業を優先すること。</p> <p>(7) 実施する事業の目的が介護予防に資するものであって、例えば介護予防教室や高齢者の介護予防に係る指導者の養成、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・社会参加を目的とした場づくり、介護支援ボランティアポイント等、介護予防の取組として実施することが適</p>	<p>4 留意事項</p> <p>(1) 任意事業の実施に当たっては、包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえる等、地域における社会資源の活用に留意しながら、事業ごとの実施目標の設定や実施後の効果検証等を行いながら、効果的・効率的な実施に努めること。</p> <p>(2) 特に、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業の実施に必要な上限額について、平成27年度以降は、原則の上限額と特例の上限額を定めて、一定の条件を満たす場合に特例の上限額を選択できることとされているが、当該条件に定められる、介護給付費適正化主要5事業の実施に当たっては、「<u>第3期介護給付適正化計画</u>」に関する指針（平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）に基づき策定された都道府県の第3期適正化計画及び市町村の実施目標と整合性を図りながら、5つの事業ごとに目標の設定、実施後の分析・評価、課題の整理及び改善策の検討を行い、効果的な事業実施に努めること。</p> <p>(3) 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の実施に当たっては、介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成者であること。</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護事業所を利用している低所得の要介護者及び要支援2の認定を受けた者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成をする事業を実施する場合、低所得者の範囲や助成対象経費等を、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(5) 3の(3)の力の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</p> <p>(6) 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該他の補助事業を優先すること。</p> <p>(7) 実施する事業の目的が介護予防に資するものであって、例えば介護予防教室や高齢者の介護予防に係る指導者の養成、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・社会参加を目的とした場づくり、介護支援ボランティアポイント等、介護予防の取組として実施することが適</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>切な場合は、任意事業ではなく、総合事業（総合事業の実施を猶予する市町村の場合は、旧総合事業又は旧介護予防事業）において実施すること。</p> <p>別添1</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p><u>なお、1のり、注1の「なお」以下、注2、注3、注4の「なお」以下、注8の「なお」以下、2のり、又、注6～9、注10の「なお」以下については、平成30年10月1日施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。</u></p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p>	<p>切な場合は、任意事業ではなく、総合事業（総合事業の実施を猶予する市町村の場合は、旧総合事業又は旧介護予防事業）において実施すること。</p> <p>別添1</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>へ 訪問型サービス費Ⅵ 285単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>リ 生活機能向上連携加算 （1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 200単位（1月につき） （2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 100単位（1月につき）</p> <p>ヌ 介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000 （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000 （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000 （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100 （5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100</p> <p>注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。なお、平成30年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成30年度末までの取扱とする。</p> <p>注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</p> <p>注3 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</p> <p>注4 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注5 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p>	<p>へ 訪問型サービス費Ⅵ 285単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）</p> <p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>リ 生活機能向上連携加算 100単位（1月につき）</p> <p>ヌ 介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000 （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000 （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000 （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100 （5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+（3）の80/100</p> <p>注1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注2 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</p> <p>注3 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注7 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注8 スについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1,647単位（1月につき） （2）事業対象者・要支援2 3,377単位（1月につき） （3）事業対象者・要支援1 378単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合） （4）事業対象者・要支援2 389単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）</p> <p>ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）</p> <p>ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）</p> <p>ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）</p> <p>へ 選択的サービス複数実施加算 （1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき） ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき） ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき） （2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）</p> <p>ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）</p> <p>チ サービス提供体制強化加算 （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ ① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）</p>	<p>注5 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 スについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。</p> <p>注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1,647単位（1月につき） （2）事業対象者・要支援2 3,377単位（1月につき） （3）事業対象者・要支援1 378単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合） （4）事業対象者・要支援2 389単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）</p> <p>ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）</p> <p>ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）</p> <p>ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）</p> <p>へ 選択的サービス複数実施加算 （1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき） ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき） ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき） （2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）</p> <p>ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）</p> <p>チ サービス提供体制強化加算 （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ ① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（I）ロ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（II）</p> <p>① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p><u>リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）</u></p> <p>※ <u>運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）</u></p> <p>ヌ <u>栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）</u></p> <p>※ <u>6月に1回を限度とする</u></p> <p>ル 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（I） +所定単位×59/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（II） +所定単位×43/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（III） +所定単位×23/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（IV） +(3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（V） +(3)の80/100</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>イ(1)及び(3)376単位</p> <p>イ(2)及び(4)752単位</p> <p>注6 <u>ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所</u></p>	<p>② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（I）ロ</p> <p>① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（II）</p> <p>① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p><u>リ 介護職員処遇改善加算</u></p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（I） +所定単位×59/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（II） +所定単位×43/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（III） +所定単位×23/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（IV） +(3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（V） +(3)の80/100</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>イ(1)及び(3)376単位</p> <p>イ(2)及び(4)752単位</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>で6月上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</u></p> <p>注7 <u>ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。</u></p> <p>注8 <u>リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</u></p> <p>注9 <u>ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。</u></p> <p>注10 <u>ルについて、所定単位はヌからまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</u></p> <p>注11 <u>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき）</p> <p>ロ 初回加算 300単位（1月につき）</p> <p>ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</p> <p>注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。</p> <p>注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。</p> <p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p>総合事業の事業評価</p> <p>総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とす</p>	<p><u>注6 リについて、所定単位はイからまでによる算定した単位数の合計。</u></p> <p>注7 <u>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位（1月につき）</p> <p>ロ 初回加算 300単位（1月につき）</p> <p>ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</p> <p>注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。</p> <p>注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。</p> <p>別添2～4 （略）</p> <p>別添5</p> <p>総合事業の事業評価</p> <p>総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動と有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていないことから、こうした高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながることとなる。併せて、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とす</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるようになる。</p> <p>このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用することとする。</p> <p>① ストラクチャー指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制等に関する指標 ② プロセス指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等に関する指標 ③ アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標</p> <p>なお、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。また、地域の特性を活かしながら事業を運営することが重要であることから、以下の評価指標の視点を活かしながら、それぞれの地域の実情を踏まえたとふさわしい評価指標へと内容を修正した上で、事業評価を実施することが重要である。</p>	<p>高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるようになる。</p> <p>このため、地域づくりの視点から、事業全体を評価した上で、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業について事業評価を行うこととする。事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を活用することとする。</p> <p>① ストラクチャー指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制等に関する指標 ② プロセス指標：事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等に関する指標 ③ アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標</p> <p>なお、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。また、地域の特性を活かしながら事業を運営することが重要であることから、以下の評価指標の視点を活かしながら、それぞれの地域の実情を踏まえたとふさわしい評価指標へと内容を修正した上で、事業評価を実施することが重要である。</p>
<p>1 総合事業 <ストラクチャー指標> 以下の4項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p> <p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的について、分かりやすく説明することのできる職員の養成や、説明資料の整備ができているか。 ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、介護保険、高齢者福祉、地域福祉、健康増進、企画、市民活動推進、自治会支援、社会教育等の担当部署と広く連携する体制を構築できているか。 ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、地域包括支援センターと連携する体制を構築できているか。 ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、協議体を設置し、住民主体の活動、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築できているか。</p> <p><プロセス指標> 以下の7項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p>	<p>1 総合事業 <ストラクチャー指標> 以下の4項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p> <p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的について、分かりやすく説明することのできる職員の養成や、説明資料の整備ができているか。 ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、介護保険、高齢者福祉、地域福祉、健康増進、企画、市民活動推進、自治会支援、社会教育等の担当部署と広く連携する体制を構築できているか。 ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、地域包括支援センターと連携する体制を構築できているか。 ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）し、総合事業を実施する上で、協議体を設置し、住民主体の活動、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築できているか。</p> <p><プロセス指標> 以下の7項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。（4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」）この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。</p>

改正後（新）	改正前（旧）												
<p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、総合事業の企画・実施・評価のプロセスの中で、地域住民の意見収集や協議への住民参画が行われているか。 ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、介護サービス事業者、医療機関、民間企業、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、住民等のあらゆる関係者に働きかけを行っているか。 ③ 自治会、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、ボランティア、NPO法人、社会教育関係者の活動状況等について地域資源として適切に把握できているか。 ④ 介護予防の推進、生活支援の充実に関する行政課題を整理できているか。 ⑤ 介護予防の推進、生活支援の充実を図っていく上で、長期的な視点をもって具体的な戦略を立てられているか。 ⑥ 総合事業に関する苦情や事故を把握しているか。 ⑦ 関係機関（地域包括支援センター、医療機関、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法及び活用方法に関する取り決めをしているか。</p> <p>以上の定性評価に加えて、以下の定量的指標を用いて総合事業の実施状況の評価を行う。</p>	<p>① 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、総合事業の企画・実施・評価のプロセスの中で、地域住民の意見収集や協議への住民参画が行われているか。 ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた基本方針及び目的を共有（規範的統合）できるよう、介護サービス事業者、医療機関、民間企業、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、住民等のあらゆる関係者に働きかけを行っているか。 ③ 自治会、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、ボランティア、NPO法人、社会教育関係者の活動状況等について地域資源として適切に把握できているか。 ④ 介護予防の推進、生活支援の充実に関する行政課題を整理できているか。 ⑤ 介護予防の推進、生活支援の充実を図っていく上で、長期的な視点をもって具体的な戦略を立てられているか。 ⑥ 総合事業に関する苦情や事故を把握しているか。 ⑦ 関係機関（地域包括支援センター、医療機関、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法及び活用方法に関する取り決めをしているか。</p> <p>以上の定性評価に加えて、以下の定量的指標を用いて総合事業の実施状況の評価を行う。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用</td> <td>年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)</td> </tr> <tr> <td>② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況</td> <td>年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の定量的指標の例を以下に示す。 ① 介護予防に関する講演会、相談会等の開催回数・参加者数 ② 介護予防に関するイベント等の開催回数 ③ 介護予防に関するボランティア育成のための研修会の開催回数・育成数</p>	指標	評価方法	① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)	② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用</td> <td>年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)</td> </tr> <tr> <td>② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況</td> <td>年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の定量的指標の例を以下に示す。 ① 介護予防に関する講演会、相談会等の開催回数・参加者数 ② 介護予防に関するイベント等の開催回数 ③ 介護予防に関するボランティア育成のための研修会の開催回数・育成数</p>	指標	評価方法	① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)	② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。
指標	評価方法												
① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)												
② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。												
指標	評価方法												
① 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者の状況を集計し、時系列評価や地域間比較や他市町村と比較することで、住民主体の介護予防活動の取組状況を評価する。性別、前期高齢者・後期高齢者別の参加者の状況を集計することが望ましい。 (参加者割合=参加者数÷高齢者数)												
② 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	年度ごとに任意の時点の介護予防に資する住民主体の通いの場を地図上にマッピングする等して、住民主体の介護予防活動の地域展開状況を評価する。												
<p><アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 65歳以上新規認定申請者数及び割合</td> <td>年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 65歳以上新規認定申請者数及び割合	年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推	<p><アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 65歳以上新規認定申請者数及び割合</td> <td>年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 65歳以上新規認定申請者数及び割合	年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推				
指標	評価方法												
① 65歳以上新規認定申請者数及び割合	年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推												
指標	評価方法												
① 65歳以上新規認定申請者数及び割合	年度ごとに年間の新規認定申請者の状況を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の推												

改正後（新）		改正前（旧）	
※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	進状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定申請者割合＝新規認定申請者数÷高齢者数)	※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	進状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定申請者割合＝新規認定申請者数÷高齢者数)
② 65歳以上新規認定者数及び割合(要支援・要介護別) ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の新規認定者の状況(要支援・要介護別)を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定者割合＝新規認定者数÷高齢者数)	② 65歳以上新規認定者数及び割合(要支援・要介護別) ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の新規認定者の状況(要支援・要介護別)を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (新規認定者割合＝新規認定者数÷高齢者数)
③ 65歳以上要支援・要介護認定率(要支援・要介護別) ※ 介護保険事業状況報告を活用	年度ごとに任意の時点の要支援・要介護認定率(要支援・要介護別)を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (認定率＝認定者数÷高齢者数)	③ 65歳以上要支援・要介護認定率(要支援・要介護別) ※ 介護保険事業状況報告を活用	年度ごとに任意の時点の要支援・要介護認定率(要支援・要介護別)を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 (認定率＝認定者数÷高齢者数)
④ 日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観(※)、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等	④ 日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観(※)、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等
⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額	年度ごとに年間の介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額の伸び率と、後期高齢者の伸び率との関係等について、時系列評価や他市町村等と比較することで、事業の効率性の評価に活用する。	⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額	年度ごとに年間の介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額の伸び率と、後期高齢者の伸び率との関係等について、時系列評価や他市町村等と比較することで、事業の効率性の評価に活用する。
⑥ 予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額	年度ごとに年間の予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額の伸び率と、後期高齢者の伸び率との関係等について、時系列評価や他市町村等と比較することで、事業の効率性の評価に活用する。	⑥ 予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額	年度ごとに年間の予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額の伸び率と、後期高齢者の伸び率との関係等について、時系列評価や他市町村等と比較することで、事業の効率性の評価に活用する。
※) 主観的健康感とは、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。 「あなたの現在の健康状態はいかがですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。 1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」		※) 主観的健康感とは、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。 「あなたの現在の健康状態はいかがですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。 1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」	
2 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業) <ストラクチャー指標> 以下の1項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。(4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」)この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。		2 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業) <ストラクチャー指標> 以下の1項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制を整備できているかどうかを年度ごとに評価する。(4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」)この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。	

改正後（新）		改正前（旧）																					
介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及びサービス事業提供者が、総合事業の趣旨や自立支援の重要性を共有し、連携する体制を構築できているか。 <プロセス指標> 以下の6項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。(4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」)この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ① 窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続方法について十分な説明を行っているか。 ② 介護予防ケアマネジメントに関する様式が統一されているか。 ③ 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況を把握しているか。 ④ 介護予防・生活支援サービス事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。 ⑤ 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。 ⑥ 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ているか。 以上の定性評価に加えて、以下の定量的指標を用いて介護予防・生活支援サービス事業の実施状況の評価を行う。		介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及びサービス事業提供者が、総合事業の趣旨や自立支援の重要性を共有し、連携する体制を構築できているか。 <プロセス指標> 以下の6項目について、事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうかを年度ごとに評価する。(4段階で評価する場合の例：「1.できている、2.ある程度できている、3.あまりできていない、4.できていない」)この際、評価した具体的理由についても整理しておくことが望ましい。 ① 窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続方法について十分な説明を行っているか。 ② 介護予防ケアマネジメントに関する様式が統一されているか。 ③ 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況を把握しているか。 ④ 介護予防・生活支援サービス事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。 ⑤ 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。 ⑥ 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ているか。 以上の定性評価に加えて、以下の定量的指標を用いて介護予防・生活支援サービス事業の実施状況の評価を行う。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用</td> <td>年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。</td> </tr> <tr> <td>② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況</td> <td>年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。	② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況	年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用</td> <td>年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。</td> </tr> <tr> <td>② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況</td> <td>年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。	② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況	年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 主観的健康感(※)</td> <td>年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 主観的健康感(※)	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 主観的健康感(※)</td> <td>年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に</td> </tr> </tbody> </table>	指標	評価方法	① 主観的健康感(※)	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に
指標	評価方法																						
① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。																						
② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況	年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。																						
指標	評価方法																						
① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 ※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用	年度ごとに年間の介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数を集計し、実施状況の評価する。																						
② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況	年度ごとに年間の各種事業の実施状況を集計し、実施回数及び利用者数により実施状況の評価する。 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス別に実施回数及び利用者数(要支援1、要支援2、介護予防・生活支援サービス事業対象者別)を集計することが望ましい。																						
指標	評価方法																						
① 主観的健康感(※)	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に																						
指標	評価方法																						
① 主観的健康感(※)	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合(事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合)に																						
<アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。		<アウトカム指標> 以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。																					

改正後（新）	改正前（旧）
より介護予防・生活支援サービス事業の効果を評価する。	より介護予防・生活支援サービス事業の効果を評価する。

地域支援事業交付金交付要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
地域支援事業交付金交付要綱	地域支援事業交付金交付要綱
<p>（通則）</p> <p>1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的及び趣旨）</p> <p>2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この交付金は、それぞれあらかじめ掲げる事業を交付の対象とする。</p> <p>ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</p> <p>イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3</p>	<p>（通則）</p> <p>1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号。以下「算定省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的及び趣旨）</p> <p>2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この交付金は、それぞれあらかじめ掲げる事業を交付の対象とする。</p> <p>ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</p> <p>イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3</p>

改正後（新）	改正前（旧）																
<p>号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。</p> <p>ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長平成32年度までの間において、個別協議を実施し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。</p> <p>（※）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。</p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。</p> <p>ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長平成32年度までの間において、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。</p> <p>（※）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。</p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">1 区分</th> <th style="width: 25%;">2 基準額</th> <th style="width: 25%;">3 対象経費</th> <th style="width: 25%;">4 交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	介護予防・日常生活支援総合事業	一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用	20/100	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">1 区分</th> <th style="width: 25%;">2 基準額</th> <th style="width: 25%;">3 対象経費</th> <th style="width: 25%;">4 交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用</td> <td style="text-align: center;">20/100</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	介護予防・日常生活支援総合事業	一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用	20/100
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率														
介護予防・日常生活支援総合事業	一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用	20/100														
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率														
介護予防・日常生活支援総合事業	一次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用	20/100														

改正後（新）			改正前（旧）		
<p>1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1)平成26年度予防給付費額(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。)、及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率と平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2)平成30年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1)平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変</p>	<p>料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。)、備品購入費(介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。)、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>		<p>1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1)平成26年度予防給付費額(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。)、及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2)平成29年度の予防給付費額(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。)</p> <p>ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>(1)平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変</p>	<p>料及び賃借料(介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。)、備品購入費(介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。)、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	

改正後（新）			改正前（旧）		
<p>動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率と平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2)平成30年度の介護予防支援給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業</p>			<p>動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>(2)平成29年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に1.1までの範囲内の値を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に1.1までの範囲内の値を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年</p>				<p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度、平成30年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>				<p>度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
<p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</p>	<p>平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原</p>	<p>包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	<p>38.5/100</p>	<p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</p>	<p>平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原</p>	<p>包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	<p>39/100</p>

改正後（新）				改正前（旧）			
<p>則の上限額」という。)</p> <p>なお、平成29年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）としていた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。</p> <p>一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業（介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が</p>				<p>則の上限額」という。)</p> <p>なお、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村については、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出することを可能とする。</p> <p>一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする（平成27年度から29年度までに原則の上限額又は特例の上限額を選択可。)</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業（介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が</p>			

改正後（新）				改正前（旧）			
<p>12,500千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の当該年度における65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合には12,500千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施 930円に当該市町村の当該年度における65歳以上高齢者数を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p>				<p>12,500千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合には12,500千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施 930円に当該市町村の65歳以上高齢者数を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)又は(b)のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p>			

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>(b) ①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</p>				<p>(b) ①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率</p>		
包括的支援事業 (社会保障充実分)	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)及び(b)の合計額 (a) 1,058千円 (b) 3,761千円×地域包括支援センター数(注) <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p>			包括的支援事業 (社会保障充実分)	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(a)及び(b)の合計額 (a) 1,058千円 (b) 3,761千円×地域包括支援センター数(注) <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p>・第1層(市町村圏域) 8,000千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・第2層(日常生活圏域) 4,000千円×日常生活圏域数(法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ)の数</p> <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802千円 <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該</p>				<p>・第1層(市町村圏域) 8,000千円</p> <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>・第2層(日常生活圏域) 4,000千円×日常生活圏域数(法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ)の数</p> <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上事業 6,802千円 <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該</p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
	額に構成市町村の数を乗 じることとする。 ④ 実施要綱の別記3の4に 掲げる地域ケア会議推進 事業 ・1,272千円× 地域包括支援 センター数(注) (注) 法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援 センターをいう。				額に構成市町村の数を乗 じることとする。 ④ 実施要綱の別記3の4に 掲げる地域ケア会議推進 事業 ・1,272千円× 地域包括支援 センター数(注) (注) 法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援 センターをいう。		
(交付金の概算払)				(交付金の概算払)			
5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。				5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。			
(交付の条件)				(交付の条件)			
6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。				6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。			
(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。				(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。			
(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、 <u>地方厚生（支）局長</u> の承認を受けなければならない。				(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、 <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けなければならない。			
(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、 <u>地方厚生（支）局長</u> の承認を受けなければならない。				(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、 <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けなければならない。			
(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに <u>地方厚生（支）局長</u> に報告してその指示を受けなければならない。				(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに <u>厚生労働大臣</u> に報告してその指示を受けなければならない。			
(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、 <u>地方厚生（支）局長</u> の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。				(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、 <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。			
(6) <u>地方厚生（支）局長</u> の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。				(6) <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。			
(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理				(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理			

-11-

改正後（新）		改正前（旧）	
者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。		者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。	
(8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により <u>地方厚生（支）局長</u> が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。		(8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により <u>厚生労働大臣</u> が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。	
(申請手続)		(申請手続)	
7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。		7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。	
(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合		(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合	
ア 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。		ア 市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。	
イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、別に定める日までに <u>地方厚生（支）局長</u> に提出するものとする。		イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、別に定める日までに <u>厚生労働大臣</u> に提出するものとする。	
(2) (1)以外の場合		(2) (1)以外の場合	
市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに <u>地方厚生（支）局長</u> に提出するものとする。		市町村の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、別に定める日までに <u>厚生労働大臣</u> に提出するものとする。	
(変更申請手続)		(変更申請手続)	
8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。		8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。	
(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合		(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合	
ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。		ア 市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。	
イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙		イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙	

-12-

改正後（新）	改正前（旧）
<p>様式第8により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに<u>地方厚生（支）局長</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに<u>地方厚生（支）局長</u>に提出するものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のA若しくは8の(1)のAによる申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に<u>地方厚生（支）局長</u>に提出するものとし、<u>地方厚生（支）局長</u>は、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合、<u>地方厚生（支）局長</u>は、7の(2)若しくは8の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>10 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について<u>地方厚生（支）局長</u>の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第5又は別紙様式第6により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、翌年度6月末日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認</p>	<p>様式第8により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>市町村の長は、別紙様式第3を、関係書類とともに、毎年度1月末日までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のA若しくは8の(1)のAによる申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとし、<u>厚生労働大臣</u>は、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合、<u>厚生労働大臣</u>は、7の(2)若しくは8の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>10 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について<u>厚生労働大臣</u>の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第5又は別紙様式第6により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第8により関係書類を添えて、翌年度6月末日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに<u>地方厚生（支）局長</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、翌年度6月末日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに<u>地方厚生（支）局長</u>に提出するものとする。</p> <p>(交付金の額の確定の通知)</p> <p>12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について<u>地方厚生（支）局長</u>の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第7により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>13 <u>地方厚生（支）局長</u>は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ<u>地方厚生（支）局長</u>の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>15 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。</p> <p>その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。</p> <p>なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・</p>	<p>を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>市町村の長は、別紙様式第4を、関係書類とともに、翌年度6月末日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。</p> <p>(交付金の額の確定の通知)</p> <p>12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について<u>厚生労働大臣</u>の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第7により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>13 <u>厚生労働大臣</u>は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> <p>15 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。</p> <p>その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。</p> <p>なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>介護局地域福祉課長、社会・介護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。</p>	<p>地域福祉課長、社会・介護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）																								
<p>別紙様式第1（略） 別紙様式第2 別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 交付金申請額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">金</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳 介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保障充実分)</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)</p> <p>全事業共通</p> <p>(1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3) (4) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本</p> <p>該当がある場合のみ</p> <p>(5) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1) (6) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書(様式4)</p> <p>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)について該当がある場合のみ</p> <p>(7) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調査書(様式5)</p>		金	円	内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円	<p>別紙様式第1（略） 別紙様式第2 別紙様式第2</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 交付金申請額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">金</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳 介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保障充実分)</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)</p> <p>全事業共通</p> <p>(1) 平成 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) 平成 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3) (4) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本</p> <p>該当がある場合のみ</p> <p>(5) 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1) (6) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書(様式4)</p> <p>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)について該当がある場合のみ</p> <p>(7) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の特例額適用に係る状況調査書(様式5)</p>		金	円	内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円
	金	円																							
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																							
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業	金	円																							
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円																							
	金	円																							
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																							
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業	金	円																							
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円																							

改正後（新）	改正前（旧）																																																				
別紙様式第2様式1（略） 別紙様式第2様式2 別紙様式第2様式2	別紙様式第2様式1（略） 別紙様式第2様式2 別紙様式第2様式2																																																				
平成 年度任意事業実施計画書	平成 年度任意事業実施計画書																																																				
任意事業（交付要綱3のウの事業）	任意事業（交付要綱3の（1）、（2）、（3）のウの事業）																																																				
<table border="1"> <tr> <td>介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>事業内容</td> <td>実施目標</td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	実施主体	〇〇市	実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円	事業名（事業費）	事業内容	実施目標	(円)			(円)			(円)			(円)			(円)			<table border="1"> <tr> <td>介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>事業内容</td> <td>実施目標</td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	実施主体	〇〇市	実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円	事業名（事業費）	事業内容	実施目標	(円)			(円)			(円)			(円)			(円)		
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業																																																				
実施主体	〇〇市																																																				
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																				
事業費	円																																																				
事業名（事業費）	事業内容	実施目標																																																			
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業																																																				
実施主体	〇〇市																																																				
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																																				
事業費	円																																																				
事業名（事業費）	事業内容	実施目標																																																			
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
(円)																																																					
(注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別業で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 3 「事業名（事業費）」には、様式2別添1より選択し、番号のみ記入すること。 4 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。 5 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。 6 様式2別添の「⑬ 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。	(注) 1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別業で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。 3 「事業名（事業費）」には、様式2別添より選択し、番号のみ記入すること。 4 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。 5 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。																																																				

改正後（新）	改正前（旧）												
別紙様式第2様式2別添1 別紙様式第2様式2別添1	別紙様式第2様式2別添 別紙様式第2様式2別添												
任意事業	任意事業												
<table border="1"> <tr> <td>介護給付等費用適正化事業</td> <td>① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</td> </tr> <tr> <td>家族介護支援事業</td> <td>⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給</td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</td> </tr> </table>	介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給	その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	<table border="1"> <tr> <td>介護給付等費用適正化事業</td> <td>① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</td> </tr> <tr> <td>家族介護支援事業</td> <td>⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給</td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</td> </tr> </table>	介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給	その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業												
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給												
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業												
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業												
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給												
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業												

改正後（新）	改正前（旧）																																										
<p>別紙様式第2様式2別添2</p> <p>別紙様式第2様式2別添2</p> <p style="text-align: center;">平成 年度介護用品支給事業計画書</p> <p style="text-align: right;">市町村名： _____</p> <p>(1) 前年度までの支給実績</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> </tr> <tr> <td>千円</td><td>%</td> <td>千円</td><td>%</td> <td>千円</td><td>%</td> <td>千円</td><td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(対上限額割合)</td> <td colspan="2">(対上限額割合)</td> <td colspan="2">(対上限額割合)</td> <td colspan="2">(対上限額割合)</td> </tr> </table> <p>(2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>(3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">事項</th> <th>各施策の課題と推進策等の検討状況</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域包括支援センター運営費</td> <td>【地域包括支援センターの意向】※協議、聞き取り等を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。</td> </tr> <tr> <td>【上記を踏まえた市町村の対応方針】</td> </tr> <tr> <td>介護用品支給以外の任意事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護用品の支給</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>[参考] 各年度の対応（検討している内容があれば記載。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成30年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td></td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td></td></tr> </table>	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	(対上限額割合)		(対上限額割合)		(対上限額割合)		(対上限額割合)		事項	各施策の課題と推進策等の検討状況	地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】※協議、聞き取り等を行うこと。	【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。	【上記を踏まえた市町村の対応方針】	介護用品支給以外の任意事業		介護用品の支給		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		<p>(新規)</p>
平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度																																					
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%																																				
(対上限額割合)		(対上限額割合)		(対上限額割合)		(対上限額割合)																																					
事項	各施策の課題と推進策等の検討状況																																										
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】※協議、聞き取り等を行うこと。																																										
	【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。																																										
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】																																										
介護用品支給以外の任意事業																																											
介護用品の支給																																											
平成30年度																																											
平成31年度																																											
平成32年度																																											
平成33年度																																											

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>別紙様式第2様式3</p> <p>別紙様式第2様式3</p> <p style="text-align: center;">平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書</p> <p>包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">実施主体</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">〇〇市</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <td colspan="5">①平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="5">②平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="5">④平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">社会保障充実分総事業費</th> <td colspan="5" style="text-align: center;">円</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標準額 (4事業の合計額)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">標準額 (4事業の合計額)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">①在宅医療・介護連携推進事業</th> <td>事業費</td> <td>(ア)</td><td>(イ)</td><td>(ウ)</td><td>(エ)</td> <td>(オ)</td><td>(カ)</td><td>(キ)</td><td>(ク)</td> <td>標準額</td> <td>(イ)等の会議</td><td>(オ)の相談窓口</td><td>(オ)の相談員等</td><td>(カ)多職種研修</td><td>(カ)その他の研修</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td></td><td></td><td>0回</td><td>0回</td> <td>0人</td><td>0回</td><td>0人</td><td>0回</td> <td>0回</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">②生活支援体制整備事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">第1層</td> <td colspan="4">第2層</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0人</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0箇所</td> <td>0人</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0箇所</td> <td>0回</td> <td>コーディネーター</td><td>協議体</td><td>コーディネーター</td><td>協議体</td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">③認知症総合支援事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">認知症初期中支援チーム設置</td> <td colspan="4">認知症地域支援推進員設置</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="4">0箇所</td> <td colspan="4">0箇所</td> <td>0箇所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">④地域ケア会議推進事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">地域ケア個別会議</td> <td colspan="4">地域ケア推進会議</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="4">0回</td> <td colspan="4">0回</td> <td>0回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th>総事業費が標準額を超過する主な理由</th> <td colspan="10"></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。 	実施主体	〇〇市										実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施					③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施					社会保障充実分総事業費	円					円					標準額 (4事業の合計額)					標準額 (4事業の合計額)					①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	標準額	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修	0円			0回	0回	0人	0回	0人	0回	0回						②生活支援体制整備事業	事業費	第1層				第2層				標準額					0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0回	コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体		③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				標準額					0円	0箇所				0箇所				0箇所					④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				標準額					0円	0回				0回				0回					総事業費が標準額を超過する主な理由											<p>別紙様式第2様式3</p> <p>別紙様式第2様式3</p> <p style="text-align: center;">平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書</p> <p>包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイの事業）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">実施主体</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">〇〇市</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <td colspan="5">①平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="5">②平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="5">④平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">社会保障充実分総事業費</th> <td colspan="5" style="text-align: center;">円</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">標準額 (4事業の合計額)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">標準額 (4事業の合計額)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">①在宅医療・介護連携推進事業</th> <td>事業費</td> <td>(ア)</td><td>(イ)</td><td>(ウ)</td><td>(エ)</td> <td>(オ)</td><td>(カ)</td><td>(キ)</td><td>(ク)</td> <td>標準額</td> <td>(イ)等の会議</td><td>(オ)の相談窓口</td><td>(オ)の相談員等</td><td>(カ)多職種研修</td><td>(カ)その他の研修</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td></td><td></td><td>0回</td><td>0回</td> <td>0人</td><td>0回</td><td>0人</td><td>0回</td> <td>0回</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">②生活支援体制整備事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">第1層</td> <td colspan="4">第2層</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0人</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0箇所</td> <td>0人</td><td>0箇所</td><td>0人</td><td>0箇所</td> <td>0回</td> <td>コーディネーター</td><td>協議体</td><td>コーディネーター</td><td>協議体</td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">③認知症総合支援事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">認知症初期中支援チーム設置</td> <td colspan="4">認知症地域支援推進員設置</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="4">0箇所</td> <td colspan="4">0箇所</td> <td>0箇所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">④地域ケア会議推進事業</th> <td>事業費</td> <td colspan="4">地域ケア個別会議</td> <td colspan="4">地域ケア推進会議</td> <td>標準額</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="4">0回</td> <td colspan="4">0回</td> <td>0回</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th>総事業費が標準額を超過する主な理由</th> <td colspan="10"></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。 	実施主体	〇〇市										実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施					③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施					社会保障充実分総事業費	円					円					標準額 (4事業の合計額)					標準額 (4事業の合計額)					①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	標準額	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修	0円			0回	0回	0人	0回	0人	0回	0回						②生活支援体制整備事業	事業費	第1層				第2層				標準額					0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0回	コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体		③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				標準額					0円	0箇所				0箇所				0箇所					④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				標準額					0円	0回				0回				0回					総事業費が標準額を超過する主な理由										
実施主体	〇〇市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会保障充実分総事業費	円					円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	標準額 (4事業の合計額)					標準額 (4事業の合計額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	標準額	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	0円			0回	0回	0人	0回	0人	0回	0回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層				第2層				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0回	コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0箇所				0箇所				0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0回				0回				0回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総事業費が標準額を超過する主な理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
実施主体	〇〇市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
社会保障充実分総事業費	円					円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	標準額 (4事業の合計額)					標準額 (4事業の合計額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	標準額	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	0円			0回	0回	0人	0回	0人	0回	0回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層				第2層				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0人	0箇所	0回	コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0箇所				0箇所				0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議				標準額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0円	0回				0回				0回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総事業費が標準額を超過する主な理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

改正後（新）	改正前（旧）																																																																		
別紙様式第2様式4 別紙様式第2様式4 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(交付要綱3のイ・ウの事業)	別紙様式第2様式4 別紙様式第2様式4 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業(交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・ウの事業)																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">実施主体</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〇〇市</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②主要介護給付等費用適正化事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業名 (事業費)</td> <td style="text-align: center;">事業内容</td> <td style="text-align: center;">実施目標</td> </tr> <tr> <td>認定調査状況 チェック (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアプランの点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">③小規模自治体に該当</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「(事業費)」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針(平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。 	実施主体	〇〇市		①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			実施時期	平成 年 月 日から実施		②主要介護給付等費用適正化事業			事業名 (事業費)	事業内容	実施目標	認定調査状況 チェック (円)			ケアプランの点検 (円)			住宅改修等の点検 (円)			医療情報との突合・縦覧点検 (円)			介護給付費通知 (円)			③小規模自治体に該当			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">実施主体</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〇〇市</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②主要介護給付等費用適正化事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業名 (事業費)</td> <td style="text-align: center;">事業内容</td> <td style="text-align: center;">実施目標</td> </tr> <tr> <td>認定調査状況 チェック (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアプランの点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">③小規模自治体に該当</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「(事業費)」には、対象経費支出予定額を記入すること。 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針(平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。 	実施主体	〇〇市		①介護予防・日常生活支援総合事業の実施			実施時期	平成 年 月 日から実施		②主要介護給付等費用適正化事業			事業名 (事業費)	事業内容	実施目標	認定調査状況 チェック (円)			ケアプランの点検 (円)			住宅改修等の点検 (円)			医療情報との突合・縦覧点検 (円)			介護給付費通知 (円)			③小規模自治体に該当		
実施主体	〇〇市																																																																		
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																																																			
実施時期	平成 年 月 日から実施																																																																		
②主要介護給付等費用適正化事業																																																																			
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標																																																																	
認定調査状況 チェック (円)																																																																			
ケアプランの点検 (円)																																																																			
住宅改修等の点検 (円)																																																																			
医療情報との突合・縦覧点検 (円)																																																																			
介護給付費通知 (円)																																																																			
③小規模自治体に該当																																																																			
実施主体	〇〇市																																																																		
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																																																			
実施時期	平成 年 月 日から実施																																																																		
②主要介護給付等費用適正化事業																																																																			
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標																																																																	
認定調査状況 チェック (円)																																																																			
ケアプランの点検 (円)																																																																			
住宅改修等の点検 (円)																																																																			
医療情報との突合・縦覧点検 (円)																																																																			
介護給付費通知 (円)																																																																			
③小規模自治体に該当																																																																			

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																								
別紙様式第2様式5 (略) 別紙様式第3 別紙様式第3 第 号 平成 年 月 日 地方厚生(支)局長 殿 市町村長 広域連合代表 組合長 印 平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。	別紙様式第2様式5 (略) 別紙様式第3 別紙様式第3 第 号 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 市町村長 広域連合代表 組合長 印 平成 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について 平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。																																																																																								
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">1 今回追加交付(一部取消)申請額</td> <td style="width:10%; text-align: right;">金</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td> 内訳 交付金既交付決定額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td> 変更後交付金所要額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:20%;">交付金既交付決定額(A)</th> <th style="width:20%;">変更後交付金所要額(B)</th> <th style="width:20%;">今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 変更を必要とする理由</p> <p>3 変更に関する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">保険者名</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td>C-D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円		内訳 交付金既交付決定額	金	円	}	変更後交付金所要額	金	円		交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)		地域支援事業交付金	円	円		円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業				包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				包括的支援事業(社会保険充実分)				保険者名					都道府県コード	市区町村コード	C-D			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">1 今回追加交付(一部取消)申請額</td> <td style="width:10%; text-align: right;">金</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td> 内訳 交付金既交付決定額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td> 変更後交付金所要額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:20%;">交付金既交付決定額(A)</th> <th style="width:20%;">変更後交付金所要額(B)</th> <th style="width:20%;">今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">内 訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保険充実分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 変更を必要とする理由</p> <p>3 変更に関する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">保険者名</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td>C-D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円		内訳 交付金既交付決定額	金	円	}	変更後交付金所要額	金	円		交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)		地域支援事業交付金	円	円		円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業				包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				包括的支援事業(社会保険充実分)				保険者名					都道府県コード	市区町村コード	C-D		
1 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円																																																																																							
内訳 交付金既交付決定額	金	円	}																																																																																						
変更後交付金所要額	金	円																																																																																							
	交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)																																																																																						
地域支援事業交付金	円	円		円																																																																																					
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業																																																																																								
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業																																																																																								
	包括的支援事業(社会保険充実分)																																																																																								
保険者名																																																																																									
都道府県コード	市区町村コード	C-D																																																																																							
1 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円																																																																																							
内訳 交付金既交付決定額	金	円	}																																																																																						
変更後交付金所要額	金	円																																																																																							
	交付金既交付決定額(A)	変更後交付金所要額(B)	今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)																																																																																						
地域支援事業交付金	円	円		円																																																																																					
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業																																																																																								
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業																																																																																								
	包括的支援事業(社会保険充実分)																																																																																								
保険者名																																																																																									
都道府県コード	市区町村コード	C-D																																																																																							

改正後（新）	改正前（旧）																				
<p>別紙様式第4 別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 平成</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類) <u>全事業共通</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 平成 年度任意事業実施報告書(様式3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) <p><u>該当がある場合のみ</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書(様式5) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>保険者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td>C</td> <td>D</td> <td></td> </tr> </table>	保険者名					都道府県コード	市区町村コード	C	D		<p>別紙様式第4 別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 平成</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 広域連合代表 組合長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>平成 年度地域支援事業交付金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類) <u>全事業共通</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 年度地域支援事業交付金精算書(様式1) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2) 平成 年度任意事業実施報告書(様式3) 平成 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式4) 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本 (内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。) <p><u>該当がある場合のみ</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書(様式1別添1) 平成 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施報告書(様式5) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>保険者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県コード</td> <td>市区町村コード</td> <td>C</td> <td>D</td> <td></td> </tr> </table>	保険者名					都道府県コード	市区町村コード	C	D	
保険者名																					
都道府県コード	市区町村コード	C	D																		
保険者名																					
都道府県コード	市区町村コード	C	D																		

改正後（新）	改正前（旧）																																																																								
<p>別紙様式第4様式1～別紙様式第4様式1別添1（略） 別紙様式第4様式1別添2</p> <p>別紙様式第4様式1別添2</p> <p style="text-align: right;">市町村名:</p> <p style="text-align: center;">地域包括支援センター運営費別表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>別紙様式 において 対応する欄</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費(ア)</td> <td>0円</td> <td>A欄(注)</td> <td>指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入額(イ)</td> <td>0円</td> <td>B欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。</td> </tr> <tr> <td>差引額(エ)(ア～イ)</td> <td>0円</td> <td>C欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。</td> </tr> <tr> <td>指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。</td> </tr> <tr> <td>差引額(カ)(オ～ウ)</td> <td>0円</td> <td>D欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例額</td> <td>0円</td> <td>(注)</td> <td>別紙様式第2様式5による協議を行い、地方厚生(支)局長が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 特例額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。</p>		金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考	総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。	寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)		うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。	差引額(エ)(ア～イ)	0円	C欄(注)		地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。	指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。	差引額(カ)(オ～ウ)	0円	D欄(注)		特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5による協議を行い、地方厚生(支)局長が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。	<p>別紙様式第4様式1～別紙様式第4様式1別添1（略） 別紙様式第4様式1別添2</p> <p>別紙様式第4様式1別添2</p> <p style="text-align: right;">市町村名:</p> <p style="text-align: center;">地域包括支援センター運営費別表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> <th>別紙様式 において 対応する欄</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費(ア)</td> <td>0円</td> <td>A欄(注)</td> <td>指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入額(イ)</td> <td>0円</td> <td>B欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。</td> </tr> <tr> <td>差引額(エ)(ア～イ)</td> <td>0円</td> <td>C欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。</td> </tr> <tr> <td>指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)</td> <td>0円</td> <td></td> <td>指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。</td> </tr> <tr> <td>差引額(カ)(オ～ウ)</td> <td>0円</td> <td>D欄(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例額</td> <td>0円</td> <td>(注)</td> <td>別紙様式第2様式5による協議を行い、厚生労働大臣が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 特例額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。</p>		金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考	総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。	寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)		うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。	差引額(エ)(ア～イ)	0円	C欄(注)		地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。	指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。	差引額(カ)(オ～ウ)	0円	D欄(注)		特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5による協議を行い、厚生労働大臣が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。
	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考																																																																						
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。																																																																						
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)																																																																							
うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。																																																																						
差引額(エ)(ア～イ)	0円	C欄(注)																																																																							
地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。																																																																						
指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。																																																																						
差引額(カ)(オ～ウ)	0円	D欄(注)																																																																							
特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5による協議を行い、地方厚生(支)局長が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。																																																																						
	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考																																																																						
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。																																																																						
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)																																																																							
うち指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。																																																																						
差引額(エ)(ア～イ)	0円	C欄(注)																																																																							
地域包括支援センターの運営にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。																																																																						
指定介護予防支援等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。																																																																						
差引額(カ)(オ～ウ)	0円	D欄(注)																																																																							
特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5による協議を行い、厚生労働大臣が特に必要と認めた場合、その認めた額を記入する。																																																																						

改正後（新）	改正前（旧）																																														
別紙様式第4様式2（略） 別紙様式第4様式3 別紙様式第4様式3 平成 年度任意事業実施報告書 任意事業（交付要綱3のウの事業）	別紙様式第4様式2（略） 別紙様式第4様式3 別紙様式第4様式3 平成 年度任意事業実施報告書 任意事業（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のウの事業）																																														
<table border="1"> <tr> <td>介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円（計画額： 円）</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>実施内容</td> <td>効果</td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	実施主体	〇〇市	実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円（計画額： 円）	事業名（事業費）	実施内容	効果	（ 円）			（ 円）			（ 円）			（ 円）			<table border="1"> <tr> <td>介護保険法第115条の45第3項に基づく事業</td> <td>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>円（計画額： 円）</td> </tr> <tr> <td>事業名（事業費）</td> <td>実施内容</td> <td>効果</td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	実施主体	〇〇市	実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	事業費	円（計画額： 円）	事業名（事業費）	実施内容	効果	（ 円）			（ 円）			（ 円）			（ 円）		
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業																																														
実施主体	〇〇市																																														
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																														
事業費	円（計画額： 円）																																														
事業名（事業費）	実施内容	効果																																													
（ 円）																																															
（ 円）																																															
（ 円）																																															
（ 円）																																															
介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業																																														
実施主体	〇〇市																																														
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日																																														
事業費	円（計画額： 円）																																														
事業名（事業費）	実施内容	効果																																													
（ 円）																																															
（ 円）																																															
（ 円）																																															
（ 円）																																															
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。 	<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別表で作成し、要綱等関係書類を添付すること。 「事業名（事業費）」について、事業名は様式3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。 																																														

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																																																																																																																																																																												
別紙様式第4様式3別添（略） 別紙様式第4様式4 別紙様式第4様式4 平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書 包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）	別紙様式第4様式3別添（略） 別紙様式第4様式4 別紙様式第4様式4 平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書 包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイの事業）																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="12">〇〇市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施時期</td> <td colspan="6">①平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="6">②平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="6">③平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="6">④平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>社会保障充実分総事業費</td> <td colspan="3">円</td> <td colspan="3">標準額 (4事業の合計額)</td> <td colspan="6">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①在宅医療・介護連携推進事業</td> <td>事業費</td> <td>(ア) 〇円</td> <td>(イ) 〇回</td> <td>(ウ) 〇回</td> <td>(エ) 〇回</td> <td>(オ) 〇人</td> <td>(カ) 〇回</td> <td>(キ) 〇回</td> <td>(ク) 〇回</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(イ)等の会議</td> <td colspan="3">(オ)の相談窓口</td> <td colspan="3">(カ)多職種研修</td> <td colspan="3">(ク)その他の研修</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②生活支援体制整備事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="2">第1層</td> <td colspan="2">第2層</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0人</td> <td>0箇所</td> <td>0人</td> <td>0箇所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③認知症総合支援事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="3">認知症初期集中支援チーム設置</td> <td colspan="6">認知症地域支援推進員設置</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="3">0箇所</td> <td colspan="6">0箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④地域ケア会議推進事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="3">地域ケア個別会議</td> <td colspan="6">地域ケア推進会議</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="3">0回</td> <td colspan="6">0回</td> </tr> </table>	実施主体	〇〇市												実施時期	①平成 年 月 日から実施						②平成 年 月 日から実施						③平成 年 月 日から実施						④平成 年 月 日から実施						社会保障充実分総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)			円						①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア) 〇円	(イ) 〇回	(ウ) 〇回	(エ) 〇回	(オ) 〇人	(カ) 〇回	(キ) 〇回	(ク) 〇回					(イ)等の会議			(オ)の相談窓口			(カ)多職種研修			(ク)その他の研修			②生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層								0円	0人	0箇所	0人	0箇所							③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置						0円	0箇所			0箇所						④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議						0円	0回			0回						<table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="12">〇〇市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施時期</td> <td colspan="6">①平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="6">②平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td colspan="6">③平成 年 月 日から実施</td> <td colspan="6">④平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>社会保障充実分総事業費</td> <td colspan="3">円</td> <td colspan="3">標準額 (4事業の合計額)</td> <td colspan="6">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①在宅医療・介護連携推進事業</td> <td>事業費</td> <td>(ア) 〇円</td> <td>(イ) 〇回</td> <td>(ウ) 〇回</td> <td>(エ) 〇回</td> <td>(オ) 〇人</td> <td>(カ) 〇回</td> <td>(キ) 〇回</td> <td>(ク) 〇回</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(イ)等の会議</td> <td colspan="3">(オ)の相談窓口</td> <td colspan="3">(カ)多職種研修</td> <td colspan="3">(ク)その他の研修</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②生活支援体制整備事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="2">第1層</td> <td colspan="2">第2層</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0人</td> <td>0箇所</td> <td>0人</td> <td>0箇所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③認知症総合支援事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="3">認知症初期集中支援チーム設置</td> <td colspan="6">認知症地域支援推進員設置</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="3">0箇所</td> <td colspan="6">0箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④地域ケア会議推進事業</td> <td>事業費</td> <td colspan="3">地域ケア個別会議</td> <td colspan="6">地域ケア推進会議</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td colspan="3">0回</td> <td colspan="6">0回</td> </tr> </table>	実施主体	〇〇市												実施時期	①平成 年 月 日から実施						②平成 年 月 日から実施						③平成 年 月 日から実施						④平成 年 月 日から実施						社会保障充実分総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)			円						①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア) 〇円	(イ) 〇回	(ウ) 〇回	(エ) 〇回	(オ) 〇人	(カ) 〇回	(キ) 〇回	(ク) 〇回					(イ)等の会議			(オ)の相談窓口			(カ)多職種研修			(ク)その他の研修			②生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層								0円	0人	0箇所	0人	0箇所							③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置						0円	0箇所			0箇所						④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議						0円	0回			0回					
実施主体	〇〇市																																																																																																																																																																																																																																																																																												
実施時期	①平成 年 月 日から実施						②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	③平成 年 月 日から実施						④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																						
社会保障充実分総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)			円																																																																																																																																																																																																																																																																																						
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア) 〇円	(イ) 〇回	(ウ) 〇回	(エ) 〇回	(オ) 〇人	(カ) 〇回	(キ) 〇回	(ク) 〇回																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		(イ)等の会議			(オ)の相談窓口			(カ)多職種研修			(ク)その他の研修																																																																																																																																																																																																																																																																																		
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																								
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	0円	0箇所			0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																								
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	0円	0回			0回																																																																																																																																																																																																																																																																																								
実施主体	〇〇市																																																																																																																																																																																																																																																																																												
実施時期	①平成 年 月 日から実施						②平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	③平成 年 月 日から実施						④平成 年 月 日から実施																																																																																																																																																																																																																																																																																						
社会保障充実分総事業費	円			標準額 (4事業の合計額)			円																																																																																																																																																																																																																																																																																						
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	(ア) 〇円	(イ) 〇回	(ウ) 〇回	(エ) 〇回	(オ) 〇人	(カ) 〇回	(キ) 〇回	(ク) 〇回																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		(イ)等の会議			(オ)の相談窓口			(カ)多職種研修			(ク)その他の研修																																																																																																																																																																																																																																																																																		
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																								
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	0円	0箇所			0箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																								
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	0円	0回			0回																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)については、実施要綱の事業内容(ア)から(ク)とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。 	<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)については、実施要綱の事業内容(ア)から(ク)とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。 																																																																																																																																																																																																																																																																																												

改正後（新）	改正前（旧）																																												
<p>別紙様式第4様式5</p> <p>別紙様式第4様式5</p> <p>平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の 特例上限額適用に係る事業実施報告書</p> <p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱3のイ・ウの事業）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>②主要介護給付等費用適正化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業名 (事業費)</td> <td>主要5事業に係る取り組みの効果検証等</td> </tr> <tr> <td>認定調査状況 チェック (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>ケアプランの点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>医療情報との実合 確認点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>③小規模自治体に該当</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画額の対象経費支出予定額を記入すること。 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。 3 ③は平成26年度の包括的支援事業、任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。 小規模自治体に該当する場合は、③を記入しなくても可。</p>	実施主体	〇〇市	①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		実施時期	平成 年 月 日から実施	②主要介護給付等費用適正化事業		事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等	認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	医療情報との実合 確認点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	③小規模自治体に該当		<p>別紙様式第4様式5</p> <p>別紙様式第4様式5</p> <p>平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の 特例上限額適用に係る事業実施報告書</p> <p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱3の(1)、(2)、(3)のイ・ウの事業）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>①介護予防・日常生活支援総合事業の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>平成 年 月 日から実施</td> </tr> <tr> <td>②主要介護給付等費用適正化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業名 (事業費)</td> <td>主要5事業に係る取り組みの効果検証等</td> </tr> <tr> <td>認定調査状況 チェック (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>ケアプランの点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>住宅改修等の点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>医療情報との実合 確認点検 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>介護給付費通知 (円)</td> <td>①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討</td> </tr> <tr> <td>③小規模自治体に該当</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。 3 ③は平成26年度の包括的支援事業、任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。 小規模自治体に該当する場合は、③を記入しなくても可。</p>	実施主体	〇〇市	①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		実施時期	平成 年 月 日から実施	②主要介護給付等費用適正化事業		事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等	認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	医療情報との実合 確認点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討	③小規模自治体に該当	
実施主体	〇〇市																																												
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																													
実施時期	平成 年 月 日から実施																																												
②主要介護給付等費用適正化事業																																													
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等																																												
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
医療情報との実合 確認点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
③小規模自治体に該当																																													
実施主体	〇〇市																																												
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施																																													
実施時期	平成 年 月 日から実施																																												
②主要介護給付等費用適正化事業																																													
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等																																												
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
医療情報との実合 確認点検 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価 ②分析の結果明らかになる課題の整理 ③目標の達成に向けた改善策の検討																																												
③小規模自治体に該当																																													

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙様式第5 ～ 別紙様式第7（略）</p> <p>別紙様式第8</p> <p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。 (1) 当初申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出 について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金変更交付申請 書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付する こと。 (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度地域支援事業交付金事業実績報告 書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p> <p>別紙様式第8様式1～別紙様式第8様式2別表（略）</p>	<p>別紙様式第5 ～ 別紙様式第7（略）</p> <p>別紙様式第8</p> <p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">(標 題)</p> <p>管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。</p> <p>記入上の注意 標題は、次のとおり記入する。 (1) 当初申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金交付申請書の提出 について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。 (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度地域支援事業交付金変更交付申請 書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付する こと。 (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度地域支援事業交付金事業実績報告 書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。</p> <p>別紙様式第8様式1～別紙様式第8様式2別表（略）</p>

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>目次</p> <p>第1 総合事業の実施に関する総則的な事項</p> <p>1 事業の目的・考え方</p> <p>(1) 総合事業の趣旨</p> <p>(2) 背景・基本的考え方</p> <p>2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>3 市町村による効果的・効率的な事業実施</p> <p>4 都道府県による市町村への支援</p> <p>5 好事例の提供</p> <p>第2 サービスの類型（多様化するサービスの典型例）</p> <p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>2 サービスの分類について</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方及び定義</p> <p>(2) コーディネーターの目的・役割等</p> <p>(3) 協議体の目的・役割等</p> <p>(4) 市町村、都道府県及び国の役割</p> <p>(5) 取組の流れ</p> <p>(6) その他</p> <p>4 住民主体の支援活動等の推進</p> <p>(1) ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施</p> <p>(2) 介護支援ボランティアポイントの活用</p> <p>(3) 高齢者の社会参加による介護予防等の推進</p> <p>5 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用</p> <p>(1) 地域ケア会議の活用</p> <p>(2) 既存資源の活用</p> <p>6 協議体・コーディネーター設置について参考となる実際の事例</p> <p>(1) 地域包括支援センター型</p> <p>(2) 住民・行政等協働型</p> <p>(3) 社会福祉協議会型</p> <p>(4) NPO型①</p> <p>(5) NPO型②</p> <p>(6) 中間支援組織型</p>	<p>目次</p> <p>第1 総合事業の実施に関する総則的な事項</p> <p>1 事業の目的・考え方</p> <p>(1) 総合事業の趣旨</p> <p>(2) 背景・基本的考え方</p> <p>2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p> <p>3 市町村による効果的・効率的な事業実施</p> <p>4 都道府県による市町村への支援</p> <p>5 好事例の提供</p> <p>第2 サービスの類型（多様化するサービスの典型例）</p> <p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>2 サービスの分類について</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方及び定義</p> <p>(2) コーディネーターの目的・役割等</p> <p>(3) 協議体の目的・役割等</p> <p>(4) 市町村、都道府県及び国の役割</p> <p>(5) 取組の流れ</p> <p>(6) その他</p> <p>4 住民主体の支援活動等の推進</p> <p>(1) ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施</p> <p>(2) 介護支援ボランティアポイントの活用</p> <p>(3) 高齢者の社会参加による介護予防等の推進</p> <p>5 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用</p> <p>(1) 地域ケア会議の活用</p> <p>(2) 既存資源の活用</p> <p>6 協議体・コーディネーター設置について参考となる実際の事例</p> <p>(1) 地域包括支援センター型</p> <p>(2) 住民・行政等協働型</p> <p>(3) 社会福祉協議会型</p> <p>(4) NPO型①</p> <p>(5) NPO型②</p> <p>(6) 中間支援組織型</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第4 サービスの利用の流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）</p> <p>1 周知</p> <p>2 相談</p> <p>3 基本チェックリストの活用・実施</p> <p>4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメントの概要</p> <p>(2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントの考え方と類型</p> <p>(3) 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項</p> <p>第5 自立支援に向けた関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）と効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～歩進んだケアマネジメントに向けたガイドライン～</p> <p>1 関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築と規範的統合</p> <p>(2) 明確な目標設定と本人との意識の共有</p> <p>(3) ケアプランの作成</p> <p>(4) モニタリング・評価</p> <p>(5) セルフケア・セルフマネジメントの推進</p> <p>(6) 「介護予防手帳」等の活用</p> <p>2 好事例等から得られた自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげる方策～</p> <p>(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点</p> <p>(2) サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援</p> <p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業の概要</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法</p> <p>(3) 指定事業者制度</p> <p>(4) サービスの基準</p> <p>(5) 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和</p> <p>(6) 単価等</p> <p>(7) 利用者負担（利用料）</p> <p>(8) 給付管理</p> <p>(9) 高額介護予防サービス費相当事業等</p> <p>(10) 審査支払の国保連合会の活用</p> <p>(11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担</p> <p>(12) その他の制度における総合事業の取扱いについて</p> <p>2 一般介護予防事業</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 事業の実施</p>	<p>第4 サービスの利用の流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）</p> <p>1 周知</p> <p>2 相談</p> <p>3 基本チェックリストの活用・実施</p> <p>4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメントの概要</p> <p>(2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントの考え方と類型</p> <p>(3) 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項</p> <p>第5 自立支援に向けた関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）と効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～歩進んだケアマネジメントに向けたガイドライン～</p> <p>1 関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築と規範的統合</p> <p>(2) 明確な目標設定と本人との意識の共有</p> <p>(3) ケアプランの作成</p> <p>(4) モニタリング・評価</p> <p>(5) セルフケア・セルフマネジメントの推進</p> <p>(6) 「介護予防手帳」等の活用</p> <p>2 好事例等から得られた自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげる方策～</p> <p>(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点</p> <p>(2) サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援</p> <p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業の概要</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法</p> <p>(3) 指定事業者制度</p> <p>(4) サービスの基準</p> <p>(5) 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和</p> <p>(6) 単価等</p> <p>(7) 利用者負担（利用料）</p> <p>(8) 給付管理</p> <p>(9) 高額介護予防サービス費相当事業等</p> <p>(10) 審査支払の国保連合会の活用</p> <p>(11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担</p> <p>(12) その他の制度における総合事業の取扱いについて</p> <p>2 一般介護予防事業</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 事業の実施</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(3) 介護予防の取組に関する事業評価 (4) 実施に当たっての留意事項</p> <p>3 地域支援事業の上限設定 (1) 概要 (2) 総合事業の上限管理</p> <p>4 定期的な評価・検証</p> <p>5 その他 (1) 住所地特例対象者に対する総合事業の実施 (2) 地域支援事業における財政調整 (3) 事故時の対応 (4) 苦情処理 (5) 総合事業でそれぞれの者が利用できるサービスの整理例</p> <p>第7 その他 1 総合事業の会計年度、会計の費目</p> <p>第1 総合事業の実施に関する総則的な事項 1 事業の目的・考え方 (1) 総合事業の趣旨 ○ 団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。 (図略) ○ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。</p>	<p>(3) 介護予防の取組に関する事業評価 (4) 実施に当たっての留意事項</p> <p>3 地域支援事業の上限設定 (1) 概要 (2) 総合事業の上限管理</p> <p>4 定期的な評価・検証</p> <p>5 その他 (1) 住所地特例対象者に対する総合事業の実施 (2) 地域支援事業における財政調整 (3) 事故時の対応 (4) 苦情処理 (5) 総合事業でそれぞれの者が利用できるサービスの整理例</p> <p>第7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組み 1 総合事業への円滑な移行 (1) 市町村における総合事業の実施の猶予 (2) 総合事業の多様な移行の推進 (3) 総合事業のみなし指定 (4) 要介護認定に係る有効期間の延長 2 総合事業への移行のための準備 3 旧総合事業を実施している市町村の移行 4 その他</p> <p>第8 その他 1 総合事業の会計年度、会計の費目</p> <p>第1 総合事業の実施に関する総則的な事項 1 事業の目的・考え方 (1) 総合事業の趣旨 ○ 団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。 (図略) ○ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為（以下「IADL」という。）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（以下「ADL」という。）は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。</p> <p>○ そのため、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。</p> <p>○ また、総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていく。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながる。</p> <p>このため、総合事業の実施主体である市町村は、地域支援事業に新たに設けられた生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を図るための事業（法第115条の45第2項第5号）（以下「生活支援体制整備事業」という。）を活用しながら、地域において、NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが望ましい。</p> <p>(図略)</p> <p>○ この指針は、市町村が、総合事業を適切かつ有効に実施するための基本的な事項を示すものである。</p> <p>(2) 背景・基本的考え方 ○ 総合事業では、 ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、 ② 住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。</p> <p>イ 多様な生活支援の充実 ○ 要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められる。</p> <p>○ 総合事業では、介護予防訪問介護等だけではなく、住民主体の多様な生活支援等サービスを支援の対象としていくとともに、包括的支援事業の生活支援体制整備事業により、NPO、ボランティア、</p>	<p>○ 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為（以下「IADL」という。）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（以下「ADL」という。）は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。</p> <p>○ そのため、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。</p> <p>○ また、総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていく。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながる。</p> <p>このため、総合事業の実施主体である市町村は、地域支援事業に新たに設けられた生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を図るための事業（法第115条の45第2項第5号）（以下「生活支援体制整備事業」という。）を活用しながら、地域において、NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが望ましい。</p> <p>(図略)</p> <p>○ この指針は、市町村が、総合事業を適切かつ有効に実施するための基本的な事項を示すものである。</p> <p>(2) 背景・基本的考え方 ○ 総合事業では、 ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、 ② 住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。</p> <p>イ 多様な生活支援の充実 ○ 要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められる。</p> <p>○ 総合事業では、介護予防訪問介護等だけではなく、住民主体の多様な生活支援等サービスを支援の対象としていくとともに、包括的支援事業の生活支援体制整備事業により、NPO、ボランティア、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>地縁組織、協同組合、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センター等による生活支援等サービスの開発、ネットワーク化を進める。また、こうした取組と合わせ、地域の生活支援等サービスの情報提供を進めるなど、高齢者がサービスにアクセスしやすい環境の整備も同時に進めていく必要がある。（グラフ略）</p>	<p>地縁組織、協同組合、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センター等による生活支援等サービスの開発、ネットワーク化を進める。また、こうした取組と合わせ、地域の生活支援等サービスの情報提供を進めるなど、高齢者がサービスにアクセスしやすい環境の整備も同時に進めていく必要がある。（グラフ略）</p> <p>○ なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「改正法」という。）においては、総合事業の施行期日は平成27年4月1日となっているが、市町村による実施は平成29年4月まで猶予できることとされている（改正法附則第14条第1項）。生活支援等サービスの体制整備等を進め、円滑な制度移行が行うことができるようにする趣旨である。</p>
<p>ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり （高齢者の社会参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化する生活支援の担い手となりうる高齢者自身のグループ活動の参加状況については、平成15年が54.8%であったが、平成25年では61.0%と増加している。また、今後の参加意向について「参加したい」と回答した者が54.1%となっているなど、高齢者の社会参加のニーズは高い。 ○ 一方、その活動内容では、高齢者の支援、子育て支援などは、低い割合にとどまっている。 ○ 別の調査では、安否確認の声かけ、話し相手や相談相手、ちょっとした買い物やゴミ出しなどの支援を実施したいという高齢者が80%を超えているというものもあり、地域における支え合いの力は可能性を秘めている。 ○ このような高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、市町村においても積極的な取組を推進することが重要である。 ○ また、地域貢献はしたいが何をどのようにしてよいかわからないとの声もあり、これらを地域の力として生かしていくことができるよう、今後、市町村が中心となって、地域支援事業の生活支援体制整備事業等も活用しつつ、生活支援等サービスを提供するボランティアとなるための研修を継続的に実施するなど、高齢者も含めた生活支援等サービスを提供したいと考えている者と地域における生活支援のニーズをマッチングしていく必要がある。 <p>（表1～3 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、介護保険の給付によるサービスとともに、個人の選択を尊重しつつ、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励することが重要である。また、併せて、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図ることが重要である。 	<p>ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり （高齢者の社会参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化する生活支援の担い手となりうる高齢者自身のグループ活動の参加状況については、平成15年が54.8%であったが、平成25年では61.0%と増加している。また、今後の参加意向について「参加したい」と回答した者が54.1%となっているなど、高齢者の社会参加のニーズは高い。 ○ 一方、その活動内容では、高齢者の支援、子育て支援などは、低い割合にとどまっている。 ○ 別の調査では、安否確認の声かけ、話し相手や相談相手、ちょっとした買い物やゴミ出しなどの支援を実施したいという高齢者が80%を超えているというものもあり、地域における支え合いの力は可能性を秘めている。 ○ このような高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、市町村においても積極的な取組を推進することが重要である。 ○ また、地域貢献はしたいが何をどのようにしてよいかわからないとの声もあり、これらを地域の力として生かしていくことができるよう、今後、市町村が中心となって、地域支援事業の生活支援体制整備事業等も活用しつつ、生活支援等サービスを提供するボランティアとなるための研修を継続的に実施するなど、高齢者も含めた生活支援等サービスを提供したいと考えている者と地域における生活支援のニーズをマッチングしていく必要がある。 <p>（表1～3 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、介護保険の給付によるサービスとともに、個人の選択を尊重しつつ、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励することが重要である。また、併せて、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図ることが重要である。
<p>ハ 介護予防の推進 （基本的な考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、 	<p>ハ 介護予防の推進 （基本的な考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、

改正後（新）	改正前（旧）
<p>単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組（多様な通いの場の創出など）が必ずしも十分ではなかったという課題がある。 ○ このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。 <p>（要支援者等に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者は、ADLは自立しているが、IADLの一部が行いにくくなっている者が多い。このような支障のある日常生活行為の多くは、生活の仕方や道具を工夫することで、自立をすることが期待できる。例えば、掃除であれば掃除機からほうきやモップに変える、買い物であればカゴ付き歩行車を活用するなど、環境調整やその動作を練習することで改善することができる。 	<p>単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組（多様な通いの場の創出など）が必ずしも十分ではなかったという課題がある。 ○ このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。 <p>（要支援者等に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者は、ADLは自立しているが、IADLの一部が行いにくくなっている者が多い。このような支障のある日常生活行為の多くは、生活の仕方や道具を工夫することで、自立をすることが期待できる。例えば、掃除であれば掃除機からほうきやモップに変える、買い物であればカゴ付き歩行車を活用するなど、環境調整やその動作を練習することで改善することができる。
<p><要支援者の状態></p> <p>要支援1～要介護2の認定調査結果</p> <p>要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。</p> <p>※1 「移行できる」には、「軽がつかまればできる」を含む。 ※2 平成23年度介護保険認定における認定調査結果（出典：認定調査ネットワーク（平成24年2月15日集計結果））</p>	<p><要支援者の状態></p> <p>要支援1～要介護2の認定調査結果</p> <p>要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。</p> <p>※1 「移行できる」には、「軽がつかまればできる」を含む。 ※2 平成23年度介護保険認定における認定調査結果（出典：認定調査ネットワーク（平成24年2月15日集計結果））</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 要支援者を含め私たちの生活は、ADLやIADL、社会との交流などさまざまな生活行為の連続で成り立っている。このような当たり前の生活が、病気による体調の不調や、加齢に伴う視力や聴力の低下などをきっかけに生活がうまくできなくなり、その結果生活の意欲が低下し、閉じこもり状態に至ることもある。また、親しい友人や配偶者との死別をきっかけとして、孤独感から意欲が低下したり、一人暮らし高齢者が家族との同居をきっかけとして、家事などの家庭内の役割を喪失し、「何もできない」と落ち込み、うつ状態に至ることもある。</p> <p>○ このため、高齢者に対する支援に当たっては、高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるよう、地域の力を借りながら、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動の場への参加に焦点をあて、生活の意欲を高める働きかけが求められる。</p>	<p>○ 要支援者を含め私たちの生活は、ADLやIADL、社会との交流などさまざまな生活行為の連続で成り立っている。このような当たり前の生活が、病気による体調の不調や、加齢に伴う視力や聴力の低下などをきっかけに生活がうまくできなくなり、その結果生活の意欲が低下し、閉じこもり状態に至ることもある。また、親しい友人や配偶者との死別をきっかけとして、孤独感から意欲が低下したり、一人暮らし高齢者が家族との同居をきっかけとして、家事などの家庭内の役割を喪失し、「何もできない」と落ち込み、うつ状態に至ることもある。</p> <p>○ このため、高齢者に対する支援に当たっては、高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるよう、地域の力を借りながら、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動の場への参加に焦点をあて、生活の意欲を高める働きかけが求められる。</p>
<p>ニ 市町村、地域包括支援センター、住民、事業者等の関係者間における意識の共有（規範的統合）と自立支援に向けたサービス・支援の展開</p> <p>○ 今後高齢者が地域において健康で自立した生活を送るためには、保険者である市町村、地域包括支援センター、住民、事業者等の関係者の中で、介護保険の自立支援や介護予防といった理念や、高齢者自らが健康保持増進や介護予防に取り組むといった基本的な考え方、わがまちの地域包括ケアシステムや地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種の専門的視点を活用しながら自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント支援を行うことが求められる。</p> <p>（自立支援や介護予防の理念・意識の共有）</p> <p>○ 法第4条においては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める」とこととされている。</p> <p>○ 被保険者は、給付や総合事業により、ニーズに応じたサービスを利用することが可能であるが、その利用に当たっては適切なサービス内容を公正中立に判断するために、地域包括支援センターや介護支援専門員等の専門職が介護予防ケアマネジメントによりサービス提供につなげる枠組みとなっている。</p> <p>○ こうした介護予防ケアマネジメントの主体と、要支援者等やサービス提供者が、介護保険制度の自立支援の理念や介護予防の重要性等を共有し、具体的な支援の在り方を考えることが重要である。</p> <p>○ また、多様なニーズや多様な価値観がある中で、支援する側の知識・技術・価値観によって判断が変わることも少なくない。そのため、対人支援に関わる者は自らの判断だけではなく、地域ケア会議などにより、積極的に多職種の視点を取り入れることが重要である。</p> <p>（セルフマネジメントの視点）</p> <p>○ 地域住民が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、状態の悪化が免れない場合であっても、その進行をできるだけ緩やかにし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者自身がその健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。</p>	<p>ニ 市町村、地域包括支援センター、住民、事業者等の関係者間における意識の共有（規範的統合）と自立支援に向けたサービス・支援の展開</p> <p>○ 今後高齢者が地域において健康で自立した生活を送るためには、保険者である市町村、地域包括支援センター、住民、事業者等の関係者の中で、介護保険の自立支援や介護予防といった理念や、高齢者自らが健康保持増進や介護予防に取り組むといった基本的な考え方、わがまちの地域包括ケアシステムや地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種の専門的視点を活用しながら自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント支援を行うことが求められる。</p> <p>（自立支援や介護予防の理念・意識の共有）</p> <p>○ 法第4条においては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める」とこととされている。</p> <p>○ 被保険者は、給付や総合事業により、ニーズに応じたサービスを利用することが可能であるが、その利用に当たっては適切なサービス内容を公正中立に判断するために、地域包括支援センターや介護支援専門員等の専門職が介護予防ケアマネジメントによりサービス提供につなげる枠組みとなっている。</p> <p>○ こうした介護予防ケアマネジメントの主体と、要支援者等やサービス提供者が、介護保険制度の自立支援の理念や介護予防の重要性等を共有し、具体的な支援の在り方を考えることが重要である。</p> <p>○ また、多様なニーズや多様な価値観がある中で、支援する側の知識・技術・価値観によって判断が変わることも少なくない。そのため、対人支援に関わる者は自らの判断だけではなく、地域ケア会議などにより、積極的に多職種の視点を取り入れることが重要である。</p> <p>（セルフマネジメントの視点）</p> <p>○ 地域住民が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、状態の悪化が免れない場合であっても、その進行をできるだけ緩やかにし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者自身がその健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。</p>

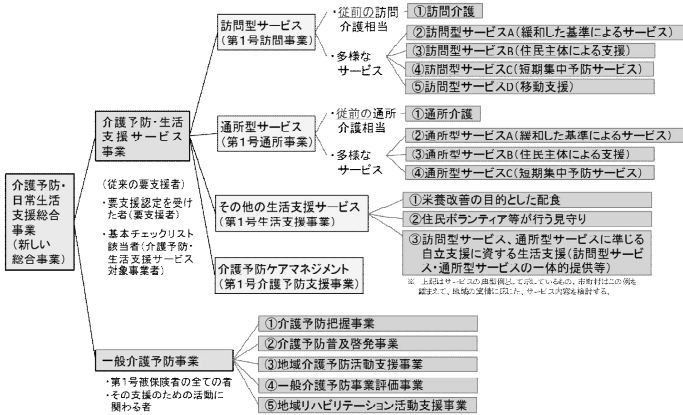
改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 住民一人一人が医療・介護・予防などのリテラシーを高めることによって、個人の健康寿命の延伸と生活の質の向上につながり、個人が情報や支援にアクセスできない場合には、家族がその機能を補うことができ、家族が果たせない場合には近隣が支えていくことができるというように、地域全体の力が高まっていく。</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、単にサービスメニューや利用方法、提供体制等について周知するだけでなく、各自がその能力を最大限活用しつつ、地域社会とのつながりを断絶することなく適切な支援を受けることが重要であることを理解してもらう必要がある。要支援者等の状態等によっては、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントにより継続的に関与しないケースも想定されることから、要支援者等自らが自らの健康保持や介護予防の意識を共有し、各種サービスの利用・支援への参加等をしていくことが重要である。</p> <p>ホ 認知症施策の推進</p> <p>○ 我が国における認知症の人の数は平成24（2012）年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI: Mild Cognitive Impairment）と推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群とも言われている。また、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、今後、現在利用可能なデータに基づき新たな推計を行ったところ、平成37（2025）年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みと結果が明らかとなった。</p> <p>○ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、国において、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定し、地域支援事業においても、初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置等を位置づけ、取組を推進することとしている。</p> <p>○ 総合事業の実施においても、地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施することや、地域において見守り体制を構築し、必要な場合にはその初期において認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなど専門機関につなぐなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>ヘ 共生社会の推進</p> <p>○ 住民主体の支援等を実施していくに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりやつながりが高齢者の支援にとっても有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等も含めた、対象を限定しない豊かな地域づくりを心がけることが重要である。</p> <p>そのため、総合事業の実施に当たっては、柔軟な事業実施に心がけるとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携した対応が重要である。</p>	<p>○ 住民一人一人が医療・介護・予防などのリテラシーを高めることによって、個人の健康寿命の延伸と生活の質の向上につながり、個人が情報や支援にアクセスできない場合には、家族がその機能を補うことができ、家族が果たせない場合には近隣が支えていくことができるというように、地域全体の力が高まっていく。</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、単にサービスメニューや利用方法、提供体制等について周知するだけでなく、各自がその能力を最大限活用しつつ、地域社会とのつながりを断絶することなく適切な支援を受けることが重要であることを理解してもらう必要がある。要支援者等の状態等によっては、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントにより継続的に関与しないケースも想定されることから、要支援者等自らが自らの健康保持や介護予防の意識を共有し、各種サービスの利用・支援への参加等をしていくことが重要である。</p> <p>ホ 認知症施策の推進</p> <p>○ 我が国における認知症の人の数は平成24（2012）年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI: Mild Cognitive Impairment）と推計される約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群とも言われている。また、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、今後、現在利用可能なデータに基づき新たな推計を行ったところ、平成37（2025）年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みと結果が明らかとなった。</p> <p>○ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、国において、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定し、地域支援事業においても、初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置等を位置づけ、取組を推進することとしている。</p> <p>○ 総合事業の実施においても、地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施することや、地域において見守り体制を構築し、必要な場合にはその初期において認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなど専門機関につなぐなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>ヘ 共生社会の推進</p> <p>○ 住民主体の支援等を実施していくに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりやつながりが高齢者の支援にとっても有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等も含めた、対象を限定しない豊かな地域づくりを心がけることが重要である。</p> <p>そのため、総合事業の実施に当たっては、柔軟な事業実施に心がけるとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携した対応が重要である。</p>

改正後（新）

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者
（総合事業の全体像）

- 総合事業は、①介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）からなる。（図略）

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

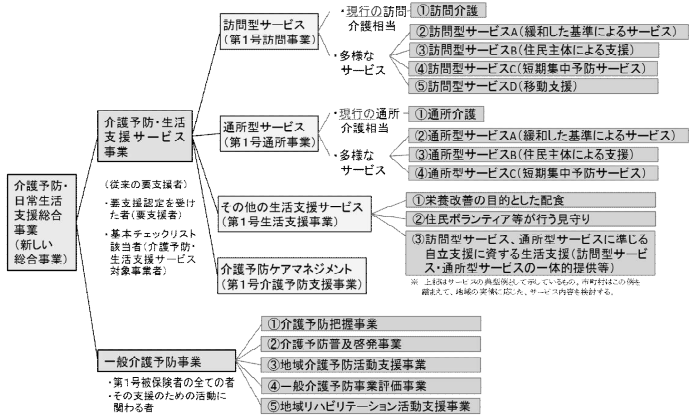


改正前（旧）

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者
（総合事業の全体像）

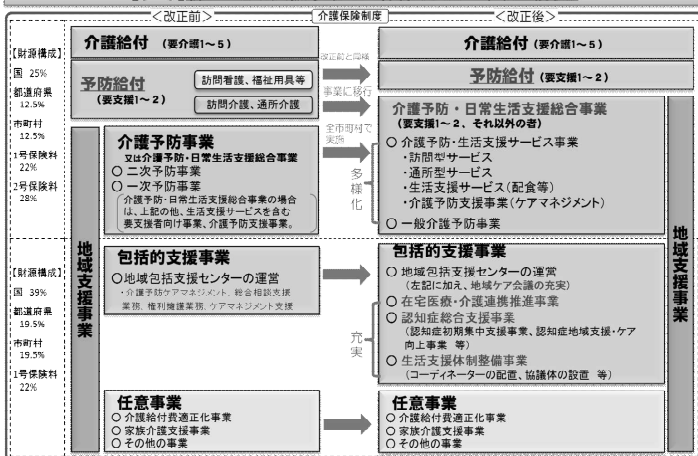
- 総合事業は、①介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）からなる。（図略）

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



改正後（新）

【参考】新しい地域支援事業の全体像（平成26年改正前後）



(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

（事業内容）

- 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）（以下サービス事業という。）は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援する。
- この事業は、「訪問型サービス（第1号訪問事業）」、「通所型サービス（第1号通所事業）」、「その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」から構成される。

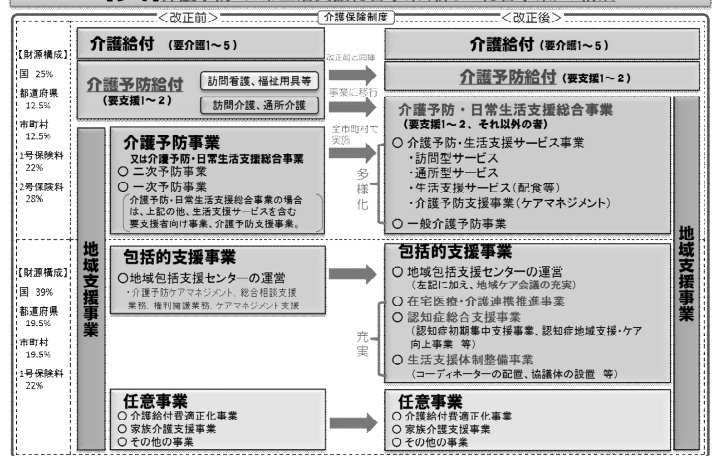
（表4 略）

（対象者）

- 対象者は、改正法による改正前の要支援者に相当する者であるが、サービス事業においては、サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリスト※を用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設ける。前者は要支援者、後者は介護予防・生活支

改正前（旧）

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

（事業内容）

- 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）（以下サービス事業という。）は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援する。
- この事業は、「訪問型サービス（第1号訪問事業）」、「通所型サービス（第1号通所事業）」、「その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」から構成される。

（表4 略）

（対象者）

- 対象者は、改正法による改正前の要支援者に相当する者であるが、サービス事業においては、サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受け介護予防ケアマネジメントを受ける流れのほかに、基本チェックリスト※を用いた簡易な形でまず対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設ける。前者は要支援者、後者は介護予防・生活支

改正後（新）

援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）として、サービス事業の対象とする。

※ 市町村においては、基本チェックリストが、従来の2次予防事業対象者の把握事業のように、市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡便にサービスにつながるために実施するものであることに留意する必要がある。

○ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等のサービスを利用する場合については、引き続き要支援認定を受ける必要があるが、サービス事業のサービスのみを利用する場合には、要支援認定を受けず、上記簡便な形でサービス利用が可能となる。

○ 基本チェックリストの活用当たっては、従来の利用方法とは異なり、市町村又は地域包括支援センターに、サービスの利用相談に来た被保険者（第1号被保険者に限る。）に対して、①対面で基本チェックリストを用い、相談を受け、基本チェックリストにより事業対象者に該当した者には、②更に介護予防ケアマネジメントを行う。

なお、事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定しており、そのような状態等に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげていくことが重要である（詳細は、第4 サービスの流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）を参照）。

○ なお、第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。

(2) 一般介護予防事業

(事業内容)

○ 一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置づけるものである。

○ この事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成される。

(表5 略)

(対象者)

○ 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

改正前（旧）

援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）として、サービス事業の対象とする。

※ 市町村においては、基本チェックリストが、従来の2次予防事業対象者の把握事業のように、市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡便にサービスにつながるために実施するものであることに留意する必要がある。

○ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等のサービスを利用する場合については、引き続き要支援認定を受ける必要があるが、サービス事業のサービスのみを利用する場合には、要支援認定を受けず、上記簡便な形でサービス利用が可能となる。

○ 基本チェックリストの活用当たっては、従来の利用方法とは異なり、市町村又は地域包括支援センターに、サービスの利用相談に来た被保険者（第1号被保険者に限る。）に対して、①対面で基本チェックリストを用い、相談を受け、基本チェックリストにより事業対象者に該当した者には、②更に介護予防ケアマネジメントを行う。

なお、事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定しており、そのような状態等に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげていくことが重要である（詳細は、第4 サービスの流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）を参照）。

○ なお、第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。

(2) 一般介護予防事業

(事業内容)

○ 一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置づけるものである。

○ この事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成される。

(表5 略)

(対象者)

○ 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

改正後（新）

一般介護予防事業

○ 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。

○ 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

○ リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

26年介護保険法改正以前の介護予防事業

一次予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- 二次予防事業対象者把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 二次予防事業評価事業

26年介護保険法改正後の一般介護予防事業

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

改正前（旧）

新しい介護予防事業

○ 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。

○ 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

○ リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現在の介護予防事業

一次予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- 二次予防事業対象者の把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 二次予防事業評価事業

一般介護予防事業

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>3 市町村による効果的・効率的な事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業の実施に当たっては、市町村は効率的な事業実施につなげていくことが求められる。そのため、市町村は以下のような取組により、効率的な事業実施に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、状態等に応じた住民主体のサービス利用の促進（サービス内容に応じた単価や利用料の設定。結果として、低廉な単価のサービスの利用普及） ・ 高齢者の社会参加の促進（支援を必要とする高齢者への支援の担い手としての参加等）や要支援状態となることを予防する事業（身近な地域における体操の集いの普及、短期集中予防サービス、地域リハビリテーション活動支援事業の活用等）の充実による認定に至らない高齢者の増加 ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等 <p>により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。</p> <p>その際、市町村、地域包括支援センター、事業者、利用者、住民等、関係者間で意識の共有が図られることが重要である。</p> <p>（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標設定においては、総合事業と予防給付の費用の伸び率が、中長期的に、サービスを主に利用している75歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力する。 ○ さらに、近年介護予防通所介護の伸びが著しい市町村があることも踏まえると、今回の法改正により、新たに設けられた生活支援体制整備事業も活用して、市町村において生活支援等サービスの体制整備を急いでいくことなどにより、短期的に、より大きな費用の効率化も期待される。 <p>（事業の評価・検証と次期計画への反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業を効率的に実施していくためには、個々の事業評価を併せて、市町村による総合事業の結果等の評価・検証と次期計画期間への取組の反映が重要である。 ○ 総合事業の評価は、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標といった評価指標で評価することが考えられる。 <p>評価結果については、市町村、地域包括支援センターをはじめとする関係者で共有することで、以降のケアプラン作成におけるサービス選定や、サービスの質の向上に活用することにもつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。（総合事業の検証の詳細については、第6の4 定期的な評価・検証を参照） <p>（図略）</p> <p>4 都道府県による市町村への支援 （都道府県による支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業は、市町村が、その地域の実情に応じて、取組を実施するものであり、多様なサービスの充実等による地域の支え合い体制づくりや、多様なサービスにおける単価や基準、利用者負担の設定 	<p>3 市町村による効果的・効率的な事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業の実施に当たっては、市町村は効率的な事業実施につなげていくことが求められる。そのため、市町村は以下のような取組により、効率的な事業実施に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、状態等に応じた住民主体のサービス利用の促進（サービス内容に応じた単価や利用料の設定。結果として、低廉な単価のサービスの利用普及） ・ 高齢者の社会参加の促進（支援を必要とする高齢者への支援の担い手としての参加等）や要支援状態となることを予防する事業（身近な地域における体操の集いの普及、短期集中予防サービス、地域リハビリテーション活動支援事業の活用等）の充実による認定に至らない高齢者の増加 ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等 <p>により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。</p> <p>その際、市町村、地域包括支援センター、事業者、利用者、住民等、関係者間で意識の共有が図られることが重要である。</p> <p>（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標設定においては、総合事業と予防給付の費用の伸び率が、中長期的に、サービスを主に利用している75歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力する。 ○ さらに、近年介護予防通所介護の伸びが著しい市町村があることも踏まえると、今回の法改正により、新たに設けられた生活支援体制整備事業も活用して、市町村において生活支援等サービスの体制整備を急いでいくことなどにより、短期的に、より大きな費用の効率化も期待される。 <p>（事業の評価・検証と次期計画への反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業を効率的に実施していくためには、個々の事業評価を併せて、市町村による総合事業の結果等の評価・検証と次期計画期間への取組の反映が重要である。 ○ 総合事業の評価は、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標といった評価指標で評価することが考えられる。 <p>評価結果については、市町村、地域包括支援センターをはじめとする関係者で共有することで、以降のケアプラン作成におけるサービス選定や、サービスの質の向上に活用することにもつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、各市町村で開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。（総合事業の検証の詳細については、第6の4 定期的な評価・検証を参照） <p>（図略）</p> <p>4 都道府県による市町村への支援 （都道府県による支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業は、市町村が、その地域の実情に応じて、取組を実施するものであり、多様なサービスの充実等による地域の支え合い体制づくりや、多様なサービスにおける単価や基準、利用者負担の設定
<p>5 好事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による効果的・効果的な総合事業の実施のため、各種好事例を収集し、以下のような事例集 	<p>5 好事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による効果的・効果的な総合事業の実施のため、各種好事例を収集し、以下のような事例集

改正後（新）	改正前（旧）
<p>など、多岐にわたる事務が生じることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ そのため、国において、指定事業者制度や国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による審査支払を可能とするなどの仕組みを設けるとともに、市町村における総合事業の円滑な実施のための本ガイドラインの提示や生活支援体制整備事業の創設など、市町村が事業を円滑に実施することができるよう配慮している。 ○ 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その実情に応じた市町村への支援が重要であることから、市町村支援に取り組むことが求められる。 <p>（具体的な支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県においては、その地域の実情に応じて、例えば以下のような取組を行うことが重要である。 <p><現状把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査 <p><相談・助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの相談に対する助言・支援 ・ 地域における好事例などの収集・情報提供 <p><人材育成・人材確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員や地域包括支援センターの職員など、総合事業において中核を担う者に対する研修の実施 ・ 生活支援コーディネーターの養成（研修の実施など） ・ 保健師やリハビリテーション専門職等の広域派遣調整（地域ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業など） <p><広域調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化 ・ 市町村間の連絡調整 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業実施の評価及びフィードバック ・ 都道府県・市町村における地域福祉担当課との協働支援 ・ 要介護者に対する訪問介護や通所介護とともに総合事業を提供している指定事業者に対する監督・指導、不適切な事例が見つかった場合における市町村への通知（第6の1（3）指定事業者制度を参照） ・ 高齢者の社会活動等の振興のための組織づくりや人づくり（指導者の養成）等を行っている明るい長寿社会づくり推進機構を通じた市町村支援 <p>※ほかに、都道府県施設の利用への協力や広報等の広告媒体での協力など</p> <p><高知県の取組例></p> <p>（略）</p>	<p>など、多岐にわたる事務が生じることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ そのため、国において、指定事業者制度や国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による審査支払を可能とするなどの仕組みを設けるとともに、市町村における総合事業の円滑な実施のための本ガイドラインの提示や生活支援体制整備事業の創設など、市町村が事業を円滑に実施することができるよう配慮している。 ○ 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その実情に応じた市町村への支援が重要であることから、市町村支援に取り組むことが求められる。 <p>（具体的な支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県においては、その地域の実情に応じて、例えば以下のような取組を行うことが重要である。 <p><現状把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査 <p><相談・助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの相談に対する助言・支援 ・ 地域における好事例などの収集・情報提供 <p><人材育成・人材確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員や地域包括支援センターの職員など、総合事業において中核を担う者に対する研修の実施 ・ 生活支援コーディネーターの養成（研修の実施など） ・ 保健師やリハビリテーション専門職等の広域派遣調整（地域ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業など） <p><広域調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化 ・ 市町村間の連絡調整 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業実施の評価及びフィードバック ・ 都道府県・市町村における地域福祉担当課との協働支援 ・ 要介護者に対する訪問介護や通所介護とともに総合事業を提供している指定事業者に対する監督・指導、不適切な事例が見つかった場合における市町村への通知（第6の1（3）指定事業者制度を参照） ・ 高齢者の社会活動等の振興のための組織づくりや人づくり（指導者の養成）等を行っている明るい長寿社会づくり推進機構を通じた市町村支援 <p>※ほかに、都道府県施設の利用への協力や広報等の広告媒体での協力など</p> <p><高知県の取組例></p> <p>（略）</p>
<p>5 好事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による効果的・効果的な総合事業の実施のため、各種好事例を収集し、以下のような事例集 	<p>5 好事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による効果的・効果的な総合事業の実施のため、各種好事例を収集し、以下のような事例集

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を取りまとめていることから、参照いただきたい。 （表略）</p> <p>○ また、これらの好事例については、地域包括ケア「見える化」システム※においても公表しており、そちらも積極的に活用いただきたい。 http://mieruka.mhlw.go.jp</p> <p>※ 公的統計や介護保険レセプトデータ等を活用し、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等、介護保険事業の現状分析を客観的かつ容易に把握できるようにすることにより、その地域の実情に合わせた、市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援するもの。</p> <p>○ さらに、厚生労働省のホームページにおいても、介護予防・日常生活支援総合事業に係る情報を提供しているので、活用されたい。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html</p> <p>第2 サービスの類型（多様化するサービスの典型例） （概要）</p> <p>○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要である。</p> <p>○ そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す（別紙も参照。別紙における事業の実施方法や各サービスの基準などの詳細については、第6 総合事業の制度的な枠組みに記載）ので、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、そのサービス提供の在り方について検討する。</p>	<p>を取りまとめていることから、参照いただきたい。 （表略）</p> <p>○ また、これらの好事例については、地域包括ケア「見える化」システム※においても公表しており、そちらも積極的に活用いただきたい。 http://mieruka.mhlw.go.jp</p> <p>※ 公的統計や介護保険レセプトデータ等を活用し、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等、介護保険事業の現状分析を客観的かつ容易に把握できるようにすることにより、その地域の実情に合わせた、市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援するもの。</p> <p>○ さらに、厚生労働省のホームページにおいても、介護予防・日常生活支援総合事業に係る情報を提供しているので、活用されたい。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html</p> <p>第2 サービスの類型（多様化するサービスの典型例） （概要）</p> <p>○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要である。</p> <p>○ そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す（別紙も参照。別紙における事業の実施方法や各サービスの基準などの詳細については、第6 総合事業の制度的な枠組みに記載）ので、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、そのサービス提供の在り方について検討する。</p>

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																		
<p>○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。</p> <p>①訪問型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。</p> <p>○ 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準</th> <th colspan="2">従前の訪問介護相当</th> <th colspan="3">多様なサービス</th> </tr> <tr> <th>①訪問介護</th> <th>②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)</th> <th>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</th> <th>④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)</th> <th>⑤訪問型サービスD (移動支援)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス内容</td> <td>訪問介護員による身体介護、生活援助</td> <td>生活援助等</td> <td>住民主体の自主活動として行う生活援助等</td> <td>保健師等による居宅での相談指導等</td> <td>移送前後の生活支援</td> </tr> <tr> <td>対象者とサービスの提供の考え方</td> <td colspan="2">○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</td> <td colspan="3">○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスDに準じる</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>事業者指定</td> <td>事業者指定/委託</td> <td>補助(助成)</td> <td colspan="2">直接実施/委託</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>予防給付の基準を基本</td> <td>人員等を緩和した基準</td> <td>個人情報保護等の最低限の基準</td> <td colspan="2">内容に応じた独自の基準</td> </tr> <tr> <td>サービス提供者(例)</td> <td>訪問介護員(訪問介護事業者)</td> <td>主に雇用労働者</td> <td>ボランティア主体</td> <td colspan="2">保健・医療の専門職(市町村)</td> </tr> </tbody> </table>	基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス			①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスDに準じる			実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		<p>○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。</p> <p>①訪問型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。</p> <p>○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準</th> <th colspan="2">現行の訪問介護相当</th> <th colspan="3">多様なサービス</th> </tr> <tr> <th>①訪問介護</th> <th>②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)</th> <th>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</th> <th>④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)</th> <th>⑤訪問型サービスD (移動支援)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス内容</td> <td>訪問介護員による身体介護、生活援助</td> <td>生活援助等</td> <td>住民主体の自主活動として行う生活援助等</td> <td>保健師等による居宅での相談指導等</td> <td>移送前後の生活支援</td> </tr> <tr> <td>対象者とサービスの提供の考え方</td> <td colspan="2">○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</td> <td colspan="3">○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスBに準じる</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>事業者指定</td> <td>事業者指定/委託</td> <td>補助(助成)</td> <td colspan="2">直接実施/委託</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>予防給付の基準を基本</td> <td>人員等を緩和した基準</td> <td>個人情報の保護等の最低限の基準</td> <td colspan="2">内容に応じた独自の基準</td> </tr> <tr> <td>サービス提供者(例)</td> <td>訪問介護員(訪問介護事業者)</td> <td>主に雇用労働者</td> <td>ボランティア主体</td> <td colspan="2">保健・医療の専門職(市町村)</td> </tr> </tbody> </table>	基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス			①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスBに準じる			実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
基準		従前の訪問介護相当		多様なサービス																																																																															
	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)																																																																														
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援																																																																														
対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスDに準じる																																																																																
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託																																																																															
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準																																																																															
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)																																																																															
基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス																																																																																
	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中で行うサービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)																																																																														
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援																																																																														
対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う 訪問型サービスBに準じる																																																																																
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託																																																																															
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準																																																																															
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)																																																																															

改正後（新）					改正前（旧）						
<p>②通所型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。</p> <p>○ 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。</p>					<p>②通所型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。</p> <p>○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。</p>						
基準	従前の通所介護相当		多様なサービス			基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中型サービス)	サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中型サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動等の機能向上や栄養改善等のプログラム	サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動等の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等	※3～6ヶ月の短期間で実施	対象者とサービス提供の方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等	※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(※)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	サービス提供者(※)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)
<p>③その他の生活支援サービス (P23～)</p> <p>○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。</p>					<p>③その他の生活支援サービス (P23～)</p> <p>○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。</p>						
<p>イ 訪問型サービス</p> <p>(概要)</p> <p>○ 訪問型サービスは、従前の介護予防訪問介護に相当するもの(訪問介護員等によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 従前の訪問介護相当のものについては、訪問介護員等による短時間の生活援助といったサービス内容も想定される。</p> <p>○ 多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA) ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援(訪問型サービスB) ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの(訪問型サービスC) ・ 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援(訪問型サービスD) <p>(留意事項)</p> <p>○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p>					<p>イ 訪問型サービス</p> <p>(概要)</p> <p>○ 訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護に相当するもの(訪問介護員等によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 現行の訪問介護相当のものについては、訪問介護員等による短時間の生活援助といったサービス内容も想定される。</p> <p>○ 多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA) ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援(訪問型サービスB) ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの(訪問型サービスC) ・ 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援(訪問型サービスD) <p>(留意事項)</p> <p>○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p>						

改正後（新）					改正前（旧）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護相当のサービスの利用に配慮する。 ・ 新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。 ・ 訪問介護員等による従前の介護予防訪問介護相当のサービスについては、主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。 ・ 従前の介護予防訪問介護相当のサービスを利用する場合や訪問型サービスAを利用する場合については、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。 ・ 多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。 ・ 平成30年度より介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者は、生活援助に重点を置いた研修カリキュラムを修めている。市町村は、当該研修の修了者について、総合事業の多様なサービスの従事者としての研修を修了したものとして取り扱うことが可能である。 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護相当のサービスの利用に配慮する。 ・ 新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。 ・ 訪問介護員等による現行の介護予防訪問介護相当のサービスについては、主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。 ・ 現行の介護予防訪問介護相当のサービスを利用する場合や訪問型サービスAを利用する場合については、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。 ・ 多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。 				
<p>ロ 通所型サービス</p> <p>(概要)</p> <p>○ 通所型サービスは、従前の介護予防通所介護に相当するもの(通所介護事業者の従事者によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 従前の通所介護相当のものについては、サービス内容や想定される状態の違い等に対応して、生活機能向上型のサービス内容のものとしてそれ以外のものの2つの種類が想定される。</p> <p>○ 多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者とともボランティアが補助的に加わった形により提供される、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA) ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援(通所型サービスB) ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの(通所型サービスC) <p>(留意事項)</p> <p>○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防通所介護相当のサービスの利用に配慮する。 ・ 新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。 ・ 通所介護事業者の従事者による従前の介護予防通所介護相当のサービスについては、主に、「多様なサービス」の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能 					<p>ロ 通所型サービス</p> <p>(概要)</p> <p>○ 通所型サービスは、現行の介護予防通所介護に相当するもの(通所介護事業者の従事者によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなる。</p> <p>○ 現行の通所介護相当のものについては、サービス内容や想定される状態の違い等に対応して、生活機能向上型のサービス内容のものとしてそれ以外のものの2つの種類が想定される。</p> <p>○ 多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者とともボランティアが補助的に加わった形により提供される、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA) ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援(通所型サービスB) ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの(通所型サービスC) <p>(留意事項)</p> <p>○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防通所介護相当のサービスの利用に配慮する。 ・ 新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。 ・ 通所介護事業者の従事者による現行の介護予防通所介護相当のサービスについては、主に、「多様なサービス」の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能 				

改正後（新）	改正前（旧）
<p>の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。 <p>ハ その他の生活支援サービス (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の生活支援サービスは、被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものと規定されている（法第115条の45第1項第1号ハ）。 ○ 厚生労働省令においては、その他の生活支援サービスとして総合事業により実施することができるものについて、以下の3つサービスを規定している。（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の7） <ol style="list-style-type: none"> ① 配食：栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など ② 定期的な安否確認及び緊急時の対応（以下「見守り」という。）：住民ボランティアなどが行う訪問による見守り ③ その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等） <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業によるその他の生活支援サービスは、市場におけるサービス提供の活用を補足するものとして提供するものである。 ・ 配食については、食材費などの補助を行う趣旨ではないことから、食材費などの実費については利用者に負担を求める。 <p>[参考] 利用券を発行・利用して、ボランティアがサービスを提供する事例 ～NPO法人市民助け合いネット（千葉県流山市）の活動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民主体の生活支援を円滑に提供することができるよう、ボランティア等が生活支援を提供する場合に、利用者とボランティア間での謝金の收受を利用券の收受で代用する仕組みを設けているところもある。その一例として、NPO法人市民助け合いネット（千葉県流山市）の活動を紹介する。 ○ NPO法人市民助け合いネットは、平成16年4月から、高齢者が日常生活を低額な謝金で支え合う有償ボランティア活動に取り組んでいる。 	<p>の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。 <p>ハ その他の生活支援サービス (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の生活支援サービスは、被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものと規定されている（法第115条の45第1項第1号ハ）。 ○ 厚生労働省令においては、その他の生活支援サービスとして総合事業により実施することができるものについて、以下の3つサービスを規定している。（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の7） <ol style="list-style-type: none"> ① 配食：栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など ② 定期的な安否確認及び緊急時の対応（以下「見守り」という。）：住民ボランティアなどが行う訪問による見守り ③ その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等） <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業によるその他の生活支援サービスは、市場におけるサービス提供の活用を補足するものとして提供するものである。 ・ 配食については、食材費などの補助を行う趣旨ではないことから、食材費などの実費については利用者に負担を求める。 <p>[参考] 利用券を発行・利用して、ボランティアがサービスを提供する事例 ～NPO法人市民助け合いネット（千葉県流山市）の活動～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民主体の生活支援を円滑に提供することができるよう、ボランティア等が生活支援を提供する場合に、利用者とボランティア間での謝金の收受を利用券の收受で代用する仕組みを設けているところもある。その一例として、NPO法人市民助け合いネット（千葉県流山市）の活動を紹介する。 ○ NPO法人市民助け合いネットは、平成16年4月から、高齢者が日常生活を低額な謝金で支え合う有償ボランティア活動に取り組んでいる。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 活動の仕組みは下図のとおりで、まず、サービスを提供したい人は「提供会員」として、予め提供できるサービスの内容、活動可能な地域、曜日等を登録する。また、サービスを利用したい人は「利用会員」として登録し、サービス利用前に利用券を購入しておく。利用会員はサービスが必要な時は事務局に要請し、事務局は依頼を受けたサービスを提供できる提供会員を選定し、調整後、利用者宅に赴いてサービスを提供してもらう。サービス提供後には、提供会員が、予め利用会員が購入している利用券を受け取って事務局に持参し精算するという流れである。</p> <p>○ 提供会員は、1時間の利用ならば800円のうち600円を謝金として会から受け取り、残りの200円は会の運営事務費に充てる。また居宅に赴く場合は、利用者から受け取った交通費券に基づいて、200円が提供会員に精算される仕組みである。</p> <p>○ 登録している提供会員は、平成26年4月現在で406名、利用会員は595名に上る。年齢についての制約はないが30歳代から90歳代まで幅広く利用しており、最も多いのは60歳代となっている。</p> <p>○ 福祉関係の助け合いの例としては、高齢者を始め、障害者や病気の方等の家事、外出支援、ごみ出し、網戸の掃除等、生活全般に関わる支援を行っている。</p> <p>○ 同ネットでは、活動の目的を「多くの市民が、親切を少しずつ寄せ合って、誰もが、住み慣れた所で「安心して暮らせる街」をつくる一助とする。」「この社会貢献の活動を、第2の人生の「生きがい」と「健康」さらに「仲間づくり」に役立て、「元氣シニア」を目指し、介護予防に寄与させる。」「定年退職後の就労機会を提供する。」と位置づけており、年々、会員が増加するなど、着実に地域に根付いている。</p> <p>(図略)</p> <p>※利用時間は、利用希望の受付時間のこと。実際の利用においては、利用者の利用希望時間と提供者の提供可能時間の調整によるため、利用時間はこの限りではない。</p> <p>ニ 介護予防ケアマネジメント (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものである。 ○ 要支援者で、予防給付によるサービスを利用するケースについては、予防給付の介護予防サービス計画費が支給される。要支援者等で、予防給付によるサービスの利用がないケースについては、本介護予防ケアマネジメントが行われる。 ○ ケースに応じ、以下のような類型の介護予防ケアマネジメントが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に、訪問型・通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービスC、通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用するケース（現行の介護予防支援に相当。ケアマネジメントA） ・ 主に、ケアマネジメントの結果、事業の実施方法が「補助」に該当するようなサービスや配食などのその他の生活支援サービス、又は一般介護予防事業の利用につなげるケース（緩和した基準によるケアマネジメントで、基本的にサービス利用開始時のみ行うもの。ケアマネジメントC） 	<p>○ 活動の仕組みは下図のとおりで、まず、サービスを提供したい人は「提供会員」として、予め提供できるサービスの内容、活動可能な地域、曜日等を登録する。また、サービスを利用したい人は「利用会員」として登録し、サービス利用前に利用券を購入しておく。利用会員はサービスが必要な時は事務局に要請し、事務局は依頼を受けたサービスを提供できる提供会員を選定し、調整後、利用者宅に赴いてサービスを提供してもらう。サービス提供後には、提供会員が、予め利用会員が購入している利用券を受け取って事務局に持参し精算するという流れである。</p> <p>○ 提供会員は、1時間の利用ならば800円のうち600円を謝金として会から受け取り、残りの200円は会の運営事務費に充てる。また居宅に赴く場合は、利用者から受け取った交通費券に基づいて、200円が提供会員に精算される仕組みである。</p> <p>○ 登録している提供会員は、平成26年4月現在で406名、利用会員は595名に上る。年齢についての制約はないが30歳代から90歳代まで幅広く利用しており、最も多いのは60歳代となっている。</p> <p>○ 福祉関係の助け合いの例としては、高齢者を始め、障害者や病気の方等の家事、外出支援、ごみ出し、網戸の掃除等、生活全般に関わる支援を行っている。</p> <p>○ 同ネットでは、活動の目的を「多くの市民が、親切を少しずつ寄せ合って、誰もが、住み慣れた所で「安心して暮らせる街」をつくる一助とする。」「この社会貢献の活動を、第2の人生の「生きがい」と「健康」さらに「仲間づくり」に役立て、「元氣シニア」を目指し、介護予防に寄与させる。」「定年退職後の就労機会を提供する。」と位置づけており、年々、会員が増加するなど、着実に地域に根付いている。</p> <p>(図略)</p> <p>※利用時間は、利用希望の受付時間のこと。実際の利用においては、利用者の利用希望時間と提供者の提供可能時間の調整によるため、利用時間はこの限りではない。</p> <p>ニ 介護予防ケアマネジメント (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものである。 ○ 要支援者で、予防給付によるサービスを利用するケースについては、予防給付の介護予防サービス計画費が支給される。要支援者等で、予防給付によるサービスの利用がないケースについては、本介護予防ケアマネジメントが行われる。 ○ ケースに応じ、以下のような類型の介護予防ケアマネジメントが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に、訪問型・通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービスC、通所型サービスCを組み合わせた複数のサービスを利用するケース（現行の介護予防支援に相当。ケアマネジメントA） ・ 主に、ケアマネジメントの結果、事業の実施方法が「補助」に該当するようなサービスや配食などのその他の生活支援サービス、又は一般介護予防事業の利用につなげるケース（緩和した基準によるケアマネジメントで、基本的にサービス利用開始時のみ行うもの。ケアマネジメントC）

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> 主に、ケアマネジメントAやC以外のケース（緩和した基準によるケアマネジメントで、サービス担当者会議などを省略可。ケアマネジメントB）（介護予防ケアマネジメントの詳細については、第4の4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始を参照。） <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、多様なサービスを総合事業に位置付け、要支援者等に提供していくに当たって、以下の事項に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> 総合事業では、従前のサービス類型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業による事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、総合的なサービス提供が行われ、要支援者等の状態等にあったふさわしいサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新しく総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用促進を図っていくことが重要である。 市町村は、あらかじめ、地域支援事業の生活支援体制整備事業などを活用して、NPOやボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を地域において整備するとともに、生活支援・介護予防サービスの提供に当たっては、総合事業の効果的かつ効率的な実施のため、住民主体の支援等に一部運営費補助を行うなど、住民主体の活動を積極的に支援することが望ましい。 介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置付けるに当たっては、単に支援をつなげるだけではなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくよう促していくなど、社会とのつながりをつくっていくことができるよう支援する。 訪問型サービスC、通所型サービスCは、従来2次予防事業として実施されていたものに、予防モデル事業の成果も反映させて取り組むことが想定されており、住民主体の支援と合わせ、新しい介護予防の考え方にに基づき、短期間（3～6か月程度）に保健・医療の専門職が支援を行い、一般介護予防事業による支援につなげていくことが求められる。 一般介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職等が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものであり、多職種協働による介護予防ケアマネジメントとともに、積極的に推進されることが期待される。 高齢者の外出機会の確保、多様な生活支援の提供等を考えたとき、今後地域における移動支援ニーズが高まっていくことが予想され、また、サロン等をはじめとしたサービス事業を効果的に実施していく上でも移動支援のニーズは高いことから、訪問型サービスDとしての事業の活用とともに、市町村の単独施策としての充実が望まれる。 その他の生活支援サービスを中心に、総合事業は、市場において提供されるサービスでは満たされないニーズに対応するものであることから、市場における民間サービス（総合事業の枠外のサービス）を積極的に活用していくことが重要である。 介護予防等訪問介護等の専門的サービス提供に当たっては、介護予防ケアマネジメントで設定 	<ul style="list-style-type: none"> 主に、ケアマネジメントAやC以外のケース（緩和した基準によるケアマネジメントで、サービス担当者会議などを省略可。ケアマネジメントB）（介護予防ケアマネジメントの詳細については、第4の4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始を参照。） <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、多様なサービスを総合事業に位置付け、要支援者等に提供していくに当たって、以下の事項に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> 総合事業では、既存のサービス類型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業による事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、総合的なサービス提供が行われ、要支援者等の状態等にあったふさわしいサービスが選択できるようにすることが重要である。その際、新しく総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用促進を図っていくことが重要である。 市町村は、あらかじめ、地域支援事業の生活支援体制整備事業などを活用して、NPOやボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を地域において整備するとともに、生活支援・介護予防サービスの提供に当たっては、総合事業の効果的かつ効率的な実施のため、住民主体の支援等に一部運営費補助を行うなど、住民主体の活動を積極的に支援することが望ましい。 介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置付けるに当たっては、単に支援をつなげるだけではなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくよう促していくなど、社会とのつながりをつくっていくことができるよう支援する。 訪問型サービスC、通所型サービスCは、従来2次予防事業として実施されていたものに、予防モデル事業の成果も反映させて取り組むことが想定されており、住民主体の支援と合わせ、新しい介護予防の考え方にに基づき、短期間（3～6か月程度）に保健・医療の専門職が支援を行い、一般介護予防事業による支援につなげていくことが求められる。 一般介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーション専門職等が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものであり、多職種協働による介護予防ケアマネジメントとともに、積極的に推進されることが期待される。 高齢者の外出機会の確保、多様な生活支援の提供等を考えたとき、今後地域における移動支援ニーズが高まっていくことが予想され、また、サロン等をはじめとしたサービス事業を効果的に実施していく上でも移動支援のニーズは高いことから、訪問型サービスDとしての事業の活用とともに、市町村の単独施策としての充実が望まれる。 その他の生活支援サービスを中心に、総合事業は、市場において提供されるサービスでは満たされないニーズに対応するものであることから、市場における民間サービス（総合事業の枠外のサービス）を積極的に活用していくことが重要である。 介護予防等訪問介護等の専門的サービス提供に当たっては、介護予防ケアマネジメントで設定

改正後（新）	改正前（旧）
<p>された長期目標、短期目標の達成に向け、意識を共有し、具体的なサービス提供につなげていくことが重要である。また、定期的なモニタリングにより、自立支援、介護予防にサービスが繋がっているかどうかの点検・評価を共有し、住民主体の支援等、要支援者等の状態等にふさわしい支援にできる限りつなげていくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスが多様化し、指定や補助など様々な方法により総合事業を実施することが可能となるが、従来一般会計で行っていた事業を総合事業に振り替えるようなことは想定していない。 <p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p><u>1 基本的な考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められる。 また、高齢者がその担い手となることで、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが可能となり、高齢者自身の介護予防の効果も期待できる。 新たに設けられた地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要である。 市町村における具体的な取組については、以下において各地域における好事例を踏まえた取組例を取りまとめたので、参考にして実施していただきたい。（図略） <p>（介護保険事業計画の第7期計画期間における対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等の高齢者は、IADLの低下が見られたり、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していること等から、多様な生活支援が必要となる。 こうした高齢者の在宅生活を支えるため、支え手の観点では、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等、支え手の裾野を多様な主体に広げ、重層的にサービスを提供する体制を構築することが重要である。 総合事業の発展的成長のためには、このような観点から、地域づくりに必要な、「地域のアセスメント」をしっかりと行う必要がある。 具体的には、地域の課題を把握して構造化することや、地域資源の把握を着実に行うため、以下の対応を重点的に進める。（参考項目：第3-3-（5）） <ul style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズの把握と地域の課題としての構造化 <ul style="list-style-type: none"> 下記ア～エの情報を活用し、地域における課題を把握し、地域で共通した課題とそうでない課題（個別ケースの課題）に分類をした上で、KJ法等により整理を行う。その上で、各課題について、緊急度や発生地域等で構造化を行う。 ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果（圏域ごとの家族構成、経済状況、外出の状況、移動の手段等に関する定量的情報） 	<p>された長期目標、短期目標の達成に向け、意識を共有し、具体的なサービス提供につなげていくことが重要である。また、定期的なモニタリングにより、自立支援、介護予防にサービスが繋がっているかどうかの点検・評価を共有し、住民主体の支援等、要支援者等の状態等にふさわしい支援にできる限りつなげていくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスが多様化し、指定や補助など様々な方法により総合事業を実施することが可能となるが、従来一般会計で行っていた事業を総合事業に振り替えるようなことは想定していない。 <p>第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等</p> <p><u>1 基本的な考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められる。 また、高齢者がその担い手となることで、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが可能となり、高齢者自身の介護予防の効果も期待できる。 新たに設けられた地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要である。 市町村における具体的な取組については、以下において各地域における好事例を踏まえた取組例を取りまとめたので、参考にして実施していただきたい。（図略） <p>（介護保険事業計画の第7期計画期間に向けた対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等の高齢者は、IADLの低下が見られたり、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していること等から、多様な生活支援が必要となる。 こうした高齢者の在宅生活を支えるため、支え手の観点では、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等、支え手の裾野を多様な主体に広げ、重層的にサービスを提供する体制を構築することが重要である。 総合事業の発展的成長のためには、このような観点から、地域づくりに必要な、「地域のアセスメント」をしっかりと行う必要がある。 具体的には、地域の課題を把握して構造化することや、地域資源の把握を着実に行うため、以下の対応を重点的に進める。（参考項目：第3-3-（5）） <ul style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズの把握と地域の課題としての構造化 <ul style="list-style-type: none"> 下記ア～エの情報を活用し、地域における課題を把握し、地域で共通した課題とそうでない課題（個別ケースの課題）に分類をした上で、KJ法等により整理を行う。その上で、各課題について、緊急度や発生地域等で構造化を行う。 ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果（圏域ごとの家族構成、経済状況、外出の状況、移動の手段等に関する定量的情報）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>イ 地域ケア会議や生活支援体制整備事業の協議体等の関係者が保有する情報 ウ 見える化システムにより把握されているデータ（給付や高齢化率にかかるデータ） エ その他、市町村の窓口担当者が把握している情報等</p> <p>② 地域資源の把握 多様な関係者の多様な視点から、地域の見つめ直し、「高齢者が参加する活動」「高齢者が利用するサービス」「実施主体」「場・拠点」等の観点に分類するなどして、地域資源を整理して把握する。また、民間企業やNPOなど、主体によって、得意なこととそうでないことが異なることから、それぞれの得手不得手を整理しておくことで、後のサービスの検討を効果的に進めることに繋がる。</p> <p>2. サービスの分類について ○ 生活支援等サービスは、以下のような事業実施の枠組みの分類があり、サービス内容に応じ、適切な枠組みを活用する。</p> <p><介護保険制度の地域支援事業> ① 介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス ② 一般介護予防事業（市町村や地域の住民が主体となった体操教室等） ③ 任意事業（要介護者等を対象とした配食・見守り等）</p> <p><介護保険制度外> ④ その他市町村実施事業（移動支援、宅配、訪問理美容サービス等） ⑤ 民間市場でのサービス提供</p> <p>※ 地域支援事業の実施に当たっては、三位一体改革において一般財源化された事業は実施できないことに留意。 ※ サービスが多様化し、指定や補助など様々な方法により総合事業を実施することが可能となるが、従来一般会計で行っていた事業を総合事業に振り替えるようなことは想定していない。</p>	<p>イ 地域ケア会議や生活支援体制整備事業の協議体等の関係者が保有する情報 ウ 見える化システムにより把握されているデータ（給付や高齢化率にかかるデータ） エ その他、市町村の窓口担当者が把握している情報等</p> <p>② 地域資源の把握 多様な関係者の多様な視点から、地域の見つめ直し、「高齢者が参加する活動」「高齢者が利用するサービス」「実施主体」「場・拠点」等の観点に分類するなどして、地域資源を整理して把握する。また、民間企業やNPOなど、主体によって、得意なこととそうでないことが異なることから、それぞれの得手不得手を整理しておくことで、後のサービスの検討を効果的に進めることに繋がる。</p> <p>2. サービスの分類について ○ 生活支援等サービスは、以下のような事業実施の枠組みの分類があり、サービス内容に応じ、適切な枠組みを活用する。</p> <p><介護保険制度の地域支援事業> ① 介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス ② 一般介護予防事業（市町村や地域の住民が主体となった体操教室等） ③ 任意事業（要介護者等を対象とした配食・見守り等）</p> <p><介護保険制度外> ④ その他市町村実施事業（移動支援、宅配、訪問理美容サービス等） ⑤ 民間市場でのサービス提供</p> <p>※ 地域支援事業の実施に当たっては、三位一体改革において一般財源化された事業は実施できないことに留意。 ※ サービスが多様化し、指定や補助など様々な方法により総合事業を実施することが可能となるが、従来一般会計で行っていた事業を総合事業に振り替えるようなことは想定していない。</p>

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																
<p style="text-align: center;">生活支援・介護予防サービスの分類と活用例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの分類</th> <th>サービス事業</th> <th>一般介護予防</th> <th>任意事業</th> <th>市町村実施</th> <th>民間市場</th> <th>地域の助け合い</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護者支援</td> <td></td> <td></td> <td>総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②家事援助</td> <td>訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用</td> <td></td> <td></td> <td>一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③交流サロン</td> <td>要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④外出支援</td> <td>訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア</td> <td></td> <td></td> <td>左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤配食・見守り</td> <td>その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等</td> <td></td> <td>左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供</td> </tr> <tr> <td>⑥見守り・安否確認</td> <td>その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等</td> <td></td> <td>左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。</p>	サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備考	①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。					②家事援助	訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用			一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。				③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。							④外出支援	訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施				⑤配食・見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供	⑥見守り・安否確認	その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り					<p style="text-align: center;">生活支援・介護予防サービスの分類と活用例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの分類</th> <th>サービス事業</th> <th>一般介護予防</th> <th>任意事業</th> <th>市町村実施</th> <th>民間市場</th> <th>地域の助け合い</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護者支援</td> <td></td> <td></td> <td>総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②家事援助</td> <td>訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用</td> <td></td> <td></td> <td>要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③交流サロン</td> <td>要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④外出支援</td> <td>訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア</td> <td></td> <td></td> <td>左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤配食・見守り</td> <td>その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等</td> <td></td> <td>左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供</td> </tr> <tr> <td>⑥見守り・安否確認</td> <td>その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等</td> <td></td> <td>左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。</p>	サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備考	①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。					②家事援助	訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用			要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。				③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。							④外出支援	訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施				⑤配食・見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供	⑥見守り・安否確認	その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り				
サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備考																																																																																																										
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。																																																																																																														
②家事援助	訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用			一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。																																																																																																													
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。																																																																																																																
④外出支援	訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施																																																																																																													
⑤配食・見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供																																																																																																										
⑥見守り・安否確認	その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り																																																																																																														
サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備考																																																																																																										
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。介護者の集い、介護教室等。																																																																																																														
②家事援助	訪問型サービスで実施、NPO・ボランティアが主に活用			要介護者の生活支援は任意事業で実施可能。一般財源化された軽度生活支援は市町村独自で実施可能。																																																																																																													
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場合は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。																																																																																																																
④外出支援	訪問型サービスDで実施、担い手はNPO、ボランティア			左記以外は、市町村・民間事業者が独自に実施																																																																																																													
⑤配食・見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市場で提供されないサービスを提供																																																																																																										
⑥見守り・安否確認	その他の生活支援サービスを活用。担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域の地縁組織・民間事業者等による緩やかな見守り																																																																																																														
<p>3. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方及び定義</p> <p>(概要)</p> <p>○ 生活支援等サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要がある。</p> <p>○ その際、生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう次項の取組を積極的に進める。</p> <p>(図略)</p> <p>(生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）)</p> <p>○ 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とする。</p>	<p>3. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方及び定義</p> <p>(概要)</p> <p>○ 生活支援等サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要がある。</p> <p>○ その際、生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう次項の取組を積極的に進める。</p> <p>(図略)</p> <p>(生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）)</p> <p>○ 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とする。</p>																																																																																																																

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(協議体)</p> <p>○ 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。</p> <p>(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)</p> <p>○ 日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ ニーズとサービスのマッチング <p>○ コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開されることが考えられるが、生活支援体制整備事業は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能 ・第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能 ・第3層 個々の生活支援等サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能 </div> <p>(2) コーディネーターの目的・役割等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コーディネーターの設置目的 市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。 ② コーディネーターの役割等 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発（第1層、第2層） ・関係者のネットワーク化（第1層、第2層） ・ニーズとサービスのマッチング（第2層） ③ 配置 地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。 ④ コーディネーターの資格・要件 地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。 	<p>(協議体)</p> <p>○ 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。</p> <p>(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)</p> <p>○ 日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ ニーズとサービスのマッチング <p>○ コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開されることが考えられるが、生活支援体制整備事業は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能 ・第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能 ・第3層 個々の生活支援等サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能 </div> <p>(2) コーディネーターの目的・役割等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コーディネーターの設置目的 市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。 ② コーディネーターの役割等 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発（第1層、第2層） ・関係者のネットワーク化（第1層、第2層） ・ニーズとサービスのマッチング（第2層） ③ 配置 地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。 ④ コーディネーターの資格・要件 地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 25 -	- 25 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>※ 特定の資格要件は定めないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。</p> <p>※ コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。</p> <p>⑤ 費用負担 人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業（包括的支援事業）が活用可能</p> <p>(3) 協議体の目的・役割等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協議体の設置目的 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。 ② 協議体の役割等 <p>○コーディネーターの組織的な補完</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施） ○情報の見える化の推進 ○企画、立案、方針策定を行う場 ○地域づくりにおける意識の統一を図る場 ○情報交換の場 ○働きかけの場 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題についての問題提起 ・課題に対する取組の具体的協力依頼 ・他団体の参加依頼（A団体単独では不可能な事もB団体が協力することで可能になることも） ③ 協議体の設置主体 市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。 ※ 地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。協議体の事務局については、市町村におかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施可能。 ※ 特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要であり、例えば、当面は、市町村が中心となって協議の場を設けるなどし、関係者間の情報共有を目的とした緩やかな連携の場を設置することも一つの方法。 ④ 協議体の構成団体等 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（市町村、地域包括支援センター等） ・コーディネーター ・地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等） 	<p>※ 特定の資格要件は定めないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。</p> <p>※ コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。</p> <p>⑤ 費用負担 人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業（包括的支援事業）が活用可能</p> <p>(3) 協議体の目的・役割等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協議体の設置目的 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。 ② 協議体の役割等 <p>○コーディネーターの組織的な補完</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施） ○情報の見える化の推進 ○企画、立案、方針策定を行う場 ○地域づくりにおける意識の統一を図る場 ○情報交換の場 ○働きかけの場 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題についての問題提起 ・課題に対する取組の具体的協力依頼 ・他団体の参加依頼（A団体単独では不可能な事もB団体が協力することで可能になることも） ③ 協議体の設置主体 市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。 ※ 地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。協議体の事務局については、市町村におかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施可能。 ※ 特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要であり、例えば、当面は、市町村が中心となって協議の場を設けるなどし、関係者間の情報共有を目的とした緩やかな連携の場を設置することも一つの方法。 ④ 協議体の構成団体等 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関（市町村、地域包括支援センター等） ・コーディネーター ・地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
- 26 -	- 26 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>※ この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。</p> <p>⑤ 費用負担 人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業（包括的支援事業）が活用可能</p> <p>（4） 市町村、都道府県及び国の役割</p> <p>① 市町村は、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等も活用し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、それらの見える化や問題提起、地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、目指す地域の姿・方針の決定、共有、意識の統一を行う。また、地域の実情に応じた生活支援等サービスの体制整備の推進に向けて、「コーディネーター」を特定するとともに協議体の設置を進める。</p> <p>② 都道府県は、国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施する。</p> <p>③ 国は、都道府県で計画的にコーディネーターを養成出来るよう、カリキュラム、テキストを作成する。また、積極的に市町村や関係団体等に対する普及啓発等を行い、全国的な展開が図られるよう配慮する。</p> <p>（5） 取組の流れ</p> <p>○ 「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏・第2層）において協議体を立ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す（表6参照）。</p> <p>○ 障害を有する高齢者や、支援を必要とする高齢者と障害者が同居しているケースなど、複合的な支援ニーズを有している高齢者に対し、適切な支援を検討し、また、市町村における各協議体の効率的な運営を図る観点から、協議体の開催に当たっては、協議を行う内容を踏まえて、介護保険制度における地域ケア推進会議のほか、障害者施策における（自立支援）協議会や児童福祉策における協議体との共同開催などの連携を図ること。</p> <p>○ 地域におけるサービスは、地域におけるニーズや資源に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものになってしまう恐れがあることに十分留意すること。（参考1参照）</p> <p>○ なお、地域で協働するための基盤づくりや、地域資源の把握・地域課題の抽出などにおける取組においては、先行事例を元にしてポイントがまとめられているので、参考とされたい。（参考2参照）</p> <p>○ また、住民主体の地域づくりにおいては、住民の主体性を尊重した行政のスタンスが重要である。（参考3参照）</p> <p>特に、住民主体による取組は、行政があらかじめ枠組みを作ることは、地域の自主性を損なうおそれがあることに留意し、地域にすでにある活動の発見から始め、その活動について、地域ニーズとのマッチングを行っていくという視点を持ち、また、住民主体の取組が必要とする支援は、財政的支援だけでなく、場所等の手配、専門職の派遣など、多様であることを念頭に支援を行うことが重要である。（参考4参照）</p>	<p>※ この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。</p> <p>⑤ 費用負担 人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業（包括的支援事業）が活用可能</p> <p>（4） 市町村、都道府県及び国の役割</p> <p>① 市町村は、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等も活用し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、それらの見える化や問題提起、地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、目指す地域の姿・方針の決定、共有、意識の統一を行う。また、地域の実情に応じた生活支援等サービスの体制整備の推進に向けて、「コーディネーター」を特定するとともに協議体の設置を進める。</p> <p>② 都道府県は、国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施する。</p> <p>③ 国は、都道府県で計画的にコーディネーターを養成出来るよう、カリキュラム、テキストを作成する。また、積極的に市町村や関係団体等に対する普及啓発等を行い、全国的な展開が図られるよう配慮する。</p> <p>（5） 取組の流れ</p> <p>○ 「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏・第2層）において協議体を立ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す（表6参照）。</p> <p>○ 障害を有する高齢者や、支援を必要とする高齢者と障害者が同居しているケースなど、複合的な支援ニーズを有している高齢者に対し、適切な支援を検討し、また、市町村における各協議体の効率的な運営を図る観点から、協議体の開催に当たっては、協議を行う内容を踏まえて、介護保険制度における地域ケア推進会議のほか、障害者施策における（自立支援）協議会や児童福祉策における協議体との共同開催などの連携を図ること。</p> <p>○ 地域におけるサービスは、地域におけるニーズや資源に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものになってしまう恐れがあることに十分留意すること。（参考1参照）</p> <p>○ なお、地域で協働するための基盤づくりや、地域資源の把握・地域課題の抽出などにおける取組においては、先行事例を元にしてポイントがまとめられているので、参考とされたい。（参考2参照）</p> <p>○ また、住民主体の地域づくりにおいては、住民の主体性を尊重した行政のスタンスが重要である。（参考3参照）</p> <p>特に、住民主体による取組は、行政があらかじめ枠組みを作ることは、地域の自主性を損なうおそれがあることに留意し、地域にすでにある活動の発見から始め、その活動について、地域ニーズとのマッチングを行っていくという視点を持ち、また、住民主体の取組が必要とする支援は、財政的支援だけでなく、場所等の手配、専門職の派遣など、多様であることを念頭に支援を行うことが重要である。（参考4参照）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ なお、地域づくりは、地域の実情を踏まえて進められるべきものであることから、地域ごとの創意工夫により、取組内容に違いが生じることが想定されるが、地域の実情を踏まえずに市町村全体で同じ取組を行うことは、地域づくりを後退させてしまうおそれがあることに留意が必要である。</p> <p>（表6 略） （参考1～4 略）</p> <p>（6） その他</p> <p>○ 地域における移動に対するニーズへの対応については、主として交通事務局が公共交通施策として対応しているが、その対応を効果的に進めるため、政策立案、情報共有、意識改革等、福祉部局と交通事務局が連携した対応が重要である。</p> <p>○ そのため、福祉部局が把握している地域の移動ニーズを交通事務局と共有し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送等に分類される訪問型サービスDを実施しやすい環境の整備 交通事務局が把握している高齢者以外の移動ニーズと、福祉部局が把握している高齢者の移動ニーズを合わせた移動サービスの実施 福祉部局が把握している地域の移動ニーズの公共交通施策への反映 <p>を行えるよう検討を行う等の対応が考えられる。</p> <p>○ また、地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、交通事業者・道路管理者・利用者・学識経験者等から成る公共交通に関する協議会が設置されているので、交通事務局と福祉部局による検討を進めた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の介護保険担当職員や生活支援コーディネーター等が、上記の公共交通に関する協議会へ参加し、把握しているニーズを伝え、公共交通施策における検討を共に行う 協議体や地域ケア推進会議に公共交通部局担当者を参画させ、地域における移動に関するニーズへの対応を共に検討する <p>等の地域の実情に応じた段階的な連携の強化を図ることが効果的である。</p> <p>○ なお、総合事業の対象としては、要支援者等に限られるが、事業として障害者等の要支援者等以外の者を含めた一体的な実施を行うことは可能であり、その場合、運営費の補助については、要支援者数等その他の者の人数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、運営費補助の対象となる。（参考：第6-1-（6））</p> <p>4 住民主体の支援活動等の推進</p> <p>（1） ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施</p> <p>○ 生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要なときに地域包括支援センターなど必要な機関に連絡することができるようにするためには、これらの者に対して、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応などについて、市町村が主体的に、研修を行うことが望ましい。</p> <p>○ そこで、各地域における好事例を参考に、以下のとおり研修のカリキュラムの内容を例示する。市町村においては、当該カリキュラムを参考に、地域の実情に応じた研修を実施することが望ま</p>	<p>○ なお、地域づくりは、地域の実情を踏まえて進められるべきものであることから、地域ごとの創意工夫により、取組内容に違いが生じることが想定されるが、地域の実情を踏まえずに市町村全体で同じ取組を行うことは、地域づくりを後退させてしまうおそれがあることに留意が必要である。</p> <p>（表6 略） （参考1～4 略）</p> <p>（6） その他</p> <p>○ 地域における移動に対するニーズへの対応については、主として交通事務局が公共交通施策として対応しているが、その対応を効果的に進めるため、政策立案、情報共有、意識改革等、福祉部局と交通事務局が連携した対応が重要である。</p> <p>○ そのため、福祉部局が把握している地域の移動ニーズを交通事務局と共有し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送等に分類される訪問型サービスDを実施しやすい環境の整備 交通事務局が把握している高齢者以外の移動ニーズと、福祉部局が把握している高齢者の移動ニーズを合わせた移動サービスの実施 福祉部局が把握している地域の移動ニーズの公共交通施策への反映 <p>を行えるよう検討を行う等の対応が考えられる。</p> <p>○ また、地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、交通事業者・道路管理者・利用者・学識経験者等から成る公共交通に関する協議会が設置されているので、交通事務局と福祉部局による検討を進めた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の介護保険担当職員や生活支援コーディネーター等が、上記の公共交通に関する協議会へ参加し、把握しているニーズを伝え、公共交通施策における検討を共に行う 協議体や地域ケア推進会議に公共交通部局担当者を参画させ、地域における移動に関するニーズへの対応を共に検討する <p>等の地域の実情に応じた段階的な連携の強化を図ることが効果的である。</p> <p>○ なお、総合事業の対象としては、要支援者等に限られるが、事業として障害者等の要支援者等以外の者を含めた一体的な実施を行うことは可能であり、その場合、運営費の補助については、要支援者数等その他の者の人数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、運営費補助の対象となる。（参考：第6-1-（6））</p> <p>4 住民主体の支援活動等の推進</p> <p>（1） ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施</p> <p>○ 生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要なときに地域包括支援センターなど必要な機関に連絡することができるようにするためには、これらの者に対して、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応などについて、市町村が主体的に、研修を行うことが望ましい。</p> <p>○ そこで、各地域における好事例を参考に、以下のとおり研修のカリキュラムの内容を例示する。市町村においては、当該カリキュラムを参考に、地域の実情に応じた研修を実施することが望ま</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>しい。</p> <p>（カリキュラムの例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度、介護概論 ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理） ・介護技術 ・ボランティア活動の意義 ・緊急対応（困った時の対応） ・認知症の理解（認知症サポーター研修等） ・コミュニケーションの手法、訪問マナー ・訪問実習オリエンテーション <p>（研修の実例）</p> <p>【岐阜県大垣市の事例】</p> <p>高齢者の日常生活の困りごと（家事・外出支援・電球の交換・庭の草取り・使用していない部屋の掃除等）に適切に対応する住民参加型の活動として、「ライフサポート事業」を「さんさん広場つつみ」を拠点として実施している。</p> <p>具体的には、定年退職などで時間に余裕のきた団塊世代の住民等（60代から70代が中心）を対象にライフサポーターの養成を行い、地域の高齢者の日常生活の困りごとに対応してもらう役割を担ってもらうもの。</p> <p>※利用料金は、1時間1,000円の利用料金（チケット制）であり、そのうち500円（交通費含む）はサポーターへの謝礼に、残りの500円はサポーターの会の運営に充てられる。</p> <p>ライフサポーターにとっては、いきがい・やりがい・人とのつながり、社会とのつながり・学びの機会、自分と社会の今後を考える機会を得られるものとなっている。</p> <p>また、この事業を実施することで、専門的な身体介護はヘルパーに、日常生活の困りごとへの対応はライフサポーターに任せるという整理ができています。</p> <p>ライフサポーターが継続して事業に関わっていく仕組みとして、以下の特徴が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サポーター研修として14時間の講習会の中で、自立支援を基本とした介護保険制度やコミュニケーション・高齢者の心理や車椅子の介助方法などの介護基礎・訪問マナーなど在宅介護の基本的な研修を終了すること。 ②1人のライフサポーターが1人の利用者を担当するのではなく、チームで関わりを情報共有するチームケアを行うこと。 ③毎月1回、学習や報告を通じて問題を解決し合える場として、サポーター会議を実施していること。 ④ライフサポーターの得意分野を生かした対応ができるようにコーディネートしていること。 	<p>しい。</p> <p>（カリキュラムの例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度、介護概論 ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理） ・介護技術 ・ボランティア活動の意義 ・緊急対応（困った時の対応） ・認知症の理解（認知症サポーター研修等） ・コミュニケーションの手法、訪問マナー ・訪問実習オリエンテーション <p>（研修の実例）</p> <p>【岐阜県大垣市の事例】</p> <p>高齢者の日常生活の困りごと（家事・外出支援・電球の交換・庭の草取り・使用していない部屋の掃除等）に適切に対応する住民参加型の活動として、「ライフサポート事業」を「さんさん広場つつみ」を拠点として実施している。</p> <p>具体的には、定年退職などで時間に余裕のきた団塊世代の住民等（60代から70代が中心）を対象にライフサポーターの養成を行い、地域の高齢者の日常生活の困りごとに対応してもらう役割を担ってもらうもの。</p> <p>※利用料金は、1時間1,000円の利用料金（チケット制）であり、そのうち500円（交通費含む）はサポーターへの謝礼に、残りの500円はサポーターの会の運営に充てられる。</p> <p>ライフサポーターにとっては、いきがい・やりがい・人とのつながり、社会とのつながり・学びの機会、自分と社会の今後を考える機会を得られるものとなっている。</p> <p>また、この事業を実施することで、専門的な身体介護はヘルパーに、日常生活の困りごとへの対応はライフサポーターに任せるという整理ができています。</p> <p>ライフサポーターが継続して事業に関わっていく仕組みとして、以下の特徴が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サポーター研修として14時間の講習会の中で、自立支援を基本とした介護保険制度やコミュニケーション・高齢者の心理や車椅子の介助方法などの介護基礎・訪問マナーなど在宅介護の基本的な研修を終了すること。 ②1人のライフサポーターが1人の利用者を担当するのではなく、チームで関わりを情報共有するチームケアを行うこと。 ③毎月1回、学習や報告を通じて問題を解決し合える場として、サポーター会議を実施していること。 ④ライフサポーターの得意分野を生かした対応ができるようにコーディネートしていること。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>なお、サポーター養成講座のカリキュラムは以下のとおり。（略）</p> <p>【神奈川県鎌倉市の事例】</p> <p>鎌倉市が設置した「鎌倉市高齢者生活支援サポートセンター」を拠点として、加齢に伴い日常生活が少しずつ不自由になってきた方等を対象に、高齢者生活支援サポーターを派遣し、趣味や生きがいのための外出支援、話し相手、将棋等の趣味の相手、自立を妨げない程度の家事援助等を行い、在宅での暮らしを支援するもの。</p> <p>※利用料金は、1時間900円及び交通費実費であり、全額サポーターへの謝礼に充てられる。</p> <p>事業の特徴は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①担い手である高齢者生活支援サポーターは、高齢者生活支援サポーター養成講座として、高齢者の生活支援に関する基礎知識を学ぶ2日間の講座を修了すること。 ②鎌倉市高齢者生活支援サポートセンターにはコーディネーター（相談員）が配置されており、このコーディネーターが利用者からの相談を受け付け、利用者宅を訪問して依頼内容を確認し、自立の妨げにならない支援についてサポーターを紹介する。 ③登録された高齢者生活支援サポーターを対象に、スキルアップを目的として、月1回高齢者生活支援サポーター会議を開催している。 <p>また、高齢者生活支援サポーター養成講座のカリキュラムは以下のとおり。（略）</p> <p>(2) 介護支援ボランティアポイントの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等の介護の実施場所等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与する介護支援ボランティアポイントの制度を設けているところが209市町村ある（平成25年4月現在。一般会計によるものも含む）。 ○ 平成19年度から先駆的に取り組んでいる稲城市では、574人の登録者（平成26年3月31日現在）が参加し、自らの知識や能力などを生かしたレクリエーションなどの指導・参加支援、行事などの手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など）、話し相手となるなどのボランティアを行った場合に、スタンプを押し、そのスタンプの数に応じて、ポイントを付与する取組を行っている。 ○ 介護支援ボランティアポイントの取り組みは、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能である。 	<p>なお、サポーター養成講座のカリキュラムは以下のとおり。（略）</p> <p>【神奈川県鎌倉市の事例】</p> <p>鎌倉市が設置した「鎌倉市高齢者生活支援サポートセンター」を拠点として、加齢に伴い日常生活が少しずつ不自由になってきた方等を対象に、高齢者生活支援サポーターを派遣し、趣味や生きがいのための外出支援、話し相手、将棋等の趣味の相手、自立を妨げない程度の家事援助等を行い、在宅での暮らしを支援するもの。</p> <p>※利用料金は、1時間900円及び交通費実費であり、全額サポーターへの謝礼に充てられる。</p> <p>事業の特徴は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①担い手である高齢者生活支援サポーターは、高齢者生活支援サポーター養成講座として、高齢者の生活支援に関する基礎知識を学ぶ2日間の講座を修了すること。 ②鎌倉市高齢者生活支援サポートセンターにはコーディネーター（相談員）が配置されており、このコーディネーターが利用者からの相談を受け付け、利用者宅を訪問して依頼内容を確認し、自立の妨げにならない支援についてサポーターを紹介する。 ③登録された高齢者生活支援サポーターを対象に、スキルアップを目的として、月1回高齢者生活支援サポーター会議を開催している。 <p>また、高齢者生活支援サポーター養成講座のカリキュラムは以下のとおり。（略）</p> <p>(2) 介護支援ボランティアポイントの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等の介護の実施場所等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与する介護支援ボランティアポイントの制度を設けているところが209市町村ある（平成25年4月現在。一般会計によるものも含む）。 ○ 平成19年度から先駆的に取り組んでいる稲城市では、574人の登録者（平成26年3月31日現在）が参加し、自らの知識や能力などを生かしたレクリエーションなどの指導・参加支援、行事などの手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など）、話し相手となるなどのボランティアを行った場合に、スタンプを押し、そのスタンプの数に応じて、ポイントを付与する取組を行っている。 ○ 介護支援ボランティアポイントの取り組みは、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能である。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>【参考】表彰制度の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省において、平成 24 年度から健康増進分野において実施している「健康寿命をのばそう！アワード」が拡充され、平成 26 年度から、介護予防・高齢者生活支援分野が新設され、最優秀賞 1 件（厚生労働大臣賞）とともに、優秀賞（厚生労働大臣賞）として 3 件〈企業 1、団体 1、自治体 1〉、更に優良賞（厚生労働省老健局長賞）が企業部門、自治体部門、団体部門で 2 件ずつ表彰された。 ○ 市町村においては、このような表彰制度を活用するとともに、市町村においても独自に表彰制度や報償費等を活用した仕組みを設ける等により、地域における住民主体の活動を積極的に推進することが考えられる。 <p>(3) 高齢者の社会参加による介護予防等の推進</p> <p>高齢者が社会参加することや、社会的役割を持つことは、高齢者の生きがいづくりや、介護予防の効果が期待できることから、生活支援コーディネーターや協議体の取組においては、新しいサービスの創出だけではなく、元気な高齢者をはじめとした、地域の高齢者の活躍の場を創出するという観点が必要である。</p> <p>なお、高齢者の活躍の場は、総合事業のサービスの担い手としてだけではなく、障害者施策における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所での活動や、子ども食堂での活動など、高齢者施策に限られない広い視野で検討を行うことが重要である。</p> <p>(参考) 世代間交流による高齢者の活躍の場を通じた介護予防・健康づくりの取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ら・ふいっと HOUSE ・ 鳥取ふれあい共生ホーム 照陽の家 ・ 袋井市 は一とふるプラザ袋井 <p>http://www.smartlife.go.jp/common/pdf/award/award_05_02.pdf（厚生労働省 主催「第 5 回健康寿命をのばそう！アワード」）</p> <p>5 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用</p> <p>(1) 地域ケア会議の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等サービスの開発については、市町村とコーディネーターが中心となって実施することになるが、ニーズに対応するサービス全てを新しく開発する必要はなく、既に存在し利用できる地域資源については、その活用を図ることになる。 ○ 地域ケア会議は、個別ケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化を、ボトムアップで図っていく仕組みであり、生活支援等サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい。 <p>(図略)</p> <p>(地域ケア会議を活用したサービス開発の事例)</p>	<p>【参考】表彰制度の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省において、平成 24 年度から健康増進分野において実施している「健康寿命をのばそう！アワード」が拡充され、平成 26 年度から、介護予防・高齢者生活支援分野が新設され、最優秀賞 1 件（厚生労働大臣賞）とともに、優秀賞（厚生労働大臣賞）として 3 件〈企業 1、団体 1、自治体 1〉、更に優良賞（厚生労働省老健局長賞）が企業部門、自治体部門、団体部門で 2 件ずつ表彰された。 ○ 市町村においては、このような表彰制度を活用するとともに、市町村においても独自に表彰制度や報償費等を活用した仕組みを設ける等により、地域における住民主体の活動を積極的に推進することが考えられる。 <p>(3) 高齢者の社会参加による介護予防等の推進</p> <p>高齢者が社会参加することや、社会的役割を持つことは、高齢者の生きがいづくりや、介護予防の効果が期待できることから、生活支援コーディネーターや協議体の取組においては、新しいサービスの創出だけではなく、元気な高齢者をはじめとした、地域の高齢者の活躍の場を創出するという観点が必要である。</p> <p>なお、高齢者の活躍の場は、総合事業のサービスの担い手としてだけではなく、障害者施策における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所での活動や、子ども食堂での活動など、高齢者施策に限られない広い視野で検討を行うことが重要である。</p> <p>(参考) 世代間交流による高齢者の活躍の場を通じた介護予防・健康づくりの取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ら・ふいっと HOUSE ・ 鳥取ふれあい共生ホーム 照陽の家 ・ 袋井市 は一とふるプラザ袋井 <p>http://www.smartlife.go.jp/common/pdf/award/award_05_02.pdf（厚生労働省 主催「第 5 回健康寿命をのばそう！アワード」）</p> <p>5 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用</p> <p>(1) 地域ケア会議の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等サービスの開発については、市町村とコーディネーターが中心となって実施することになるが、ニーズに対応するサービス全てを新しく開発する必要はなく、既に存在し利用できる地域資源については、その活用を図ることになる。 ○ 地域ケア会議は、個別ケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化を、ボトムアップで図っていく仕組みであり、生活支援等サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい。 <p>(図略)</p> <p>(地域ケア会議を活用したサービス開発の事例)</p>
- 31 -	- 31 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>【石川県津幡町の事例】</p> <p><サービス開発の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別事例ごとに開催する地域ケア会議（直営の地域包括支援センターが主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活継続のための個別課題の把握と整理、地域課題の発見につながるアセスメントを重視した総合相談の仕組みづくり ・ その人が地域生活を継続するための包括的課題解決策の検討 ⇒地域ケア会議の個別課題解決機能、ネットワーク構築機能 ②地区単位・各種ネットワーク単位で開催される地域ケア会議（直営の地域包括支援センターが主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別事例ごとの地域ケア会議の積み重ねの中で把握した地域課題及び課題解決策の検討 ⇒地域ケア会議の地域課題の発見機能、地域づくり機能、資源開発機能 ③町レベルで開催される地域ケア会議（町が主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部地域の課題解決策を全町取組・施策に反映させるための検討 ⇒地域ケア会議の政策形成機能 <p>(図略)</p> <p><取組の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物支援 <p>北陸地域づくり協会「北陸地域の活性化に関する研究助成事業」による「新・買い物支援システム：オンデマンド商店街の可能性調査・研究」の「買い物支援事業実行部会」で移動販売車の活動について検討。商工会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、大学・高専の研究者、町担当者が検討に参加しており、平成 26 年 2 月から販売拠点を 17 か所設定し、移動販売車による買い物支援を開始した。</p> ○ 町単位の地域見守りネットワークの構築 <p>平成 26 年度に、業務中に異変に気付いた場合に通報する、緩やかな見守りに係る協定を電力会社や生協等と締結した。</p> ○ 身近な地域での介護予防活動 <p>これまでの高齢者サロンの殆どは月 1 回程度の開催であったため、平成 25 年度に安心生活サポート事業を活用し、モデル的に特定地区のサロン（JA が地域のボランティアと運営）について、地域の介護予防の拠点、生活支援の拠点とすべく、回数を増やし、内容の充実のための備品も購入した。</p> <p>(2) 既存資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等サービスの開発の際、活用可能な資源として、以下のような例が挙げられる。なお、過去に一般財源化された生活支援等については、地域支援事業で実施できないことには留意する必要がある。 	<p>【石川県津幡町の事例】</p> <p><サービス開発の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ② 個別事例ごとに開催する地域ケア会議（直営の地域包括支援センターが主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活継続のための個別課題の把握と整理、地域課題の発見につながるアセスメントを重視した総合相談の仕組みづくり ・ その人が地域生活を継続するための包括的課題解決策の検討 ⇒地域ケア会議の個別課題解決機能、ネットワーク構築機能 ②地区単位・各種ネットワーク単位で開催される地域ケア会議（直営の地域包括支援センターが主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別事例ごとの地域ケア会議の積み重ねの中で把握した地域課題及び課題解決策の検討 ⇒地域ケア会議の地域課題の発見機能、地域づくり機能、資源開発機能 ③町レベルで開催される地域ケア会議（町が主催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部地域の課題解決策を全町取組・施策に反映させるための検討 ⇒地域ケア会議の政策形成機能 <p>(図略)</p> <p><取組の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物支援 <p>北陸地域づくり協会「北陸地域の活性化に関する研究助成事業」による「新・買い物支援システム：オンデマンド商店街の可能性調査・研究」の「買い物支援事業実行部会」で移動販売車の活動について検討。商工会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、大学・高専の研究者、町担当者が検討に参加しており、平成 26 年 2 月から販売拠点を 17 か所設定し、移動販売車による買い物支援を開始した。</p> ○ 町単位の地域見守りネットワークの構築 <p>平成 26 年度に、業務中に異変に気付いた場合に通報する、緩やかな見守りに係る協定を電力会社や生協等と締結した。</p> ○ 身近な地域での介護予防活動 <p>これまでの高齢者サロンの殆どは月 1 回程度の開催であったため、平成 25 年度に安心生活サポート事業を活用し、モデル的に特定地区のサロン（JA が地域のボランティアと運営）について、地域の介護予防の拠点、生活支援の拠点とすべく、回数を増やし、内容の充実のための備品も購入した。</p> <p>(2) 既存資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等サービスの開発の際、活用可能な資源として、以下のような例が挙げられる。なお、過去に一般財源化された生活支援等については、地域支援事業で実施できないことには留意する必要がある。
- 32 -	- 32 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>＜既存資源の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO、協同組合、ボランティア団体等の非営利組織 生協、農協、NPO、ボランティアは地域による濃淡はあるものの、既に生活支援の活動を実施しており、資源開発の前に地域の資源を確認することが重要。 ・ 民生委員、老人クラブ、自治会、まちづくり協議会、商工会、シルバー人材センター、食生活改善推進員等 地縁組織等、地域に根ざした様々な組織、マンパワーを用途に合わせて活用を図ることが重要。 ・ 社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター、地区社協） ソーシャルワークの専門職の視点から、既に地域で互助の活動推進を行っている地域福祉コーディネーターとの協力や地縁組織としての地区社協との連携により、社会基盤を有効に活用することが重要。 ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、小規模多機能居宅介護等 既存施設の地域交流スペース等の活用をはじめ、地域にある高齢者施設等の資源を有効活用することにより、相互の理解が深まり地域の生活支援に資することからこれらの取組を推進することが重要。社会福祉法人については、その地域貢献の一つとしても、地域に対する生活支援等サービスの提供が求められる。 ・ 地域包括支援センターの専門職、保健センターの保健師等の専門職 生活支援を充実していく中で生じる各種問題について、専門分野の知見を有するものについては、地域包括支援センター等の専門職に適宜相談、支援要請を行い、専門的な知見を取り入れた活動を行うことが重要。 ・ 民間企業主体の取組（社会貢献活動、市場ベースで提供する生活支援） 民間企業の社会貢献の取組を地域に呼び込み、また、情報提供等により市場によるサービスの利用も促進する。 ・ その他、他施策として取り組まれている生活支援の体制整備に活用可能な各種資源 総務省の人材の活用施策（地域おこし協力隊、集落支援員等）、ICT活用、法務省の法テラスにおける司法ソーシャルワーク、農林水産省の介護食品普及支援、国土交通省の街づくり支援等の他施策を適宜活用することが重要。 <div data-bbox="156 757 785 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】老人クラブの役割・活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国に約11万、会員数約650万人である老人クラブにおいては、植木の処理、雨どいの取り替え、蛍光灯やコンセントの取り替え等の生活支援からサロン活動まで幅広い活動を行うなどの地域活動を行っている。 ○ 老人クラブは、元気な高齢者が集う団体として、今後、地域における生活支援における担い手としての役割が期待される。 </div> <p>（一般財源化された事業について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「三位一体の改革」として国から地方に財源移譲された（一般財源化）事業については、事業の必要性は引き続きあるが、地方が自主性をもって取り組むことが必要であると整理されたもの 	<p>＜既存資源の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO、協同組合、ボランティア団体等の非営利組織 生協、農協、NPO、ボランティアは地域による濃淡はあるものの、既に生活支援の活動を実施しており、資源開発の前に地域の資源を確認することが重要。 ・ 民生委員、老人クラブ、自治会、まちづくり協議会、商工会、シルバー人材センター、食生活改善推進員等 地縁組織等、地域に根ざした様々な組織、マンパワーを用途に合わせて活用を図ることが重要。 ・ 社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター、地区社協） ソーシャルワークの専門職の視点から、既に地域で互助の活動推進を行っている地域福祉コーディネーターとの協力や地縁組織としての地区社協との連携により、社会基盤を有効に活用することが重要。 ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、小規模多機能居宅介護等 既存施設の地域交流スペース等の活用をはじめ、地域にある高齢者施設等の資源を有効活用することにより、相互の理解が深まり地域の生活支援に資することからこれらの取組を推進することが重要。社会福祉法人については、その地域貢献の一つとしても、地域に対する生活支援等サービスの提供が求められる。 ・ 地域包括支援センターの専門職、保健センターの保健師等の専門職 生活支援を充実していく中で生じる各種問題について、専門分野の知見を有するものについては、地域包括支援センター等の専門職に適宜相談、支援要請を行い、専門的な知見を取り入れた活動を行うことが重要。 ・ 民間企業主体の取組（社会貢献活動、市場ベースで提供する生活支援） 民間企業の社会貢献の取組を地域に呼び込み、また、情報提供等により市場によるサービスの利用も促進する。 ・ その他、他施策として取り組まれている生活支援の体制整備に活用可能な各種資源 総務省の人材の活用施策（地域おこし協力隊、集落支援員等）、ICT活用、法務省の法テラスにおける司法ソーシャルワーク、農林水産省の介護食品普及支援、国土交通省の街づくり支援等の他施策を適宜活用することが重要。 <div data-bbox="880 757 1509 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】老人クラブの役割・活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国に約11万、会員数約650万人である老人クラブにおいては、植木の処理、雨どいの取り替え、蛍光灯やコンセントの取り替え等の生活支援からサロン活動まで幅広い活動を行うなどの地域活動を行っている。 ○ 老人クラブは、元気な高齢者が集う団体として、今後、地域における生活支援における担い手としての役割が期待される。 </div> <p>（一般財源化された事業について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「三位一体の改革」として国から地方に財源移譲された（一般財源化）事業については、事業の必要性は引き続きあるが、地方が自主性をもって取り組むことが必要であると整理されたもの

改正後（新）	改正前（旧）
<p>である。市町村は下記に例示する一般財源化された事業についても、地域における支え合い体制作りの一環として、必要に応じてその充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出支援サービス事業 （医療機関への通院等の移送サービス） ・ 訪問理美容サービス事業 （移動理美容車や衛生管理を備えた施設等での出張サービス） ※施設等で実施する場合は衛生管理の徹底を図る必要あり等 <div data-bbox="114 1424 785 1921" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】新地域支援構想会議の提言（「新地域支援構想」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「助け合い活動」を実践・支援している非営利の全国的組織が自主的に集まった「新地域支援構想会議」が、総合事業の実施に向け、平成26年6月20日に提言を行っている（「新地域支援構想」）。 この構想は、総合事業の制度改正の動きを踏まえ、本年の年初より精力的に検討を重ね、提言としてとりまとめられたものである。 ※ 構成メンバー、当該構想、提言については以下を参照。 http://www.shakyo.or.jp/news/chiiki_20140715.html ○ 総合事業の実施に当たっては、住民主体の支援の充実・活用が重要である。一方で、住民主体の助け合い活動は、自主性、自発性を持って行われるもので、行政としての関わり方も、その活動の趣旨にあった形で行うことが適当である。 ○ 本構想は、以下の諸点について、助け合い活動を行う側の視点から、総合事業において主体的に役割を果たしていこうという趣旨でとりまとめられており、市町村において具体的制度設計・事業運営を行っていく上で十分に参考にしていくことが有益である。 ・ 助け合い活動の基本的理念や総合事業における意義 ・ 住民主体の支援を行っていく際の自主的・自発的活動という性格への配慮 ・ ケアマネジメントとの関係、公費助成との関係での留意事項 ・ コーディネーター、協議会の取組を進める上での考え方 ・ 助け合い活動を担う組織として、NPO等の「テーマ型組織」と自治会、地区社協、老人クラブ等の「地縁型組織」の特色と留意点 ・ 助け合い活動の種類ごとの特徴と留意点 ・ 市町村等への提言等 </div> <p>6 協議体・コーディネーター設置について参考となる実際の事例</p> <p>協議体の立ち上げや活動には様々な手法、パターンが存在するが、便宜上、以下の類型に分け、代表的な事例を紹介する。</p> <p>① <u>地域包括支援センター型</u></p> <p>地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が中核となって設置した事例</p>	<p>である。市町村は下記に例示する一般財源化された事業についても、地域における支え合い体制作りの一環として、必要に応じてその充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出支援サービス事業 （医療機関への通院等の移送サービス） ・ 訪問理美容サービス事業 （移動理美容車や衛生管理を備えた施設等での出張サービス） ※施設等で実施する場合は衛生管理の徹底を図る必要あり等 <div data-bbox="842 1424 1509 1921" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】新地域支援構想会議の提言（「新地域支援構想」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「助け合い活動」を実践・支援している非営利の全国的組織が自主的に集まった「新地域支援構想会議」が、総合事業の実施に向け、平成26年6月20日に提言を行っている（「新地域支援構想」）。 この構想は、総合事業の制度改正の動きを踏まえ、本年の年初より精力的に検討を重ね、提言としてとりまとめられたものである。 ※ 構成メンバー、当該構想、提言については以下を参照。 http://www.shakyo.or.jp/news/chiiki_20140715.html ○ 総合事業の実施に当たっては、住民主体の支援の充実・活用が重要である。一方で、住民主体の助け合い活動は、自主性、自発性を持って行われるもので、行政としての関わり方も、その活動の趣旨にあった形で行うことが適当である。 ○ 本構想は、以下の諸点について、助け合い活動を行う側の視点から、総合事業において主体的に役割を果たしていこうという趣旨でとりまとめられており、市町村において具体的制度設計・事業運営を行っていく上で十分に参考にしていくことが有益である。 ・ 助け合い活動の基本的理念や総合事業における意義 ・ 住民主体の支援を行っていく際の自主的・自発的活動という性格への配慮 ・ ケアマネジメントとの関係、公費助成との関係での留意事項 ・ コーディネーター、協議会の取組を進める上での考え方 ・ 助け合い活動を担う組織として、NPO等の「テーマ型組織」と自治会、地区社協、老人クラブ等の「地縁型組織」の特色と留意点 ・ 助け合い活動の種類ごとの特徴と留意点 ・ 市町村等への提言等 </div> <p>6 協議体・コーディネーター設置について参考となる実際の事例</p> <p>協議体の立ち上げや活動には様々な手法、パターンが存在するが、便宜上、以下の類型に分け、代表的な事例を紹介する。</p> <p>① <u>地域包括支援センター型</u></p> <p>地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が中核となって設置した事例</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>②住民・行政等協働型 行政が仕組みづくり（制度化）を実施し、住民と協働して設置した事例</p> <p>③社会福祉協議会型 社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置した事例</p> <p>④NPO型 テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置した事例</p> <p>⑤中間支援組織型 自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するNPOのような組織のはたらきかけ等により設置した事例</p> <p>(1) 地域包括支援センター型 【長崎県佐々町地域包括支援センター（長崎県佐々町）の取組事例】 (コーディネーター) 地域包括支援センター（保健師）</p> <p>(協議体の構成団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（直営） ・介護予防ボランティア講座で養成した新たな担い手 ・有償ボランティアの会（さくらの会） ・シルバー人材センター（シルバー人材サービス） ・社会福祉協議会（地域デイサービス） ・診療所（認知症専門医療の提供） ・総合福祉センター ・民生委員 <p>(取組の経緯)</p> <p>○ 佐々町では、軽度の要介護認定等を受けていた者が多く、認定率も20%を超え、介護保険料も長崎県内でも最も高い約6,000円まで増加し、介護予防の必要性が明確化してきており、また、住民の在宅生活に向けた自発的な活動意識も弱い状況にあった。</p> <p>○ その状況下において、地域包括支援センターが中心となって介護保険情勢の厳しさを伝え、元気な高齢者にボランティアを呼びかけた結果、地域支援体制をコーディネートしていくとともにまちづくりの中核となるのが地域包括支援センターの主要な役割である、という認識が生まれ、地域包括支援センターの保健師がコーディネーターとなり取組が行われるようになった。</p> <p>(地域ニーズの把握)</p> <p>○ 介護予防ボランティア養成講座を開催し、介護予防ボランティアの活動の場として「通所型介護予防推進活動」、「地域型介護予防推進活動」、「訪問型介護予防推進活動」を整備。ボランティアとの連携、情報交換を通じニーズを把握。</p>	<p>②住民・行政等協働型 行政が仕組みづくり（制度化）を実施し、住民と協働して設置した事例</p> <p>③社会福祉協議会型 社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置した事例</p> <p>④NPO型 テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置した事例</p> <p>⑤中間支援組織型 自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するNPOのような組織のはたらきかけ等により設置した事例</p> <p>(1) 地域包括支援センター型 【長崎県佐々町地域包括支援センター（長崎県佐々町）の取組事例】 (コーディネーター) 地域包括支援センター（保健師）</p> <p>(協議体の構成団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（直営） ・介護予防ボランティア講座で養成した新たな担い手 ・有償ボランティアの会（さくらの会） ・シルバー人材センター（シルバー人材サービス） ・社会福祉協議会（地域デイサービス） ・診療所（認知症専門医療の提供） ・総合福祉センター ・民生委員 <p>(取組の経緯)</p> <p>○ 佐々町では、軽度の要介護認定等を受けていた者が多く、認定率も20%を超え、介護保険料も長崎県内でも最も高い約6,000円まで増加し、介護予防の必要性が明確化してきており、また、住民の在宅生活に向けた自発的な活動意識も弱い状況にあった。</p> <p>○ その状況下において、地域包括支援センターが中心となって介護保険情勢の厳しさを伝え、元気な高齢者にボランティアを呼びかけた結果、地域支援体制をコーディネートしていくとともにまちづくりの中核となるのが地域包括支援センターの主要な役割である、という認識が生まれ、地域包括支援センターの保健師がコーディネーターとなり取組が行われるようになった。</p> <p>(地域ニーズの把握)</p> <p>○ 介護予防ボランティア養成講座を開催し、介護予防ボランティアの活動の場として「通所型介護予防推進活動」、「地域型介護予防推進活動」、「訪問型介護予防推進活動」を整備。ボランティアとの連携、情報交換を通じニーズを把握。</p>

- 35 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(地域資源の開発)</p> <p>○ 「訪問型介護予防指導」(理学療法士・作業療法士・管理栄養士による対象者(要介護2までを対象)の自宅への訪問と指導)を導入</p> <p>○ 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防強化推進事業(予防モデル事業)の活用による訪問型介護予防指導、訪問型生活支援サービス、介護予防推進地区活動等の支援メニューの充実</p> <p>(協議体の拡大)</p> <p>○ ボランティアをはじめとした関係者が相互に連携し、情報交換及び介護予防に関する知識の習得を行い、ボランティアのモチベーションを維持するとともに、地域における介護予防の推進を図るための「介護予防推進連絡会(にっこり会)」の開催(毎月1回定期開催)</p> <p>(取組の効果)</p> <p>○ 平成21年に20%を超えていた要介護・要支援認定率が、その後減少を続け、平成26年2月には全国平均を下回る15.5%となった。</p> <p>○ 平成20年から開始された介護予防ボランティア養成講座には約6年間で260人もの受講者があり、そのうち50人が介護予防ボランティアとして活動しており、町内14地区で講話や運動指導などの活動を担当している。</p> <p>(2) 住民・行政等協働型 【神奈川県平塚市(町内福祉村事業)の取組事例】 (コーディネーター) 第1層のコーディネーターは平塚市職員(2名) 第2層のコーディネーターは各町内福祉村の専任コーディネーター</p> <p>(参考)専任コーディネーターの要件等 保健福祉に関する総合相談業務や地区内の関係団体及び関係機関等によるネットワークづくりの支援等を行い、地域福祉の推進に情熱のある人で、配置期間は1年、配置日数は最低週4日以上、配置時間は1日4時間以上で必ずしも1名に限られるものではなくローテーションも可能であるとされている。</p> <p>(協議体の構成団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会 ・地区社協 ・民生委員、児童委員 <p>(取組の経緯)</p> <p>○ 昔ながらの近隣同士のふれあいが薄らぎ、少子化、高齢化、核家族化傾向が増すにつれ、家庭や地域が持つ福祉力が弱まっている状況下において、介護保険制度やその他の公的福祉サービスでは</p>	<p>(地域資源の開発)</p> <p>○ 「訪問型介護予防指導」(理学療法士・作業療法士・管理栄養士による対象者(要介護2までを対象)の自宅への訪問と指導)を導入</p> <p>○ 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防強化推進事業(予防モデル事業)の活用による訪問型介護予防指導、訪問型生活支援サービス、介護予防推進地区活動等の支援メニューの充実</p> <p>(協議体の拡大)</p> <p>○ ボランティアをはじめとした関係者が相互に連携し、情報交換及び介護予防に関する知識の習得を行い、ボランティアのモチベーションを維持するとともに、地域における介護予防の推進を図るための「介護予防推進連絡会(にっこり会)」の開催(毎月1回定期開催)</p> <p>(取組の効果)</p> <p>○ 平成21年に20%を超えていた要介護・要支援認定率が、その後減少を続け、平成26年2月には全国平均を下回る15.5%となった。</p> <p>○ 平成20年から開始された介護予防ボランティア養成講座には約6年間で260人もの受講者があり、そのうち50人が介護予防ボランティアとして活動しており、町内14地区で講話や運動指導などの活動を担当している。</p> <p>(2) 住民・行政等協働型 【神奈川県平塚市(町内福祉村事業)の取組事例】 (コーディネーター) 第1層のコーディネーターは平塚市職員(2名) 第2層のコーディネーターは各町内福祉村の専任コーディネーター</p> <p>(参考)専任コーディネーターの要件等 保健福祉に関する総合相談業務や地区内の関係団体及び関係機関等によるネットワークづくりの支援等を行い、地域福祉の推進に情熱のある人で、配置期間は1年、配置日数は最低週4日以上、配置時間は1日4時間以上で必ずしも1名に限られるものではなくローテーションも可能であるとされている。</p> <p>(協議体の構成団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会 ・地区社協 ・民生委員、児童委員 <p>(取組の経緯)</p> <p>○ 昔ながらの近隣同士のふれあいが薄らぎ、少子化、高齢化、核家族化傾向が増すにつれ、家庭や地域が持つ福祉力が弱まっている状況下において、介護保険制度やその他の公的福祉サービスでは</p>

- 36 -

改正後（新）	改正前（旧）
<p>対応できない身近な生活支援やふれあい交流が必要であることから、地域で共に支え合うことができる仕組みづくりとして、平成7年4月に「町内福祉村構想」を市長が将来を見据えて考案した。その後、同年8月に市内に「町内福祉村構想」検討委員会（部会）を設置し、検討を重ね、平成10年度に町内福祉村構想モデル事業第1号として、廃園幼稚園の後施設を福祉村の拠点とした松原地区町内福祉村が設立され、現在までに15地区整備されている。</p> <p>○ 現在、平塚市においては総合計画に「地域福祉推進事業」として、町内福祉村を市内各地区（参加しやすい地区公民館区（おおむね小学校区）25地区）に設置する方針であり、住民の自主的、主体的な参加を基本に、行政や社協、地元企業、関係機関などとパートナーシップを築き、相互が連携、協力しながら、福祉活動を主体とした安心して心豊かに生活できる環境づくりを目指している。</p> <p>○ 事業費は、福祉村1か所あたり年間128万円（そのうち60万円がコーディネーターの経費、残りの68万円がその他の事務経費）を上限に委託料として、市の単独費で各町内福祉村の運営委員会（法人格を有さない）に支出している。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <p>○ 地域から募集した各町内福祉村の専任のコーディネーターによる、住民からの保健福祉に関する相談の受付によって、ニーズを継続的に把握。</p> <p>（地域資源の開発）</p> <p>○ 地域から募集した各町内福祉村の専任のコーディネーターによる、福祉村ボランティアへの支援活動に係るコーディネート。</p> <p>（町内福祉村で対応が困難な場合には、行政や関係機関につなげる）</p> <p>○ ボランティアの中心的な担い手は、自治会や福祉関連団体を経験した方。</p> <p>（活動拠点）</p> <p>○ 地区内の既存資源の有効活用を基本に、平塚市と住民で共に確保。</p> <p>（平塚市の役割）</p> <p>○ 組織づくりの支援、活動拠点の設置、運営費用、研修機会、情報提供など。</p> <p>（町内福祉村開設までのプロセス）</p> <p>○ 簡単な流れは以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① まずは「地域福祉推進事業」として町内福祉村が制度化されており、町内福祉村の運営費用や町内福祉村の活動拠点の相談等が受けられる体制となっている。 ② 市担当者が町内福祉村未設置地区に向向き、町内福祉村の意義を説明。 ③ 地域が自主的に町内福祉村の立ち上げに声を上げる。 ④ 町内福祉村設立準備委員会が設立される。 <p>※準備委員会は、地区社協や自治会長が中心であり、第2層に近いイメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 市と市社協が連携した、地域住民を対象とした地域の課題発見を目的としたワークショップの開催 	<p>対応できない身近な生活支援やふれあい交流が必要であることから、地域で共に支え合うことができる仕組みづくりとして、平成7年4月に「町内福祉村構想」を市長が将来を見据えて考案した。その後、同年8月に市内に「町内福祉村構想」検討委員会（部会）を設置し、検討を重ね、平成10年度に町内福祉村構想モデル事業第1号として、廃園幼稚園の後施設を福祉村の拠点とした松原地区町内福祉村が設立され、現在までに15地区整備されている。</p> <p>○ 現在、平塚市においては総合計画に「地域福祉推進事業」として、町内福祉村を市内各地区（参加しやすい地区公民館区（おおむね小学校区）25地区）に設置する方針であり、住民の自主的、主体的な参加を基本に、行政や社協、地元企業、関係機関などとパートナーシップを築き、相互が連携、協力しながら、福祉活動を主体とした安心して心豊かに生活できる環境づくりを目指している。</p> <p>○ 事業費は、福祉村1か所あたり年間128万円（そのうち60万円がコーディネーターの経費、残りの68万円がその他の事務経費）を上限に委託料として、市の単独費で各町内福祉村の運営委員会（法人格を有さない）に支出している。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <p>○ 地域から募集した各町内福祉村の専任のコーディネーターによる、住民からの保健福祉に関する相談の受付によって、ニーズを継続的に把握。</p> <p>（地域資源の開発）</p> <p>○ 地域から募集した各町内福祉村の専任のコーディネーターによる、福祉村ボランティアへの支援活動に係るコーディネート。</p> <p>（町内福祉村で対応が困難な場合には、行政や関係機関につなげる）</p> <p>○ ボランティアの中心的な担い手は、自治会や福祉関連団体を経験した方。</p> <p>（活動拠点）</p> <p>○ 地区内の既存資源の有効活用を基本に、平塚市と住民で共に確保。</p> <p>（平塚市の役割）</p> <p>○ 組織づくりの支援、活動拠点の設置、運営費用、研修機会、情報提供など。</p> <p>（町内福祉村開設までのプロセス）</p> <p>○ 簡単な流れは以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① まずは「地域福祉推進事業」として町内福祉村が制度化されており、町内福祉村の運営費用や町内福祉村の活動拠点の相談等が受けられる体制となっている。 ② 市担当者が町内福祉村未設置地区に向向き、町内福祉村の意義を説明。 ③ 地域が自主的に町内福祉村の立ち上げに声を上げる。 ④ 町内福祉村設立準備委員会が設立される。 <p>※準備委員会は、地区社協や自治会長が中心であり、第2層に近いイメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 市と市社協が連携した、地域住民を対象とした地域の課題発見を目的としたワークショップの開催

改正後（新）	改正前（旧）
<p>⑥ 市職員は、委託料（運営費用）、活動拠点の設置、情報提供等、様々な面で調整を行う。 ※市職員は、第1層のコーディネーターの役割</p> <p>⑦ 社協は、地域ニーズや地域の課題抽出、ボランティア研修会等への支援を行う。 ※社協は、第1層のコーディネーターを補助する役割</p> <p>⑧ 準備委員会において、地域ニーズを把握し、ボランティアを募集（地域資源の開発）する。</p> <p>⑨ 町内福祉村設立 ※設立された町内福祉村の評議委員会委員がそのまま協議体となるイメージ 評議委員会委員…自治会連合会、社協、民生委員、児童委員、防犯指導員等</p> <p>具体的には、以下を参照のこと。 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/chiki/process.htm</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 現在までに15地区で町内福祉村が整備されており、その主な活動は、地区内の援助が必要な人のためのボランティアによる外出時の付き添い、話し相手、庭の手入れといった「身近な生活支援活動」と、地域の人が気軽に立ち寄れる居場所である「ふれあい交流活動」の2本の柱となっている。「ふれあい交流活動」は、町内福祉村の拠点で実施するほか、拠点まで歩いてこれない方のために自治会館などを利用した「向向きサロン」も開催している。</p> <p>これらの活動により、住民同士のつながりが醸成された。</p> <p>(3) 社会福祉協議会型 【伊賀市社会福祉協議会（三重県伊賀市）の取組事例】 （コーディネーター） 市社会福祉協議会エリア担当者</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケアネットワーク会議 ・ 住民自治協議会 ・ 自治会 ・ 地元企業 ・ 民生委員、児童委員 ・ 福祉サービス事業所 ・ 地区市民センター ・ ボランティア ・ 市社会福祉協議会 など <p>（取組の経緯）</p> <p>○ 平成16年度に1市3町2村の合併により伊賀市が誕生した。合併時に制定された自治基本条例において、自治会、ボランティア、市民活動団体や地域の事業者などが主体となったまちづくり</p>	<p>⑥ 市職員は、委託料（運営費用）、活動拠点の設置、情報提供等、様々な面で調整を行う。 ※市職員は、第1層のコーディネーターの役割</p> <p>⑦ 社協は、地域ニーズや地域の課題抽出、ボランティア研修会等への支援を行う。 ※社協は、第1層のコーディネーターを補助する役割</p> <p>⑧ 準備委員会において、地域ニーズを把握し、ボランティアを募集（地域資源の開発）する。</p> <p>⑨ 町内福祉村設立 ※設立された町内福祉村の評議委員会委員がそのまま協議体となるイメージ 評議委員会委員…自治会連合会、社協、民生委員、児童委員、防犯指導員等</p> <p>具体的には、以下を参照のこと。 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/chiki/process.htm</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 現在までに15地区で町内福祉村が整備されており、その主な活動は、地区内の援助が必要な人のためのボランティアによる外出時の付き添い、話し相手、庭の手入れといった「身近な生活支援活動」と、地域の人が気軽に立ち寄れる居場所である「ふれあい交流活動」の2本の柱となっている。「ふれあい交流活動」は、町内福祉村の拠点で実施するほか、拠点まで歩いてこれない方のために自治会館などを利用した「向向きサロン」も開催している。</p> <p>これらの活動により、住民同士のつながりが醸成された。</p> <p>(3) 社会福祉協議会型 【伊賀市社会福祉協議会（三重県伊賀市）の取組事例】 （コーディネーター） 市社会福祉協議会エリア担当者</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケアネットワーク会議 ・ 住民自治協議会 ・ 自治会 ・ 地元企業 ・ 民生委員、児童委員 ・ 福祉サービス事業所 ・ 地区市民センター ・ ボランティア ・ 市社会福祉協議会 など <p>（取組の経緯）</p> <p>○ 平成16年度に1市3町2村の合併により伊賀市が誕生した。合併時に制定された自治基本条例において、自治会、ボランティア、市民活動団体や地域の事業者などが主体となったまちづくり</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を行う住民自治が位置づけられ、地域住民により「住民自治協議会」が自発的に設置されるとともに、地域課題の解決を図るための計画である「地域まちづくり計画」が策定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度からの第2次伊賀市地域福祉計画の推進では、安心生活創造事業で得たノウハウを活かし、全ての住民自治協議会単位に地域課題の解決に向けた検討の場となる地域ケアネットワーク会議を設置することを目標としている。 ○ 平成25年度からは、行政が市社会福祉協議会に地域福祉体制づくり事業を委託し、行政と市社会福祉協議会の連携による、計画的な地域ケアネットワーク会議の設置支援を行っている。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治協議会単位で設置する地域ケアネットワーク会議の基礎となる会議として自治会単位で開催する地域会議で地域のニーズを把握し、その解決策を検討するため地域ケアネットワーク会議を開催する。 ○ 一方、支援者側としては、行政の専門職が行う個人支援（ソーシャルワーク）と、市社会福祉協議会のエリア担当者が行う地域支援（コミュニティ・ソーシャルワーク）の両面から、地域ニーズの把握を行う。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各住民自治協議会の地域福祉活動に関する連絡組織（連絡協議会）の設置を進め、地域課題に対する取り組み事例などの情報交換や研修を行う場づくりを行う。 ○ 地域ケアネットワーク会議において地域における生活課題を検討し、居場所づくりや生活支援のしくみづくりなど、住民主体による地域福祉活動の支援を行う。 <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケアネットワーク会議で検討された事項は、地域福祉活動計画分野を担う社会福祉協議会が設置している住民参加の検討の場（地域福祉推進委員会、地域福祉活動推進会議）で解決に向けた検討を行い、施策検討が必要な事項は行政の附属機関である審議会（地域福祉計画推進委員会）での検討につなげる。 ○ 地域包括ケアシステム構築に向け、行政として「保健・医療・福祉分野の連携」「福祉総合相談体制の構築」「自助・互助・共助のしくみづくり」の3つの施策を推進している中で、行政から社会福祉協議会へ委託している協議体設置支援に関する事業の効果もあり、現在、約2割の地域で地域課題の解決に向けた協議体が設置されている。 <p>（取組の効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社会福祉協議会のエリア担当者によるきめ細かい地域支援を行うことで、地域の中でも協議体に関する認識度が高まってきている。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための大きな取り組みとして、継続的・計画的な支援をすすめていく。 ○ 地域課題の解決に向けた協議体（地域ケアネットワーク会議）が立ち上がることにより、地域における支え合い活動などの地域福祉活動が活性化され、地域包括ケアシステムの構築に向けた「自助・互助・共助のしくみづくり」が高まっている。 	<p>を行う住民自治が位置づけられ、地域住民により「住民自治協議会」が自発的に設置されるとともに、地域課題の解決を図るための計画である「地域まちづくり計画」が策定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度からの第2次伊賀市地域福祉計画の推進では、安心生活創造事業で得たノウハウを活かし、全ての住民自治協議会単位に地域課題の解決に向けた検討の場となる地域ケアネットワーク会議を設置することを目標としている。 ○ 平成25年度からは、行政が市社会福祉協議会に地域福祉体制づくり事業を委託し、行政と市社会福祉協議会の連携による、計画的な地域ケアネットワーク会議の設置支援を行っている。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治協議会単位で設置する地域ケアネットワーク会議の基礎となる会議として自治会単位で開催する地域会議で地域のニーズを把握し、その解決策を検討するため地域ケアネットワーク会議を開催する。 ○ 一方、支援者側としては、行政の専門職が行う個人支援（ソーシャルワーク）と、市社会福祉協議会のエリア担当者が行う地域支援（コミュニティ・ソーシャルワーク）の両面から、地域ニーズの把握を行う。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各住民自治協議会の地域福祉活動に関する連絡組織（連絡協議会）の設置を進め、地域課題に対する取り組み事例などの情報交換や研修を行う場づくりを行う。 ○ 地域ケアネットワーク会議において地域における生活課題を検討し、居場所づくりや生活支援のしくみづくりなど、住民主体による地域福祉活動の支援を行う。 <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケアネットワーク会議で検討された事項は、地域福祉活動計画分野を担う社会福祉協議会が設置している住民参加の検討の場（地域福祉推進委員会、地域福祉活動推進会議）で解決に向けた検討を行い、施策検討が必要な事項は行政の附属機関である審議会（地域福祉計画推進委員会）での検討につなげる。 ○ 地域包括ケアシステム構築に向け、行政として「保健・医療・福祉分野の連携」「福祉総合相談体制の構築」「自助・互助・共助のしくみづくり」の3つの施策を推進している中で、行政から社会福祉協議会へ委託している協議体設置支援に関する事業の効果もあり、現在、約2割の地域で地域課題の解決に向けた協議体が設置されている。 <p>（取組の効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社会福祉協議会のエリア担当者によるきめ細かい地域支援を行うことで、地域の中でも協議体に関する認識度が高まってきている。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための大きな取り組みとして、継続的・計画的な支援をすすめていく。 ○ 地域課題の解決に向けた協議体（地域ケアネットワーク会議）が立ち上がることにより、地域における支え合い活動などの地域福祉活動が活性化され、地域包括ケアシステムの構築に向けた「自助・互助・共助のしくみづくり」が高まっている。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(4) NPO型①</p> <p>【NPO法人ふらっとステーション・ドリーム（神奈川県横浜市）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人ふらっとステーション・ドリーム</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者関係団体 6団体 ・子育て関係団体 3団体 ・まちづくり関係団体 2団体 ・自治会関係 3自治会 ・学校関係 小学校校長・PTA ・行政 区役所 <p>以上の団体が「地域運営協議会」を構成し、月1回集まり、将来に向けた地域の課題等について話し合いを行っている。</p> <p>（取組の経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市戸塚区の南西に位置するドリームハイツは、約40年前に分譲された大規模中高層団地で、入居開始当初は30～40代の子育て世代が多く入居したが、現在その世代の多くは高齢化し、その子ども世代は独立して、人口の減少が進んでいる状況である。また、最寄り駅まで遠く、交通の便が悪い場所であり、さらには、団地内に店舗や医療・福祉施設もほとんどなかったため、地域住民が自発的に必要なサービスを共助の精神で築き上げてきた。 <ul style="list-style-type: none"> 第1期（1974～） 自主保育、保育園、学童等の子育て関係 第2期（1985～） 高齢者向けの配食サービス、家事・介護の助け合い、介護保険介護予防・高齢者向けのサロン 第3期（1996～） 障がい児・者支援、（放課後の居場所、地域作業所）地域の居場所（ふらっとステーション・ドリーム）まちづくり活動 第4期（2007～） 市民主体の「地域運営協議会」がスタート ○ その動きの中で、第3期には団地住民の高齢化と共に、介護や見守り、居場所が地域の課題となり、高齢者を支援する3つの団体、「ドリーム地域給食の会（高齢者向けの給食サービス）」、「ふれあいドリーム（介護保険事業、障害福祉サービス事業等）」、「いいこの家 夢みん（介護予防プログラムを実施する交流サロン）」が中心となり、平成17年にコミュニティカフェ「ふらっとステーション・ドリーム」が開設された。 ○ ふらっとステーション・ドリーム設立のきっかけは、戸塚区の地域福祉計画策定委員が行った30回以上に及ぶ懇話会であり、その中で、区役所まで足を運ばずに必要な情報が手に入る場所が欲しい、日頃の悩みを相談できる場所が欲しいといった、気軽に地域で集うことができる場所を要望する住民の声が見えてきた。こうした意見を受け、薬局の空き店舗を改装して、住民同士が交流し支え合う憩いの場「ふら 	<p>(4) NPO型①</p> <p>【NPO法人ふらっとステーション・ドリーム（神奈川県横浜市）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人ふらっとステーション・ドリーム</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者関係団体 6団体 ・子育て関係団体 3団体 ・まちづくり関係団体 2団体 ・自治会関係 3自治会 ・学校関係 小学校校長・PTA ・行政 区役所 <p>以上の団体が「地域運営協議会」を構成し、月1回集まり、将来に向けた地域の課題等について話し合いを行っている。</p> <p>（取組の経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市戸塚区の南西に位置するドリームハイツは、約40年前に分譲された大規模中高層団地で、入居開始当初は30～40代の子育て世代が多く入居したが、現在その世代の多くは高齢化し、その子ども世代は独立して、人口の減少が進んでいる状況である。また、最寄り駅まで遠く、交通の便が悪い場所であり、さらには、団地内に店舗や医療・福祉施設もほとんどなかったため、地域住民が自発的に必要なサービスを共助の精神で築き上げてきた。 <ul style="list-style-type: none"> 第1期（1974～） 自主保育、保育園、学童等の子育て関係 第2期（1985～） 高齢者向けの配食サービス、家事・介護の助け合い、介護保険介護予防・高齢者向けのサロン 第3期（1996～） 障がい児・者支援、（放課後の居場所、地域作業所）地域の居場所（ふらっとステーション・ドリーム）まちづくり活動 第4期（2007～） 市民主体の「地域運営協議会」がスタート ○ その動きの中で、第3期には団地住民の高齢化と共に、介護や見守り、居場所が地域の課題となり、高齢者を支援する3つの団体、「ドリーム地域給食の会（高齢者向けの給食サービス）」、「ふれあいドリーム（介護保険事業、障害福祉サービス事業等）」、「いいこの家 夢みん（介護予防プログラムを実施する交流サロン）」が中心となり、平成17年にコミュニティカフェ「ふらっとステーション・ドリーム」が開設された。 ○ ふらっとステーション・ドリーム設立のきっかけは、戸塚区の地域福祉計画策定委員が行った30回以上に及ぶ懇話会であり、その中で、区役所まで足を運ばずに必要な情報が手に入る場所が欲しい、日頃の悩みを相談できる場所が欲しいといった、気軽に地域で集うことができる場所を要望する住民の声が見えてきた。こうした意見を受け、薬局の空き店舗を改装して、住民同士が交流し支え合う憩いの場「ふら

改正後（新）	改正前（旧）
<p>っとステーション・ドリーム」が創設された。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業を通じたニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障がいの有無等対象者を問わず、皆が飲食を共にし、交流できるサロン事業の運営（日曜祝日を含む毎日営業）。 ・高齢者の医療福祉に関する情報提供や、担当者による健康相談などを実施するよろず相談所の運営。 ・地域の高齢者の抱える不安を解消する手段として、地域住民ニーズに合わせた講座を定期的に開講する文化交流事業の実施。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や子ども向けの福祉などの地域課題を住民が解決することを目指し、自治会や市民活動団体等7団体が主体となって結成された「ドリームハイツ地域運営協議会」が運営する見守りネットセンターが取り組む、「安心カード」の全住民への配布や家庭の電力量変化で部屋の異変を通知する高齢者に係る見守りシステムの実施に向けた検証。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「ドリームハイツ地域運営協議会」は、ふらっとステーション・ドリームが事務局を担当し、横浜市のエリアマネジメントのモデル事業（身近な地域・元気づくりモデル事業）として採択され、市民が主体的に地域課題を解決し、行政がその後押しをする、行政と市民の対等な関係が構築されている <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗を改築して法人事務所として使用しているが、そこを有料でギャラリーとして地域に開放したり、店頭コーナーの売り上げの一部を納めてもらったりすることによる安定的な収入の確保や、地元農家や商店、自家菜園から野菜等を提供してもらい、ランチの食材費を抑える等支出抑制の工夫による活動継続のための取組を推進している。 <p>（取組の効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふらっとステーション・ドリームは、後にNPO法人格を取得し、地域住民の交流の場を提供する活動を中心に、様々な地域づくり事業を行っており、今では18の組織同士が互いにネットワークを組んで、利用者の利便性を図っている。 ○ ふらっとステーション・ドリームは、仲間づくりや新たな自己発見を通じた利用者の生活の質の向上や、栄養バランスの良い食事の提供を通じた健康維持・管理等に寄与している。 <p>（5） NPO型②</p> <p>【NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン（東京都杉並区）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン</p>	<p>っとステーション・ドリーム」が創設された。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業を通じたニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障がいの有無等対象者を問わず、皆が飲食を共にし、交流できるサロン事業の運営（日曜祝日を含む毎日営業）。 ・高齢者の医療福祉に関する情報提供や、担当者による健康相談などを実施するよろず相談所の運営。 ・地域の高齢者の抱える不安を解消する手段として、地域住民ニーズに合わせた講座を定期的に開講する文化交流事業の実施。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や子ども向けの福祉などの地域課題を住民が解決することを目指し、自治会や市民活動団体等7団体が主体となって結成された「ドリームハイツ地域運営協議会」が運営する見守りネットセンターが取り組む、「安心カード」の全住民への配布や家庭の電力量変化で部屋の異変を通知する高齢者に係る見守りシステムの実施に向けた検証。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「ドリームハイツ地域運営協議会」は、ふらっとステーション・ドリームが事務局を担当し、横浜市のエリアマネジメントのモデル事業（身近な地域・元気づくりモデル事業）として採択され、市民が主体的に地域課題を解決し、行政がその後押しをする、行政と市民の対等な関係が構築されている <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗を改築して法人事務所として使用しているが、そこを有料でギャラリーとして地域に開放したり、店頭コーナーの売り上げの一部を納めてもらったりすることによる安定的な収入の確保や、地元農家や商店、自家菜園から野菜等を提供してもらい、ランチの食材費を抑える等支出抑制の工夫による活動継続のための取組を推進している。 <p>（取組の効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふらっとステーション・ドリームは、後にNPO法人格を取得し、地域住民の交流の場を提供する活動を中心に、様々な地域づくり事業を行っており、今では18の組織同士が互いにネットワークを組んで、利用者の利便性を図っている。 ○ ふらっとステーション・ドリームは、仲間づくりや新たな自己発見を通じた利用者の生活の質の向上や、栄養バランスの良い食事の提供を通じた健康維持・管理等に寄与している。 <p>（5） NPO型②</p> <p>【NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン（東京都杉並区）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン ・移動サービスNPO（おでかけサービス杉並） ・地域包括支援センター ・町会長 ・老人会世話人 ・民生委員 ・見守りボランティア <p>（取組の経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンが事務局となり、平成24年度地域支えあい体制づくり補助金（東京都補助金）により「高齢者の居場所づくりとしてのコミュニティカフェおよび地域づくり事業」を杉並区成田東地域で提案。地域包括支援センター（ケア24松ノ木）並びに移動サービスNPO（おでかけサービス杉並）と共に実行委員会を立ち上げ、企画実施の提案を行った。 ○ その後、成田東地域に居住するひとり暮らしの高齢者が地域高齢者のコミュニティカフェの場として、個人宅のリビング（23畳）を週1回地域に開放することに承諾いただき、カフェスペースの確保ができた。 ○ 企画内容としては、①カフェボランティア養成講座の開催、②地域資源マップ作成、③地域運営推進委員会の開催、④日帰り外出ツアーなどがあげられる。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター等地域ネットワークのこれまでの情報のやりとりの中で、従前から高齢者の居場所や社会参加の場の必要性を共有していた。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カフェボランティア養成講座において、地域で高齢者の居場所としてカフェ等を運営するボランティアをしたいというメンバーが集まり、平成25年3月よりカフェ活動をスタートした。NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンは、ボランティアのコーディネートやミニ講座企画などの支援を行った。 ○ 地域包括支援センターを中心に、商店やつどい場などをマッピングした地域資源マップを作成し、町会を通じて配布を行った。 ○ 3つの地域包括支援センター（阿佐ヶ谷ブロック）の共同会議を経て、3地区でのつどい場掘り起し活動を行い、次の居場所づくりのための資源マップを作成した。（平成25年度杉並区長寿応援ファンド助成金活用） <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カフェがきっかけとなり、町会長や民生委員等を構成団体とした協議体の集まりを隔月で開催し始め、各団体の活動報告や地域の課題などを共有する機会を設けた。 	<p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン ・移動サービスNPO（おでかけサービス杉並） ・地域包括支援センター ・町会長 ・老人会世話人 ・民生委員 ・見守りボランティア <p>（取組の経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンが事務局となり、平成24年度地域支えあい体制づくり補助金（東京都補助金）により「高齢者の居場所づくりとしてのコミュニティカフェおよび地域づくり事業」を杉並区成田東地域で提案。地域包括支援センター（ケア24松ノ木）並びに移動サービスNPO（おでかけサービス杉並）と共に実行委員会を立ち上げ、企画実施の提案を行った。 ○ その後、成田東地域に居住するひとり暮らしの高齢者が地域高齢者のコミュニティカフェの場として、個人宅のリビング（23畳）を週1回地域に開放することに承諾いただき、カフェスペースの確保ができた。 ○ 企画内容としては、①カフェボランティア養成講座の開催、②地域資源マップ作成、③地域運営推進委員会の開催、④日帰り外出ツアーなどがあげられる。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター等地域ネットワークのこれまでの情報のやりとりの中で、従前から高齢者の居場所や社会参加の場の必要性を共有していた。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カフェボランティア養成講座において、地域で高齢者の居場所としてカフェ等を運営するボランティアをしたいというメンバーが集まり、平成25年3月よりカフェ活動をスタートした。NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンは、ボランティアのコーディネートやミニ講座企画などの支援を行った。 ○ 地域包括支援センターを中心に、商店やつどい場などをマッピングした地域資源マップを作成し、町会を通じて配布を行った。 ○ 3つの地域包括支援センター（阿佐ヶ谷ブロック）の共同会議を経て、3地区でのつどい場掘り起し活動を行い、次の居場所づくりのための資源マップを作成した。（平成25年度杉並区長寿応援ファンド助成金活用） <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カフェがきっかけとなり、町会長や民生委員等を構成団体とした協議体の集まりを隔月で開催し始め、各団体の活動報告や地域の課題などを共有する機会を設けた。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 1つの地域包括支援センターから3つの包括支援センターへ居場所の活動が 拡がり、新たなカフェとのネットワークもできた。</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 平成26年3月には、ボランティアグループ「ららカフェ」として、ボランティアが全ての企画・運営を担う自主グループとして育ち、自立に至った。</p> <p>○ ノルディックウォークや歌声喫茶などの企画により70代～80代の高齢男性が 生き活きと参加する姿が増えた。中には認知症の初期の高齢者もあり、確実に地域の住民による自主的な見守り機能を含む居場所となっている。</p> <p>○ 地域運営推進委員会についても、平成26年7月より、地域包括支援センターが運営を担うことになり、協議体は地域のネットワーク機関として継続運営されることになった。</p> <p>※《参考事例：家族介護者の孤立を予防するケアラーコミュニティの形成システム》 （コーディネーター） 介護者の会ネットワーク</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン ・地域包括支援センター ・介護者の会 ・介護者サポーター ・介護者の会ネットワーク会議 ・行政 他 <p>（取組の経緯）</p> <p>○ かねてより杉並区は、介護保険制度施行等により、要介護者支援の施策が示されたものの、家族介護者等に対する支援が不足しているとの認識を持っており、地域で家族介護者等を支援するボランティアを養成するために、平成17年秋に「介護者サポーター養成講座」を開催した。</p> <p>○ その後、平成18年3月に、その修了生が「杉並介護者応援団」を結成し、行政や専門機関、地域住民と協力しながら、介護者の会の運営とネットワーク化の支援をするなどの活動を行っている。</p> <p>○ NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンでは、介護者の会の立ち上げ及び活動支援を行い、要介護者本人と家族同士の地域でのネットワークの形成と社会参加を推進することにより、家族が地域で孤立しないよう支援する地域体制をつくることに力点を置いている。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <p>○ 介護者の会（月1回程度のペースで家族介護者等が集う会）のリーダー間のネットワークを通じた、首都圏における介護者の会の整備状況のマッピングやその必要性、取組の課題等の共有</p> <p>○ 介護者サポーター養成講座で養成された介護者サポーターによる、介護者の会等を通じた介護者のニーズを把握（地域包括支援センター等とつなぐ）</p>	<p>○ 1つの地域包括支援センターから3つの包括支援センターへ居場所の活動が 拡がり、新たなカフェとのネットワークもできた。</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 平成26年3月には、ボランティアグループ「ららカフェ」として、ボランティアが全ての企画・運営を担う自主グループとして育ち、自立に至った。</p> <p>○ ノルディックウォークや歌声喫茶などの企画により70代～80代の高齢男性が 生き活きと参加する姿が増えた。中には認知症の初期の高齢者もあり、確実に地域の住民による自主的な見守り機能を含む居場所となっている。</p> <p>○ 地域運営推進委員会についても、平成26年7月より、地域包括支援センターが運営を担うことになり、協議体は地域のネットワーク機関として継続運営されることになった。</p> <p>※《参考事例：家族介護者の孤立を予防するケアラーコミュニティの形成システム》 （コーディネーター） 介護者の会ネットワーク</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジン ・地域包括支援センター ・介護者の会 ・介護者サポーター ・介護者の会ネットワーク会議 ・行政 他 <p>（取組の経緯）</p> <p>○ かねてより杉並区は、介護保険制度施行等により、要介護者支援の施策が示されたものの、家族介護者等に対する支援が不足しているとの認識を持っており、地域で家族介護者等を支援するボランティアを養成するために、平成17年秋に「介護者サポーター養成講座」を開催した。</p> <p>○ その後、平成18年3月に、その修了生が「杉並介護者応援団」を結成し、行政や専門機関、地域住民と協力しながら、介護者の会の運営とネットワーク化の支援をするなどの活動を行っている。</p> <p>○ NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンでは、介護者の会の立ち上げ及び活動支援を行い、要介護者本人と家族同士の地域でのネットワークの形成と社会参加を推進することにより、家族が地域で孤立しないよう支援する地域体制をつくることに力点を置いている。</p> <p>（地域ニーズの把握）</p> <p>○ 介護者の会（月1回程度のペースで家族介護者等が集う会）のリーダー間のネットワークを通じた、首都圏における介護者の会の整備状況のマッピングやその必要性、取組の課題等の共有</p> <p>○ 介護者サポーター養成講座で養成された介護者サポーターによる、介護者の会等を通じた介護者のニーズを把握（地域包括支援センター等とつなぐ）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（地域資源の開発）</p> <p>○ 杉並区内を中心に、地域包括支援センターとの共同により、介護者の会の立ち上げ（区内15か所）と並行して、立ち上げを支援する介護者サポーターを養成</p> <p>○ 養成された介護者サポーターが中心となった、家族介護者等の支援のための中核的な拠点となる新たなNPOや市民グループの立ち上げ</p> <p>（協議体の拡大）</p> <p>○ 結成された首都圏の介護者の会のリーダーが集まる「介護者の会ネットワーク会議」を年4回程度開催</p> <p>○ 「市民発！介護なんでも文化祭」を平成17年から年1回開催し、展示や相談、交流、セミナーなど様々な取り組みを実施し、介護者を中心として、専門職、企業、事業者、支援者、行政などのネットワークを生み出している。</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 新たな市民グループ等の活動をきっかけに、杉並区以外にも港区や練馬区、目黒区、豊島区、新宿区等にも取組が展開。</p> <p>○ 介護者の会以外に「ケアラズカフェ」として、敷居を低くした介護者の居場所づくりが展開（平成24年4月杉並区）。</p> <p>（6） 中間支援組織型 【NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸（兵庫県神戸市）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 ・（公財）神戸いきいき勤労財団 ・大学（兵庫県立大学・甲南大学・神戸学院大学等） ・社会福祉協議会 ・生活協同組合 ・行政（兵庫県・神戸市等） ・企業（1部上場・地元企業等） <p>（取組の経緯）</p> <p>○ 平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に生まれたボランティアグループ 東灘地域助け合いネットワーク（現NPO法人東灘地域助け合いネットワーク）が前身。「自立と共生」に基づくコミュニティづくりを支援する地域密着型サポートセンターとして平成8年10月に発足した。</p> <p>○ 誰もが孤立することなく、誰かとなつたり、居場所と社会的役割が得られることを、「ヒト・モ</p>	<p>（地域資源の開発）</p> <p>○ 杉並区内を中心に、地域包括支援センターとの共同により、介護者の会の立ち上げ（区内15か所）と並行して、立ち上げを支援する介護者サポーターを養成</p> <p>○ 養成された介護者サポーターが中心となった、家族介護者等の支援のための中核的な拠点となる新たなNPOや市民グループの立ち上げ</p> <p>（協議体の拡大）</p> <p>○ 結成された首都圏の介護者の会のリーダーが集まる「介護者の会ネットワーク会議」を年4回程度開催</p> <p>○ 「市民発！介護なんでも文化祭」を平成17年から年1回開催し、展示や相談、交流、セミナーなど様々な取り組みを実施し、介護者を中心として、専門職、企業、事業者、支援者、行政などのネットワークを生み出している。</p> <p>（取組の効果）</p> <p>○ 新たな市民グループ等の活動をきっかけに、杉並区以外にも港区や練馬区、目黒区、豊島区、新宿区等にも取組が展開。</p> <p>○ 介護者の会以外に「ケアラズカフェ」として、敷居を低くした介護者の居場所づくりが展開（平成24年4月杉並区）。</p> <p>（6） 中間支援組織型 【NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸（兵庫県神戸市）の取組事例】 （コーディネーター） NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸</p> <p>（協議体の構成団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 ・（公財）神戸いきいき勤労財団 ・大学（兵庫県立大学・甲南大学・神戸学院大学等） ・社会福祉協議会 ・生活協同組合 ・行政（兵庫県・神戸市等） ・企業（1部上場・地元企業等） <p>（取組の経緯）</p> <p>○ 平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に生まれたボランティアグループ 東灘地域助け合いネットワーク（現NPO法人東灘地域助け合いネットワーク）が前身。「自立と共生」に基づくコミュニティづくりを支援する地域密着型サポートセンターとして平成8年10月に発足した。</p> <p>○ 誰もが孤立することなく、誰かとなつたり、居場所と社会的役割が得られることを、「ヒト・モ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ノ・カネ・情報」の側面から総合的に支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOの活動開始等に関する情報提供、相談、地域の状況把握、講座、仲間づくり、組織づくり、ネットワークづくり、評価までのプロセスを寄り添い型で支援している。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神戸市の「NPO法人認証相談窓口」事業を受託し、NPOに関する様々な情報や基礎知識、NPOの設立や運営などの相談の受付。 ○ NPOに関する知識提供にとどまらず、活動の実現のため、これまで築いてきたネットワークを活用しながらのサポートの実施。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティビジネス（CB）実践講座 ビジネス手法を用いて地域の課題解決を目指す。事業の企画から起業までを総合的にフォローする短期集中型の研修で、個別相談も行い、各プランにあった人材・基金・拠点、さらに先進事例や行政担当部署の紹介など、経験豊富な講師陣が実践的なノウハウを提供する。 ○ 社会貢献塾 特に担い手となる人材開発では、社会貢献塾において、座学や実践を通じた地域のしごとや活動について総合的に学ぶ研修プログラムを（公財）神戸いきいき勤労財団と協働で講座を開催しており、修了生の多くが地域のさまざまな仕事や活動に参画し、居場所づくりや里山保全に取り組むグループも立ち上がっている。修了生と現役受講生の交流もさかんである。 <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トータルケアシステム ・助け合いサービスを提供する10団体の団体によるネットワークを形成し、人材開発の共同講座やワンストップ窓口を開くことにより、協議体で展開する基礎を築いた。 ・このような流れが、平成24年度に「介護予防・総合事業に関する神戸研究会」につながり、4団体3機関の共同研究として、高齢者ケアのあり方について神戸市に政策提案した。 ○ つなごう神戸 ・地域活動や市民活動をする人たちを互いにつなぐためのホームページ。 ・地域活動や市民活動をする人たちをつなぐホームページ・サイトを通じてNPO・企業・大学・行政の様々な活動情報を提供し、それに参加・協力・利用したい個人や団体との橋渡しをしている。 ○ 全県キャンパス事業 ・兵庫県立大学のプロジェクト『全県キャンパスプログラム』の一環で、様々な企画立案やコーディネート業務を行っている。 ・県立大学のキャンパス所在地を中心に、小規模作業所の商品開発やNPOプロモーションビデオ作成など、大学とNPOが協力して地域課題の解決に向けたプロジェクトを実施している。 <p>（取組の効果）</p>	<p>ノ・カネ・情報」の側面から総合的に支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOの活動開始等に関する情報提供、相談、地域の状況把握、講座、仲間づくり、組織づくり、ネットワークづくり、評価までのプロセスを寄り添い型で支援している。 <p>（地域ニーズの把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神戸市の「NPO法人認証相談窓口」事業を受託し、NPOに関する様々な情報や基礎知識、NPOの設立や運営などの相談の受付。 ○ NPOに関する知識提供にとどまらず、活動の実現のため、これまで築いてきたネットワークを活用しながらのサポートの実施。 <p>（地域資源の開発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティビジネス（CB）実践講座 ビジネス手法を用いて地域の課題解決を目指す。事業の企画から起業までを総合的にフォローする短期集中型の研修で、個別相談も行い、各プランにあった人材・基金・拠点、さらに先進事例や行政担当部署の紹介など、経験豊富な講師陣が実践的なノウハウを提供する。 ○ 社会貢献塾 特に担い手となる人材開発では、社会貢献塾において、座学や実践を通じた地域のしごとや活動について総合的に学ぶ研修プログラムを（公財）神戸いきいき勤労財団と協働で講座を開催しており、修了生の多くが地域のさまざまな仕事や活動に参画し、居場所づくりや里山保全に取り組むグループも立ち上がっている。修了生と現役受講生の交流もさかんである。 <p>（協議体の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トータルケアシステム ・助け合いサービスを提供する10団体の団体によるネットワークを形成し、人材開発の共同講座やワンストップ窓口を開くことにより、協議体で展開する基礎を築いた。 ・このような流れが、平成24年度に「介護予防・総合事業に関する神戸研究会」につながり、4団体3機関の共同研究として、高齢者ケアのあり方について神戸市に政策提案した。 ○ つなごう神戸 ・地域活動や市民活動をする人たちを互いにつなぐためのホームページ。 ・地域活動や市民活動をする人たちをつなぐホームページ・サイトを通じてNPO・企業・大学・行政の様々な活動情報を提供し、それに参加・協力・利用したい個人や団体との橋渡しをしている。 ○ 全県キャンパス事業 ・兵庫県立大学のプロジェクト『全県キャンパスプログラム』の一環で、様々な企画立案やコーディネート業務を行っている。 ・県立大学のキャンパス所在地を中心に、小規模作業所の商品開発やNPOプロモーションビデオ作成など、大学とNPOが協力して地域課題の解決に向けたプロジェクトを実施している。 <p>（取組の効果）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人づくりの成果 ・相談者年間平均2,000人 ※うち150人が就職し、140人が活動に従事。 設立から18年間で約4,000人が地域のための仕事や活動に就いたことになる。 ・各種講座を年間平均30講座開催で、地域活動の担い手養成、組織運営支援を行い、導入から継続まで系統的にフォローできる体制を整えている。 ・インターンシップ 勤労者・学生には短期長期の「NPO研究員」インターンシッププログラムを準備し潜在層の掘り起こしに努めている。 ○ 組織づくりの成果 ・相談や講座から生まれた地域活動団体は350団体を超え、高齢者・障がい者・こども・まちづくり・文化スポーツ・防災・環境等幅広い分野で神戸市内を中心に活動。 ・組織形態は、NPO法人が52%、任意団体が35%、営利法人が7%となっている。 ○ ネットワークづくりの成果 ・個人の支援、団体の支援からさまざまなネットワークを生み、さらに共同活動や協働事業を行うように進化してきている。 ・NPOとのネットワークである「東灘NPOフォーラム」や企業との協働事業体「まちづくりスポット神戸」「ハンズオン」（手帳を持たない若者支援）に代表される他セクターとの協働事業は、短期中期に地域課題を解決し、今後の地域活動モデルとして期待される。 <p>第4 サービスの利用の流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業は、多様なニーズに対して、対象者の要介護状態等となることの予防又は自立した日常生活の支援を目的として実施するものである。 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的としている。 さらに、この介護予防ケアマネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要である。 ○ 総合事業におけるサービス事業の利用においては、必要に応じて住民主体の支援等多様なサービスを効率的に利用促進することとともに、認定に至らない高齢者の増加、自立支援・重症化予防につながるものが重要である。以下に、相談から、基本チェックリストの使用、介護予防ケアマネジメント、サービス提供の流れ等を示す。 <p>（総合事業（サービス事業）の利用の流れ）（略）</p> <p>（留意事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人づくりの成果 ・相談者年間平均2,000人 ※うち150人が就職し、140人が活動に従事。 設立から18年間で約4,000人が地域のための仕事や活動に就いたことになる。 ・各種講座を年間平均30講座開催で、地域活動の担い手養成、組織運営支援を行い、導入から継続まで系統的にフォローできる体制を整えている。 ・インターンシップ 勤労者・学生には短期長期の「NPO研究員」インターンシッププログラムを準備し潜在層の掘り起こしに努めている。 ○ 組織づくりの成果 ・相談や講座から生まれた地域活動団体は350団体を超え、高齢者・障がい者・こども・まちづくり・文化スポーツ・防災・環境等幅広い分野で神戸市内を中心に活動。 ・組織形態は、NPO法人が52%、任意団体が35%、営利法人が7%となっている。 ○ ネットワークづくりの成果 ・個人の支援、団体の支援からさまざまなネットワークを生み、さらに共同活動や協働事業を行うように進化してきている。 ・NPOとのネットワークである「東灘NPOフォーラム」や企業との協働事業体「まちづくりスポット神戸」「ハンズオン」（手帳を持たない若者支援）に代表される他セクターとの協働事業は、短期中期に地域課題を解決し、今後の地域活動モデルとして期待される。 <p>第4 サービスの利用の流れ（被保険者の自立支援に資するサービスのための介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業は、多様なニーズに対して、対象者の要介護状態等となることの予防又は自立した日常生活の支援を目的として実施するものである。 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的としている。 さらに、この介護予防ケアマネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要である。 ○ 総合事業におけるサービス事業の利用においては、必要に応じて住民主体の支援等多様なサービスを効率的に利用促進することとともに、認定に至らない高齢者の増加、自立支援・重症化予防につながるものが重要である。以下に、相談から、基本チェックリストの使用、介護予防ケアマネジメント、サービス提供の流れ等を示す。 <p>（総合事業（サービス事業）の利用の流れ）（略）</p> <p>（留意事項）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 基本チェックリストは、従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いる。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによって更に深く、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげる。</p> <p><旧来のサービス利用手続き> (略)</p> <p><総合事業実施後の利用手続き> (略)</p> <p><u>1. 周知</u></p> <p>○ 事業を開始するに当たっては、市町村において、総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について十分に周知を図る。その際、パンフレット等の使用などにより、被保険者やその家族などにわかりやすく説明できることが望ましい。</p> <p>◆ パンフレットへの記載が望ましい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合事業の目的、対象者、利用開始までの流れ、自立支援の理念等 サービスの類型ごとのサービス内容、利用方法、月ごと（週ごと）の利用できる回数の目安、利用者負担 サービス提供事業所一覧 (サービス事業、一般介護予防事業、市町村の単独施策や民間サービスなども参照できることが望ましい。) 介護予防ケアマネジメントに関する留意事項（評価等） サービス事業利用終了後について (セルフケアの重要性、一般介護予防事業への参加) <p>[参考]～地域ネットワークによる支援が必要な対象者の発見と情報の共有～ (地域づくりによる効率的な事業運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からの申請を必ずしも待たずに、また、基本チェックリストの一律配布等によらずに、地域の重層的なネットワークを構築することにより、支援が必要な高齢者を早期発見・早期支援し、自立支援を促進する。 一般介護予防事業を地域で活性化させることにより、閉じこもり等で参加が困難な者、重度化により参加できなくなった者等に対して、住民・自治会・民生委員・ボランティア等から地域包括支援センターへの相談を勧めるほか、地域包括支援センターに情報提供する仕組みをつくる（住民ネットワーク）。 医療機関や介護サービス事業者、その他の相談機関等では、支援が必要な高齢者を把握し 	<p>○ 基本チェックリストは、従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いる。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによって更に深く、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげる。</p> <p><現行のサービス利用手続き> (略)</p> <p><総合事業実施後の利用手続き> (略)</p> <p><u>1. 周知</u></p> <p>○ 事業を開始するに当たっては、市町村において、総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について十分に周知を図る。その際、パンフレット等の使用などにより、被保険者やその家族などにわかりやすく説明できることが望ましい。</p> <p>◆ パンフレットへの記載が望ましい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合事業の目的、対象者、利用開始までの流れ、自立支援の理念等 サービスの類型ごとのサービス内容、利用方法、月ごと（週ごと）の利用できる回数の目安、利用者負担 サービス提供事業所一覧 (サービス事業、一般介護予防事業、市町村の単独施策や民間サービスなども参照できることが望ましい。) 介護予防ケアマネジメントに関する留意事項（評価等） サービス事業利用終了後について (セルフケアの重要性、一般介護予防事業への参加) <p>[参考]～地域ネットワークによる支援が必要な対象者の発見と情報の共有～ (地域づくりによる効率的な事業運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からの申請を必ずしも待たずに、また、基本チェックリストの一律配布等によらずに、地域の重層的なネットワークを構築することにより、支援が必要な高齢者を早期発見・早期支援し、自立支援を促進する。 一般介護予防事業を地域で活性化させることにより、閉じこもり等で参加が困難な者、重度化により参加できなくなった者等に対して、住民・自治会・民生委員・ボランティア等から地域包括支援センターへの相談を勧めるほか、地域包括支援センターに情報提供する仕組みをつくる（住民ネットワーク）。 医療機関や介護サービス事業者、その他の相談機関等では、支援が必要な高齢者を把握し

改正後（新）	改正前（旧）
<p>た場合に、一律に要介護認定等申請を勧めるのではなく、総合事業におけるサービス事業や一般介護予防事業への参加を紹介するほか、地域包括支援センターへの相談を勧める、本人の了解を得て地域包括支援センターに情報提供するなどの対応を行う（専門機関によるネットワーク）。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、高齢者が日常的に利用する機関（銀行、郵便局、商店など）が、支援を必要とする高齢者を把握した場合は、本人やその家族に対して市町村窓口または地域包括支援センターへの相談を勧めるなどの対応を行う（民間事業者を活用したネットワーク）。 これらの情報に基づいて、地域包括支援センター等は当該高齢者宅に訪問するなどのアウトリーチ機能を発揮して状況を把握するとともに、適切な医療・介護・生活支援・介護予防につなぐ。その際、基本チェックリストの活用・実施によって事業対象者に該当した場合は、サービス事業を紹介する。 上記のような重層的なネットワーク構築のためには、市町村や地域包括支援センターが中心となって、住民や関係機関、地域のあらゆる社会資源に対する普及啓発が必要であり、一般介護予防事業、サービス事業及び給付について、誰もが理解できるようこれらの制度を周知していく必要がある。 また、相談を勧めても適切な支援につながらない高齢者については、支援が必要になった時に地域住民や関係機関が市町村窓口や地域包括支援センターにつなぐことができるよう、日頃から関係づくりを行っておくことが重要である。 <p>[参考]～市町村及び地域包括支援センターの日常業務における対象者の把握～</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村や地域包括支援センターは、通常の業務において可能な限り地域の高齢者の状況把握に努め、支援を必要とする高齢者については適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスにつなげる。 市町村は、介護分野のみならず、保健部門、高齢者福祉部門、障害者福祉部門、まちづくり部門等との横断的な連携を行い、支援を必要とする高齢者を把握した場合は適切なサービスや事業につなげる体制づくりを強化する。 特に保健部門においては、各種健康診査の機会を捉えて利用者を把握したり、地域の健康づくり活動等の事業と結びつけたり、総合事業との連続的な支援ができるよう工夫する。 地域包括支援センターは、高齢者が一般介護予防事業に積極的に参加し、孤立しそうな高齢者を地域の力で支え、必要ときに適切なサービスや支援につなげられるよう、包括的支援事業の各種業務等を通じて地域に働きかける。 <p><u>2. 相談</u> (相談受付)</p> <p>○ 相談受付時は、まず、被保険者より、相談の目的や希望するサービスを聴き取る。</p> <p>○ 窓口担当者は、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行う。(特に、サービス事業は、その目的や内容、メニュー、手続き等について、十分説明を行う。)</p> <p>※ 明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付（介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等）や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等の申請の手続につなぐ。</p>	<p>た場合に、一律に要介護認定等申請を勧めるのではなく、総合事業におけるサービス事業や一般介護予防事業への参加を紹介するほか、地域包括支援センターへの相談を勧める、本人の了解を得て地域包括支援センターに情報提供するなどの対応を行う（専門機関によるネットワーク）。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、高齢者が日常的に利用する機関（銀行、郵便局、商店など）が、支援を必要とする高齢者を把握した場合は、本人やその家族に対して市町村窓口または地域包括支援センターへの相談を勧めるなどの対応を行う（民間事業者を活用したネットワーク）。 これらの情報に基づいて、地域包括支援センター等は当該高齢者宅に訪問するなどのアウトリーチ機能を発揮して状況を把握するとともに、適切な医療・介護・生活支援・介護予防につなぐ。その際、基本チェックリストの活用・実施によって事業対象者に該当した場合は、サービス事業を紹介する。 上記のような重層的なネットワーク構築のためには、市町村や地域包括支援センターが中心となって、住民や関係機関、地域のあらゆる社会資源に対する普及啓発が必要であり、一般介護予防事業、サービス事業及び給付について、誰もが理解できるようこれらの制度を周知していく必要がある。 また、相談を勧めても適切な支援につながらない高齢者については、支援が必要になった時に地域住民や関係機関が市町村窓口や地域包括支援センターにつなぐことができるよう、日頃から関係づくりを行っておくことが重要である。 <p>[参考]～市町村及び地域包括支援センターの日常業務における対象者の把握～</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村や地域包括支援センターは、通常の業務において可能な限り地域の高齢者の状況把握に努め、支援を必要とする高齢者については適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスにつなげる。 市町村は、介護分野のみならず、保健部門、高齢者福祉部門、障害者福祉部門、まちづくり部門等との横断的な連携を行い、支援を必要とする高齢者を把握した場合は適切なサービスや事業につなげる体制づくりを強化する。 特に保健部門においては、各種健康診査の機会を捉えて利用者を把握したり、地域の健康づくり活動等の事業と結びつけたり、総合事業との連続的な支援ができるよう工夫する。 地域包括支援センターは、高齢者が一般介護予防事業に積極的に参加し、孤立しそうな高齢者を地域の力で支え、必要ときに適切なサービスや支援につなげられるよう、包括的支援事業の各種業務等を通じて地域に働きかける。 <p><u>2. 相談</u> (相談受付)</p> <p>○ 相談受付時は、まず、被保険者より、相談の目的や希望するサービスを聴き取る。</p> <p>○ 窓口担当者は、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行う。(特に、サービス事業は、その目的や内容、メニュー、手続き等について、十分説明を行う。)</p> <p>※ 明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付（介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等）や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等の申請の手続につなぐ。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>※ 介護予防のための住民主体の通いの場など、一般介護予防事業の利用のみを希望する場合は、これらのサービスにつなぐ。</p> <p>○ 総合事業の説明の際には、①サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること、②事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であることを説明する。</p> <p>○ あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくことを、説明する。</p> <p>例えば、サービス事業における医療・保健の専門職（保健師、リハビリテーション専門職等）が関与する訪問型サービスC、通所型サービスCについては、ケアマネジメントにより、維持・改善すべき課題（目標）に対して有効なサービスを利用し、課題（目標）達成後は、地域の集いの場に移行するものである等、事業の趣旨を利用者に説明の上、事業でのサービス提供について理解を得る。</p> <p>○ サービス事業利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に向いて行う。ただし、本人が来所できない（入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等）場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取る。</p> <p>このような場合における基本チェックリストの活用・実施については、本人や家族が行ったものに基づき、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター等が本人の状況を確認するとともに、事業の説明等を行い、適切なサービスの利用につなげる。</p> <p>居宅介護支援事業所等からの代行によるチェックリストの提出も可とするが、本人が来所出来ない場合と同様の扱いとする。</p> <p>○ なお、「第1の2（1）介護予防・生活支援サービス事業」のとおり、第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。</p> <p><u>3 基本チェックリストの活用・実施</u> (概要)</p> <p>○ 地域包括支援センターや市町村窓口において、生活の困りごと等の相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、サービス事業及び給付）の振り分けを行う。</p> <p>基本チェックリストの質問項目及び基準については、改正前の二次予防事業対象者の把握として利用していたものと変わらないものとし、以下に掲げる<事業対象者に該当する基準>に該当する者について、地域包括支援センター等において介護予防ケアマネジメントを実施する。その際、対象者の基準については「閉じこもり」「認知機能の低下」「うつ病の可能性」を判断する項目についても活用する。</p>	<p>※ 介護予防のための住民主体の通いの場など、一般介護予防事業の利用のみを希望する場合は、これらのサービスにつなぐ。</p> <p>○ 総合事業の説明の際には、①サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること、②事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であることを説明する。</p> <p>○ あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨として、①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくことを、説明する。</p> <p>例えば、サービス事業における医療・保健の専門職（保健師、リハビリテーション専門職等）が関与する訪問型サービスC、通所型サービスCについては、ケアマネジメントにより、維持・改善すべき課題（目標）に対して有効なサービスを利用し、課題（目標）達成後は、地域の集いの場に移行するものである等、事業の趣旨を利用者に説明の上、事業でのサービス提供について理解を得る。</p> <p>○ サービス事業利用のための手続きは、原則、被保険者本人が直接窓口に向いて行う。ただし、本人が来所できない（入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等）場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取る。</p> <p>このような場合における基本チェックリストの活用・実施については、本人や家族が行ったものに基づき、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター等が本人の状況を確認するとともに、事業の説明等を行い、適切なサービスの利用につなげる。</p> <p>居宅介護支援事業所等からの代行によるチェックリストの提出も可とするが、本人が来所出来ない場合と同様の扱いとする。</p> <p>○ なお、「第1の2（1）介護予防・生活支援サービス事業」のとおり、第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。</p> <p><u>3 基本チェックリストの活用・実施</u> (概要)</p> <p>○ 地域包括支援センターや市町村窓口において、生活の困りごと等の相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、サービス事業及び給付）の振り分けを行う。</p> <p>基本チェックリストの質問項目及び基準については、改正前の二次予防事業対象者の把握として利用していたものと変わらないものとし、以下に掲げる<事業対象者に該当する基準>に該当する者について、地域包括支援センター等において介護予防ケアマネジメントを実施する。その際、対象者の基準については「閉じこもり」「認知機能の低下」「うつ病の可能性」を判断する項目についても活用する。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 実施に際しては、後述の「基本チェックリストの使い方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人等に記入してもらう。</p> <p>○ 「表8 事業対象者に該当する基準」のある1つの基準のみに該当（例えば「口腔機能の低下」のみに該当）した場合でも、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、該当した基準の項目に関係なく、自立支援に向けた課題の抽出、目標の設定等を行い、必要なサービスにつなげる。</p> <p>(留意事項)</p> <p>○ 基本チェックリストは、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業でできるよう本人の状況を確認するツールとして活用するものであり、要介護認定等の申請に対して影響するものではない。基本チェックリストの実施の結果、非該当となった場合に、要介護認定等の申請を不可とするものではなく、申請があった場合には、市町村はこれを受け付けなければならない。</p> <p>○ 市町村窓口においては、必ずしも専門職でなくてもよい。</p> <p>○ 基本チェックリストの活用・実施の際には、質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、振り分けを判断する。</p> <p>○ 介護予防等の支援を行う上で、利用者本人の基礎疾患等に関する情報は、支援の有効性や安全性を確保する上で重要となる。基本チェックリストの実施の際には、基礎疾患等に関する情報の重要性に鑑み、要介護認定等の申請に繋げることに付随して医師の意見を確認することや、主治医への個別の確認などにより、利用者の状態を確認すること。</p> <p>○ 市町村窓口で基本チェックリストを実施した場合には、一般介護予防事業のみを利用する場合を除いて、基本チェックリストの実施結果等を地域包括支援センターに送付し、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを開始する。</p> <p>○ 基本チェックリストのチェック内容は、本人の状態に応じて変化するため、一般介護予防へ移行した後や、一定期間サービス事業の利用がなかった後に、改めてサービス利用の希望があった場合は、再度基本チェックリストを行い、サービスの振り分けから行う。</p> <p>○ なお、基本チェックリストの活用・実施により、要介護認定等の申請が必要と判断した場合は、認定申請を受け付ける。</p> <p>○ また、要介護認定等の申請とサービス事業の利用を並行して進める場合や、事業対象者として介護予防ケアマネジメントを行っている中で要介護認定等申請を行う場合もある。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメント活用・実施に当たって、市町村窓口で基本チェックリストを実施した場合は、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受け、利用者から市町村に対して届け出ることとし、その届出があった場合に市町村は当該者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。</p> <p>また、地域包括支援センターで基本チェックリストを実施した場合は、利用者は市町村に対してセンターを通じて、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出ることとし、その届出があった場合に市町村は当該者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。</p> <p>○ 被保険者証には、事業対象者である旨、チェックリスト実施日、担当地域包括支援センター名を記載する。</p> <p>○ また、セルフマネジメントの推進のため、本人の介護予防に関する情報が集約されたものとして、</p>	<p>○ 実施に際しては、後述の「基本チェックリストの使い方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人等に記入してもらう。</p> <p>○ 「表8 事業対象者に該当する基準」のある1つの基準のみに該当（例えば「口腔機能の低下」のみに該当）した場合でも、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、該当した基準の項目に関係なく、自立支援に向けた課題の抽出、目標の設定等を行い、必要なサービスにつなげる。</p> <p>(留意事項)</p> <p>○ 基本チェックリストは、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業でできるよう本人の状況を確認するツールとして活用するものであり、要介護認定等の申請に対して影響するものではない。基本チェックリストの実施の結果、非該当となった場合に、要介護認定等の申請を不可とするものではなく、申請があった場合には、市町村はこれを受け付けなければならない。</p> <p>○ 市町村窓口においては、必ずしも専門職でなくてもよい。</p> <p>○ 基本チェックリストの活用・実施の際には、質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、振り分けを判断する。</p> <p>○ 介護予防等の支援を行う上で、利用者本人の基礎疾患等に関する情報は、支援の有効性や安全性を確保する上で重要となる。基本チェックリストの実施の際には、基礎疾患等に関する情報の重要性に鑑み、要介護認定等の申請に繋げることに付随して医師の意見を確認することや、主治医への個別の確認などにより、利用者の状態を確認すること。</p> <p>○ 市町村窓口で基本チェックリストを実施した場合には、一般介護予防事業のみを利用する場合を除いて、基本チェックリストの実施結果等を地域包括支援センターに送付し、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを開始する。</p> <p>○ 基本チェックリストのチェック内容は、本人の状態に応じて変化するため、一般介護予防へ移行した後や、一定期間サービス事業の利用がなかった後に、改めてサービス利用の希望があった場合は、再度基本チェックリストを行い、サービスの振り分けから行う。</p> <p>○ なお、基本チェックリストの活用・実施により、要介護認定等の申請が必要と判断した場合は、認定申請を受け付ける。</p> <p>○ また、要介護認定等の申請とサービス事業の利用を並行して進める場合や、事業対象者として介護予防ケアマネジメントを行っている中で要介護認定等申請を行う場合もある。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメント活用・実施に当たって、市町村窓口で基本チェックリストを実施した場合は、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受け、利用者から市町村に対して届け出ることとし、その届出があった場合に市町村は当該者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。</p> <p>また、地域包括支援センターで基本チェックリストを実施した場合は、利用者は市町村に対してセンターを通じて、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出ることとし、その届出があった場合に市町村は当該者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。</p> <p>○ 被保険者証には、事業対象者である旨、チェックリスト実施日、担当地域包括支援センター名を記載する。</p> <p>○ また、セルフマネジメントの推進のため、本人の介護予防に関する情報が集約されたものとして、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>「介護予防手帳」を作成し、被保険者証への記載事項の代用とすることも可能とするともに、被保険者証とあわせて携帯するような仕組みづくりも考えられる。</p> <p>(表7～9 略)</p> <p>4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものである。</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメントの概要 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施するものとするが、市町村の状況に応じて、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能である。 ○ 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、市町村においてその地域の実情に応じて、どのような実施体制が望ましいかについて検討し、実施する。 ＜望ましい実施体制の例＞ ア 地域包括支援センターが、すべて介護予防ケアマネジメントを行う。 イ 初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、(1クール終了後の)ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所で行い、適宜、地域包括支援センターが関与する。 ※ 居宅介護支援事業所が多くのケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、地域包括支援センターは初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。 <p>(予防給付とサービス事業を併用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防給付とサービス事業によるサービスをともに利用する場合にあっては、予防給付によるケアマネジメントにより介護報酬が地域包括支援センターに対して支払われる。 給付管理については、予防給付とサービス事業の給付管理の必要なものについては、併せて限度額管理を行う。 ○ 小規模多機能型居宅介護や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を利用し、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施しない場合には、予防給付においてケアマネジメントを行っていることから、前述と同様、事業によるサービスを利用している場合にあっては、事業によるケアマネジメント費を支給しない。 <p>(要介護認定等申請している場合における介護予防ケアマネジメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与等予防給付のサービス利用を必要とする場合は、要介護認定等の申請を行うことになる。 ○ 要介護認定等申請とあわせて、サービス事業による訪問型サービスや通所型サービス等の利用 	<p>「介護予防手帳」を作成し、被保険者証への記載事項の代用とすることも可能とするともに、被保険者証とあわせて携帯するような仕組みづくりも考えられる。</p> <p>(表7～9 略)</p> <p>4 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始</p> <p>介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものである。</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメントの概要 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施するものとするが、市町村の状況に応じて、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能である。 ○ 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、市町村においてその地域の実情に応じて、どのような実施体制が望ましいかについて検討し、実施する。 ＜望ましい実施体制の例＞ ア 地域包括支援センターが、すべて介護予防ケアマネジメントを行う。 イ 初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、(1クール終了後の)ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所で行い、適宜、地域包括支援センターが関与する。 ※ 居宅介護支援事業所が多くのケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、地域包括支援センターは初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。 <p>(予防給付とサービス事業を併用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防給付とサービス事業によるサービスをともに利用する場合にあっては、予防給付によるケアマネジメントにより介護報酬が地域包括支援センターに対して支払われる。 給付管理については、予防給付とサービス事業の給付管理の必要なものについては、併せて限度額管理を行う。 ○ 小規模多機能型居宅介護や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を利用し、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施しない場合には、予防給付においてケアマネジメントを行っていることから、前述と同様、事業によるサービスを利用している場合にあっては、事業によるケアマネジメント費を支給しない。 <p>(要介護認定等申請している場合における介護予防ケアマネジメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具貸与等予防給付のサービス利用を必要とする場合は、要介護認定等の申請を行うことになる。 ○ 要介護認定等申請とあわせて、サービス事業による訪問型サービスや通所型サービス等の利用

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を開始する場合は、現行の予防給付の様式で介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定等申請とあわせて基本チェックリストを実施した場合は、基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て、迅速にサービス事業のサービスを利用することができる。その後、「要介護1以上」の認定がなされた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、サービス事業によるサービスの利用を継続することができる。 なお、要介護認定のいわゆる暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできない。 ※ 認定結果と利用サービスや報酬の関係は、第6の1(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担を参照。 <p>(2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントの考え方と類型</p> <p>介護予防ケアマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。 ○ 新しい総合事業における「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」は、生活上の困りごとがあり、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、基本チェックリストの記入により、「事業対象者に該当する基準」のいずれかに該当した者に対して行うものである。 ※ 新しい総合事業に移行することによって、これまでの二次予防事業は廃止となり、二次予防事業対象者に対して必要に応じて実施していた「介護予防ケアマネジメント業務」も廃止される。 ○ 地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態となっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。 ○ 新しい総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に追い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。 ○ このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。 	<p>を開始する場合は、現行の予防給付の様式で介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定等申請とあわせて基本チェックリストを実施した場合は、基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て、迅速にサービス事業のサービスを利用することができる。その後、「要介護1以上」の認定がなされた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、サービス事業によるサービスの利用を継続することができる。 なお、要介護認定のいわゆる暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできない。 ※ 認定結果と利用サービスや報酬の関係は、第6の1(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担を参照。 <p>(2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントの考え方と類型</p> <p>介護予防ケアマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。 ○ 新しい総合事業における「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」は、生活上の困りごとがあり、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、基本チェックリストの記入により、「事業対象者に該当する基準」のいずれかに該当した者に対して行うものである。 ※ 新しい総合事業に移行することによって、これまでの二次予防事業は廃止となり、二次予防事業対象者に対して必要に応じて実施していた「介護予防ケアマネジメント業務」も廃止される。 ○ 地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態となっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。 ○ 新しい総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に追い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。 ○ このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。

改正後（新）	改正前（旧）												
<p>介護予防ケアマネジメントの類型</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントにおいては、高齢者の自立支援を考えながら、利用者と、目標やその達成のための具体策を共有し、利用者が介護予防の取り組みを自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、実施できるよう支援することが求められる。</p> <p>そのためには、より身近に、分かりやすい情報や、専門職の助言、サービス事業の利用による効果などを得られる体制をつくりつつ、利用者がそれらを理解して、自身の行動を変えていくよう、ケアマネジメントのプロセスにおいて、利用者の状態等について説明しながら、共有していくことが必要である。</p> <p>（参考）ケアマネジメントのプロセス（略）</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、典型例として以下のような類型を想定している。</p> <p>① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） ② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） ③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）</p> <p>（具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> </td> </tr> </table>	<p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 	<p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） 	<p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー 	<p>アセスメント</p>	<p>介護予防ケアマネジメントの類型</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントにおいては、高齢者の自立支援を考えながら、利用者と、目標やその達成のための具体策を共有し、利用者が介護予防の取り組みを自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、実施できるよう支援することが求められる。</p> <p>そのためには、より身近に、分かりやすい情報や、専門職の助言、サービス事業の利用による効果などを得られる体制をつくりつつ、利用者がそれらを理解して、自身の行動を変えていくよう、ケアマネジメントのプロセスにおいて、利用者の状態等について説明しながら、共有していくことが必要である。</p> <p>（参考）ケアマネジメントのプロセス（略）</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、典型例として以下のような類型を想定している。</p> <p>① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） ② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） ③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）</p> <p>（具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>アセスメント</p> </td> </tr> </table>	<p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 	<p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） 	<p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー 	<p>アセスメント</p>
<p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 												
<p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） 												
<p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー 	<p>アセスメント</p>												
<p>①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 												
<p>②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング【適宜】） 												
<p>③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサー 	<p>アセスメント</p>												

改正後（新）	改正前（旧）				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p> </td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、必要に応じて実施</p> <p>① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） 現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。 モニタリングについては少なくとも3ヶ月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。</p> <p>② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） アセスメント（課題分析）からケアプラン原案作成までは、原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）と同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント） ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。 初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策」「目標を達成するための取り組み」等を記載）を利用者に説明し、理解してもらった上で、住民主体の支援等につなげる。その後は、モニタリング等は行わない。 また、その者の状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメントの結果については、サービス提供者に対して、利用者の同意を得てケアマネジメント結果を送付するか、利用者本人に持参してもらう。 このとき、第5の1（6）で示す「介護予防手帳」の利用も想定している。 ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業や民間事業のみの利用となり、その後のモニタリング等を行わない場合についても、アセスメント等のプロセスに対して、ケアマネジメント開始月分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われる。</p> <p>（初回のみ介護予防ケアマネジメントにおける留意事項）</p> <p>○ 初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施することとした場合は、その後は名簿等の簡易な利用者管理を行うことも可能とする。</p> <p>○ 初回のみ介護予防ケアマネジメントや簡略化した介護予防ケアマネジメントによりモニタリングを省略する場合は、利用者の状況に変化があった際に、適宜サービス提供者等から地域包括支援センターに連絡する体制を作っておくことが適当である。 <状況悪化を見逃さない仕組みづくりの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供者と地域包括支援センターの間で、利用中止・無断欠席などのケースについ 	<p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p>	<p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p> </td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、必要に応じて実施</p> <p>① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） 現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。 モニタリングについては少なくとも3ヶ月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。</p> <p>② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） アセスメント（課題分析）からケアプラン原案作成までは、原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）と同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント） ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。 初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果（「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策」「目標を達成するための取り組み」等を記載）を利用者に説明し、理解してもらった上で、住民主体の支援等につなげる。その後は、モニタリング等は行わない。 また、その者の状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメントの結果については、サービス提供者に対して、利用者の同意を得てケアマネジメント結果を送付するか、利用者本人に持参してもらう。 このとき、第5の1（6）で示す「介護予防手帳」の利用も想定している。 ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業や民間事業のみの利用となり、その後のモニタリング等を行わない場合についても、アセスメント等のプロセスに対して、ケアマネジメント開始月分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われる。</p> <p>（初回のみ介護予防ケアマネジメントにおける留意事項）</p> <p>○ 初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施することとした場合は、その後は名簿等の簡易な利用者管理を行うことも可能とする。</p> <p>○ 初回のみ介護予防ケアマネジメントや簡略化した介護予防ケアマネジメントによりモニタリングを省略する場合は、利用者の状況に変化があった際に、適宜サービス提供者等から地域包括支援センターに連絡する体制を作っておくことが適当である。 <状況悪化を見逃さない仕組みづくりの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供者と地域包括支援センターの間で、利用中止・無断欠席などのケースについ 	<p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p>	<p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p>
<p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p>	<p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p>				
<p>ビス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）</p>	<p>→ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p>				

改正後（新）	改正前（旧）
<p>て報告する仕組みをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に専門職が活動の場を巡回し、参加状況を確認する。 活動の場における体力測定等で、悪化の兆しを発見する。 出席簿を作成の上、毎月報告を求める。 <p>○ 市町村（地域包括支援センター等）の判断により、①から③までの介護予防ケアマネジメントのプロセスは、その途中においても、利用者本人の状況等に応じて、変更できるものである。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントを行い、整理された課題に対する具体的ケアプラン（好事例等）については、第5の2（1）自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点を参照。</p> <p>○ ケアプラン、ケアマネジメント結果等を交付された後、利用者は、サービスの利用を開始する。</p> <p>○ モニタリング、サービス担当者会議の実施と報酬に関しては、「表 10 サービス事業のみ利用の場合のケアマネジメント費」「第5の2（2） サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援」をあわせて参照のこと。</p> <p>（3） 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、自立支援や介護予防のため、総合事業の趣旨やケアマネジメントの結果適当と判断したサービスの内容について、利用者が十分に理解し、納得する必要がある。そのため、地域包括支援センターは、利用者本人やその家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からサービスを検討し、そのサービス内容、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランに位置付けていること、それによりどのような効果を期待しているのか等を利用者に丁寧に説明し、その理解・同意を得て、サービスを提供することが重要である。</p> <p>○ 給付管理を伴わないサービス利用の場合においても、指定サービスについて給付管理が行われる趣旨が損なわれることのないよう、利用者の状態等に応じた内容・量のサービスをするのが適当である。</p> <p>○ 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センターによって行われるものであり、指定介護予防支援事業所により行われる指定介護予防支援とは異なる。また、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。予防給付において自己作成している場合は、現行制度と同様、市町村の承認が必要である（介護給付と異なる）が、加えてサービス事業を利用する場合は、必要に応じ、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつなげていくことが適当である。</p> <p>○ 総合事業の介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するものとして行うものであり、その介護予防ケアマネジメントの支援の一つとして、地域ケア会議の活用が考えられる（以下参照）。</p> <p><地域ケア会議で介護予防ケアマネジメント支援を行っている取組例> (略)</p> <p>(介護予防ケアマネジメントにおける様式)</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントに関する様式については、予防給付で用いている様式を活用する他、市町村の判断で任意の様式を使用することも可能である。</p>	<p>て報告する仕組みをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な専門職が活動の場を巡回し、参加状況を確認する。 活動の場における体力測定等で、悪化の兆しを発見する。 出席簿を作成の上、毎月報告を求める。 <p>○ 市町村（地域包括支援センター等）の判断により、①から③までの介護予防ケアマネジメントのプロセスは、その途中においても、利用者本人の状況等に応じて、変更できるものである。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントを行い、整理された課題に対する具体的ケアプラン（好事例等）については、第5の2（1）自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点を参照。</p> <p>○ ケアプラン、ケアマネジメント結果等を交付された後、利用者は、サービスの利用を開始する。</p> <p>○ モニタリング、サービス担当者会議の実施と報酬に関しては、「表 10 サービス事業のみ利用の場合のケアマネジメント費」「第5の2（2） サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援」をあわせて参照のこと。</p> <p>（3） 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、自立支援や介護予防のため、総合事業の趣旨やケアマネジメントの結果適当と判断したサービスの内容について、利用者が十分に理解し、納得する必要がある。そのため、地域包括支援センターは、利用者本人やその家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からサービスを検討し、そのサービス内容、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランに位置付けていること、それによりどのような効果を期待しているのか等を利用者に丁寧に説明し、その理解・同意を得て、サービスを提供することが重要である。</p> <p>○ 給付管理を伴わないサービス利用の場合においても、指定サービスについて給付管理が行われる趣旨が損なわれることのないよう、利用者の状態等に応じた内容・量のサービスをするのが適当である。</p> <p>○ 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センターによって行われるものであり、指定介護予防支援事業所により行われる指定介護予防支援とは異なる。また、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。予防給付において自己作成している場合は、現行制度と同様、市町村の承認が必要である（介護給付と異なる）が、加えてサービス事業を利用する場合は、必要に応じ、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつなげていくことが適当である。</p> <p>○ 総合事業の介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するものとして行うものであり、その介護予防ケアマネジメントの支援の一つとして、地域ケア会議の活用が考えられる（以下参照）。</p> <p><地域ケア会議で介護予防ケアマネジメント支援を行っている取組例> (略)</p> <p>(介護予防ケアマネジメントにおける様式)</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントに関する様式については、予防給付で用いている様式を活用する他、市町村の判断で任意の様式を使用することも可能である。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>また、介護予防ケアマネジメントを簡略化する場合においては、市町村の判断でケアプランの様式を任意で簡略化したものを作成して使用することも可能である。ただし、市町村で統一しておくことが望ましい。</p> <p>○ ケアプランの作成の必要がなく、初回のみケアマネジメントを行う場合は、サービス事業の利用の前に利用者及びサービス提供者等とケアマネジメント結果等を共有することにより、ケアプランの作成に代えることもできる。ケアマネジメント結果としては、「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策（利用サービス）」「目標を達成するための取り組み」等については記載がのぞましい。</p> <p>また、介護予防ケアマネジメントの形態にかかわらず、ケアプラン内容やケアマネジメントの結果他、本人の介護予防に関する情報を記載して、本人に携帯してもらえるような取組なども検討することが望ましい。</p> <p>※ 第5の1（6）「介護予防手帳」等の活用も参照</p> <p>○ 市町村においては、統一した様式を使用するに当たって、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等とも、使用方法や認識の統一を図ることが望ましい。</p> <p>○ また、自立支援に向けたケアマネジメントを進める観点や、多職種間で意識の共有を進める観点から、アセスメントや、課題分析、モニタリングの参考様式として、「興味・関心チェックシート」「課題整理総括表」「評価表」「アセスメント地域個別ケア会議総合記録票（モデル事業様式）」等について、積極的に活用することが望ましい。</p> <p>（サービスの利用開始と費用の支払）</p> <p>○ 事業対象者の特定は、前述のとおり基本チェックリストの活用・実施により行う。基本チェックリストの活用・実施後、介護予防ケアマネジメントが開始されるが、その際、名簿への記載等により、介護予防ケアマネジメントの対象者を特定しておく。</p> <p>○ 事業対象者である旨の証（被保険者証）は、基本チェックリスト実施により事業対象者であると特定された後、介護予防ケアマネジメントの依頼を受けたタイミングで発行する。（予防給付における「介護予防サービス計画作成依頼届出書」の提出に代わり、事業では「介護予防ケアマネジメント依頼書」を提出する。）</p> <p>○ 要介護認定等申請を行い、非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象とすることができる。（通常の流れと同じく、「介護予防ケアマネジメント依頼書」の作成、名簿登録、被保険者証の発行を行う。）</p> <p>なお、要支援認定を受けている者が要支援認定を更新せずに継続的にサービスを利用することができるよう、有効期間終了時に介護予防・生活支援サービス事業の対象者とする一方で、引き続き介護予防ケアマネジメントに基づき、切れ目のないサービスを利用することを可能とする。</p> <p>○ ケアマネジメントの各類型による、介護予防ケアマネジメント費の考え方については、「表 10 サービス事業のみ利用の場合のケアマネジメント費の例」も参考にされたい。</p> <p>（表 10 略）</p> <p>第5 自立支援に向けた関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）と効果的な介護予防ケアマネジ</p>	<p>また、介護予防ケアマネジメントを簡略化する場合においては、市町村の判断でケアプランの様式を任意で簡略化したものを作成して使用することも可能である。ただし、市町村で統一しておくことが望ましい。</p> <p>○ ケアプランの作成の必要がなく、初回のみケアマネジメントを行う場合は、サービス事業の利用の前に利用者及びサービス提供者等とケアマネジメント結果等を共有することにより、ケアプランの作成に代えることもできる。ケアマネジメント結果としては、「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題の解決への具体的対策（利用サービス）」「目標を達成するための取り組み」等については記載がのぞましい。</p> <p>また、介護予防ケアマネジメントの形態にかかわらず、ケアプラン内容やケアマネジメントの結果他、本人の介護予防に関する情報を記載して、本人に携帯してもらえるような取組なども検討することが望ましい。</p> <p>※ 第5の1（6）「介護予防手帳」等の活用も参照</p> <p>○ 市町村においては、統一した様式を使用するに当たって、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等とも、使用方法や認識の統一を図ることが望ましい。</p> <p>○ また、自立支援に向けたケアマネジメントを進める観点や、多職種間で意識の共有を進める観点から、アセスメントや、課題分析、モニタリングの参考様式として、「興味・関心チェックシート」「課題整理総括表」「評価表」「アセスメント地域個別ケア会議総合記録票（モデル事業様式）」等について、積極的に活用することが望ましい。</p> <p>（サービスの利用開始と費用の支払）</p> <p>○ 事業対象者の特定は、前述のとおり基本チェックリストの活用・実施により行う。基本チェックリストの活用・実施後、介護予防ケアマネジメントが開始されるが、その際、名簿への記載等により、介護予防ケアマネジメントの対象者を特定しておく。</p> <p>○ 事業対象者である旨の証（被保険者証）は、基本チェックリスト実施により事業対象者であると特定された後、介護予防ケアマネジメントの依頼を受けたタイミングで発行する。（予防給付における「介護予防サービス計画作成依頼届出書」の提出に代わり、事業では「介護予防ケアマネジメント依頼書」を提出する。）</p> <p>○ 要介護認定等申請を行い、非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象とすることができる。（通常の流れと同じく、「介護予防ケアマネジメント依頼書」の作成、名簿登録、被保険者証の発行を行う。）</p> <p>なお、要支援認定を受けている者が要支援認定を更新せずに継続的にサービスを利用することができるよう、有効期間終了時に介護予防・生活支援サービス事業の対象者とする一方で、引き続き介護予防ケアマネジメントに基づき、切れ目のないサービスを利用することを可能とする。</p> <p>○ ケアマネジメントの各類型による、介護予防ケアマネジメント費の考え方については、「表 10 サービス事業のみ利用の場合のケアマネジメント費の例」も参考にされたい。</p> <p>（表 10 略）</p> <p>第5 自立支援に向けた関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）と効果的な介護予防ケアマネジ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ントの在り方へ一歩進んだケアマネジメントに向けたガイドライン～</p>	<p>ントの在り方へ一歩進んだケアマネジメントに向けたガイドライン～</p>
<p>1 関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）</p>	<p>1 関係者間での意識の共有（規範的統合の推進）</p>
<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築と規範的統合</p>	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築と規範的統合</p>
<p>○ 地域包括ケアシステムの構築においては、市町村は、介護保険事業計画等で目指すべき方向性を明確にし、地域単位で具体的な基本方針を定め、その基本方針を介護サービス事業者・医療機関・民間企業・NPO・地縁組織・住民等のあらゆる関係者に働きかけて共有することによって、地域内に分散しているフォーマル・インフォーマル資源を統合していくことが重要である。 (参考) 市町村が進める地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針が、同一の目的の達成のために、地域内の専門職や関係者に共有されることを表すものとして、「規範的統合」という表現がある（価値観、文化、視点の共有）。 ※ 『地域包括ケアシステムの構築に向けては、市町村は具体的な基本方針を明示し、関係者に働きかけて共有していく「規範的統合」が必要となる。市町村が示す基本方針の背景についての十分な理解がないままに、システムのみ統合を図っても、その効果は発揮できないため、「規範的統合」は重要な意味を持つ。』地域包括ケア研究会（2014.3）「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの在り方に関する調査研究事業報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング</p> <p>○ 総合事業における、各利用者へのサービス提供に係る地域包括支援センターや市町村、事業主体といった関係者間の情報共有及びサービス提供にあたっての意識共有も「規範的統合」であり、ここでは、サービス提供における「規範的統合」を推進するために必要な事項を示す。</p>	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築においては、市町村は、介護保険事業計画等で目指すべき方向性を明確にし、地域単位で具体的な基本方針を定め、その基本方針を介護サービス事業者・医療機関・民間企業・NPO・地縁組織・住民等のあらゆる関係者に働きかけて共有することによって、地域内に分散しているフォーマル・インフォーマル資源を統合していくことが重要である。 (参考) 市町村が進める地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針が、同一の目的の達成のために、地域内の専門職や関係者に共有されることを表すものとして、「規範的統合」という表現がある（価値観、文化、視点の共有）。 ※ 『地域包括ケアシステムの構築に向けては、市町村は具体的な基本方針を明示し、関係者に働きかけて共有していく「規範的統合」が必要となる。市町村が示す基本方針の背景についての十分な理解がないままに、システムのみ統合を図っても、その効果は発揮できないため、「規範的統合」は重要な意味を持つ。』地域包括ケア研究会（2014.3）「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの在り方に関する調査研究事業報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング</p> <p>○ 総合事業における、各利用者へのサービス提供に係る地域包括支援センターや市町村、事業主体といった関係者間の情報共有及びサービス提供にあたっての意識共有も「規範的統合」であり、ここでは、サービス提供における「規範的統合」を推進するために必要な事項を示す。</p>
<p>(2) 明確な目標設定と本人との意識の共有</p>	<p>(2) 明確な目標設定と本人との意識の共有</p>
<p>○ 総合事業では、介護事業所のみならず、NPOや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織、シルバー人材センター等、多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となる。また、高齢者自身が担い手として活躍することで、生きがいや介護予防にもつながるものである。このような幅広い関係者が、支援を必要とする高齢者の意識、ケアプラン、設定された目標等を共有していくことが重要である。 ○ 総合事業のサービス提供におけるケアプランは、高齢者が自らのケアプランであると実感できるものでなくてはならず、その目標は、達成可能で、しかも本人の意欲を引き出せるよう明確に設定される必要がある。 ○ そのためには、①かつて本人が生きがいや楽しみにしていたこと（しかし今はできなくなったこと）、②介護予防に一定期間（例：3か月）取り組むことにより実現可能なこと、そして③それが達成されたかどうか具体的にモニタリング・評価できる目標とすることが望ましい※。もちろん、設定された目標はサービス提供者に共有され、目標の達成に役立つプログラムが実施されなければならない。 ※（介護予防マニュアル改定委員会（2011.3）「介護予防マニュアル改訂版」三菱総合研究所）</p> <p>○ 生活意欲が低下している高齢者等については、具体的な目標を表明しない場合も少なくない。その際、ケアマネジメント等において、高齢者等の興味・関心に気付くヒントを得るためのツールとして、「興味・関心チェックシート」が開発されているので、その活用も一つの方法である。</p>	<p>○ 総合事業では、介護事業所のみならず、NPOや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織、シルバー人材センター等、多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となる。また、高齢者自身が担い手として活躍することで、生きがいや介護予防にもつながるものである。このような幅広い関係者が、支援を必要とする高齢者の意識、ケアプラン、設定された目標等を共有していくことが重要である。 ○ 総合事業のサービス提供におけるケアプランは、高齢者が自らのケアプランであると実感できるものでなくてはならず、その目標は、達成可能で、しかも本人の意欲を引き出せるよう明確に設定される必要がある。 ○ そのためには、①かつて本人が生きがいや楽しみにしていたこと（しかし今はできなくなったこと）、②介護予防に一定期間（例：3か月）取り組むことにより実現可能なこと、そして③それが達成されたかどうか具体的にモニタリング・評価できる目標とすることが望ましい※。もちろん、設定された目標はサービス提供者に共有され、目標の達成に役立つプログラムが実施されなければならない。 ※（介護予防マニュアル改定委員会（2011.3）「介護予防マニュアル改訂版」三菱総合研究所）</p> <p>○ 生活意欲が低下している高齢者等については、具体的な目標を表明しない場合も少なくない。その際、ケアマネジメント等において、高齢者等の興味・関心に気付くヒントを得るためのツールとして、「興味・関心チェックシート」が開発されているので、その活用も一つの方法である。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(参考) 介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例（略）</p>	<p>(参考) 介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例（略）</p>
<p>興味・関心チェックシート（略）</p>	<p>興味・関心チェックシート（略）</p>
<p>○ なお、介護予防は終わりのない取組であり、事業の利用が終了した後も、高齢者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。さらに、介護予防とは単に総合事業その他の市町村事業だけでなく、家庭でのセルフケアや地域での様々な支援をも含むものであるから、総合事業の直接の関係者のみならず、地域の支え手である民生委員や老人クラブ、自治会・町内会等の役割も重要であり、それらの多様な主体が高齢者の継続した取組を支援するため、「地域が目指すべき目標」について「規範的統合」が図られていくことも重要である。</p>	<p>○ なお、介護予防は終わりのない取組であり、事業の利用が終了した後も、高齢者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。さらに、介護予防とは単に総合事業その他の市町村事業だけでなく、家庭でのセルフケアや地域での様々な支援をも含むものであるから、総合事業の直接の関係者のみならず、地域の支え手である民生委員や老人クラブ、自治会・町内会等の役割も重要であり、それらの多様な主体が高齢者の継続した取組を支援するため、「地域が目指すべき目標」について「規範的統合」が図られていくことも重要である。</p>
<p>(3) ケアプランの作成</p>	<p>(3) ケアプランの作成</p>
<p>○ 総合事業は、多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となることから、従前の予防給付のようなサービス提供責任者が存在しない形態も想定される。そこで、総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいては、地域包括支援センターが作成するケアプランに、可能な限り従来の個別サービス計画に相当する内容も含め、本人や家族、事業実施者が共有することが望ましい。 ※ 従前の予防給付に相当する専門性を要するサービスを提供する場合には、当該事業所と地域包括支援センターが連携し、ケアプランに基づいて個別サービス計画を作成することになる。 ○ したがって、初回のサービス担当者会議は充実した内容とすることが適当であり、将来を予測した支援の内容等を、一定程度定めておくことが必要になる。 ○ また、適切な目標設定、サービス選定のためには、アセスメントによる利用者の心身の状況（特にADL、IADL）の正確な把握が欠かせない。課題整理総括表等を活用し、関係者に共有することも望ましい方策である。 ※ 市町村で既に活用している様式があれば、当該様式を活用しても可。 ○ なお、利用者本人が自らのケアプランであると実感し、ケアプランで立てたステップからの乖離に自ら気づくためには、専門用語の使用はできるだけ避けるか、十分に説明をし、理解を得た上で使用する必要があることに留意する必要がある。このことは、多様な事業主体が連携するためにも有効である。</p>	<p>○ 総合事業は、多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となることから、従前の予防給付のようなサービス提供責任者が存在しない形態も想定される。そこで、総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいては、地域包括支援センターが作成するケアプランに、可能な限り従来の個別サービス計画に相当する内容も含め、本人や家族、事業実施者が共有することが望ましい。 ※ 従前の予防給付に相当する専門性を要するサービスを提供する場合には、当該事業所と地域包括支援センターが連携し、ケアプランに基づいて個別サービス計画を作成することになる。 ○ したがって、初回のサービス担当者会議は充実した内容とすることが適当であり、将来を予測した支援の内容等を、一定程度定めておくことが必要になる。 ○ また、適切な目標設定、サービス選定のためには、アセスメントによる利用者の心身の状況（特にADL、IADL）の正確な把握が欠かせない。課題整理総括表等を活用し、関係者に共有することも望ましい方策である。 ※ 市町村で既に活用している様式があれば、当該様式を活用しても可。 ○ なお、利用者本人が自らのケアプランであると実感し、ケアプランで立てたステップからの乖離に自ら気づくためには、専門用語の使用はできるだけ避けるか、十分に説明をし、理解を得た上で使用する必要があることに留意する必要がある。このことは、多様な事業主体が連携するためにも有効である。</p>
<p>(4) モニタリング・評価</p>	<p>(4) モニタリング・評価</p>
<p>○ 地域包括支援センターは、利用者にサービス事業による支援が実施されている間、必要に応じて実施状況を把握し、目標との乖離が見られた場合には、再度、ケアプランを作成することになるが、順調に進行した場合には事業を終了し、本人との面接等により評価を行う。この場合は、事業終了後も高齢者がセルフケアを継続できるよう、一般介護予防事業の紹介等、必要な情報提供、アドバイスをを行うことが不可欠である。 ○ また、サービスを利用する過程において、ケアプランで立てたステップからの乖離が見られた時には、事業実施者はもちろんのこと利用者本人や家族もそれに気づき、適宜、地域包括支援センターに情報を集約することで、状況に応じて適切なサービスが提供されるよう努めることも重要である。</p>	<p>○ 地域包括支援センターは、利用者にサービス事業による支援が実施されている間、必要に応じて実施状況を把握し、目標との乖離が見られた場合には、再度、ケアプランを作成することになるが、順調に進行した場合には事業を終了し、本人との面接等により評価を行う。この場合は、事業終了後も高齢者がセルフケアを継続できるよう、一般介護予防事業の紹介等、必要な情報提供、アドバイスをを行うことが不可欠である。 ○ また、サービスを利用する過程において、ケアプランで立てたステップからの乖離が見られた時には、事業実施者はもちろんのこと利用者本人や家族もそれに気づき、適宜、地域包括支援センターに情報を集約することで、状況に応じて適切なサービスが提供されるよう努めることも重要である。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(5) 介護予防ケアマネジメントを実施する際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。 ○ 利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。 ○ 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。 ○ サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。 ○ 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。 <p>(6) セルフケア・セルフマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第4条第1項において「国民の努力及び義務」※として示されているように、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められている。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。 ○ 高齢者自身が、必要な支援・サービスを選択し利用しながら、自らの機能を維持向上するよう努力を続けるためには、分かりやすい情報の提示、専門職の助言、支援・サービスの利用による効果の成功体験の蓄積・伝達が求められるとともに、自ら健康を保持増進していく過程に対する動機をもち、必要な知識を持った上で自らの行動を変え、成果を実感できる機会の増加が必要である。 ○ そのためには、セルフマネジメントのプログラムの提供が有効であり、専門機関、専門職による教育的な働きかけやツールの提供が効果的と考えられる。具体的には、地域住民に対するセルフマネジメント講習の実施や、地域包括支援センターや保健師・看護師、ケアマネジャー等が、高齢者との接する中で、適宜、その役割を担う体制が期待される。 <p>(7) 「介護予防手帳」等の活用 （「介護予防手帳」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セルフマネジメントを推進するため、あるいは多様な支援者が本人の心身の状況等を把握し、共有化された支援の方針や目標に向かって支援していくためのツールとして、母子保健において活用されてきた「母子健康手帳」の概念を総合事業に活用することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ※『日本の公衆衛生史のなかでも一定の効果をおよぼしてきた母子保健において、セルフマネジメントのツールとして活用されてきた母子健康手帳の概念を、他の世代にも活用する試みも効果的 	<p>(5) セルフケア・セルフマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第4条第1項において「国民の努力及び義務」※として示されているように、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められている。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。 ○ 高齢者自身が、必要な支援・サービスを選択し利用しながら、自らの機能を維持向上するよう努力を続けるためには、分かりやすい情報の提示、専門職の助言、支援・サービスの利用による効果の成功体験の蓄積・伝達が求められるとともに、自ら健康を保持増進していく過程に対する動機をもち、必要な知識を持った上で自らの行動を変え、成果を実感できる機会の増加が必要である。 ○ そのためには、セルフマネジメントのプログラムの提供が有効であり、専門機関、専門職による教育的な働きかけやツールの提供が効果的と考えられる。具体的には、地域住民に対するセルフマネジメント講習の実施や、地域包括支援センターや保健師・看護師、ケアマネジャー等が、高齢者との接する中で、適宜、その役割を担う体制が期待される。 <p>(6) 「介護予防手帳」等の活用 （「介護予防手帳」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セルフマネジメントを推進するため、あるいは多様な支援者が本人の心身の状況等を把握し、共有化された支援の方針や目標に向かって支援していくためのツールとして、母子保健において活用されてきた「母子健康手帳」の概念を総合事業に活用することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ※『日本の公衆衛生史のなかでも一定の効果をおよぼしてきた母子保健において、セルフマネジメントのツールとして活用されてきた母子健康手帳の概念を、他の世代にも活用する試みも効果的
<p>(「介護予防手帳」の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護予防手帳」は、セルフマネジメントを推進し、規範的統合を図る目的では、以下のよう 	<p>(「介護予防手帳」の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護予防手帳」は、セルフマネジメントを推進し、規範的統合を図る目的では、以下のよう

改正後（新）	改正前（旧）
<p>と考えられる。『養生』の意識が比較的高いと考えられる介護予防の対象者への介入を先行させることも一つの方法である。』（地域包括ケア研究会（2014.3）「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの在り方に関する調査研究事業報告書」三夏 UFJ リサーチ&コンサルティング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の意義は、妊娠から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理されることにある。母子健康手帳には、各種の健康診査や訪問指導、保健指導といった母子保健サービスを受けた際の記録が一つの手帳に記載されるため、異なる場所で、異なる時期に、異なる専門職が母子保健サービスを行う場合でも、これまでの記録を参照するなどして、継続性・一貫性のあるケアを提供できるメリットがある。 <ul style="list-style-type: none"> ※「母子健康手帳の交付・活用の手引き」 ○ 高齢者の分野においても、これまで老人保健事業における「健康手帳」や地域支援事業における「介護予防手帳」が活用されており※、「介護予防手帳」については、以下を参考とするよう示しているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 白井市、富山県等。 <div data-bbox="140 1563 785 2016" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A(その3)(平成18年3月6日事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称：各市町村で命名して差し支えない。 ○用途：介護予防事業の効果的な実施のためには、本人、家族、地域包括支援センター、事業者等の関係者が、介護予防事業に関する情報を共有することが求められる。このため、生活機能の状況や、介護予防ケアプランの内容等をファイリングし、本人に携行させる媒体として、介護予防手帳を活用するものとする。 ○交付対象者：特定高齢者及びその他希望する者 ○大きさ：A4版を標準とする。 ○形態：二穴ファイルを標準とする。 ○ファイリングする書類の例： <ol style="list-style-type: none"> ①基本チェックリスト ②健康診査等の結果票 ③医療機関から提供された診療情報 ④利用者基本情報 ⑤介護予防サービス・支援計画書 ⑥介護予防サービス・支援評価表 ⑦事業者による事前・事後アセスメントの結果票 ⑧介護予防に関する啓発資料 (各プログラムの内容、地域のサービス資源、相談窓口のリスト等) ⑨その他、介護予防に関する書類 </div> <p>(「介護予防手帳」の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護予防手帳」は、セルフマネジメントを推進し、規範的統合を図る目的では、以下のよう 	<p>と考えられる。『養生』の意識が比較的高いと考えられる介護予防の対象者への介入を先行させることも一つの方法である。』（地域包括ケア研究会（2014.3）「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの在り方に関する調査研究事業報告書」三夏 UFJ リサーチ&コンサルティング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の意義は、妊娠から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理されることにある。母子健康手帳には、各種の健康診査や訪問指導、保健指導といった母子保健サービスを受けた際の記録が一つの手帳に記載されるため、異なる場所で、異なる時期に、異なる専門職が母子保健サービスを行う場合でも、これまでの記録を参照するなどして、継続性・一貫性のあるケアを提供できるメリットがある。 <ul style="list-style-type: none"> ※「母子健康手帳の交付・活用の手引き」 ○ 高齢者の分野においても、これまで老人保健事業における「健康手帳」や地域支援事業における「介護予防手帳」が活用されており※、「介護予防手帳」については、以下を参考とするよう示しているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 白井市、富山県等。 <div data-bbox="874 1563 1519 2016" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A(その3)(平成18年3月6日事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称：各市町村で命名して差し支えない。 ○用途：介護予防事業の効果的な実施のためには、本人、家族、地域包括支援センター、事業者等の関係者が、介護予防事業に関する情報を共有することが求められる。このため、生活機能の状況や、介護予防ケアプランの内容等をファイリングし、本人に携行させる媒体として、介護予防手帳を活用するものとする。 ○交付対象者：特定高齢者及びその他希望する者 ○大きさ：A4版を標準とする。 ○形態：二穴ファイルを標準とする。 ○ファイリングする書類の例： <ol style="list-style-type: none"> ①基本チェックリスト ②健康診査等の結果票 ③医療機関から提供された診療情報 ④利用者基本情報 ⑤介護予防サービス・支援計画書 ⑥介護予防サービス・支援評価表 ⑦事業者による事前・事後アセスメントの結果票 ⑧介護予防に関する啓発資料 (各プログラムの内容、地域のサービス資源、相談窓口のリスト等) ⑨その他、介護予防に関する書類 </div> <p>(「介護予防手帳」の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護予防手帳」は、セルフマネジメントを推進し、規範的統合を図る目的では、以下のよう

改正後（新）	改正前（旧）
<p>①地域包括支援センターによるアセスメント結果（心身の状況）や、状態を維持改善するためのアドバイス、必要な支援・サービス、到達すべき短期目標・長期目標等が記入された手帳を交付。</p> <p>②本人がいつでも手帳の記載内容を確認できるようにすることで、本人のセルフマネジメントを促す。</p> <p>③サービス利用時には手帳を必ず持参することとし、その都度、サービス提供者も手帳の内容を確認してからサービスを実施し、必ず記録。</p> <p>④各サービス提供者が他のサービスの実施状況も確認できるようになることで、状況に応じた、より適切なサービス提供が期待でき、まさに規範的統合を推進するツールにもなり得る。</p> <p>⑤手帳にセルフケアの記録欄等を設けることで、総合事業の利用終了により地域包括支援センターから離れても、セルフマネジメントにより介護予防を継続するためのツールとなる。</p> <p>○ 掲載内容や使用方法、手帳のサイズ、あるいは手帳の形式ではなくファイル形式にするなど、地域の関係者によって適切なツールを検討し、合意の上、使用することが望ましい。</p> <p>○ 内容を充実させる場合、例えば、市が掲げる地域包括ケアシステム構築のための基本方針や総合事業のメニューの掲載を行ったり、ボランティアポイント手帳と兼ねることも考えられる。逆に持ち歩き等を考慮すれば、ケアプランのエッセンスをわかりやすくA4サイズ1枚程度にまとめ、随時、確認できるようにすることで効果はあると考えられる。</p> <p>※ 事業対象者には対象者であることを証明する何らかの証の交付が必要と考えられるが、これを手帳と合わせて構成することも考えられる。基本的にはお薬手帳程度のコンパクトな手帳が望ましい。</p> <p>（その他）</p> <p>○ このほか、サービス担当者会議に本人・家族が出席し、専門職の助言を受けられる体制も、セルフマネジメントの推進となりうる。</p> <p>○ なお、地域住民には積極的に生活や健康をセルフマネジメントするとともに、資源が有限であることを認識し、市町村の政策を理解することも求められ、市町村は、地域住民の努力が財政上もたらず効果等を示すことも重要である。</p> <p>2 好事例等から得られた自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげる方策～</p> <p>(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点</p> <p>（概要）</p> <p>○ 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントは、要支援者等有している生活機能の維持・改善が図られるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて本人の意欲に働きかけながら目標指向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やし、状態等に応じ、要支援者等自身が地域の支え手になることを目指すものである。</p> <p>○ 特にADL・IADLの自立支援では、在宅生活で要支援者等の有する能力が実際に活かされるよ</p>	<p>①地域包括支援センターによるアセスメント結果（心身の状況）や、状態を維持改善するためのアドバイス、必要な支援・サービス、到達すべき短期目標・長期目標等が記入された手帳を交付。</p> <p>②本人がいつでも手帳の記載内容を確認できるようにすることで、本人のセルフマネジメントを促す。</p> <p>③サービス利用時には手帳を必ず持参することとし、その都度、サービス提供者も手帳の内容を確認してからサービスを実施し、必ず記録。</p> <p>④各サービス提供者が他のサービスの実施状況も確認できるようになることで、状況に応じた、より適切なサービス提供が期待でき、まさに規範的統合を推進するツールにもなり得る。</p> <p>⑤手帳にセルフケアの記録欄等を設けることで、総合事業の利用終了により地域包括支援センターから離れても、セルフマネジメントにより介護予防を継続するためのツールとなる。</p> <p>○ 掲載内容や使用方法、手帳のサイズ、あるいは手帳の形式ではなくファイル形式にするなど、地域の関係者によって適切なツールを検討し、合意の上、使用することが望ましい。</p> <p>○ 内容を充実させる場合、例えば、市が掲げる地域包括ケアシステム構築のための基本方針や総合事業のメニューの掲載を行ったり、ボランティアポイント手帳と兼ねることも考えられる。逆に持ち歩き等を考慮すれば、ケアプランのエッセンスをわかりやすくA4サイズ1枚程度にまとめ、随時、確認できるようにすることで効果はあると考えられる。</p> <p>※ 事業対象者には対象者であることを証明する何らかの証の交付が必要と考えられるが、これを手帳と合わせて構成することも考えられる。基本的にはお薬手帳程度のコンパクトな手帳が望ましい。</p> <p>（その他）</p> <p>○ このほか、サービス担当者会議に本人・家族が出席し、専門職の助言を受けられる体制も、セルフマネジメントの推進となりうる。</p> <p>○ なお、地域住民には積極的に生活や健康をセルフマネジメントするとともに、資源が有限であることを認識し、市町村の政策を理解することも求められ、市町村は、地域住民の努力が財政上もたらず効果等を示すことも重要である。</p> <p>2 好事例等から得られた自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方～保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげる方策～</p> <p>(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点</p> <p>（概要）</p> <p>○ 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントは、要支援者等有している生活機能の維持・改善が図られるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて本人の意欲に働きかけながら目標指向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やし、状態等に応じ、要支援者等自身が地域の支え手になることを目指すものである。</p> <p>○ 特にADL・IADLの自立支援では、在宅生活で要支援者等の有する能力が実際に活かされるよ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>う支援することが重要であることから、必要に応じて地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、日常の環境調整や動作の仕方などの改善の見極めについてアドバイスができるリハビリテーション専門職等が、ケアマネジメントのプロセスに関与していくことが望ましい。</p> <p>さらに、この場合は、訪問で居宅での生活パターンや環境をアセスメントし、通所では訪問で把握した生活行為や動作上の問題を集中的に練習するなど、訪問と通所が一体的に提供されることが効果的である。</p> <p>具体的には、①通所型サービスCや訪問型サービスCを組み合わせる、又は②地域リハビリテーション活動支援事業による生活環境のアセスメントと他の通所型サービスや一般介護予防事業を組み合わせる、などが考えられる。</p> <p>○ 以下は、リハビリテーション専門職等との連携による介護予防ケアマネジメントの視点をそれぞれの構成要素について説明したものであり、ケアマネジメント実施の際に留意して取り組むことが望ましい。</p> <p>イ 課題分析</p> <p>○ 課題分析の目的は、本人の望む生活（＝「したい」（生活の目標）と現状の生活（＝「うまくできていない）」のギャップについて、課題分析項目に基づく情報の収集から「なぜ、うまくできていないのか」という要因を分析し、生活機能を高めるために必要な「維持・改善すべき課題（目標）」を明らかにすることである。</p> <p>○ 課題分析の過程を通して、生活機能のどこに問題があり、困った状況になったのかを本人・家族と認識を共有し、必要な助言を行うことで、プラン実施の際には本人・家族の取組を積極的に促すことができる。また、将来の生活機能の低下を予防することにもつながる。</p> <p>○ 状態を把握する際には、 「なぜ、要支援認定の申請をしたのだろう（申請のきっかけ）」、 「なぜ、要支援状態になったのだろう」、 「生活の中で何か困っていることが生じているのだろうか」、 「それはいつから、具体的にどんなことで、困っているのだろうか」、 「最も困っている人は本人なのだろうか、家族なのだろうか」、 というように、「なぜ」を考えつつ、本人や家族から、必要な情報をもらさず聞き取ることが重要である。</p> <p>○ 「なぜ」を考える際には、居宅を訪問した上で、課題分析標準項目を参考に、「どこに問題があるのだろうか」を考え、客観的に「どの程度」といった定量的な情報を把握する。下表に、課題分析標準項目の中で、特に要支援者等について把握が必要な項目を示す。</p> <p>（表11 要支援者等について特に把握が必要な課題分析（アセスメント）に関する項目（例）（略））</p> <p>○ 状態の把握にあたっては、「できていない・問題がある」というマイナス部分だけではなく、「できていない・頑張っている」というプラスの部分も把握し、プラスの部分については、それが家庭内や地域の通いの場などで発揮できないか検討することが重要である。そのことで、要支援者等の自己有効感を高め、積極的な社会参加や活動的な生活を促すことができる。</p>	<p>う支援することが重要であることから、必要に応じて地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、日常の環境調整や動作の仕方などの改善の見極めについてアドバイスができるリハビリテーション専門職等が、ケアマネジメントのプロセスに関与していくことが望ましい。</p> <p>さらに、この場合は、訪問で居宅での生活パターンや環境をアセスメントし、通所では訪問で把握した生活行為や動作上の問題を集中的に練習するなど、訪問と通所が一体的に提供されることが効果的である。</p> <p>具体的には、①通所型サービスCや訪問型サービスCを組み合わせる、又は②地域リハビリテーション活動支援事業による生活環境のアセスメントと他の通所型サービスや一般介護予防事業を組み合わせる、などが考えられる。</p> <p>○ 以下は、リハビリテーション専門職等との連携による介護予防ケアマネジメントの視点をそれぞれの構成要素について説明したものであり、ケアマネジメント実施の際に留意して取り組むことが望ましい。</p> <p>イ 課題分析</p> <p>○ 課題分析の目的は、本人の望む生活（＝「したい」（生活の目標）と現状の生活（＝「うまくできていない）」のギャップについて、課題分析項目に基づく情報の収集から「なぜ、うまくできていないのか」という要因を分析し、生活機能を高めるために必要な「維持・改善すべき課題（目標）」を明らかにすることである。</p> <p>○ 課題分析の過程を通して、生活機能のどこに問題があり、困った状況になったのかを本人・家族と認識を共有し、必要な助言を行うことで、プラン実施の際には本人・家族の取組を積極的に促すことができる。また、将来の生活機能の低下を予防することにもつながる。</p> <p>○ 状態を把握する際には、 「なぜ、要支援認定の申請をしたのだろう（申請のきっかけ）」、 「なぜ、要支援状態になったのだろう」、 「生活の中で何か困っていることが生じているのだろうか」、 「それはいつから、具体的にどんなことで、困っているのだろうか」、 「最も困っている人は本人なのだろうか、家族なのだろうか」、 というように、「なぜ」を考えつつ、本人や家族から、必要な情報をもらさず聞き取ることが重要である。</p> <p>○ 「なぜ」を考える際には、居宅を訪問した上で、課題分析標準項目を参考に、「どこに問題があるのだろうか」を考え、客観的に「どの程度」といった定量的な情報を把握する。下表に、課題分析標準項目の中で、特に要支援者等について把握が必要な項目を示す。</p> <p>（表11 要支援者等について特に把握が必要な課題分析（アセスメント）に関する項目（例）（略））</p> <p>○ 状態の把握にあたっては、「できていない・問題がある」というマイナス部分だけではなく、「できていない・頑張っている」というプラスの部分も把握し、プラスの部分については、それが家庭内や地域の通いの場などで発揮できないか検討することが重要である。そのことで、要支援者等の自己有効感を高め、積極的な社会参加や活動的な生活を促すことができる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ また、課題分析では、本人はどのような生活を望んでいるのか、具体的に「(できれば)してみたい・参加してみたい」ADL・IADL、趣味活動、社会的活動などの内容を聞き取ることが重要である。なぜなら、「こういうことをしてみたい」という生活の目標を認識し、それに向かうことができれば、生活の意欲を高めることができるからである。</p> <p>○ しかし、高齢者は周囲への遠慮や、あきらめ、意欲の低下により、具体的な目標を表明しないこともある。そこで、併せて、家族が本人とどのような生活を望んでいるのか、本人に何をさせたいと考えているのか、といった家族の意向も聞き取ることが重要である。さらに、別添の「興味・関心チェックシート」を活用することで、高齢者自身も忘れていた興味・関心に気づき、それを目標にできる場合があるので積極的な活用が望ましい。</p> <p>○ また、課題分析の段階でも、必要に応じて地域リハビリテーション活動支援事業（第6の2 一般介護予防事業を参照）を活用し、リハビリテーション専門職等による生活行為の妨げになっている要因のアセスメントや、生活の予後予測等を求めることも考えられる。</p>	<p>○ また、課題分析では、本人はどのような生活を望んでいるのか、具体的に「(できれば)してみたい・参加してみたい」ADL・IADL、趣味活動、社会的活動などの内容を聞き取ることが重要である。なぜなら、「こういうことをしてみたい」という生活の目標を認識し、それに向かうことができれば、生活の意欲を高めることができるからである。</p> <p>○ しかし、高齢者は周囲への遠慮や、あきらめ、意欲の低下により、具体的な目標を表明しないこともある。そこで、併せて、家族が本人とどのような生活を望んでいるのか、本人に何をさせたいと考えているのか、といった家族の意向も聞き取ることが重要である。さらに、別添の「興味・関心チェックシート」を活用することで、高齢者自身も忘れていた興味・関心に気づき、それを目標にできる場合があるので積極的な活用が望ましい。</p> <p>○ また、課題分析の段階でも、必要に応じて地域リハビリテーション活動支援事業（第6の2 一般介護予防事業を参照）を活用し、リハビリテーション専門職等による生活行為の妨げになっている要因のアセスメントや、生活の予後予測等を求めることも考えられる。</p>
<p>ロ ケアプラン</p> <p>○ ケアプランの目的は、「維持・改善すべき課題」を解決する上で最も適切な目標、支援内容、達成時期を含め、段階的に支援するための計画を作成することである。</p> <p>○ 手法としては、3～12か月を目途とする本人自身がこのような自立した生活を送りたいと思う「生活の目標」に対し、3～6か月を目途とする維持・改善すべき課題である「目標」が達成されることを目的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのように改善を図るのか」（最も効果的な方法の選択） ・「どこで、誰がアプローチするとよいのか」（最も効果的な手段の選択） ・「いつ頃までに」（期限） <p>を考慮し、計画を作成することが望ましい。</p> <p>○ また、ケアプランの作成の際には、本人・家族と①本人のしたい生活（生活の目標）のイメージを共有し、②生活の目標が達成されるためには「維持・改善すべき課題」（目標）の解決を図ることが大切であること、③目標が達成されたら、生活機能を維持し、さらに高めていくために、次のステップアップの場である様々な通所の場合や社会参加の場に通うことが大切であることを説明しておくことが重要である。</p> <p>○ 本人にとってのステップアップの場となる社会資源が地域にない場合は、その開発を検討する必要がある。地域ケア会議の場等を活用して生活支援コーディネーターや市町村等に情報提供することが望ましい。</p> <p>○ 要支援者等の「維持・改善すべき課題」別の代表的な状態としては、①健康管理の支援が必要な者、②体力の改善に向けた支援が必要な者、③ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な者、④閉じこもりに対する支援が必要な者、⑤家族等の介護者への負担軽減が必要な者、に整理することができ、要支援者等によっては複数該当する場合も考えられる。</p> <p>ケアプランの作成にあたっては、支援課題別状態に合わせ、対応方法を組み合わせ、リハビリテーション専門職等によるアセスメント訪問と生活機能向上を目的とした通所を一体的に提供し、最終的には一般住民等が実施する身近な通いの場に結びつくよう、段階的、集中的に実施することが求められる。以下に、支援課題別状態から想定される対応方法とケアプランの在り方、モデル事例</p>	<p>ロ ケアプラン</p> <p>○ ケアプランの目的は、「維持・改善すべき課題」を解決する上で最も適切な目標、支援内容、達成時期を含め、段階的に支援するための計画を作成することである。</p> <p>○ 手法としては、3～12か月を目途とする本人自身がこのような自立した生活を送りたいと思う「生活の目標」に対し、3～6か月を目途とする維持・改善すべき課題である「目標」が達成されることを目的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのように改善を図るのか」（最も効果的な方法の選択） ・「どこで、誰がアプローチするとよいのか」（最も効果的な手段の選択） ・「いつ頃までに」（期限） <p>を考慮し、計画を作成することが望ましい。</p> <p>○ また、ケアプランの作成の際には、本人・家族と①本人のしたい生活（生活の目標）のイメージを共有し、②生活の目標が達成されるためには「維持・改善すべき課題」（目標）の解決を図ることが大切であること、③目標が達成されたら、生活機能を維持し、さらに高めていくために、次のステップアップの場である様々な通所の場合や社会参加の場に通うことが大切であることを説明しておくことが重要である。</p> <p>○ 本人にとってのステップアップの場となる社会資源が地域にない場合は、その開発を検討する必要がある。地域ケア会議の場等を活用して生活支援コーディネーターや市町村等に情報提供することが望ましい。</p> <p>○ 要支援者等の「維持・改善すべき課題」別の代表的な状態としては、①健康管理の支援が必要な者、②体力の改善に向けた支援が必要な者、③ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な者、④閉じこもりに対する支援が必要な者、⑤家族等の介護者への負担軽減が必要な者、に整理することができ、要支援者等によっては複数該当する場合も考えられる。</p> <p>ケアプランの作成にあたっては、支援課題別状態に合わせ、対応方法を組み合わせ、リハビリテーション専門職等によるアセスメント訪問と生活機能向上を目的とした通所を一体的に提供し、最終的には一般住民等が実施する身近な通いの場に結びつくよう、段階的、集中的に実施することが求められる。以下に、支援課題別状態から想定される対応方法とケアプランの在り方、モデル事例</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>を例示する。</p> <p>（表 12 維持・改善すべき課題別の状態と配慮すべきケアプランの在り方（例）（略））</p> <p>ハ モニタリング</p> <p>○ モニタリングの目的は、支援計画の実施状況を把握し、目標の達成状況の確認、支援内容の適否、新たな目標がないかを確認し、次の支援計画に結びつけていくことである。</p> <p>○ モニタリングの結果、目標が達成された場合は、速やかに再課題分析を行い、課題が解決されている場合は、次のステップアップのために、住民主体や一般介護予防事業などの通いの場を見学するなど、スムーズな移行に配慮する。</p> <p>○ 新たな課題が見つかった場合、目標達成が困難な場合は、計画を組み直すことになるが、その際も必要に応じてサービス担当者会議等でリハビリテーション専門職等の意見を入手し、維持・改善の可能性を追求することが望まれる。</p> <p>（2） サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援</p> <p>○ サービス担当者会議では、サービス提供事業者だけではなく、必要に応じて下図のリハビリテーション専門職等の参加により、対象者の有する能力はどの程度あるのか、改善できるのかという見直し、効果的な支援方法を入手し、自立支援の視点に立ったケアマネジメントを実践することが望ましい。（図略）</p> <p>○ サービス担当者会議では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会議開催前には、「〇〇さんの自立を支援するためには、どのような支援が必要か」をまず考えた上で、図のリハビリテーション専門職等の中から、自立支援に向けたチームをどのように構成するかを検討する。 ② 会議開催時には、ケアマネジメント担当者が、ケースの年齢や家族構成などの基本情報、今回の認定申請等に至った経緯、維持・改善すべき課題とそれに至る課題分析の過程、計画の原案を説明する。 ③ その後、リハビリテーション専門職等の各職種が得意とする領域から、計画の原案に対して、アセスメントで不足している視点、新たな維持・改善すべき課題の有無・内容、効果的な支援方法などの助言を受けることになるが、積極的な発言が得られるよう、本人の情報を十分に用意するなど配慮する。 ④ また、介護予防・生活支援サービス提供事業所が会議に参加することで、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者のしたい生活（生活の目標）のイメージや維持改善すべき課題（目標）を共有でき（支援の方向性の共有）、 ・ リハビリテーション専門職等から個別事例にあった運動の仕方、ADL/IADLの生活行為の自立支援の仕方、認知症高齢者の具体的な対応の仕方など、支援方法の情報を入手でき（効果的なアプローチ方法の入手）、 ・ 的確な通所計画などを立案でき、効果的なサービスの提供を促すことができる。 <p>○ 多職種協働によるサービス担当者会議の開催は、ケアマネジメントのスキルアップのみならず、サービス提供事業所の質の向上にも働きかけることができる。</p>	<p>を例示する。</p> <p>（表 12 維持・改善すべき課題別の状態と配慮すべきケアプランの在り方（例）（略））</p> <p>ハ モニタリング</p> <p>○ モニタリングの目的は、支援計画の実施状況を把握し、目標の達成状況の確認、支援内容の適否、新たな目標がないかを確認し、次の支援計画に結びつけていくことである。</p> <p>○ モニタリングの結果、目標が達成された場合は、速やかに再課題分析を行い、課題が解決されている場合は、次のステップアップのために、住民主体や一般介護予防事業などの通いの場を見学するなど、スムーズな移行に配慮する。</p> <p>○ 新たな課題が見つかった場合、目標達成が困難な場合は、計画を組み直すことになるが、その際も必要に応じてサービス担当者会議等でリハビリテーション専門職等の意見を入手し、維持・改善の可能性を追求することが望まれる。</p> <p>（2） サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援</p> <p>○ サービス担当者会議では、サービス提供事業者だけではなく、必要に応じて下図のリハビリテーション専門職等の参加により、対象者の有する能力はどの程度あるのか、改善できるのかという見直し、効果的な支援方法を入手し、自立支援の視点に立ったケアマネジメントを実践することが望ましい。（図略）</p> <p>○ サービス担当者会議では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会議開催前には、「〇〇さんの自立を支援するためには、どのような支援が必要か」をまず考えた上で、図のリハビリテーション専門職等の中から、自立支援に向けたチームをどのように構成するかを検討する。 ② 会議開催時には、ケアマネジメント担当者が、ケースの年齢や家族構成などの基本情報、今回の認定申請等に至った経緯、維持・改善すべき課題とそれに至る課題分析の過程、計画の原案を説明する。 ③ その後、リハビリテーション専門職等の各職種が得意とする領域から、計画の原案に対して、アセスメントで不足している視点、新たな維持・改善すべき課題の有無・内容、効果的な支援方法などの助言を受けることになるが、積極的な発言が得られるよう、本人の情報を十分に用意するなど配慮する。 ④ また、介護予防・生活支援サービス提供事業所が会議に参加することで、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者のしたい生活（生活の目標）のイメージや維持改善すべき課題（目標）を共有でき（支援の方向性の共有）、 ・ リハビリテーション専門職等から個別事例にあった運動の仕方、ADL/IADLの生活行為の自立支援の仕方、認知症高齢者の具体的な対応の仕方など、支援方法の情報を入手でき（効果的なアプローチ方法の入手）、 ・ 的確な通所計画などを立案でき、効果的なサービスの提供を促すことができる。 <p>○ 多職種協働によるサービス担当者会議の開催は、ケアマネジメントのスキルアップのみならず、サービス提供事業所の質の向上にも働きかけることができる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ サービス担当者会議は、一事例について、初回、ケアプランの目標が達成する時期ごとに開催することが望ましい。目標達成後は、必要に応じて再度サービス担当者会議を開催し、リハビリテーション専門職等から、</p> <p>① 終了後も継続して取り組むとよい体操 ② 疾患からみた心身機能の特徴と関わり方 ③ 生活行為の仕方や考えられるリスク</p> <p>などの情報を、次のステップアップの場である地域の通いの場や社会資源のスタッフに提供することは、本人が安心して社会参加する上で有効である。</p> <p>○ また、このような個別の事例を通じたサービス提供事業者、住民主体の支援の担い手、一般介護予防事業のスタッフ等の連携は、効果的な体操などが地域の社会資源間のどこでも取り組まれるきっかけとなり、地域全体での生活機能の維持に向けた取組みが推進されることにつながるものである。</p>	<p>○ サービス担当者会議は、一事例について、初回、ケアプランの目標が達成する時期ごとに開催することが望ましい。目標達成後は、必要に応じて再度サービス担当者会議を開催し、リハビリテーション専門職等から、</p> <p>① 終了後も継続して取り組むとよい体操 ② 疾患からみた心身機能の特徴と関わり方 ③ 生活行為の仕方や考えられるリスク</p> <p>などの情報を、次のステップアップの場である地域の通いの場や社会資源のスタッフに提供することは、本人が安心して社会参加する上で有効である。</p> <p>○ また、このような個別の事例を通じたサービス提供事業者、住民主体の支援の担い手、一般介護予防事業のスタッフ等の連携は、効果的な体操などが地域の社会資源間のどこでも取り組まれるきっかけとなり、地域全体での生活機能の維持に向けた取組みが推進されることにつながるものである。</p>
<p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業の概要</p> <p>○ サービス事業については、①直接実施や②委託だけでなく、③指定事業者によるサービス提供や、④NPO等住民主体の支援実施者に対する補助（助成）といった様々な実施方法があることから、以下においてその実施方法及び留意事項について整理する。</p> <p>○ また、サービス事業の実施に当たっては、事業の適切かつ効率的な実施の観点から、市町村において、サービスの種類ごとに、支援等を提供する事業者等が遵守すべき基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定める必要があることから、併せてその考え方を整理する。</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法 (多様な方法による事業の実施)</p> <p>○ 従来の予防給付から市町村実施の地域支援事業（総合事業）に移行するサービス事業については、そのサービス提供量が多いことや、委託契約の締結等市町村の事務負担の軽減等を考慮し、市町村による直接実施や委託だけでなく、現行の給付と同様、指定事業者制度及び国保連合会の審査支払の枠組み（市町村長があらかじめ指定した事業者からサービス提供を受けた場合にその提供に要した費用について、市町村が要支援者等に対して第1号事業支給費を支給することとし、それを指定事業者が代理受領する枠組み）が新たに設けられている（法第115条の45の3）。</p> <p>※ 指定事業者制度の概要については、(3) 指定事業者制度を参照。</p> <p>○ また、市町村において、住民主体の支援をその自主性・自発性といった性格を損なうことなく効果的に総合事業の中で実施することができるよう、市町村が訪問型サービス、通所型サービス及び生活支援サービスを提供する者に対して補助（助成）する方法も可能とする。</p> <p><サービス事業の実施方法>（略）</p> <p>【参考】（略）</p>	<p>第6 総合事業の制度的な枠組み</p> <p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業の概要</p> <p>○ サービス事業については、①直接実施や②委託だけでなく、③指定事業者によるサービス提供や、④NPO等住民主体の支援実施者に対する補助（助成）といった様々な実施方法があることから、以下においてその実施方法及び留意事項について整理する。</p> <p>○ また、サービス事業の実施に当たっては、事業の適切かつ効率的な実施の観点から、市町村において、サービスの種類ごとに、支援等を提供する事業者等が遵守すべき基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定める必要があることから、併せてその考え方を整理する。</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法 (多様な方法による事業の実施)</p> <p>○ 従来の予防給付から市町村実施の地域支援事業（総合事業）に移行するサービス事業については、そのサービス提供量が多いことや、委託契約の締結等市町村の事務負担の軽減等を考慮し、市町村による直接実施や委託だけでなく、現行の給付と同様、指定事業者制度及び国保連合会の審査支払の枠組み（市町村長があらかじめ指定した事業者からサービス提供を受けた場合にその提供に要した費用について、市町村が要支援者等に対して第1号事業支給費を支給することとし、それを指定事業者が代理受領する枠組み）が新たに設けられている（法第115条の45の3）。</p> <p>※ 指定事業者制度の概要については、(3) 指定事業者制度を参照。</p> <p>○ また、市町村において、住民主体の支援をその自主性・自発性といった性格を損なうことなく効果的に総合事業の中で実施することができるよう、市町村が訪問型サービス、通所型サービス及び生活支援サービスを提供する者に対して補助（助成）する方法も可能とする。</p> <p><サービス事業の実施方法>（略）</p> <p>【参考】（略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(法令上の留意事項)</p> <p>① 指定事業者によるサービス提供 (3) 指定事業者制度を参照。</p> <p>② 委託による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス事業の委託に当たっては、市町村が「厚生労働省令で定める基準に適合する者」に委託しなければならない（「厚生労働省令で定める基準」の詳細は(4)サービスの基準参照）。 事業の実施に当たっては、第115条の45第1項第1号イからニまでに規定する「厚生労働省令で定める基準に従って」実施する必要がある（他の実施方法においても同様。）。 委託の場合には、市町村は受託者より実績報告を受けて、委託料を支払うこととなる。その際、サービス利用者の人数、利用者の氏名、被保険者番号、要支援者・事業対象者の別、提供したサービスの内容等※を報告する必要がある。 ※ 実績報告の内容については、そのサービス内容に応じて、市町村が定める。 <p>③ 補助（助成）による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の支援の場合には、補助（助成）の方法で事業実施することが通常考えられるが、当該補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする。運営費の一部を補助するものであるが、例えば年定額での補助といったことも考えられる。 なお、施設整備の費用、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等は対象とすることはできない。 サービスを提供するのは補助（助成）を受けた事業者となるが、総合事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからニまでに規定する「厚生労働省令で定める基準に従って」実施する必要があることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。 補助による場合にも、適切にサービスが実施されたかについて、実績の報告を求めることとなる。その際、どのような報告を求めるかについては、その補助の方法やサービス内容によって異なることから、市町村が定める。 <p>(総合事業の事業・対象者ごとの実施方法)</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等」という。）と介護予防ケアマネジメントについてはその実施方法が異なる（表13）。</p> <p>○ 訪問型サービス等については、表13のとおりその具体的なサービス内容に応じて、直接実施、委託による実施、指定事業者によるサービス提供及び補助といった実施方法がありうる。</p> <p>○ 一方、介護予防ケアマネジメントについては原則地域包括支援センターが実施するものであることなどから、市町村が直接実施するか、包括的支援事業を受託し地域包括支援センターを設置している法人に委託するかのいずれかの実施方法によることとなる（表13参照）。</p>	<p>(法令上の留意事項)</p> <p>① 指定事業者によるサービス提供 (3) 指定事業者制度を参照。</p> <p>② 委託による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス事業の委託に当たっては、市町村が「厚生労働省令で定める基準に適合する者」に委託しなければならない（「厚生労働省令で定める基準」の詳細は(4)サービスの基準参照）。 事業の実施に当たっては、第115条の45第1項第1号イからニまでに規定する「厚生労働省令で定める基準に従って」実施する必要がある（他の実施方法においても同様。）。 委託の場合には、市町村は受託者より実績報告を受けて、委託料を支払うこととなる。その際、サービス利用者の人数、利用者の氏名、被保険者番号、要支援者・事業対象者の別、提供したサービスの内容等※を報告する必要がある。 ※ 実績報告の内容については、そのサービス内容に応じて、市町村が定める。 <p>③ 補助（助成）による実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の支援の場合には、補助（助成）の方法で事業実施することが通常考えられるが、当該補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする。運営費の一部を補助するものであるが、例えば年定額での補助といったことも考えられる。 なお、施設整備の費用、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等は対象とすることはできない。 サービスを提供するのは補助（助成）を受けた事業者となるが、総合事業の実施に当たっては、法第115条の45第1項第1号イからニまでに規定する「厚生労働省令で定める基準に従って」実施する必要があることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。 補助による場合にも、適切にサービスが実施されたかについて、実績の報告を求めることとなる。その際、どのような報告を求めるかについては、その補助の方法やサービス内容によって異なることから、市町村が定める。 <p>(総合事業の事業・対象者ごとの実施方法)</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等」という。）と介護予防ケアマネジメントについてはその実施方法が異なる（表12）。</p> <p>○ 訪問型サービス等については、表12のとおりその具体的なサービス内容に応じて、直接実施、委託による実施、指定事業者によるサービス提供及び補助といった実施方法がありうる。</p> <p>○ 一方、介護予防ケアマネジメントについては原則地域包括支援センターが実施するものであることなどから、市町村が直接実施するか、包括的支援事業を受託し地域包括支援センターを設置している法人に委託するかのいずれかの実施方法によることとなる（表12参照）。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>※ また、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの設置者に対して委託することとするが、その場合であっても、現行の予防給付（介護予防支援）と同様、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に一部委託することが可能である（法第115条の47第5項及び第6項）。</p> <p>※ 委託契約においては、予防給付の場合と同様、一件当たりの介護予防ケアマネジメントごとの単価設定を行い、適切な介護予防ケアマネジメントにつなげていくことが望ましい（単価は予防給付における単価以下で設定）。</p> <p>（表13 略）</p> <p>（訪問型サービス・通所型サービスにおける内容に応じた事業実施の方法）</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、以下のとおり、多様化するサービス内容に応じて、実施方法を整理する（詳細は、表14を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①介護サービス事業者の従業者による現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスについては、総合事業の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）によるサービス提供により、給付管理等も行いつつ、事業を効率的かつ効果的に実施する。 ・ ②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）のうち、指定事業者制度を活用して行われるものについては、①と同様、給付管理を行う。一方、例えば要支援者等の参加人数に応じて支払うサービスについては、委託や補助により実施する。 ・ ③住民主体の生活援助、通いの場（訪問型サービスB、通所型サービスB）については、指定事業者によるサービス提供や委託になじまないケースも多いと考えられることから、補助（助成）により支援を行っていく。 ・ ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービスについては、従来の2次予防事業と同様、市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。 <p>（表14 略）</p> <p>（3） 指定事業者制度 （指定事業者制度の概要）</p> <p>○ 市町村の事務負担の軽減等のため、予防給付と同様、要支援者等が、市町村長が指定した事業者によるサービスを利用した場合に、当該サービスに要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより、総合事業の実施とみなす規定が新たに法第115条の45の3に定められ、さらに、第115条の45の5から第115条の45の9までにおいて、指定や更新、取消等その手続として必要な事項が定められている。</p> <p>○ 指定事業者の指定に当たっては、「厚生労働省令で定める基準」に従って適正に事業を実施することができないと認められるときは指定してはならないとされている（法第115条の45の5第2項）。この厚生労働省令においては、国が示す基準（従来の予防給付に相当する基準）のほか、市町村が利用者の状態像や地域の実情等に応じて、当該基準とは異なった基準を定めることができる旨を規定している（「厚生労働省令で定める基準」の詳細は、（4）サービスの基準を参照）。</p> <p>※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基</p>	<p>※ また、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの設置者に対して委託することとするが、その場合であっても、現行の予防給付（介護予防支援）と同様、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に一部委託することが可能である（法第115条の47第5項及び第6項）。</p> <p>※ 委託契約においては、予防給付の場合と同様、一件当たりの介護予防ケアマネジメントごとの単価設定を行い、適切な介護予防ケアマネジメントにつなげていくことが望ましい（単価は予防給付における単価以下で設定）。</p> <p>（表13 略）</p> <p>（訪問型サービス・通所型サービスにおける内容に応じた事業実施の方法）</p> <p>○ 総合事業の実施に当たっては、以下のとおり、多様化するサービス内容に応じて、実施方法を整理する（詳細は、表13を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①介護サービス事業者の従業者による現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスについては、総合事業の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）によるサービス提供により、給付管理等も行いつつ、事業を効率的かつ効果的に実施する。 ・ ②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）のうち、指定事業者制度を活用して行われるものについては、①と同様、給付管理を行う。一方、例えば要支援者等の参加人数に応じて支払うサービスについては、委託や補助により実施する。 ・ ③住民主体の生活援助、通いの場（訪問型サービスB、通所型サービスB）については、指定事業者によるサービス提供や委託になじまないケースも多いと考えられることから、補助（助成）により支援を行っていく。 ・ ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービスについては、従来の2次予防事業と同様、市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。 <p>（表14 略）</p> <p>（3） 指定事業者制度 （指定事業者制度の概要）</p> <p>○ 市町村の事務負担の軽減等のため、予防給付と同様、要支援者等が、市町村長が指定した事業者によるサービスを利用した場合に、当該サービスに要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより、総合事業の実施とみなす規定が新たに法第115条の45の3に定められ、さらに、第115条の45の5から第115条の45の9までにおいて、指定や更新、取消等その手続として必要な事項が定められている。</p> <p>○ 指定事業者の指定に当たっては、「厚生労働省令で定める基準」に従って適正に事業を実施することができないと認められるときは指定してはならないとされている（法第115条の45の5第2項）。この厚生労働省令においては、国が示す基準（従来の予防給付に相当する基準）のほか、市町村が利用者の状態像や地域の実情等に応じて、当該基準とは異なった基準を定めることができる旨を規定している（「厚生労働省令で定める基準」の詳細は、（4）サービスの基準を参照）。</p> <p>※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基</p>
<p>準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>○ また、指定事業者に対して支払う第1号事業支給費の額については、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とされているが、この額については、厚生労働省令において、予防給付の介護予防訪問介護等に相当するサービスの額（市町村がこれを上限として別に定める場合は、その額）を規定したほか、これらのサービスの額や利用者負担については、食事代等の実費相当の費用を事業の対象費用から除くことや、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割又は3割。ただし、負担割合3割については、平成30年8月からの取扱）等を勘案して利用者負担を定める（特に現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合）ことを規定している。（施行規則第140条の63の2）</p> <p>※ 第1号事業支給費の支給に当たっては、従前の給付と同様、指定事業者に対して国保連合会経由で支払いすることができる旨規定されている。（（10）審査支払の国保連合会の活用を参照）</p> <p>（市町村の裁量による指定・指定拒否）</p> <p>○ 給付に係る事業者の指定においては、基準について遵守してサービスを提供できる者と認められる場合にあっては原則指定することと取り扱われている。しかし、総合事業は、市町村が地域の実情に応じて要支援者等に対する多様な支援の形を作っていくものであり、また、委託等による事業実施の一類型として指定の仕組みが位置づけられるものであることなどから、市町村の指定について裁量が認められる幅は広いことを想定している。市町村はその事業者の指定申請に対しては、公正な手続等に留意しつつ、例えば、公募等により、既存のサービスの量の兼ね合いを踏まえつつ、市町村による介護保険の運営において適切と認められる事業者に限って指定し、又は要綱に規定された計画量を超える場合などは指定を行わないなどの取扱いも考えられる。</p> <p>（指定の有効期間）</p> <p>○ また、その指定の有効期間について、現行の予防給付では一律6年と定められている。総合事業においては、市町村が地域の実情に応じ事業を柔軟に実施できるよう、その指定の有効期間については、厚生労働省令において市町村が定めるものと規定している。（施行規則第140条の63の7）</p> <p>○ 市町村において指定の有効期間を定めるに当たっては、必ずしも6年前提としたものではなく、それより長くも短くも定めることも可能であることから、市町村において地域の実情に応じてその期間を検討し、定める。</p> <p>（他市町村における指定事業者の指定）</p> <p>○ 予防給付においては、他市町村に所在する事業所についても利用することが可能となっており、</p>	<p>準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>○ また、指定事業者に対して支払う第1号事業支給費の額については、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とされているが、この額については、厚生労働省令において、予防給付の介護予防訪問介護等に相当するサービスの額（市町村がこれを上限として別に定める場合は、その額）を規定したほか、これらのサービスの額や利用者負担については、食事代等の実費相当の費用を事業の対象費用から除くことや、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）等を勘案して利用者負担を定める（特に現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合）ことを規定している。（施行規則第140条の63の2）</p> <p>※ 第1号事業支給費の支給に当たっては、<u>現行</u>の給付と同様、指定事業者に対して国保連合会経由で支払いすることができる旨規定されている。（（10）審査支払の国保連合会の活用を参照）</p> <p>（市町村の裁量による指定・指定拒否）</p> <p>○ 給付に係る事業者の指定においては、基準について遵守してサービスを提供できる者と認められる場合にあっては原則指定することと取り扱われている。しかし、総合事業は、市町村が地域の実情に応じて要支援者等に対する多様な支援の形を作っていくものであり、また、委託等による事業実施の一類型として指定の仕組みが位置づけられるものであることなどから、市町村の指定について裁量が認められる幅は広いことを想定している。市町村はその事業者の指定申請に対しては、公正な手続等に留意しつつ、例えば、公募等により、既存のサービスの量の兼ね合いを踏まえつつ、市町村による介護保険の運営において適切と認められる事業者に限って指定し、又は要綱に規定された計画量を超える場合などは指定を行わないなどの取扱いも考えられる。</p> <p>（指定の有効期間）</p> <p>○ また、その指定の有効期間について、現行の予防給付では一律6年と定められている。総合事業においては、市町村が地域の実情に応じ事業を柔軟に実施できるよう、その指定の有効期間については、厚生労働省令において市町村が定めるものと規定している。（施行規則第140条の63の7）</p> <p>○ 市町村において指定の有効期間を定めるに当たっては、必ずしも6年前提としたものではなく、それより長くも短くも定めることも可能であることから、市町村において地域の実情に応じてその期間を検討し、定める。</p> <p>（他市町村における指定事業者の指定）</p> <p>○ 予防給付においては、他市町村に所在する事業所についても利用することが可能となっており、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>○ また、指定事業者に対して支払う第1号事業支給費の額については、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とされているが、この額については、厚生労働省令において、予防給付の介護予防訪問介護等に相当するサービスの額（市町村がこれを上限として別に定める場合は、その額）を規定したほか、これらのサービスの額や利用者負担については、食事代等の実費相当の費用を事業の対象費用から除くことや、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割又は3割。ただし、負担割合3割については、平成30年8月からの取扱）等を勘案して利用者負担を定める（特に現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合）ことを規定している。（施行規則第140条の63の2）</p> <p>※ 第1号事業支給費の支給に当たっては、従前の給付と同様、指定事業者に対して国保連合会経由で支払いすることができる旨規定されている。（（10）審査支払の国保連合会の活用を参照）</p> <p>（市町村の裁量による指定・指定拒否）</p> <p>○ 給付に係る事業者の指定においては、基準について遵守してサービスを提供できる者と認められる場合にあっては原則指定することと取り扱われている。しかし、総合事業は、市町村が地域の実情に応じて要支援者等に対する多様な支援の形を作っていくものであり、また、委託等による事業実施の一類型として指定の仕組みが位置づけられるものであることなどから、市町村の指定について裁量が認められる幅は広いことを想定している。市町村はその事業者の指定申請に対しては、公正な手続等に留意しつつ、例えば、公募等により、既存のサービスの量の兼ね合いを踏まえつつ、市町村による介護保険の運営において適切と認められる事業者に限って指定し、又は要綱に規定された計画量を超える場合などは指定を行わないなどの取扱いも考えられる。</p> <p>（指定の有効期間）</p> <p>○ また、その指定の有効期間について、現行の予防給付では一律6年と定められている。総合事業においては、市町村が地域の実情に応じ事業を柔軟に実施できるよう、その指定の有効期間については、厚生労働省令において市町村が定めるものと規定している。（施行規則第140条の63の7）</p> <p>○ 市町村において指定の有効期間を定めるに当たっては、必ずしも6年前提としたものではなく、それより長くも短くも定めることも可能であることから、市町村において地域の実情に応じてその期間を検討し、定める。</p> <p>（他市町村における指定事業者の指定）</p> <p>○ 予防給付においては、他市町村に所在する事業所についても利用することが可能となっており、</p>	<p>準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>○ また、指定事業者に対して支払う第1号事業支給費の額については、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とされているが、この額については、厚生労働省令において、予防給付の介護予防訪問介護等に相当するサービスの額（市町村がこれを上限として別に定める場合は、その額）を規定したほか、これらのサービスの額や利用者負担については、食事代等の実費相当の費用を事業の対象費用から除くことや、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）等を勘案して利用者負担を定める（特に現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスの場合）ことを規定している。（施行規則第140条の63の2）</p> <p>※ 第1号事業支給費の支給に当たっては、<u>現行</u>の給付と同様、指定事業者に対して国保連合会経由で支払いすることができる旨規定されている。（（10）審査支払の国保連合会の活用を参照）</p> <p>（市町村の裁量による指定・指定拒否）</p> <p>○ 給付に係る事業者の指定においては、基準について遵守してサービスを提供できる者と認められる場合にあっては原則指定することと取り扱われている。しかし、総合事業は、市町村が地域の実情に応じて要支援者等に対する多様な支援の形を作っていくものであり、また、委託等による事業実施の一類型として指定の仕組みが位置づけられるものであることなどから、市町村の指定について裁量が認められる幅は広いことを想定している。市町村はその事業者の指定申請に対しては、公正な手続等に留意しつつ、例えば、公募等により、既存のサービスの量の兼ね合いを踏まえつつ、市町村による介護保険の運営において適切と認められる事業者に限って指定し、又は要綱に規定された計画量を超える場合などは指定を行わないなどの取扱いも考えられる。</p> <p>（指定の有効期間）</p> <p>○ また、その指定の有効期間について、現行の予防給付では一律6年と定められている。総合事業においては、市町村が地域の実情に応じ事業を柔軟に実施できるよう、その指定の有効期間については、厚生労働省令において市町村が定めるものと規定している。（施行規則第140条の63の7）</p> <p>○ 市町村において指定の有効期間を定めるに当たっては、必ずしも6年前提としたものではなく、それより長くも短くも定めることも可能であることから、市町村において地域の実情に応じてその期間を検討し、定める。</p> <p>（他市町村における指定事業者の指定）</p> <p>○ 予防給付においては、他市町村に所在する事業所についても利用することが可能となっており、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>総合事業においても、市町村境に所在する事業所など他市町村の被保険者が利用する場合が生じると考えられる。</p> <p>○ 施行時の経過措置において、予防給付の指定事業所として介護予防訪問介護等を行っている事業者については、法施行時に、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定をみなすこととしていることから、原則どの市町村においてもそのサービスを利用することは可能となる（第7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組みを参照）。</p> <p>○ 一方、平成27年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、また、平成30年4月※以降はみなし指定の事業者についても、それぞれの市町村に更新申請が必要になる（例えば、当該事業所のサービスを利用する要支援者等に他市町村の被保険者がいる場合には、当該他市町村にも更新申請を行う必要がある。）。</p> <p>※ みなし指定の有効期間は、原則一律平成27年4月から3年間とするが、平成27年3月末までに市町村がこれと異なる期間を定める場合もあり、その場合には当該市町村が定める有効期間までとなる（第7の1（3）総合事業のみなし指定を参照）。</p> <p>被保険者である市町村は、他の市町村に所在する事業者のサービスを利用する被保険者の便の観点から、当該事業所の指定について配慮することが適当である。また、事業所も、所在市町村以外の市町村の利用者がいる場合は、当該他の市町村への指定申請の手続きを行うことが適当である。</p> <p>○ 「他市町村（市町村A）」が自らの市町村内に所在しない指定事業者の基準を定める際には、例えば、当該基準については所在する市町村（市町村B）の基準による旨を規定することにより、市町村Bに所在し、当該市町村Bから指定がある事業所について申請があった場合には、審査の過程を簡略化することも考えられる。</p> <p>○ また、みなし指定の指定の有効期間についても、当該経過措置により、他市町村の事業者に対しての指定をみなしているものについては、有効期間を長くすること等も考えられる（法の施行日の前に定めることが必要）。</p> <p>（指定事業者に対する指導・監督）</p> <p>○ 市町村においては、以下のように、都道府県等による給付の指定事業者の指導・監督において不適切な事例が見つかった場合に、都道府県と連携して指導・監督を行うなど、効率的に適切な総合事業の実施に努める。</p> <p>○ 既存の介護サービス事業者については、引き続き、要介護者及び要支援者双方にサービス提供を行うことが想定されることから、訪問介護事業者や通所介護事業者に対して指定し、その指導・監督を行う都道府県が関与することが適当である。そのため、都道府県においては、その指導・監督において、不正請求や運営基準違反等が判明した場合には、その勧告命令や指定の取消を行うとともに、必要な情報を市町村に提供し、共同で指導・監督を行うなど、市町村に配慮した指導・監督を行うことが望ましい。</p> <p>○ また、それ以外の事業者に対する指導・監督においては、そのサービス内容に応じた形で実</p>	<p>総合事業においても、市町村境に所在する事業所など他市町村の被保険者が利用場合が生じると考えられる。</p> <p>○ 施行時の経過措置において、予防給付の指定事業所として介護予防訪問介護等を行っている事業者については、法施行時に、全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定をみなすこととしていることから、原則どの市町村においてもそのサービスを利用することは可能となる（第7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組みを参照）。</p> <p>○ 一方、平成27年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、また、平成30年4月※以降はみなし指定の事業者についても、それぞれの市町村に更新申請が必要になる（例えば、当該事業所のサービスを利用する要支援者等に他市町村の被保険者がいる場合には、当該他市町村にも更新申請を行う必要がある。）。</p> <p>※ みなし指定の有効期間は、原則一律平成27年4月から3年間とするが、平成27年3月末までに市町村がこれと異なる期間を定める場合もあり、その場合には当該市町村が定める有効期間までとなる（第7の1（3）総合事業のみなし指定を参照）。</p> <p>被保険者である市町村は、他の市町村に所在する事業者のサービスを利用する被保険者の便の観点から、当該事業所の指定について配慮することが適当である。また、事業所も、所在市町村以外の市町村の利用者がいる場合は、当該他の市町村への指定申請の手続きを行うことが適当である。</p> <p>○ 「他市町村（市町村A）」が自らの市町村内に所在しない指定事業者の基準を定める際には、例えば、当該基準については所在する市町村（市町村B）の基準による旨を規定することにより、市町村Bに所在し、当該市町村Bから指定がある事業所について申請があった場合には、審査の過程を簡略化することも考えられる。</p> <p>○ また、みなし指定の指定の有効期間についても、当該経過措置により、他市町村の事業者に対しての指定をみなしているものについては、有効期間を長くすること等も考えられる（法の施行日の前に定めることが必要）。</p> <p>（指定事業者に対する指導・監督）</p> <p>○ 市町村においては、以下のように、都道府県等による給付の指定事業者の指導・監督において不適切な事例が見つかった場合に、都道府県と連携して指導・監督を行うなど、効率的に適切な総合事業の実施に努める。</p> <p>○ 既存の介護サービス事業者については、引き続き、要介護者及び要支援者双方にサービス提供を行うことが想定されることから、訪問介護事業者や通所介護事業者に対して指定し、その指導・監督を行う都道府県が関与することが適当である。そのため、都道府県においては、その指導・監督において、不正請求や運営基準違反等が判明した場合には、その勧告命令や指定の取消を行うとともに、必要な情報を市町村に提供し、共同で指導・監督を行うなど、市町村に配慮した指導・監督を行うことが望ましい。</p> <p>○ また、それ以外の事業者に対する指導・監督においては、そのサービス内容に応じた形で実</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>施されることが望ましい。例えば、地域包括支援センターがケアマネジメントによりそのサービスの提供状況について一定程度把握していることから、そこを端緒として必要な指導・監督を行っていくことも考えられる。</p> <p>○ 指導・監督等の介護保険法等の根拠について整理すると以下のとおりとなっているので、これらに基づき実施する。 (表略)</p> <p>(その他)</p> <p>○ 事業を廃止又は休止しようとする指定介護予防サービス事業者は、その廃止又は休止の1カ月前までにその旨を都道府県知事に届け出なければならない旨規定されている（法第115条の5）。</p> <p>○ 総合事業の指定においても、利用者保護の観点から、市町村において同様の規定を設け、届出があった場合には必要に応じて利用者の受け入れ先の調整などを行うことが望ましい。</p>	<p>施されることが望ましい。例えば、地域包括支援センターがケアマネジメントによりそのサービスの提供状況について一定程度把握していることから、そこを端緒として必要な指導・監督を行っていくことも考えられる。</p> <p>○ 指導・監督等の介護保険法等の根拠について整理すると以下のとおりとなっているので、これらに基づき実施する。 (表略)</p> <p>(その他)</p> <p>○ 事業を廃止又は休止しようとする指定介護予防サービス事業者は、その廃止又は休止の1カ月前までにその旨を都道府県知事に届け出なければならない旨規定されている（法第115条の5）。</p> <p>○ 総合事業の指定においても、利用者保護の観点から、市町村において同様の規定を設け、届出があった場合には必要に応じて利用者の受け入れ先の調整などを行うことが望ましい。</p>
<p>【参考】総合事業への指定事業者制度の導入</p> <p>○ 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン（指針）を定め、円滑な移行を支援。</p> <p>○ 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減 施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る 審査及び支払についても、従前の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進 <p>＜介護予防給付の仕組み＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・指定介護予防事業者（都道府県が指定）</p> <p>・介護報酬（全国一律）</p> <p>・国保連に審査・支払いを委託</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 円滑な移行（訪問介護・通所介護） ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①指定事業者による方法（給付の仕組みと同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定事業者（市町村が指定） 単価は市町村が独自に設定 国保連に審査・支払いの委託が可能 </div> <p style="text-align: center;">②その他の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施 委託費等は市町村が独自に設定（利用者1人当たりに必要な費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定） </div> <p>（必要な方への専門的なサービス提供等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスが必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供 専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進 国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援 <p>(4) サービスの基準 (総合事業によるサービスに対する基準)</p> <p>○ 総合事業によるサービスに関する基準については、それぞれのサービス内容に応じて、以下のような考え方に基づいて、市町村において定める。</p>	<p>【参考】総合事業への指定事業者制度の導入</p> <p>○ 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン（指針）を定め、円滑な移行を支援。</p> <p>○ 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減 施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る 審査及び支払についても、<u>現在</u>の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進 <p>＜介護予防給付の仕組み＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・指定介護予防事業者（都道府県が指定）</p> <p>・介護報酬（全国一律）</p> <p>・国保連に審査・支払いを委託</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 円滑な移行（訪問介護・通所介護） ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①指定事業者による方法（給付の仕組みと同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定事業者（市町村が指定） 単価は市町村が独自に設定 国保連に審査・支払いの委託が可能 </div> <p style="text-align: center;">②その他の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施 委託費等は市町村が独自に設定（利用者1人当たりに必要な費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定） </div> <p>（必要な方への専門的なサービス提供等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスが必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供 専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進 国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援 <p>(4) サービスの基準 (総合事業によるサービスに対する基準)</p> <p>○ 総合事業によるサービスに関する基準については、それぞれのサービス内容に応じて、以下のような考え方に基づいて、市町村において定める。</p>

改正後（新）				改正前（旧）			
<p>○ なお、法令上、総合事業によるサービスに対する基準については、①サービスの実施に当たって必ず遵守すべき基準（法第115条の45第1項第1号イからニまで）、②委託する際に受託者が適合すべき基準（法第115条の47第4項）及び③指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準（法第115条の45の5第2項）が規定されており、市町村はこれらの基準は遵守する必要がある。</p>				<p>○ なお、法令上、総合事業によるサービスに対する基準については、①サービスの実施に当たって必ず遵守すべき基準（法第115条の45第1項第1号イからニまで）、②委託する際に受託者が適合すべき基準（法第115条の47第4項）及び③指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準（法第115条の45の5第2項）が規定されており、市町村はこれらの基準は遵守する必要がある。</p>			
表15 サービスの基準のイメージ（例）				表15 サービスの基準のイメージ（例）			
訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準				訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準			
訪問型サービスの基準	人員	(略)	緩和した基準によるサービス	(略)	住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず遵守すべき基準)	(略)	
	設備	(略)				(略)	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 <small>(従前の基準と同様)</small>	(略)	(略)	(略)	(略)	
※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。				※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。			

改正後（新）				改正前（旧）			
通所型サービス(第一号通所事業)の基準				通所型サービス(第一号通所事業)の基準			
通所型サービスの基準	人員	(略)	緩和した基準によるサービス	(略)	住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず遵守すべき基準)	(略)	
	設備	(略)				(略)	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <small>(従前の基準と同様)</small>	(略)	(略)	(略)	(略)	
※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。				※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。			
<p>① 従前の介護予防訪問介護等に相当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> このサービスに係る指定事業者の指定に当たっては、国が示す介護予防訪問介護等に相当するサービスの基準による。 <p>改正法附則第13条の経過措置に基づき総合事業の指定を受けたとみなされる事業者に対しては、国が省令で定めた基準・単価の例による。</p> <p>なお、平成30年度以降も、市町村において、従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスを実施することが可能である。また、訪問型サービスと通所型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定がある事務室、基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備について共用が可能であること。</p>				<p>① 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> このサービスに係る指定事業者の指定に当たっては、国が示す介護予防訪問介護等に相当するサービスの基準による。 <p>改正法附則第13条の経過措置に基づき総合事業の指定を受けたとみなされる事業者に対しては、国が省令で定めた基準・単価の例による。</p> <p>なお、平成30年度以降も、市町村において、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスを実施することが可能である。</p>			
<p>② 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和した基準によるサービスの実施に当たっては、指定事業者によるサービス提供と、委託によるものが想定される。（指定事業者によるサービス提供） 指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準はサービス内容に応じ市町村が定める。 具体的に考えられる基準の例については、訪問型サービス、通所型サービスについて、参考として、それぞれ表15のとおり示す。 <p>※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p>				<p>② 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和した基準によるサービスの実施に当たっては、指定事業者によるサービス提供と、委託によるものが想定される。（指定事業者によるサービス提供） 指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準はサービス内容に応じ市町村が定める。 具体的に考えられる基準の例については、訪問型サービス、通所型サービスについて、参考として、それぞれ表15のとおり示す。 <p>※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（（4）サービスの基準を参照）。</p>			

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>（委託による実施：受託者が適合すべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が委託により実施するに当たって、市町村から委託を受けた受託者が適合すべき基準（厚生労働省令で定める基準）は、以下のとおり規定している。（施行規則第140条の69） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスは、サービスの実施に当たって、国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づき、総合事業を実施できること ➢ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を行う者は、地域包括支援センターの設置者であること（指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能） ・ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、以下を規定している。（施行規則第140条の62の3第2項） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ➢ 従業者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>③ 住民主体による支援（訪問型サービスB、通所型サービスB）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助（助成）によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」※に基づき実施することを想定している（表14）。（施行規則第140の62の3第2項） ※ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、前述のとおり。 ・ サービスの提供主体は補助（助成）を受ける事業者となるが、総合事業の実施に当たっては、「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することが必要であることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。 <p>④ 保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC、通所型サービスC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。 ・ 市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。委託による実施における基準については、前述のとおり。また、直接実施においても同様であり、総合事業として実施するためには、上述の「必ず遵守すべき基準」を満たすことが必要となる。 <p>○ なお、総合事業によるサービス提供に当たって、個人情報の保護という観点から、総合事業を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者による秘密保持 ➢ 従事者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>（委託による実施：受託者が適合すべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が委託により実施するに当たって、市町村から委託を受けた受託者が適合すべき基準（厚生労働省令で定める基準）は、以下のとおり規定している。（施行規則第140条の69） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスは、サービスの実施に当たって、国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づき、総合事業を実施できること ➢ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を行う者は、地域包括支援センターの設置者であること（指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能） ・ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、以下を規定している。（施行規則第140条の62の3第2項） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故発生時の対応 ➢ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ➢ 従業者の清潔保持と健康状態の管理 ➢ 廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>③ 住民主体による支援（訪問型サービスB、通所型サービスB）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助（助成）によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」※に基づき実施することを想定している（表14）。（施行規則第140の62の3第2項） ※ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、前述のとおり。 ・ サービスの提供主体は補助（助成）を受ける事業者となるが、総合事業の実施に当たっては、「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することが必要であることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要がある。 <p>④ 保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC、通所型サービスC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。 ・ 市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。委託による実施における基準については、前述のとおり。また、直接実施においても同様であり、総合事業として実施するためには、上述の「必ず遵守すべき基準」を満たすことが必要となる。 <p>○ なお、総合事業によるサービス提供に当たって、個人情報の保護という観点から、総合事業を</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>実施する場合には、「従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること」とされている。そのため、市町村においては、当該基準を遵守するために、事業者等に対する委託契約や指定における基準、補助の条件として、当該基準を遵守することを定めることとなる。</p> <p>○ 予防給付においては、「従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされているが、当該規定は、指定介護予防サービス事業者に対して遵守すべき基準として課せられているものであり、従業者が個人情報を漏洩した場合も、あくまでも事業者の指定が取り消されるだけであり、その従業者に対して罰則等が課せられるものではない。</p> <p>この点、予防給付も総合事業も同様であり、サービスを提供する事業者等は、サービスに従事する者との契約により、個人情報が漏洩しないよう担保するものである。</p> <p>（5） 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和</p> <p>○ 総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。</p> <p>（<u>従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。 <p>（緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。 	<p>実施する場合には、「従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること」とされている。そのため、市町村においては、当該基準を遵守するために、事業者等に対する委託契約や指定における基準、補助の条件として、当該基準を遵守することを定めることとなる。</p> <p>○ 予防給付においては、「従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされているが、当該規定は、指定介護予防サービス事業者に対して遵守すべき基準として課せられているものであり、従業者が個人情報を漏洩した場合も、あくまでも事業者の指定が取り消されるだけであり、その従業者に対して罰則等が課せられるものではない。</p> <p>この点、予防給付も総合事業も同様であり、サービスを提供する事業者等は、サービスに従事する者との契約により、個人情報が漏洩しないよう担保するものである。</p> <p>（5） 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和</p> <p>○ 総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。</p> <p>（<u>現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。 <p>（緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。

改正後（新）				改正前（旧）					
訪問型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準				訪問型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準					
		従前の訪問介護相当のサービスと一体的に実施 (従前の基準と同様)	緩和した基準によるサービスと一体的に実施			現行の訪問介護相当のサービスと一体的に実施 (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施	
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	(略)	(略)	(略)	人員	(略)	(略)	(略)	
	設備	(略)	(略)			設備	(略)		(略)
	運営	(略)	(略)				運営		
備考	(略)	(略)	(略)	備考	(略)	(略)	(略)		
(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。				(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。					
<参考>				<参考>					
		従前の訪問介護相当のサービス (従前の基準と同様)	緩和した基準によるサービス			現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)	
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	(略)	(略)	(略)	人員	(略)	(略)	(略)	
	設備	(略)	(略)			設備	(略)		(略)
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成・運営規程等の説明同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等・事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供等 (従前の基準と同様)	(略)				運営		
備考	(略)	(略)	(略)	備考	(略)	(略)		(略)	
(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合)に、管理者(施設長)及び最底基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能				(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合)に、管理者(施設長)及び最底基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能					

改正後（新）				改正前（旧）					
通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準				通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準					
		従前の通所介護相当のサービス (従前の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施			現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施	
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	○従前と同様、従事者の専任要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(総額部分) (略)	(略)	(略)	人員	○現行と同様、従事者の専任要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(総額部分) (略)	(略)	(略)	
	設備	(略)	(略)			設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす (略)		(略)
	運営	○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす (略)	(略)				運営		
備考	(略)	(略)	(略)	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	
(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。				(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。					
<参考>				<参考>					
		従前の通所介護相当のサービス (従前の基準と同様)	緩和した基準によるサービス			現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)	
通所型サービスと一体的に行う場合の基準	人員	○従前と同様、従事者の専任要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす(総額部分) (略)	(略)	(略)	人員	○現行と同様、従事者の専任要件を外し、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす(総額部分) (略)	(略)	(略)	
	設備	(略)	(略)			設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす (略)		(略)
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成・運営規程等の説明同意 提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等・事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供等 (従前の基準と同様)	(略)				運営		
備考	(略)	(略)	(略)	備考	(略)	(略)		(略)	(略)
(注) 通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)において、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合)に、管理者(施設長)及び最底基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能				(注) 通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)において、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合)に、管理者(施設長)及び最底基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能					
(6) 単備等 (総合事業によるサービスの内容) ○ 総合事業は、市町村が要支援者に対して、 ①従前の訪問介護、通所介護に相当するサービス ②緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA) ③住民主体による支援(訪問型サービスB、通所型サービスB) ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型サービスC、通所型サービスC) などの多様な主体による多様なサービスの提供を可能とするものであり、そのサービス内容に応じた単備設定が基本であるが、それぞれの単備の設定について考え方を整理する。				(6) 単備等 (総合事業によるサービスの内容) ○ 総合事業は、市町村が要支援者に対して、 ①現行の訪問介護、通所介護に相当するサービス ②緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA、通所型サービスA) ③住民主体による支援(訪問型サービスB、通所型サービスB) ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型サービスC、通所型サービスC) などの多様な主体による多様なサービスの提供を可能とするものであり、そのサービス内容に応じた単備設定が基本であるが、それぞれの単備の設定について考え方を整理する。					

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（従前の介護予防訪問介護等に相当するサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供（第1号事業支給費の支給）により、事業を実施する。 ○ 第1号事業支給費の額（サービス単価）については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として、個別の額（サービス単価）を定めることと規定している。（施行規則第140条の63の2第1項）※ 国が定める上限は、単位で規定。 ○ 市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること、設定する人員基準、運営基準等の内容を勘案し、地域の実情に応じつつ、国が定める額（予防給付と同じ額）を上限としつつ、ふさわしい単価を定めることが望ましい。（施行規則第140条の63の2第2項） ○ 単価は、月当たりの包括単価とする場合の他、利用1回ごとの出来高で定めることができるが、この場合、月の合計額が包括単価以下となるようにする。 ○ 加算については、地域の実情に応じて、市町村が定めることが可能であるが、総合事業の効率的な実施の観点から、市町村は、加算を定めた結果、国が定める単価の上限額を超過することがないようにする。ただし、国が定めている加算については、その範囲において単価の上限額を超過することができる。 ○ また、限度額管理外とする加算については、国において定められている加算（中山間地域の小規模事業所に対する加算や特別地域加算、処遇改善加算等）のみ、その範囲内で定めることができるものとする。 <p>（緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）：指定事業者によるサービス提供によるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供（第1号事業支給費の支給）により、事業を実施する。 ○ 第1号事業支給費の額（サービス単価）については厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を下回る額を個別の額（サービス単価）として定めることと規定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定める。 ○ 単価は、月当たりの包括単価、利用1回ごとの出来高のいずれも可能である。 <p>（その他の訪問型サービス・通所型サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外のものについては、委託の場合の単価設定、あるいは補助における補助単価の設定ということになる。 ○ 委託の場合の単価については、必ずしも市町村において要支援者個人に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないが、事業の実施に当たって、市町村は、利用者一人当たり要する費用が国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する（参加者が予定より少なかった等により、結果的に利用者一人当たり要する費用が国が定める上限単価を上回るとは生じうる）。 	<p>（現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供（第1号事業支給費の支給）により、事業を実施する。 ○ 第1号事業支給費の額（サービス単価）については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として、個別の額（サービス単価）を定めることと規定している。（施行規則第140条の63の2第1項）※ 国が定める上限は、単位で規定。 ○ 市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること、設定する人員基準、運営基準等の内容を勘案し、地域の実情に応じつつ、国が定める額（予防給付と同じ額）を上限としつつ、ふさわしい単価を定めることが望ましい。（施行規則第140条の63の2第2項） ○ 単価は、月当たりの包括単価とする場合の他、利用1回ごとの出来高で定めることができるが、この場合、月の合計額が包括単価以下となるようにする。 ○ 加算については、地域の実情に応じて、市町村が定めることが可能であるが、総合事業の効率的な実施の観点から、市町村は、加算を定めた結果、国が定める単価の上限額を超過することがないようにする。ただし、国が定めている加算については、その範囲において単価の上限額を超過することができる。 ○ また、限度額管理外とする加算については、国において定められている加算（中山間地域の小規模事業所に対する加算や特別地域加算、処遇改善加算等）のみ、その範囲内で定めることができるものとする。 <p>（緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）：指定事業者によるサービス提供によるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供（第1号事業支給費の支給）により、事業を実施する。 ○ 第1号事業支給費の額（サービス単価）については厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を下回る額を個別の額（サービス単価）として定めることと規定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定める。 ○ 単価は、月当たりの包括単価、利用1回ごとの出来高のいずれも可能である。 <p>（その他の訪問型サービス・通所型サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外のものについては、委託の場合の単価設定、あるいは補助における補助単価の設定ということになる。 ○ 委託の場合の単価については、必ずしも市町村において要支援者個人に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないが、事業の実施に当たって、市町村は、利用者一人当たり要する費用が国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する（参加者が予定より少なかった等により、結果的に利用者一人当たり要する費用が国が定める上限単価を上回るとは生じうる）。

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスについては、医療・保健の専門職が関与するものであることから、この限りではない※。 ※ ただし、そのような保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスは、事業の効果的かつ効率的な実施という観点から、3～6ヶ月等の期間を限定して実施されるべきものである。 ○ また、補助（助成）の方式により事業実施するものについては、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。 ○ なお、共生社会の観点から、要支援者、チェックリスト該当者以外の高齢者、障害者、児童等を対象に含めた住民主体による支援を実施する場合、支援の対象の半数以上が要支援者、チェックリスト該当者であれば、運営費全体を補助することが可能である。また、半数を下回る場合は、利用者数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、その範囲において、運営費補助の対象となること。 例1：利用者が、要介護者15人、障害者15人、要支援者等70人の場合 → 運営費全体を補助の対象とすることが可能。 例2：利用者が、要介護者30人、障害者30人、要支援者等40人の場合 → 運営費全体の40/100を補助の対象とすることが可能。 <p>この他、要支援者等の人数に対して補助額を設定する等、市町村における創意工夫が可能である。</p> <p>（その他の生活支援サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単価は、サービス内容等に応じて、市町村が定めるものとする。 ○ また、補助（助成）の方式により事業実施するものについては、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。 <p>（サービス単価の設定等に関する留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスの費用は、おおむね提供者にかかる人件費と事業運営のための間接費で構成され、その比率は、訪問サービスの場合7：3程度、通所サービスの場合5：5程度となっており、これを踏まえて単価の検討を行うことが重要である。（図1） 基準緩和型の単価については、職員配置基準を緩和するのであれば人件費に影響が出ること、設備基準を緩和すれば賃料等の間接費に影響が生じることを踏まえ、事業者の採算性も考慮した上で設定することが重要である。 ○ サービス単価の設定は、サービス事業者の採算に対して影響を与えることから、これまで築き上げてきた地域や事業者との関係性を損ねることのないよう、単価や基準の設定の際には、地域のサービス量への影響を考慮するため、サービス事業者の経営状況についてヒアリングを行い、根拠に基づく説明を行うなど、サービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねること等が大切であること。 また、市町村は、総合事業について、地域において必要と見込まれる事業量の確保に努めること。 ○ サービス事業者が、市町村の圏域をまたがってサービス提供を行っていることに鑑み、市町村独 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスについては、医療・保健の専門職が関与するものであることから、この限りではない※。 ※ ただし、そのような保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスは、事業の効果的かつ効率的な実施という観点から、3～6ヶ月等の期間を限定して実施されるべきものである。 ○ また、補助（助成）の方式により事業実施するものについては、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。 ○ なお、共生社会の観点から、要支援者、チェックリスト該当者以外の高齢者、障害者、児童等を対象に含めた住民主体による支援を実施する場合、支援の対象の半数以上が要支援者、チェックリスト該当者であれば、運営費全体を補助することが可能である。また、半数を下回る場合は、利用者数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、その範囲において、運営費補助の対象となること。 例1：利用者が、要介護者15人、障害者15人、要支援者等70人の場合 → 運営費全体を補助の対象とすることが可能。 例2：利用者が、要介護者30人、障害者30人、要支援者等40人の場合 → 運営費全体の40/100を補助の対象とすることが可能。 <p>この他、要支援者等の人数に対して補助額を設定する等、市町村における創意工夫が可能である。</p> <p>（その他の生活支援サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単価は、サービス内容等に応じて、市町村が定めるものとする。 ○ また、補助（助成）の方式により事業実施するものについては、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。 <p>（サービス単価の設定等に関する留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスの費用は、おおむね提供者にかかる人件費と事業運営のための間接費で構成され、その比率は、訪問サービスの場合7：3程度、通所サービスの場合5：5程度となっており、これを踏まえて単価の検討を行うことが重要である。（図1） 基準緩和型の単価については、職員配置基準を緩和するのであれば人件費に影響が出ること、設備基準を緩和すれば賃料等の間接費に影響が生じることを踏まえ、事業者の採算性も考慮した上で設定することが重要である。 ○ サービス単価の設定は、サービス事業者の採算に対して影響を与えることから、これまで築き上げてきた地域や事業者との関係性を損ねることのないよう、単価や基準の設定の際には、地域のサービス量への影響を考慮するため、サービス事業者の経営状況についてヒアリングを行い、根拠に基づく説明を行うなど、サービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねること等が大切であること。 また、市町村は、総合事業について、地域において必要と見込まれる事業量の確保に努めること。 ○ サービス事業者が、市町村の圏域をまたがってサービス提供を行っていることに鑑み、市町村独

改正後（新）	改正前（旧）
<p>自の単価設定を行うことの必要性よりも、事業者の事務負担や効率的な事業実施への配慮の必要性が高い場合には、周辺市町村の単価に倣った設定を行うことも考えられる。</p> <p>○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものであり、地域において総合事業を円滑に実施するためには、市町村は、地域のニーズと、ニーズに対するサービスの供給量を踏まえた介護専門職以外の担い手の確保に取り組む必要がある。（図2）</p> <p>基準緩和型の訪問型サービスについて、市町村が、訪問介護員の資格を持たない新たな担い手を想定し、従来と比較して低い単価を設定した場合において、新しい担い手の養成が十分でなく、有資格職員が従事することになれば、介護サービス事業所の収入減から、有資格職員の処遇悪化に繋がることが懸念される等、単価の設定においては、地域における担い手の確保に関する見通しの検討が重要である。</p> <p>なお、介護専門職以外の担い手の確保については、生活支援体制整備事業において、地域支援事業交付金の活用が可能である。</p> <p>※ 東京都武蔵野市のように、基準緩和型の訪問型サービスについて、既存の有資格職員と、資格を持たない新たな担い手が提供を行う場合で、2種類の単価を設定している例もある。</p> <p>○ サービス単価は設定を行った後、地域のサービス提供等への影響について、事後検証を行うことが重要であり、サービス事業者をはじめとする地域の関係者との協議等を行い、必要に応じて、サービス単価の水準等を見直すことで、より適切なサービス単価となる。</p> <p>（図1、2）（略）</p> <p>※ 各自治体における単価設定の事例</p> <p>○ 秋田県小坂町 事業者との調整を経て単価設定を行った上で、事業所の稼働状況を踏まえて改めて単価設定を検討することとして事業を開始した。</p> <p>○ 東京都稲城市 地域の実態把握と課題分析を行った上で、総合事業へ移行するためのシミュレーションを重ね、事業者の同意を得て単価を決定した。</p> <p>○ 神奈川県小田原市 基準を緩和したサービスについて、基準の緩和度合いを単価に反映させる際に、国の統計資料を活用し、積算根拠の補強を行ったうえで、単価設定を行った。</p> <p>○ 神奈川県横浜市 基準を緩和したサービスについて、事業者に対し、生活援助のみを提供する者の時給や無資格者の時給を設定する場合の対応についてアンケートを実施し、この結果を参考に単価設定を行った。</p> <p>○ 新潟県上越市 緩和した基準によるサービスの内容について、事業者に対する意見聴取を実施し、採算性の観点における金額を聞き取り、単価設定の参考とした。</p>	<p>自の単価設定を行うことの必要性よりも、事業者の事務負担や効率的な事業実施への配慮の必要性が高い場合には、周辺市町村の単価に倣った設定を行うことも考えられる。</p> <p>○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものであり、地域において総合事業を円滑に実施するためには、市町村は、地域のニーズと、ニーズに対するサービスの供給量を踏まえた介護専門職以外の担い手の確保に取り組む必要がある。（図2）</p> <p>基準緩和型の訪問型サービスについて、市町村が、訪問介護員の資格を持たない新たな担い手を想定し、従来と比較して低い単価を設定した場合において、新しい担い手の養成が十分でなく、有資格職員が従事することになれば、介護サービス事業所の収入減から、有資格職員の処遇悪化に繋がることが懸念される等、単価の設定においては、地域における担い手の確保に関する見通しの検討が重要である。</p> <p>なお、介護専門職以外の担い手の確保については、生活支援体制整備事業において、地域支援事業交付金の活用が可能である。</p> <p>※ 東京都武蔵野市のように、基準緩和型の訪問型サービスについて、既存の有資格職員と、資格を持たない新たな担い手が提供を行う場合で、2種類の単価を設定している例もある。</p> <p>○ サービス単価は設定を行った後、地域のサービス提供等への影響について、事後検証を行うことが重要であり、サービス事業者をはじめとする地域の関係者との協議等を行い、必要に応じて、サービス単価の水準等を見直すことで、より適切なサービス単価となる。</p> <p>（図1、2）（略）</p> <p>※ 各自治体における単価設定の事例</p> <p>○ 秋田県小坂町 事業者との調整を経て単価設定を行った上で、事業所の稼働状況を踏まえて改めて単価設定を検討することとして事業を開始した。</p> <p>○ 東京都稲城市 地域の実態把握と課題分析を行った上で、総合事業へ移行するためのシミュレーションを重ね、事業者の同意を得て単価を決定した。</p> <p>○ 神奈川県小田原市 基準を緩和したサービスについて、基準の緩和度合いを単価に反映させる際に、国の統計資料を活用し、積算根拠の補強を行ったうえで、単価設定を行った。</p> <p>○ 神奈川県横浜市 基準を緩和したサービスについて、事業者に対し、生活援助のみを提供する者の時給や無資格者の時給を設定する場合の対応についてアンケートを実施し、この結果を参考に単価設定を行った。</p> <p>○ 新潟県上越市 緩和した基準によるサービスの内容について、事業者に対する意見聴取を実施し、採算性の観点における金額を聞き取り、単価設定の参考とした。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○ 福岡県北九州市 介護保険法に基づくサービスを実施する市内の法人に対して、掃除や洗濯等の介護保険外サービスの実施状況や利用料についてアンケートを実施し、利用料の水準を参考として単価を設定した。</p> <p>（介護予防ケアマネジメント）</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントは、直接実施又は委託により実施するものとされていることから、前述のとおり、サービス単価を設定することは必ずしも生じないが、介護予防ケアマネジメントは要支援者等の個人に対する個別のサービスであることから、委託に当たっては、1件当たりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じて、予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定める。</p> <p>（1単位当たりの単価設定）</p> <p>○ 給付においては、1単位10円を基本としつつ、事業所の所在する市町村の地域区分や各サービスの単価割合に応じて、各サービスごとに、10円から11.40円までの間で、1単位当たりの単価が設定されている。</p> <p>○ 総合事業については、市町村において、訪問型サービスについては介護給付の訪問介護の単価、通所型サービスについては介護給付の通所介護の単価を設定する（例えば、3級地ではそれぞれ11.05円、10.68円）。しかし、介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の訪問型サービス及び通所型サービスについては、市町村の判断により、10円の単価を用いることもできるものとする。</p> <p>○ 一方、その他の生活支援サービスについては、市町村が、そのサービスの内容に応じて設定することができる。そのため、例えば、3級地の市町村においては、1単位当たりの単価を10円、10.68円、10.83円、11.05円から選択することができる。</p> <p>（表16）（略）</p> <p>（7） 利用者負担（利用料） （基本的な考え方）</p> <p>○ 総合事業移行後のサービスは、多様化したものとなることから、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービスの利用者負担については、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえて定める。</p> <p>住民主体の支援等、事業への補助の形式で実施されるものは、自主的に実施されるものであることから、当該支援の提供主体が定めることも考えられる。</p> <p>（従前の介護予防訪問介護等に相当するサービス）</p> <p>○ 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割又は3割。ただし、負担割合3割については、平成30年8月施行※）等を勘案し、市町村が定める。ただし、その下限は当該給付の利用者負担割合とする。（施行規則第140条の63の2第1項）</p>	<p>○ 福岡県北九州市 介護保険法に基づくサービスを実施する市内の法人に対して、掃除や洗濯等の介護保険外サービスの実施状況や利用料についてアンケートを実施し、利用料の水準を参考として単価を設定した。</p> <p>（介護予防ケアマネジメント）</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントは、直接実施又は委託により実施するものとされていることから、前述のとおり、サービス単価を設定することは必ずしも生じないが、介護予防ケアマネジメントは要支援者等の個人に対する個別のサービスであることから、委託に当たっては、1件当たりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じて、予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定める。</p> <p>（1単位当たりの単価設定）</p> <p>○ 給付においては、1単位10円を基本としつつ、事業所の所在する市町村の地域区分や各サービスの単価割合に応じて、各サービスごとに、10円から11.40円までの間で、1単位当たりの単価が設定されている。</p> <p>○ 総合事業については、市町村において、訪問型サービスについては介護給付の訪問介護の単価、通所型サービスについては介護給付の通所介護の単価を設定する（例えば、3級地ではそれぞれ11.05円、10.68円）。しかし、介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の訪問型サービス及び通所型サービスについては、市町村の判断により、10円の単価を用いることもできるものとする。</p> <p>○ 一方、その他の生活支援サービスについては、市町村が、そのサービスの内容に応じて設定することができる。そのため、例えば、3級地の市町村においては、1単位当たりの単価を10円、10.68円、10.83円、11.05円から選択することができる。</p> <p>（表16）（略）</p> <p>（7） 利用者負担（利用料） （基本的な考え方）</p> <p>○ 総合事業移行後のサービスは、多様化したものとなることから、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービスの利用者負担については、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえて定める。</p> <p>住民主体の支援等、事業への補助の形式で実施されるものは、自主的に実施されるものであることから、当該支援の提供主体が定めることも考えられる。</p> <p>（現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス）</p> <p>○ 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割※）等を勘案し、市町村が定める。ただし、その下限は当該給付の利用者負担割合とする。（施行規則第140条の63の2第1項）</p> <p>※ 介護予防支援は利用者負担なし。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>※ 介護予防支援は利用者負担なし。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者による提供されるサービスについては、上記取扱いを踏まえ、予防給付と同様、高額介護予防サービス費相当の事業の対象とする。それ以外のサービスについては、利用料の設定に当たり、適宜低所得者の配慮を行うことが適当である。 ○ 生活保護の介護扶助については、今回の介護保険法の改正に併せて、生活保護法の改正が行われ、引き続き、総合事業の利用者負担に対しても支給されることとされている。 ○ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年老発474号）に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ② 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度 ③ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 ④ 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業 が行われているが、今般の改正に伴い、当該通知を改正し、予防給付と同様、総合事業により実施しているサービスのうち、従前相当サービスであって給付と同じ自己負担割合が設定されているサービスについて、対象とすることとする。（「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成27年4月3日老発0403第2号厚生労働省老健局長）） <p>（8） 給付管理</p> <p>イ 給付管理の実施 （給付管理の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前の給付では、介護予防サービス等に係る費用について、要支援1から要介護5までのそれぞれの介護の必要の程度に応じて、それぞれサービス費の支給を受けることができる限度（支給限度額）が規定されている（法第55条第1項等）。 ○ 要支援者が、総合事業を利用する場合には、引き続き給付に残されたサービスを利用しつつ、総合事業のサービス（指定事業者のサービス）を利用するケースが想定されることなどから、予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況なども勘案してケアプランを作成することが適当である。 ○ 一方で事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行う。 <p>（給付管理を行う際の目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付管理の上限額の設定については、市町村が事業の実施要綱等において定めるべきものであるが、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者につき、給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行う。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の 	<p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者による提供されるサービスについては、上記取扱いを踏まえ、予防給付と同様、高額介護予防サービス費相当の事業の対象とする。それ以外のサービスについては、利用料の設定に当たり、適宜低所得者の配慮を行うことが適当である。 ○ 生活保護の介護扶助については、今回の介護保険法の改正に併せて、生活保護法の改正が行われ、引き続き、総合事業の利用者負担に対しても支給されることとされている。 ○ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年老発474号）に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ② 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度 ③ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 ④ 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業 が行われているが、今般の改正に伴い、当該通知を改正し、予防給付と同様、総合事業により実施しているサービスのうち、<u>現行</u>相当サービスであって給付と同じ自己負担割合が設定されているサービスについて、対象とすることとする。（「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成27年4月3日老発0403第2号厚生労働省老健局長）） <p>（8） 給付管理</p> <p>イ 給付管理の実施 （給付管理の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>現行</u>の給付では、介護予防サービス等に係る費用について、要支援1から要介護5までのそれぞれの介護の必要の程度に応じて、それぞれサービス費の支給を受けることができる限度（支給限度額）が規定されている（法第55条第1項等）。 ○ 要支援者が、総合事業を利用する場合には、引き続き給付に残されたサービスを利用しつつ、総合事業のサービス（指定事業者のサービス）を利用するケースが想定されることなどから、予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の利用状況なども勘案してケアプランを作成することが適当である。 ○ 一方で事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、原則給付管理を行う。 <p>（給付管理を行う際の目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付管理の上限額の設定については、市町村が事業の実施要綱等において定めるべきものであるが、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者につき、給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行う。介護予防ケアマネジメントにおいては、指定事業者によるサービス以外の多様なサービス等の

改正後（新）	改正前（旧）
<p>利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態※によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることも可能である。</p> <p>※ 例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるようなケース等</p> <p>ロ 給付管理の対象等 （対象となるサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付管理の対象となるサービスについては、主に指定事業者によるサービスを想定している。 <p>ハ 国保連合会の活用 （国保連合会の積極的な活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防給付においては、市町村から介護報酬の請求に対する審査・支払の委託を受けた国保連合会が、地域包括支援センターが作成する給付管理票を事業者からの介護報酬の請求に突合させることにより、その支給限度額を管理している。 ○ 総合事業における給付管理についても、引き続き、国保連合会が実施することが可能な枠組みとしていることから、市町村ではその積極的な活用を検討する。 ○ なお、国保連合会に給付管理を委託するに当たっては、市町村において以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとに定める単価及びその限度額については、単位で定めること ・ 給付管理票やその作成等について、全国統一の様式やルールによること ・ 給付管理の対象とするサービスに関する審査支払を国保連合会に委託すること ・ 給付管理の対象とするサービスが否かをあらかじめ分けて、国保連合会に審査支払を依頼すること ・ 市町村のサービスごとの単価を設定し、国保連合会に登録すること ・ 審査・支払のため、受給者台帳や事業者台帳を登録すること <p>（給付と事業を利用している場合における国保連合会の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の予防給付においては、地域包括支援センターが作成する給付管理票を事業者からの介護報酬の請求に突合させることにより、その支給限度額を管理しているところ。 ○ 給付とサービス事業を併せて利用している要支援者に対する支給限度額の審査について、地域包括支援センターが当該要支援者の介護予防支援として行うこととされており、その際給付と事業を併せたケアマネジメントを行うこととされている。 ○ そのため、給付管理においても、地域包括支援センターが、サービス事業で利用しているサービスも含めて、一括した給付管理票を作成し、国保連合会に送付することとし、当該給付管理票に基づき、国保連合会において限度額を審査することとなる。 <p>（9） 高額介護予防サービス費相当事業等 （高額介護予防サービス費相当事業及びその対象サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額 	<p>利用状況も勘案してケアプランを作成することが適当であり、利用者の状態※によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることも可能である。</p> <p>※ 例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるようなケース等</p> <p>ロ 給付管理の対象等 （対象となるサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付管理の対象となるサービスについては、主に指定事業者によるサービスを想定している。 <p>ハ 国保連合会の活用 （国保連合会の積極的な活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防給付においては、市町村から介護報酬の請求に対する審査・支払の委託を受けた国保連合会が、地域包括支援センターが作成する給付管理票を事業者からの介護報酬の請求に突合させることにより、その支給限度額を管理している。 ○ 総合事業における給付管理についても、引き続き、国保連合会が実施することが可能な枠組みとしていることから、市町村ではその積極的な活用を検討する。 ○ なお、国保連合会に給付管理を委託するに当たっては、市町村において以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとに定める単価及びその限度額については、単位で定めること ・ 給付管理票やその作成等について、全国統一の様式やルールによること ・ 給付管理の対象とするサービスに関する審査支払を国保連合会に委託すること ・ 給付管理の対象とするサービスが否かをあらかじめ分けて、国保連合会に審査支払を依頼すること ・ 市町村のサービスごとの単価を設定し、国保連合会に登録すること ・ 審査・支払のため、受給者台帳や事業者台帳を登録すること <p>（給付と事業を利用している場合における国保連合会の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の予防給付においては、地域包括支援センターが作成する給付管理票を事業者からの介護報酬の請求に突合させることにより、その支給限度額を管理しているところ。 ○ 給付とサービス事業を併せて利用している要支援者に対する支給限度額の審査について、地域包括支援センターが当該要支援者の介護予防支援として行うこととされており、その際給付と事業を併せたケアマネジメントを行うこととされている。 ○ そのため、給付管理においても、地域包括支援センターが、サービス事業で利用しているサービスも含めて、一括した給付管理票を作成し、国保連合会に送付することとし、当該給付管理票に基づき、国保連合会において限度額を審査することとなる。 <p>（9） 高額介護予防サービス費相当事業等 （高額介護予防サービス費相当事業及びその対象サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額

改正後（新）	改正前（旧）
<p>介護予防サービス費に相当する事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その対象となるサービスについては、指定事業者によるサービス提供を行うものとする。 ※ なお、基本的には要支援1・2の者については個人で上限額に到達し、高額介護予防サービス費の対象となることは想定されず、夫が要介護で、妻が要支援であるなどの世帯合算の場合のみ該当になると考えられる。 <p>（高額医療合算介護予防サービス費相当の事業の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、当該事業により利用者負担を軽減した後も、なお残る負担額と医療保険の自己負担額を合算した額が年間上限を超えた場合に、高額医療合算介護予防サービス費と同様に、事業により利用者負担を軽減することも想定され、市町村はそのような軽減に配慮した事業を行うことが適当である。 <p>（調整の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、給付と事業の双方を受けている利用者世帯がある場合は、法律に基づく高額介護予防サービス費等の調整後に、その自己負担額が月額上限を超える場合に、事業の運用の中で、事業の利用料を償還することを想定している。 ○ 具体的な額等のルールは現在の高額介護予防サービス費等を踏まえて、以下の例のとおり実施することとする。 また、本ガイドラインに示す参考例のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護予防サービス費相当事業等の計算事例集の送付について」（平成28年12月27日事務連絡）において、計算事例を示しているため、参考とされたい。 ○ なお、平成29年8月より、高額介護予防サービス費等における自己負担限度額（月額）について、所得階層が一般世帯の場合は、37,200円から44,400円となり、また、自己負担が1割の者（年金収入280万円未満）のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が従前の負担最大額を超えない仕組みとして、年間上限額を446,400円とする3年間の時限措置を設けており、高額介護予防サービス相当事業における自己負担限度額も同様の取扱いとなるので、留意すること。 <p><参考>（略）</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高額介護予防サービス費相当事業等の費用の算定については、国保連合会への委託が可能であること。 <p>(10) 審査支払の国保連合会の活用 （予防給付における国保連合会の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の給付（特定福祉用具販売、住宅改修等を除く。）において、市町村が、指定事業者からの請求に対する審査支払を行う（法第41条第9項）が、市町村の事務負担軽減の観点から、当該審査支払は国保連合会に委託でき（法第41条第10項）、実際に給付の審査支払いのほとんどが 	<p>介護予防サービス費に相当する事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その対象となるサービスについては、指定事業者によるサービス提供を行うものとする。 ※ なお、基本的には要支援1・2の者については個人で上限額に到達し、高額介護予防サービス費の対象となることは想定されず、夫が要介護で、妻が要支援であるなどの世帯合算の場合のみ該当になると考えられる。 <p>（高額医療合算介護予防サービス費相当の事業の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、当該事業により利用者負担を軽減した後においても、なお残る負担額と医療保険の自己負担額を合算した額が年間上限を超えた場合に、高額医療合算介護予防サービス費と同様に、事業により利用者負担を軽減することも想定され、市町村はそのような軽減に配慮した事業を行うことが適当である。 <p>（調整の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、給付と事業の双方を受けている利用者世帯がある場合は、法律に基づく高額介護予防サービス費等の調整後に、その自己負担額が月額上限を超える場合に、事業の運用の中で、事業の利用料を償還することを想定している。 ○ 具体的な額等のルールは現在の高額介護予防サービス費等を踏まえて、以下の例のとおり実施することとする。 また、本ガイドラインに示す参考例のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護予防サービス費相当事業等の計算事例集の送付について」（平成28年12月27日事務連絡）において、計算事例を示しているため、参考とされたい。 ○ なお、平成29年8月より、高額介護予防サービス費等における自己負担限度額（月額）について、所得階層が一般世帯の場合は、37,200円から44,400円となり、また、自己負担が1割の者（年金収入280万円未満）のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が従前の負担最大額を超えない仕組みとして、年間上限額を446,400円とする3年間の時限措置を設ける予定となっており、高額介護予防サービス相当事業における自己負担限度額も同様の取扱いとなるので、留意すること。 <p><参考>（略）</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高額介護予防サービス費相当事業等の費用の算定については、国保連合会への委託が可能であること。 <p>(10) 審査支払の国保連合会の活用 （予防給付における国保連合会の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の給付（特定福祉用具販売、住宅改修等を除く。）において、市町村が、指定事業者からの請求に対する審査支払を行う（法第41条第9項）が、市町村の事務負担軽減の観点から、当該審査支払は国保連合会に委託でき（法第41条第10項）、実際に給付の審査支払いのほとんどが

改正後（新）	改正前（旧）
<p>国保連により行われている。</p> <p>（国保連合会で審査支払が可能な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定を設けている（法第115条の45の3）。 ○ 国保連合会システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわらず包括的に支払うこととなっているものや複数回の月にまたがった支払いによるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて※支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。 ※ 1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括的に報酬が定められているもの ○ なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。 <p>（国保連合会委託において必要な手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連合会に審査支払を委託する場合は、市町村は以下の事務を行う必要がある。（「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」（平成27年2月24日事務連絡）及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成27年3月31日事務連絡）） （下線が新たに必要な手続） ・ 市町村によるサービスごとの価格の設定・国保連への登録 ・ 指定事業者の登録（変更届の登録等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村台帳の作成・都道府県台帳への登録 ➢ 都道府県台帳による付番・市町村台帳への送付 ➢ 都道府県台帳から国保連合会への登録 ・ 事業対象者の登録（異動届の登録等） ・ 審査支払手数料の支払 ・ 給付管理票の提出 <p>(11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払は、表17のように整理する。 <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントに関する費用の支払について 要介護等認定を受け、結果が要支援1・2の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり（国保連合会支払）、要支援認定を受けていない事業対象者（申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者）又は 	<p>国保連により行われている。</p> <p>（国保連合会で審査支払が可能な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定を設けている（法第115条の45の3）。 ○ 国保連合会システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわらず包括的に支払うこととなっているものや複数回の月にまたがった支払いによるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて※支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。 ※ 1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括的に報酬が定められているもの ○ なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。 <p>（国保連合会委託において必要な手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連合会に審査支払を委託する場合は、市町村は以下の事務を行う必要がある。（「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」（平成27年2月24日事務連絡）及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成27年3月31日事務連絡）） （下線が新たに必要な手続） ・ 市町村によるサービスごとの価格の設定・国保連への登録 ・ 指定事業者の登録（変更届の登録等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村台帳の作成・都道府県台帳への登録 ➢ 都道府県台帳による付番・市町村台帳への送付 ➢ 都道府県台帳から国保連合会への登録 ・ 事業対象者の登録（異動届の登録等） ・ 審査支払手数料の支払 ・ 給付管理票の提出 <p>(11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払は、表15のように整理する。 <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントに関する費用の支払について 要介護等認定を受け、結果が要支援1・2の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり（国保連合会支払）、要支援認定を受けていない事業対象者（申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者）又は

改正後（新）	改正前（旧）																								
<p>要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が、市町村から支払われることになる。</p> <p>○ サービス事業に関する費用の支払について 要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。</p> <p>○ 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。 (表17 略)</p> <p>(12) その他の制度における総合事業の取扱いについて</p> <p><u>イ 生活保護法における介護扶助について</u></p> <p>○ 今般の改正に伴い、生活保護法(中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む。以下同じ。)における介護扶助について、介護予防等サービス事業を給付対象とする改正が行われた。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第15の2)</p> <p>○ 給付対象の範囲としては、従前の予防給付と同様の仕組みである指定事業所によるサービス提供に限らず、全てのサービスについて給付対象とすることとする。</p> <p>○ 具体的には、介護扶助費として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行い、また、市町村による直接実施、委託による実施又は補助による実施にて行われるサービスについては、利用者の利用料負担分を給付することとする。</p> <p><u>ロ 原子爆弾被爆者に対する公費助成について</u></p> <p>○ 原子爆弾被爆者については、<u>従前</u>、通所介護や訪問介護等の自己負担部分について、全額公費による助成事業が行われているところであるが、今般の総合事業の実施に伴う助成範囲については、<u>従前</u>相当サービスとして、サービス種類コードA1、A2、A5、A6のものとする。</p> <p>※サービス種類コードの詳細については、「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」(平成27年2月24日事務連絡)及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」(平成27年3月31日事務連絡)を参照。</p> <p>(サービス種類コードA1、A2、A5、A6について)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>サービス種類コード</th> <th>サービス</th> <th>事業所の基準</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1 A5</td> <td>平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う<u>従前</u>の訪問介護・通所介護相当サービス</td> <td>国が定める基準</td> <td>国が定める単価</td> </tr> <tr> <td>A2 A6</td> <td><u>従前</u>の訪問介護・通所介護相当サービス</td> <td>国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準</td> <td>国が定める単価以下</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価	A1 A5	平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う <u>従前</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価	A2 A6	<u>従前</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下	<p>要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が、市町村から支払われることになる。</p> <p>○ サービス事業に関する費用の支払について 要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。</p> <p>○ 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。 (表17 略)</p> <p>(12) その他の制度における総合事業の取扱いについて</p> <p><u>イ 生活保護法における介護扶助について</u></p> <p>○ 今般の改正に伴い、生活保護法(中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む。以下同じ。)における介護扶助について、介護予防等サービス事業を給付対象とする改正が行われた。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第15の2)</p> <p>○ 給付対象の範囲としては、従前の予防給付と同様の仕組みである指定事業所によるサービス提供に限らず、全てのサービスについて給付対象とすることとする。</p> <p>○ 具体的には、介護扶助費として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行い、また、市町村による直接実施、委託による実施又は補助による実施にて行われるサービスについては、利用者の利用料負担分を給付することとする。</p> <p><u>ロ 原子爆弾被爆者に対する公費助成について</u></p> <p>○ 原子爆弾被爆者については、<u>現在</u>、通所介護や訪問介護等の自己負担部分について、全額公費による助成事業が行われているところであるが、今般の総合事業の実施に伴う助成範囲については、<u>現行</u>相当サービスとして、サービス種類コードA1、A2、A5、A6のものとする。</p> <p>※サービス種類コードの詳細については、「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」(平成27年2月24日事務連絡)及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」(平成27年3月31日事務連絡)を参照。</p> <p>(サービス種類コードA1、A2、A5、A6について)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>サービス種類コード</th> <th>サービス</th> <th>事業所の基準</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1 A5</td> <td>平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う<u>現行</u>の訪問介護・通所介護相当サービス</td> <td>国が定める基準</td> <td>国が定める単価</td> </tr> <tr> <td>A2 A6</td> <td><u>現行</u>の訪問介護・通所介護相当サービス</td> <td>国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準</td> <td>国が定める単価以下</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価	A1 A5	平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う <u>現行</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価	A2 A6	<u>現行</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下
サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価																						
A1 A5	平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う <u>従前</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価																						
A2 A6	<u>従前</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下																						
サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価																						
A1 A5	平成27年4月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う <u>現行</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価																						
A2 A6	<u>現行</u> の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準又は、国が定める基準を緩和した基準	国が定める単価以下																						

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>ハ 障害給付における介護優先について</u></p> <p>○ 障害者に係る自立支援給付については、介護保険において自立支援給付のサービスと同等のサービスが提供される場合において、介護保険の保険給付を優先する規定がある。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第7条)</p> <p>○ 今般の法改正により、当該規定に地域支援事業(第一号事業に限る。以下同じ。)を追加した(障害者総合支援法施行令第2条)ことから、サービス内容及機能を踏まえ、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。</p> <p>○ しかしながら、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けられることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。</p> <p>○ したがって、市町村では、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することが必要である。</p> <p>具体的には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について」(平成29年7月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)を参照すること。</p> <p>2. 一般介護予防事業</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>○ 一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防など介護予防を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の実施 (地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組の推進)</p> <p>○ 一般介護予防事業は、基本的な考え方を踏まえて、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に資する事業が積極的に展開されることが期待される。</p> <p>○ なお、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防に関する理解を深め、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者・要介護者の支援のために積極的に活用するなど、サービス事業との有機的な連携に努めることが必</p>	<p><u>ハ 障害給付における介護優先について</u></p> <p>○ 障害者に係る自立支援給付については、介護保険において自立支援給付のサービスと同等のサービスが提供される場合において、介護保険の保険給付を優先する規定がある。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第7条)</p> <p>○ 今般の法改正により、当該規定に地域支援事業(第一号事業に限る。以下同じ。)を追加した(障害者総合支援法施行令第2条)ことから、サービス内容及機能を踏まえ、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。</p> <p>○ しかしながら、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けられることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。</p> <p>○ したがって、市町村では、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することが必要である。</p> <p>2. 一般介護予防事業</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>○ 一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防など介護予防を推進することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の実施 (地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組の推進)</p> <p>○ 一般介護予防事業は、基本的な考え方を踏まえて、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に資する事業が積極的に展開されることが期待される。</p> <p>○ なお、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防に関する理解を深め、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者・要介護者の支援のために積極的に活用するなど、サービス事業との有機的な連携に努めることが必</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>要である。</p> <p><事業内容></p> <p>① 介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う。(介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業)</p> <p>② 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。(地域リハビリテーション活動支援事業)</p> <p>③ 地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に資する活動へつなげる。(介護予防把握事業)</p> <p>○ ①及び②の事業について、現在具体的に取り組んでいる市町村における好事例は以下のとおりである。</p> <p><介護予防に資する体操などを行う住民運営の通いの場を充実する例>（略）</p> <p>○ 住民自らが「取り組みたい」と思えるように支援することで、行政にやらされているという感覚ではなく、自分たちの活動として主体性を持ち、工夫を凝らしながら様々な取組が行われるようになる。</p> <p>○ 実施主体は住民であることを常に意識し、住民が困っていることをどうすれば取り組み、解決することができるのか、共に考え解決方法を見出し、住民が継続して実施できるよう支援していく。</p> <p>○ また、住民自身が体操会場の取組を報告する機会を設けることで、活動への自信が高まり、活動意欲が向上することで、継続的な取組につながる。</p> <p>【参考】（略）</p> <p><介護予防の取組へのリハビリテーション専門職等を関与させる例>（略）</p> <p>○ 地域ケア会議やサービス担当者会議にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①日常生活に支障のある生活行為の要因、②疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見直し、③要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法、等について検討しやすくなり、自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防ケアマネジメント力の向上につながる。</p> <p>○ 住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①身体障害や関節痛があっても継続的に参加することの出来る運動法の指導、②認知症の方への対応方法を世話役に指導、③定期的な体力測定、等について実施し、要介護状態になっても参加し続け</p>	<p>要である。</p> <p><事業内容></p> <p>① 介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う。(介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業)</p> <p>② 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。(地域リハビリテーション活動支援事業)</p> <p>③ 地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に資する活動へつなげる。(介護予防把握事業)</p> <p>○ ①及び②の事業について、現在具体的に取り組んでいる市町村における好事例は以下のとおりである。</p> <p><介護予防に資する体操などを行う住民運営の通いの場を充実する例>（略）</p> <p>○ 住民自らが「取り組みたい」と思えるように支援することで、行政にやらされているという感覚ではなく、自分たちの活動として主体性を持ち、工夫を凝らしながら様々な取組が行われるようになる。</p> <p>○ 実施主体は住民であることを常に意識し、住民が困っていることをどうすれば取り組み、解決することができるのか、共に考え解決方法を見出し、住民が継続して実施できるよう支援していく。</p> <p>○ また、住民自身が体操会場の取組を報告する機会を設けることで、活動への自信が高まり、活動意欲が向上することで、継続的な取組につながる。</p> <p>【参考】（略）</p> <p><介護予防の取組へのリハビリテーション専門職等を関与させる例>（略）</p> <p>○ 地域ケア会議やサービス担当者会議にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①日常生活に支障のある生活行為の要因、②疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見直し、③要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法、等について検討しやすくなり、自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防ケアマネジメント力の向上につながる。</p> <p>○ 住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①身体障害や関節痛があっても継続的に参加することの出来る運動法の指導、②認知症の方への対応方法を世話役に指導、③定期的な体力測定、等について実施し、要介護状態になっても参加し続け</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ることのできる通いの場を地域に展開することができる。</p> <p>○ 通所や訪問にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案、②介護職等への助言、等を実施し、通所や訪問における自立支援に資する取組を促すことができる。</p> <p>(3) 介護予防の取組に関する事業評価</p> <p>○ 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進する観点から、市町村は、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価においては、体操などを行う住民運営の通いの場の充実状況や介護予防に関するボランティアの育成状況及び新規認定者の状況等について地域別の時系列評価を行うとともに、人口規模や高齢化率等の状況が同程度の市町村との比較評価を行う。</p> <p>○ 市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民と情報共有し、地域住民の介護予防に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、地域の実情に応じた住民主体の介護予防活動を展開するために不断の取組を図るものとする。</p> <p>(4) 実施に当たっての留意事項</p> <p>○ 一般介護予防事業の実施に当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の協力を得るとともに、保健、精神保健福祉等の関係課部局、保健所、医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。</p> <p>○ リハビリテーション専門職等の関与を促進するためには、リハビリテーション専門職等は医療機関等に従事していることが多いことから、市町村においては、郡市区医師会等関係団体やリハビリテーション専門職等が所属する医療機関等と連携して、リハビリテーション専門職等が業務の一環として派遣が受けられるよう、地域の実情にあわせて体制を整備する必要があること。</p> <p>○ なお、地域リハビリテーション支援体制の活性化のため、都道府県によっては、「介護予防市町村支援事業」を活用して都道府県医師会等関係団体が関与の上でリハビリテーション専門職等の広域派遣調整等を実施している。市町村においては、こうした都道府県の取組の実施状況について把握し、実施されていない場合は先行事例等を参考にし、都道府県と協議すること。</p> <p>(参考)</p>	<p>ることのできる通いの場を地域に展開することができる。</p> <p>○ 通所や訪問にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案、②介護職等への助言、等を実施し、通所や訪問における自立支援に資する取組を促すことができる。</p> <p>(3) 介護予防の取組に関する事業評価</p> <p>○ 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進する観点から、市町村は、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価においては、体操などを行う住民運営の通いの場の充実状況や介護予防に関するボランティアの育成状況及び新規認定者の状況等について地域別の時系列評価を行うとともに、人口規模や高齢化率等の状況が同程度の市町村との比較評価を行う。</p> <p>○ 市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民と情報共有し、地域住民の介護予防に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、地域の実情に応じた住民主体の介護予防活動を展開するために不断の取組を図るものとする。</p> <p>(4) 実施に当たっての留意事項</p> <p>○ 一般介護予防事業の実施に当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の協力を得るとともに、保健、精神保健福祉等の関係課部局、保健所、医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。</p> <p>○ リハビリテーション専門職等の関与を促進するためには、リハビリテーション専門職等は医療機関等に従事していることが多いことから、市町村においては、郡市区医師会等関係団体やリハビリテーション専門職等が所属する医療機関等と連携して、リハビリテーション専門職等が業務の一環として派遣が受けられるよう、地域の実情にあわせて体制を整備する必要があること。</p> <p>○ なお、地域リハビリテーション支援体制の活性化のため、都道府県によっては、「介護予防市町村支援事業」を活用して都道府県医師会等関係団体が関与の上でリハビリテーション専門職等の広域派遣調整等を実施している。市町村においては、こうした都道府県の取組の実施状況について把握し、実施されていない場合は先行事例等を参考にし、都道府県と協議すること。</p> <p>(参考)</p> <p>平成 28 年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーションのあり方に関する調査研究事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)</p>

改正後（新）

地域リハビリテーションの体制について

【都道府県】
 保険者機能強化推進交付金
 ○リハビリテーション専門職等の広域派遣調整
 ・リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
 ・派遣にあたり、市町村事業に必要な知識（活動に参加し集点を当てたアプローズ）を習得させるための研修会の実施

都道府県リハビリテーション協議会
 ・都道府県及び地域における連携指針の作成
 ・都道府県及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議
 関係団体（例）
 都道府県医師会、病院協会、老人保健施設協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、栄養士会、歯科衛生士会等

都道府県リハビリテーション支援センター
 ・地域リハビリテーション広域支援センターの支援
 ・リハビリ資源の調査・研究
 ・関係団体、医療機関との連絡・調整

地域リハビリテーション広域支援センター
 （二次医療圏等の中核的リハビリ医療機関など）
 地域住民の相談の対応支援
 ①地域住民の相談への対応に関わる支援
 ②福祉用具・住宅改修等の相談実施に係る支援
 地域のリハビリ実施機関の
 従事者への援助・研修
 ①施設に出向いて行う従事者への研修
 ②地域における取組団体、患者の会、家族の会等からなる協議会
 連絡協議会の設置・運営

【市町村】
 地域ケア会議の実践・充実
 ・地域支援事業の充実・強化
 ・市町村職員、地域包括支援センター職員、介護予防事業所職員の知識の向上やリハビリテーションの観点からの自立支援などに資する支援

【国】
 ○国→都道府県
 ・保険者機能強化推進交付金の活用を想定
 ○国→市町村
 ・地域支援事業交付金の活用を想定

【市町村】
 ・地域支援事業交付金

- 3 地域支援事業の上限設定
- (1) 概要
- 改正前の地域支援事業では、市町村における「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」のそれぞれの費用について介護給付費見込額の2%を上限とし、更に地域支援事業全体で介護給付費見込額の3%を上限としていた。
 - 介護予防訪問介護等を総合事業に移行した後においても、介護予防訪問介護等の移行分をまかなえるよう地域支援事業の上限を見直しつつ、事業の効果的かつ効率的な実施の観点から引き続き上限を設定する。
 - 具体的には、平成27年度からの地域支援事業の上限については、以下の二つの区分で上限管理を行う。なお、地域支援事業全体の上限は設定しない。
- ① 総合事業
- ② 包括的支援事業・任意事業
- ・基本事業分（包括的支援事業（うち総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）・任意事業）
 - ・重点事業分（新しい包括的支援事業（うち在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議推進（包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実）））

改正前（旧）

地域リハビリテーションの体制について

【都道府県】
 介護予防防市町村支援事業（介護保険事業費補助金）
 ○リハビリテーション専門職等の広域派遣調整
 ・リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
 ・派遣にあたり、市町村事業に必要な知識（活動に参加し集点を当てたアプローズ）を習得させるための研修会の実施

都道府県リハビリテーション協議会
 ・都道府県及び地域における連携指針の作成
 ・都道府県及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議
 関係団体（例）
 都道府県医師会、病院協会、老人保健施設協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、栄養士会、歯科衛生士会等

都道府県リハビリテーション支援センター
 ・地域リハビリテーション広域支援センターの支援
 ・リハビリ資源の調査・研究
 ・関係団体、医療機関との連絡・調整

地域リハビリテーション広域支援センター
 （二次医療圏等の中核的リハビリ医療機関など）
 地域住民の相談の対応支援
 ①地域住民の相談への対応に関わる支援
 ②福祉用具・住宅改修等の相談実施に係る支援
 地域のリハビリ実施機関の
 従事者への援助・研修
 ①施設に出向いて行う従事者への研修
 ②地域における取組団体、患者の会、家族の会等からなる協議会
 連絡協議会の設置・運営

【市町村】
 地域ケア会議の実践・充実
 ・地域支援事業の充実・強化
 ・市町村職員、地域包括支援センター職員、介護予防事業所職員の知識の向上やリハビリテーションの観点からの自立支援などに資する支援

【国】
 ○国→都道府県
 ・介護保険事業費補助金（都道府県へ/2補助）
 ○国→市町村
 ・介護保険事業費補助金（介護保険事業費補助金）
 ○国→市町村
 ・地域支援事業交付金

【市町村】
 ・地域支援事業交付金

- 3 地域支援事業の上限設定
- (1) 概要
- 改正前の地域支援事業では、市町村における「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」のそれぞれの費用について介護給付費見込額の2%を上限とし、更に地域支援事業全体で介護給付費見込額の3%を上限としていた。
 - 介護予防訪問介護等を総合事業に移行した後においても、介護予防訪問介護等の移行分をまかなえるよう地域支援事業の上限を見直しつつ、事業の効果的かつ効率的な実施の観点から引き続き上限を設定する。
 - 具体的には、平成27年度からの地域支援事業の上限については、以下の二つの区分で上限管理を行う。なお、地域支援事業全体の上限は設定しない。
- ① 総合事業
- ② 包括的支援事業・任意事業
- ・基本事業分（包括的支援事業（うち総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）・任意事業）
 - ・重点事業分（新しい包括的支援事業（うち在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議推進（包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実）））

改正後（新）

(2) 総合事業の上限管理
 （原則の上限）

○ 予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように、従前の費用実績を勘案した上限を設定する。具体的には、以下の計算式を基本とする。

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

【平成27年度から平成29年度まで】

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

－ 当該年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）の総額

【平成30年度以降】

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

－ 当該年度の介護予防支援の総額

注1 計算式の①部分について

- ・総合事業への移行前年度の費用とし、それぞれの市町村の「実績額」とする。

注2 計算式の②部分について

- ・総合事業への移行後は、年度ごとに75歳以上高齢者の伸び率を乗じて上限管理をしていくこととする。当該伸び率については、年度ごとに変動があるため、直近3か年の75歳以上高齢者数の平均伸び率等を用いる。
- ・直近3か年の75歳以上高齢者数の平均伸び率については、直近の10月1日時点における住民基本台帳上の人数から3年間で増減した人数の伸び率を3で除したものを、直近3か年平均とする。

例) 75歳以上人口：23年10月(100人)、24年10月(105人)、25年10月(109人)、26年10月(114人)
 → (114人－100人) ÷ 100 ÷ 3 = 4.67% (小数点第三位未満四捨五入)

改正前（旧）

(2) 総合事業の上限管理
 （原則の上限）

○ 予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように、従前の費用実績を勘案した上限を設定する。具体的には、以下の計算式を基本とする。

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

【平成27年度から平成29年度まで】

総合事業の上限

= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】

× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

－ 当該年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）の総額

注1 計算式の①部分について

- ・総合事業への移行前年度の費用とし、それぞれの市町村の「実績額」とする。
- ・介護予防支援（ケアマネジメント）については、平成30年度以降は改めて、平成29年度までの実績を踏まえ設定する。

注2 計算式の②部分について

- ・総合事業への移行後は、年度ごとに75歳以上高齢者の伸び率を乗じて上限管理をしていくこととする。当該伸び率については、年度ごとに変動があるため、直近3か年の75歳以上高齢者数の平均伸び率等を用いる。
- ・直近3か年の75歳以上高齢者数の平均伸び率については、直近の10月1日時点における住民基本台帳上の人数から3年間で増減した人数の伸び率を3で除したものを、直近3か年平均とする。

例) 75歳以上人口：23年10月(100人)、24年10月(105人)、25年10月(109人)、26年10月(114人)
 → (114人－100人) ÷ 100 ÷ 3 = 4.67% (小数点第三位未満四捨五入)

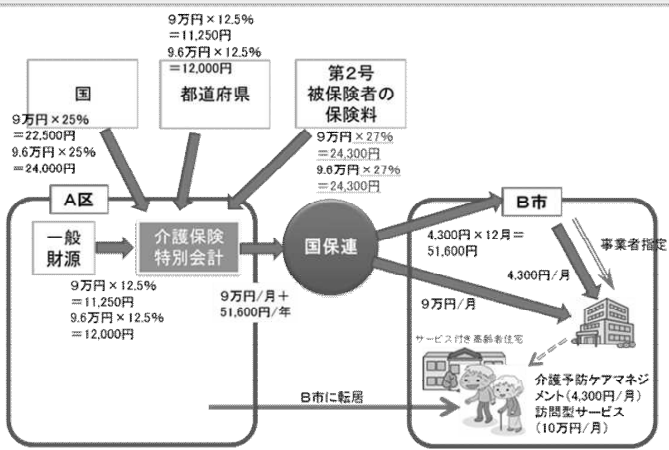
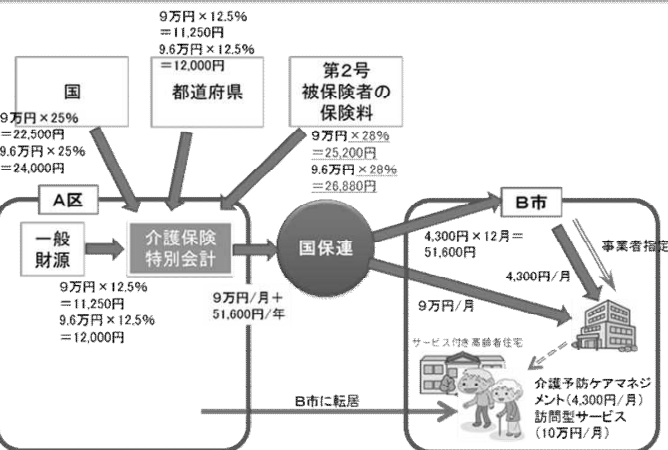
改正後（新）	改正前（旧）
<p>(選択可能な計算式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険者において、以下の計算式を基本とした上限を選択可能とし、予防給付全体での費用効率化の取組を評価し、以下の計算式による上限を選択可能とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(選択可能な計算式)</p> <p>総合事業の上限</p> <p>= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付全体＋介護予防事業）の総額】</p> <p>× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】</p> <p>－ 当該市町村の当該年度の予防給付の総額</p> </div> <p>(移行期間における10%の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度から平成29年度までについては、費用の伸びが当該市町村の75歳以上高齢者の伸び率を上回った場合に、事業開始の前年度の費用額に10%を乗じた額（平成27年度又は平成28年度事業開始の市町村は以下の額）の範囲内で、個別判断を不要とし、翌年度以降は、当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額をその実績額（事業開始の前年度の費用額に110%を乗じた額）に置き換える。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から事業を開始する市町村 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度：前年度の費用額の実績×110%（＝a） 平成28年度：（a）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者の伸び率（＝b） 平成29年度：（b）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者の伸び率 ・平成28年度から事業を開始する市町村 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：前年度の費用額の実績×110%（＝c） 平成29年度：（c）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者数の伸び率 <p>※平成27年度から29年度までのいずれかの年度において本特例措置を適用した市町村については、平成30年度以降は、平成29年度の実績額に平成30年度から当該年度までの75歳以上高齢者数の伸び率を乗じて得た額となる。</p> <p>(個別判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、計算式による上限を超える場合について、個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は、事前の判断と事後の判断に分けて行う。 <p><事前の判断></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の見込額が明らかに上限を超える場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足している場合・小規模市町村で通いの場等の新たな基盤整備を通じて当該年度だけ費用の伸びが増加する場合など、費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・前年度の個別判断で上限を引き上げており、その影響が当該年度以降も継続すると見込まれる 	<p>(選択可能な計算式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険者において、以下の計算式を基本とした上限を選択可能とし、予防給付全体での費用効率化の取組を評価し、以下の計算式による上限を選択可能とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(選択可能な計算式)</p> <p>総合事業の上限</p> <p>= 【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付全体＋介護予防事業）の総額】</p> <p>× 【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】</p> <p>－ 当該市町村の当該年度の予防給付の総額</p> </div> <p>(移行期間における10%の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度から平成29年度までについては、費用の伸びが当該市町村の75歳以上高齢者の伸び率を上回った場合に、事業開始の前年度の費用額に10%を乗じた額（平成27年度又は平成28年度事業開始の市町村は以下の額）の範囲内で、個別判断を不要とし、翌年度以降は、当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額をその実績額（事業開始の前年度の費用額に110%を乗じた額）に置き換える。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から事業を開始する市町村 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度：前年度の費用額の実績×110%（＝a） 平成28年度：（a）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者の伸び率（＝b） 平成29年度：（b）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者の伸び率 ・平成28年度から事業を開始する市町村 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：前年度の費用額の実績×110%（＝c） 平成29年度：（c）×直近3カ年平均の75歳以上高齢者数の伸び率 <p>(個別判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、計算式による上限を超える場合について、個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は、事前の判断と事後の判断に分けて行う。 <p><事前の判断></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の見込額が明らかに上限を超える場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足している場合・小規模市町村で通いの場等の新たな基盤整備を通じて当該年度だけ費用の伸びが増加する場合など、費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・前年度の個別判断で上限を引き上げており、その影響が当該年度以降も継続すると見込まれる

改正後（新）	改正前（旧）
<p>場合（計算式の①を前年度の上限の引き上げを踏まえた額におきかえる）</p> <p><事後の個別判断></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後、結果として上限を超えた場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気などの大流行、災害の発生などの避けられない事情により、要支援等が急増した場合 ・多様なサービスへの移行促進を図る等費用の効率化に向け政策努力したが、結果として上限以上となった場合で、その後住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・総合事業開始当初、総合事業への移行に伴うやむを得ない事情により、費用の伸び率が高くなった場合 <p>※地域支援事業の上限設定の詳細については、「地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日事務連絡）を参照のこと。</p> <p>4 定期的な評価・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業を効率的に実施していくためには、個々の事業評価と併せて、市町村による総合事業の結果等の評価・検証と次期計画期間への取組の反映が重要である。 ○ 総合事業の評価は、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標といった評価指標で評価することが考えられる。 <p>評価結果については、以降の当該市町村におけるサービス基盤の整備の方針、総合事業の制度設計や運営方針の見直し等につなげ、また、地域包括支援センターをはじめとする関係者間で共有することで、ケアマネジメントやサービスの質の向上、介護予防・自立支援の取り組みの強化、地域の支え合い体制の強化につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、市町村において開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。 <p>5 その他</p> <p>(1) 住所地特例対象者に対する総合事業の実施</p> <p>イ 概要</p> <p>(住所地特例対象者に対する地域支援事業の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者に対する総合事業も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしている（法第115条の45第1項）。 ○ ただし、任意事業については、転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き、保険者市町村が行うことを想定している。 	<p>場合（計算式の①を前年度の上限の引き上げを踏まえた額におきかえる）</p> <p><事後の個別判断></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後、結果として上限を超えた場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気などの大流行、災害の発生などの避けられない事情により、要支援等が急増した場合 ・多様なサービスへの移行促進を図る等費用の効率化に向け政策努力したが、結果として上限以上となった場合で、その後住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・総合事業開始当初、総合事業への移行に伴うやむを得ない事情により、費用の伸び率が高くなった場合 <p>※地域支援事業の上限設定の詳細については、「地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日事務連絡）を参照のこと。</p> <p>4 定期的な評価・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業を効率的に実施していくためには、個々の事業評価と併せて、市町村による総合事業の結果等の評価・検証と次期計画期間への取組の反映が重要である。 ○ 総合事業の評価は、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標といった評価指標で評価することが考えられる。 <p>評価結果については、以降の当該市町村におけるサービス基盤の整備の方針、総合事業の制度設計や運営方針の見直し等につなげ、また、地域包括支援センターをはじめとする関係者間で共有することで、ケアマネジメントやサービスの質の向上、介護予防・自立支援の取り組みの強化、地域の支え合い体制の強化につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、評価の実施に当たっては、関係者間での議論が重要であることから、市町村において開催している介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等において議論することが重要である。 <p>5 その他</p> <p>(1) 住所地特例対象者に対する総合事業の実施</p> <p>イ 概要</p> <p>(住所地特例対象者に対する地域支援事業の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者に対する総合事業も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしている（法第115条の45第1項）。 ○ ただし、任意事業については、転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き、保険者市町村が行うことを想定している。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（市町村間の財政調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該者に対する地域支援事業の費用は、本来保険者市町村が負担することが適当である。 ○ そのため、市町村間の財政調整の観点から、当該費用については、政令により算定される額を保険者市町村が施設所在市町村に対して負担するものとしている（法第124条の3）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上記の保険者市町村による費用負担は、保険者市町村による地域支援事業の費用として整理し、他の地域支援事業と合わせた地域支援事業全体にかかった費用について、国や県の負担、地域支援事業費支交代付金（支払基金から交付される第2号被保険者の負担分）が支給される。 <p>□ 財政調整の方法 （財政調整の対象となるサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業で実施される指定事業所によるサービス等は、なるべく実額に近い形でその負担の調整を行うことが望ましい。 ○ そのため、政令において、総合事業に要する費用のうち、①施設所在市町村の指定した指定事業者による提供サービスと、②介護予防ケアマネジメントに要した費用額（総合事業により支出する分）を、保険者市町村が施設所在市町村に対して支払う旨規定している。（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の16、施行規則第140条の72の3） ○ それ以外のサービスに要する費用については、費用が小さい一方、その調整のために市町村において一定の事務が必要となる等を踏まえ、市町村間における財政調整は行わない。 <p>（財政調整の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者に対する費用の支払は、国保連合会経由で行うことを原則とする。その際、上記財政調整に関する市町村の事務負担の軽減という観点から、その費用の支払については、国保連合会は保険者市町村に対して請求することとする。 ○ そのため、①のケースはこの過程で財政調整は行われることとなる。 ○ また、②介護予防ケアマネジメントに要した費用については、国保連合会経由による支払ではなく、施設所在市町村が介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに支払うこととなる。 ○ その際、指定事業者に対する費用の支払とは異なる仕組みが必要となるため、保険者市町村からの報告に基づき、年1回、国保連合会で全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを設けている※。市町村においては、費用の請求を行うか否かにかかわらず、国保連合会と委託契約を締結し、財政調整を円滑に実施することが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 毎年1月から12月までを単位として、年明け以降に、市町村からの報告に基づき財政調整を行う。 <p>□ 住所地特例対象者における必要な事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者についての市町村間の財政調整は、以下のとおり行うものとする。 	<p>（市町村間の財政調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該者に対する地域支援事業の費用は、本来保険者市町村が負担することが適当である。 ○ そのため、市町村間の財政調整の観点から、当該費用については、政令により算定される額を保険者市町村が施設所在市町村に対して負担するものとしている（法第124条の3）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上記の保険者市町村による費用負担は、保険者市町村による地域支援事業の費用として整理し、他の地域支援事業と合わせた地域支援事業全体にかかった費用について、国や県の負担、地域支援事業費支交代付金（支払基金から交付される第2号被保険者の負担分）が支給される。 <p>□ 財政調整の方法 （財政調整の対象となるサービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業で実施される指定事業所によるサービス等は、なるべく実額に近い形でその負担の調整を行うことが望ましい。 ○ そのため、政令において、総合事業に要する費用のうち、①施設所在市町村の指定した指定事業者による提供サービスと、②介護予防ケアマネジメントに要した費用額（総合事業により支出する分）を、保険者市町村が施設所在市町村に対して支払う旨規定している。（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の16、施行規則第140条の72の3） ○ それ以外のサービスに要する費用については、費用が小さい一方、その調整のために市町村において一定の事務が必要となる等を踏まえ、市町村間における財政調整は行わない。 <p>（財政調整の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者に対する費用の支払は、国保連合会経由で行うことを原則とする。その際、上記財政調整に関する市町村の事務負担の軽減という観点から、その費用の支払については、国保連合会は保険者市町村に対して請求することとする。 ○ そのため、①のケースはこの過程で財政調整は行われることとなる。 ○ また、②介護予防ケアマネジメントに要した費用については、国保連合会経由による支払ではなく、施設所在市町村が介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに支払うこととなる。 ○ その際、指定事業者に対する費用の支払とは異なる仕組みが必要となるため、保険者市町村からの報告に基づき、年1回、国保連合会で全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを設けている※。市町村においては、費用の請求を行うか否かにかかわらず、国保連合会と委託契約を締結し、財政調整を円滑に実施することが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 毎年1月から12月までを単位として、年明け以降に、市町村からの報告に基づき財政調整を行う。 <p>□ 住所地特例対象者における必要な事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地特例対象者についての市町村間の財政調整は、以下のとおり行うものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（事業の対象となる者の特定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の対象となる者の特定のため、要支援者・事業対象者について、それぞれ市町村においては以下の手続が必要となる。 <p>（要支援者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設所在市町村（B市）の窓口相談⇒介護保険給付を希望 （施設所在市町村に相談があった場合は、保険者市町村（A市）に認定申請することを説明） ・ 利用者が保険者市町村（A市）に認定申請 ・ 保険者市町村（A市）は、認定の結果、被保険者証を発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は施設所在市町村（B市）の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約 ・ 利用者は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村（B市）に対して届け出ることにより、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能 ・ 施設所在市町村（B市）は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（A市）に送付（写しを送付することでもよい。） ・ 保険者市町村（A市）は、施設所在市町村（B市）から送付のあった介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、利用者へ郵送 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居宅介護支援事業者 ➢ 届出年月日 ・ 保険者市町村（A市）は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を所在する都道府県国保連に送付（事業対象者） ・ 施設所在市町村（B市）の窓口相談⇒総合事業のサービスを希望。施設所在市町村（B市）が基本チェックリストにて該当か否かを確認 ・ 利用者は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村（B市）に対して届け出。介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能となる。なお、当該地域包括支援センターと被保険者との間で契約が必要。 ・ 施設所在市町村（B市）は利用者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（A市）に送付（写しを送付することでもよい。） ・ 保険者市町村（A市）は、施設所在市町村（B市）から送付のあった介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、利用者へ郵送 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要介護状態区分：事業対象者 ➢ 認定年月日：基本チェックリストを実施した日 ➢ 居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称 ➢ 届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日 ・ 保険者市町村（A市）は、所在する都道府県の国保連に、事業対象者であること、住所地特 	<p>（事業の対象となる者の特定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の対象となる者の特定のため、要支援者・事業対象者について、それぞれ市町村においては以下の手続が必要となる。 <p>（要支援者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設所在市町村（B市）の窓口相談⇒介護保険給付を希望 （施設所在市町村に相談があった場合は、保険者市町村（A市）に認定申請することを説明） ・ 利用者が保険者市町村（A市）に認定申請 ・ 保険者市町村（A市）は、認定の結果、被保険者証を発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は施設所在市町村（B市）の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約 ・ 利用者は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村（B市）に対して届け出ることにより、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能 ・ 施設所在市町村（B市）は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（A市）に送付（写しを送付することでもよい。） ・ 保険者市町村（A市）は、施設所在市町村（B市）から送付のあった介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、利用者へ郵送 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居宅介護支援事業者 ➢ 届出年月日 ・ 保険者市町村（A市）は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を所在する都道府県国保連に送付（事業対象者） ・ 施設所在市町村（B市）の窓口相談⇒総合事業のサービスを希望。施設所在市町村（B市）が基本チェックリストにて該当か否かを確認 ・ 利用者は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村（B市）に対して届け出。介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能となる。なお、当該地域包括支援センターと被保険者との間で契約が必要。 ・ 施設所在市町村（B市）は利用者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（A市）に送付（写しを送付することでもよい。） ・ 保険者市町村（A市）は、施設所在市町村（B市）から送付のあった介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、利用者へ郵送 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要介護状態区分：事業対象者 ➢ 認定年月日：基本チェックリストを実施した日 ➢ 居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称 ➢ 届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日 ・ 保険者市町村（A市）は、所在する都道府県の国保連に、事業対象者であること、住所地特

改正後（新）	改正前（旧）
<p>例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を送付 ※「平成 27 年 4 月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」（平成 27 年 2 月 27 日事務連絡）の「（参考）平成 27 年 4 月以後に住所地特例対象者として新たに総合事業を利用する場合」を参照。（サービスの提供）</p> <p>○ B市の地域包括支援センターが、要支援者・事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施。</p> <p>○ ケアマネジメントに基づき、B市の指定する事業者等がサービスを提供※ ※ 委託事業者や補助による事業者がサービスを提供する場合（介護予防ケアマネジメントを除く。）には、以下の手続はない。</p> <p>（事業者による費用の請求）</p> <p>○ B市の指定事業者が、国保連合会を通じて、A市に対して第1号事業支給費を請求する。それにより、A市も、B市に対して地域支援事業の財政調整も行ったことになる。</p> <p>○ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターがB市に要した費用を請求する。</p> <p>（介護予防ケアマネジメントに係る財政調整）</p> <p>○ 市町村と国保連合会間で、財政調整についての委託契約を締結する。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントに要した費用について、B市が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた負担金調整依頼書を年に1回国保連合会に提出する。</p> <p>○ 国保連は、全国すべての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払い又は請求する。 ※ 「当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの第1号介護予防支援事業（指定事業者によるものを除く。）の利用実績に、法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額として介護予防支援費を乗じて得た額とする（施行規則第140条の72の3第3項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援費の単位数を上限に算定。 ・地域単価は加味しない（1単位10円で算出）。 ・初回加算、小規模連携加算は含まない。 <p>・したがって、財政調整される金額は、実際に施設所在市町村が地域包括支援センターに支払った額と異なる場合がある。</p> <p>※ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅においては、居住する住所地特例対象者がサービスの利用を希望する場合には、施設所在市町村の窓口以案内する。</p>	<p>例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を送付 ※「平成 27 年 4 月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」（平成 27 年 2 月 27 日事務連絡）の「（参考）平成 27 年 4 月以後に住所地特例対象者として新たに総合事業を利用する場合」を参照。（サービスの提供）</p> <p>○ B市の地域包括支援センターが、要支援者・事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施。</p> <p>○ ケアマネジメントに基づき、B市の指定する事業者等がサービスを提供※ ※ 委託事業者や補助による事業者がサービスを提供する場合（介護予防ケアマネジメントを除く。）には、以下の手続はない。</p> <p>（事業者による費用の請求）</p> <p>○ B市の指定事業者が、国保連合会を通じて、A市に対して第1号事業支給費を請求する。それにより、A市も、B市に対して地域支援事業の財政調整も行ったことになる。</p> <p>○ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターがB市に要した費用を請求する。</p> <p>（介護予防ケアマネジメントに係る財政調整）</p> <p>○ 市町村と国保連合会間で、財政調整についての委託契約を締結する。</p> <p>○ 介護予防ケアマネジメントに要した費用について、B市が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた負担金調整依頼書を年に1回国保連合会に提出する。</p> <p>○ 国保連は、全国すべての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払い又は請求する。 ※ 「当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの第1号介護予防支援事業（指定事業者によるものを除く。）の利用実績に、法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額として介護予防支援費を乗じて得た額とする（施行規則第140条の72の3第3項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援費の単位数を上限に算定。 ・地域単価は加味しない（1単位10円で算出）。 ・初回加算、小規模連携加算は含まない。 <p>・したがって、財政調整される金額は、実際に施設所在市町村が地域包括支援センターに支払った額と異なる場合がある。</p> <p>※ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅においては、居住する住所地特例対象者がサービスの利用を希望する場合には、施設所在市町村の窓口以案内する。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">住所地特例対象者に対する費用負担（イメージ）</p>  <p>三 その他</p> <p>○ 住所地特例対象者に対する総合事業によるサービス提供については、施設所在市町村が行うこととなるため、総合事業による介護予防ケアマネジメントについては、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うこととなる。</p> <p>○ サービス事業のほか、予防給付によるサービス（介護予防訪問看護、福祉用具など）を利用する場合における要支援者に対するケアマネジメントについては、引き続き、予防給付（介護予防支援）により提供されることとなっているが、その提供する者は、総合事業によるサービスのみを利用している場合と介護予防ケアマネジメントの主体が変わることがないよう、施設所在市町村が指定した地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）を行うこととなっている（法第58条）。</p> <p>○ しかし、予防給付による介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）については、施設所在市町村の地域包括支援センターからの請求により、国保連合会経由で保険者市町村が、給付として審査・支払を行うこととなるため、給付と総合事業による請求の流れが異なることになることに留意する必要がある。</p> <p>(2) 地域支援事業における財政調整</p>	<p style="text-align: center;">住所地特例対象者に対する費用負担（イメージ）</p>  <p>三 その他</p> <p>○ 住所地特例対象者に対する総合事業によるサービス提供については、施設所在市町村が行うこととなるため、総合事業による介護予防ケアマネジメントについては、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うこととなる。</p> <p>○ サービス事業のほか、予防給付によるサービス（介護予防訪問看護、福祉用具など）を利用する場合における要支援者に対するケアマネジメントについては、引き続き、予防給付（介護予防支援）により提供されることとなっているが、その提供する者は、総合事業によるサービスのみを利用している場合と介護予防ケアマネジメントの主体が変わることがないよう、施設所在市町村が指定した地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）を行うこととなっている（法第58条）。</p> <p>○ しかし、予防給付による介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）については、施設所在市町村の地域包括支援センターからの請求により、国保連合会経由で保険者市町村が、給付として審査・支払を行うこととなるため、給付と総合事業による請求の流れが異なることになることに留意する必要がある。</p> <p>(2) 地域支援事業における財政調整</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(地域支援事業交付金の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域支援事業交付金については、総合事業に要する費用の25%を、国が市町村に対して交付する。 ○ 従来の介護予防事業においては全ての市町村に対して一律25%の支給を行っていたものを、予防給付を移行するに当たって、給付の調整交付金と同様の仕組みを設けている。 ○ そのため、25%のうち5%部分については、以下の①②により、交付される。(介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号)) <p>①介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金 第1号被保険者の年齢階級別の分布状況(第1号被保険者のうち、75歳以上の高齢者の割合)、第1号被保険者の所得の分布状況に応じて、市町村に支給するもの</p> <p>②介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金 災害その他特別の事情に応じて、市町村に支給するもの</p> <p>(図略)</p>	<p>(地域支援事業交付金の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域支援事業交付金については、総合事業に要する費用の25%を、国が市町村に対して交付する。 ○ 従来の介護予防事業においては全ての市町村に対して一律25%の支給を行っていたものを、予防給付を移行するに当たって、給付の調整交付金と同様の仕組みを設けている。 ○ そのため、25%のうち5%部分については、以下の①②により、交付される。(介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成27年厚生労働省令第58号)) <p>①介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金 第1号被保険者の年齢階級別の分布状況(第1号被保険者のうち、75歳以上の高齢者の割合)、第1号被保険者の所得の分布状況に応じて、市町村に支給するもの</p> <p>②介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金 災害その他特別の事情に応じて、市町村に支給するもの</p> <p>(図略)</p> <p>(移行期間中の算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度から平成29年度までの総合事業の移行期間中においては、予防給付と総合事業が併存し、市町村ごとにその移行割合が異なることから、予防給付と総合事業に要した費用を合わせて、調整することとする(改正法附則第15条)。 ○ そのため、当該期間においては、給付における調整交付金において、給付と総合事業に要した費用を合わせた額の5%を調整交付金に充て、総合事業に要する費用については調整交付金の控において調整を行う。 ○ なお、移行期間中の算定については、以下を参照のこと。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(削除)</p>	<p>【特例①】平成27年4月1日に移行する場合の初年度の計算</p> <p>○第1号事業 総合事業の費用は4月から発生するため、4月から12月までの9か月分の費用実績に基づき、当該年度の総合事業調整交付金の算定を行う。 残りの3か月分については、第1号事業が予防給付から移行して行く費用であるため、平成27年1月から3月までの移行前の予防給付費の実績額として、介護給付側の調整交付金の中で合算されて財政調整が行われることとなる。このことから、第1号事業については、平成27年4月1日から12月10日までの請求に係る費用を計上する。</p> <p>○一般介護予防事業 総合事業の費用は4月から発生するため、4月から12月までの9か月分の費用実績を計上。残りの3か月分については、一般介護予防事業は特定旧介護予防等事業(※)から移行して行く費用であることから、移行前年度の1月から3月の特定旧介護予防等事業の費用を合算して年間の所要額を見込む。</p> <p>※特定旧介護予防等事業とは、旧介護予防等事業のうち一般介護予防事業に相当する事業をいう。具体的な対象費用は、当該総合事業調整交付金に係る集計時(年末)に提示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>① 国保連合会で審査・支払いを行った費用</p> <p>■第1号事業 (指定事業者に限るもの。利用実績に応じて支払う委託費を含む) →平成27年4月1日から12月10日までの請求に係る費用</p> <p>■特定旧介護予防等事業(27年1月～3月) ■十一一般介護予防等事業(27年4月～12月) (利用実績に応じて支払う委託費) →平成26年12月11日から平成27年12月10日までの請求に係る費用</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>② 左記以外の方法により支払った費用</p> <p>■第1号事業 (①以外の方法により支払った残りの費用。直接実施、定額の委託費、補助等) →平成27年4月1日から12月31日までに要した費用</p> <p>■特定旧介護予防等事業(27年1月～3月) ■十一一般介護予防等事業(27年4月12月) (①以外の方法により支払った残りの費用。直接実施、定額の委託費、補助等) →平成27年1月1日から平成27年12月31日までに要した費用</p> </div> </div>

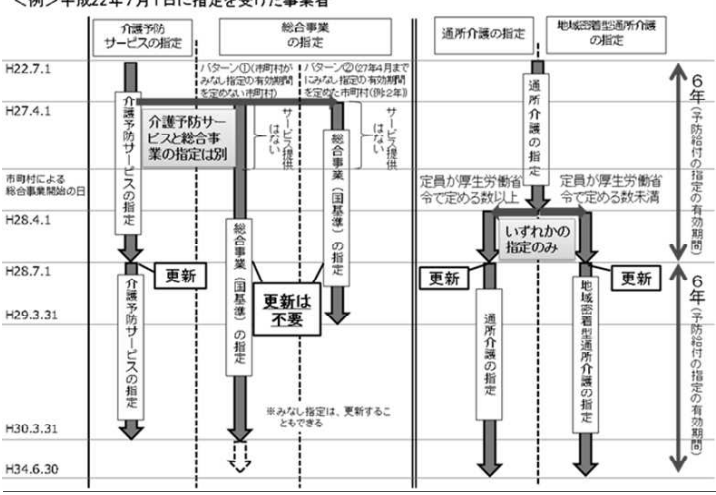
改正後（新）	改正前（旧）
<p>(削除)</p> <p>(3) 事故時の対応</p> <p>○ 現在も地域支援事業により行われる各種サービス提供時の事故については、サービス内容や実施方法等に応じ、民間事業者や団体等によるサービスは実施主体ごとに、市町村が直接実施する事業は市町村が、それぞれ事故報告の窓口設置や損害保険への加入などの対応を行い、事故発生時に必要な対応がとられている。</p> <p>○ 総合事業による各種サービス事業の提供に当たっても、基本的に同様の考え方にに基づく運用となる。例えば、市町村が直接実施する場合等には市町村が、指定制度を活用して指定事業者がサービスを提供する場合や補助により民間事業者や団体等がサービスを提供する場合には実施主体が、保険加入等必要な対応を行うことが適当である。保険者としての市町村は、総合事業全般について、相談等必要な対応を行う体制を整えることが適当である。</p> <p>【参考】(略)</p>	<p style="text-align: center;">【特例②】実施の猶予期間に移行する場合の初年度の計算</p> <p>○第1号事業 【特例①】と同様、移行日間の費用は、予防給付費の実績額として介護給付側の調整交付金に合算されて財政調整が行われる。このため第1号事業においては、「移行した日」から12月10日までの請求に係る費用を計上する。 なお、総合事業に移行する年度において12月1日以降に移行する場合、当該額は0となるが、予防給付の額と合算されるため、予防給付の額により、当該年度の第1号事業の額が調整される。</p> <p>○一般介護予防事業 【特例①】と同様の方法で、特定旧介護予防事業を含めて年間の費用を見込む。なお、年度途中で移行する場合は、総合事業の実施期間に応じた按分を行う。(12か月のうち、総合事業を実施していない期間は、総合事業調整交付金の算定対象外であるため)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">① 国保連合会で審査・支払いを行った費用</p> <p>■第1号事業 (指定事業者に限るもの、利用実績に応じて支払う委託費を含む) →「移行日」から12月10日までの請求に係る費用</p> <p>■特定旧介護予防事業(前年度1月～3月) ■一般介護予防事業(当該年度4月～12月) (利用実績に応じて支払う委託費) →前年度の12月11日から当該年度の12月10日までの請求に係る費用 ※年度途中の移行の場合は按分(下記参照)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">② 左記以外の方法により支払った費用</p> <p>■第1号事業 (①以外の方法により支払った残りの費用。直接実施、定額の委託費、補助等) →「移行日」から12月31日までに要した費用</p> <p>■特定旧介護予防事業(前年度1月～3月) ■一般介護予防事業(当該年度4月～12月) (①以外の方法により支払った残りの費用。直接実施、定額の委託費、補助等) →前年度1月1日から当該年度12月31日までに要した費用 ※年度途中の移行の場合は按分(下記参照)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">一般介護予防事業等に係る按分方法</p> <p>①実施日が月の初日の場合 [(実施月から実施年度末までの月数) - 1] ÷ 12の値を乗じる ②実施日が月の初日以外の場合 [(「実施月の次月から実施年度末までの月数」 - 1) ÷ 12] + [(「実施日から実施月末日」) ÷ 365(閏年の場合は366)]の値を乗じる</p> <p>注: 1を控除している理由は、「①国保連合会で審査・支払いを行った費用」においてはサービス提供の費用発生が次月において請求されるため。なお、「②左記以外の方法により支払った費用」は1を控除する必要はない。</p> <p>(3) 事故時の対応</p> <p>○ 現在も地域支援事業により行われる各種サービス提供時の事故については、サービス内容や実施方法等に応じ、民間事業者や団体等によるサービスは実施主体ごとに、市町村が直接実施する事業は市町村が、それぞれ事故報告の窓口設置や損害保険への加入などの対応を行い、事故発生時に必要な対応がとられている。</p> <p>○ 総合事業による各種サービス事業の提供に当たっても、基本的に同様の考え方にに基づく運用となる。例えば、市町村が直接実施する場合等には市町村が、指定制度を活用して指定事業者がサービスを提供する場合や補助により民間事業者や団体等がサービスを提供する場合には実施主体が、保険加入等必要な対応を行うことが適当である。保険者としての市町村は、総合事業全般について、相談等必要な対応を行う体制を整えることが適当である。</p> <p>【参考】(略)</p>

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																																
<p>(4) 苦情処理</p> <p>○ サービス利用に当たって苦情等が生じた時は、今の予防給付と同様、以下のとおり、サービス提供者自身の対応はもちろん、介護予防ケアマネジメントをする地域包括支援センター等や市町村、国保連合会においても、必要に応じ、相談に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者 日常的な苦情を受け付けるとともに、市町村・国保連合会の調査等に協力し、指導・助言を受けた場合には必要な改善を行うとともに、市町村・国保連合会の求めに応じて改善内容を報告。 ・地域包括支援センター 介護予防ケアマネジメントを行うものとして、利用者・事業者等から事情を聞き、対応を検討。必要に応じて、利用者に説明し、国保連合会への苦情申立てについての援助を行う。 ・市町村 苦情の窓口・指定権者として、事業者等に対する調査・指導・助言を実施。 ・国保連合会 市町村等と適宜調整しつつ、市町村で対応できない苦情等の相談を実施するとともに、申立に基づき、事業者等に対する指導・助言等を実施。 <p>(5) 総合事業でそれぞれの者が利用できるサービスの整理例</p> <p style="text-align: center;">表19 総合事業でのサービス利用可能性(対象者別の各サービスの利用可能性)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支援提供の手続き</th> <th rowspan="2">要介護認定者</th> <th rowspan="2">要支援認定者</th> <th rowspan="2">事業者対象者</th> <th colspan="2">非該当者(一般高齢者)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市等が事業を通知等、利用者を登録・管理</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通所</td> <td>デイサービス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニデイサービス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民主体の支援(遠いの場)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問介護員による身体介護・生活援助</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">訪問</td> <td>緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動支援</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>住民主体の支援</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>配食</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活支援</td> <td>見守り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>一般介護予防事業</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要支援者等が中心となっていれば利用可能。また、一般介護予防事業でを行う場合も利用可能。 ※2 障害者や子どもなども加わることができる。(共生型) ※3 一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光熱水費、サービスの利用調整等)を行う人件費等を補助することは可能。 ※4 地域支援事業の任意事業等により実施可能。 ※5 一般介護予防事業(遠いの場関係)には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型) (注) 要介護者や非該当者も、見守り、ゴミ出し、移動支援等について、インフォーマルサービスとして行われているものは利用可能。</p>	支援提供の手続き	要介護認定者	要支援認定者	事業者対象者	非該当者(一般高齢者)		備考	市等が事業を通知等、利用者を登録・管理		通所	デイサービス	○	○	×	×		ミニデイサービス	×	○	○	×		住民主体の支援(遠いの場)	○	○	○	○	※2	保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス	×	○	○	×		訪問介護員による身体介護・生活援助	○	○	○	×		訪問	緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)	×	○	×	×		移動支援	×	○	○	×	※3	住民主体の支援	×	○	○	×	※3	配食	×	○	○	×	※4	生活支援	見守り	×	○	○	×	※4	一般介護予防事業	○	○	○	○	※5	<p>(4) 苦情処理</p> <p>○ サービス利用に当たって苦情等が生じた時は、今の予防給付と同様、以下のとおり、サービス提供者自身の対応はもちろん、介護予防ケアマネジメントをする地域包括支援センター等や市町村、国保連合会においても、必要に応じ、相談に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者 日常的な苦情を受け付けるとともに、市町村・国保連合会の調査等に協力し、指導・助言を受けた場合には必要な改善を行うとともに、市町村・国保連合会の求めに応じて改善内容を報告。 ・地域包括支援センター 介護予防ケアマネジメントを行うものとして、利用者・事業者等から事情を聞き、対応を検討。必要に応じて、利用者に説明し、国保連合会への苦情申立てについての援助を行う。 ・市町村 苦情の窓口・指定権者として、事業者等に対する調査・指導・助言を実施。 ・国保連合会 市町村等と適宜調整しつつ、市町村で対応できない苦情等の相談を実施するとともに、申立に基づき、事業者等に対する指導・助言等を実施。 <p>(5) 総合事業でそれぞれの者が利用できるサービスの整理例</p> <p style="text-align: center;">表19 総合事業でのサービス利用可能性(対象者別の各サービスの利用可能性)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支援提供の手続き</th> <th rowspan="2">要介護認定者</th> <th colspan="2">現在の要支援者</th> <th rowspan="2">非該当者(一般高齢者)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>要支援認定者</th> <th>事業者対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">通所</td> <td>デイサービス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニデイサービス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民主体の支援(遠いの場)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問介護員による身体介護・生活援助</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">訪問</td> <td>緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動支援</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>住民主体の支援</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>配食</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活支援</td> <td>見守り</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>一般介護予防事業</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要支援者等が中心となっていれば利用可能。また、一般介護予防事業でを行う場合も利用可能。 ※2 障害者や子どもなども加わることができる。(共生型) ※3 一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光熱水費、サービスの利用調整等)を行う人件費等を補助することは可能。 ※4 地域支援事業の任意事業等により実施可能。 ※5 一般介護予防事業(遠いの場関係)には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型) (注) 要介護者や非該当者も、見守り、ゴミ出し、移動支援等について、インフォーマルサービスとして行われているものは利用可能。</p>	支援提供の手続き	要介護認定者	現在の要支援者		非該当者(一般高齢者)	備考	要支援認定者	事業者対象者	通所	デイサービス	○	○	×		ミニデイサービス	×	○	×		住民主体の支援(遠いの場)	○	○	○	※2	保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス	×	○	×		訪問介護員による身体介護・生活援助	○	○	×		訪問	緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)	×	○	×		移動支援	×	○	×	※3	住民主体の支援	×	○	×	※3	配食	×	○	×	※4	生活支援	見守り	×	○	×	※4	一般介護予防事業	○	○	○	※5
支援提供の手続き					要介護認定者	要支援認定者		事業者対象者	非該当者(一般高齢者)		備考																																																																																																																																						
	市等が事業を通知等、利用者を登録・管理																																																																																																																																																
通所	デイサービス	○	○	×	×																																																																																																																																												
	ミニデイサービス	×	○	○	×																																																																																																																																												
	住民主体の支援(遠いの場)	○	○	○	○	※2																																																																																																																																											
	保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス	×	○	○	×																																																																																																																																												
	訪問介護員による身体介護・生活援助	○	○	○	×																																																																																																																																												
訪問	緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)	×	○	×	×																																																																																																																																												
	移動支援	×	○	○	×	※3																																																																																																																																											
	住民主体の支援	×	○	○	×	※3																																																																																																																																											
	配食	×	○	○	×	※4																																																																																																																																											
生活支援	見守り	×	○	○	×	※4																																																																																																																																											
	一般介護予防事業	○	○	○	○	※5																																																																																																																																											
支援提供の手続き	要介護認定者	現在の要支援者		非該当者(一般高齢者)	備考																																																																																																																																												
		要支援認定者	事業者対象者																																																																																																																																														
通所	デイサービス	○	○	×																																																																																																																																													
	ミニデイサービス	×	○	×																																																																																																																																													
	住民主体の支援(遠いの場)	○	○	○	※2																																																																																																																																												
	保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中予防サービス	×	○	×																																																																																																																																													
	訪問介護員による身体介護・生活援助	○	○	×																																																																																																																																													
訪問	緩和した基準によるサービス(掃除、調理など)	×	○	×																																																																																																																																													
	移動支援	×	○	×	※3																																																																																																																																												
	住民主体の支援	×	○	×	※3																																																																																																																																												
	配食	×	○	×	※4																																																																																																																																												
生活支援	見守り	×	○	×	※4																																																																																																																																												
	一般介護予防事業	○	○	○	※5																																																																																																																																												

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(削除)</p>	<p>第7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組み</p> <p>1 総合事業への円滑な移行</p> <p>(1) 市町村における総合事業の実施の猶予</p> <p>(総合事業の趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域の支え合いの体制づくりを推進し、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。 ○ 改正法において、介護予防訪問介護等に係る指定事業者について、法の施行日（平成27年4月1日）をもって、総合事業による指定事業者の指定とみなす規定を設けており、円滑に総合事業に移行することが可能である。一方で、総合事業の趣旨を実現するためには、市町村が中心となって、住民主体の支援等の多様なサービス提供体制を整備する必要がある。 <p>(改正法の規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なサービスについては、新たに地域支援事業に生活支援体制整備事業を設け、充実を図ることとしている。しかし、そのサービスの充実には一定の時間がかかること、総合事業への円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、平成27年4月施行とされている総合事業の実施については、市町村において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することができる※2ものとしている（法附則第14条第1項）。 ※1 生活支援等サービスの体制整備のための事業については、第2 市町村を中心とした生活支援等サービスの充実等を参照。 ※2 年度途中の移行も可能である。 ○ 総合事業への移行に当たっては、市町村が、これまでの取組成果も踏まえて、できる限り早期から新しい総合事業に積極的に取り組んでいただくことが、制度改正の趣旨にかなうものである。 ○ 一方で、指針（ガイドライン）などにより提示される総合事業の詳細も踏まえ、受け皿の整備や地域の特性を活かした取組等のため、一定の時間をかけて準備し、総合事業を開始していただくことも選択肢である。 ※ 地域支援事業で新たに設けられた在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等においては、平成30年3月末までその実施が猶予できることとされていることから、それぞれの実施の猶予のための条例を、例えば介護保険条例のなかで併せて規定することも可能である。ただし、生活支援体制整備事業については、総合事業の推進の観点から地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、先行して取り組むことが重要であることから、例えば平成27年4月から実施するなど、できる限り早期の実施が望ましい。なお、市町村において、日常生活圏域における協議体又はその立ち上げのための準備委員会等を設置し、生活支援のニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、生活支援体制整備事業を実施しているものとして差し支えないものである。 ○ 総合事業の実施を猶予する場合であっても、総合事業の実施猶予の規定の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当である。

改正後（新）	改正前（旧）
	<p><市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて></p> <div data-bbox="810 1261 1453 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">総合事業への円滑な移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。 ○ 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。 <p>※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。</p> <p><段階的な実施例></p> <ol style="list-style-type: none"> ① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと） ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続 ③ 既にサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行 <p>訪問介護、通所介護（予防給付）から訪問型サービス・通所型サービスへの移行（イメージ）</p> <p>27、28年度は市町村の選択で移行（エリアごと可）</p> <p>全ての保険者・エリアで導入</p> </div> <p>(2) 総合事業の多様な移行の推進</p> <p>(改正法の規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正法により、総合事業への移行においては、その円滑な移行を図るため、総合事業開始時点以降も、既に要支援認定を受けている居宅要支援被保険者について、その認定更新まで予防給付を受けられるようにされている。（要支援者の認定の有効期間は最長1年であることから、総合事業開始から1年で、すべての要支援者が総合事業に移行することとなる。） ○ また、その他にも、市町村が定める当該市町村の一部の地域に住所を有する者や、総合事業実施年度において要支援認定を受けた者のうち市町村が引き続き給付を受けなければならないと認める者に対しては、平成29年3月31日までの間で市町村が定める期間は、その末日（要支援認定有効期間が残っている場合には、その末日）まで引き続き予防給付を受けられる規定が設けられている。（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第3条） <p>(市町村独自の工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この省令の規定を活用して、上記のほか、市町村において、多様な移行を可能とすることとしており、例えば、以下のような段階的な実施も可能とする。

改正後（新）	改正前（旧）						
	<p>＜実施例＞</p> <p>① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）</p> <p>② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続</p> <p>③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付を継続し、翌年度当初からすべての者を予防給付から総合事業に移行</p> <p>○ 市町村においては、総合事業の猶予とともに、こういった措置も活用しつつ、地域の受け皿の整備を進め、円滑な制度移行をしていくことが望ましい。</p> <p>（3）総合事業のみなし指定 （改正法の規定）</p> <p>○ 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす（改正法附則第13条）旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。</p> <p>表20 みなし指定の対応表</p> <table border="1" data-bbox="837 459 1524 593"> <tr> <td>既存の指定（平成27年3月31日）</td> <td>附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）</td> </tr> <tr> <td>介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定</td> <td>訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定</td> </tr> <tr> <td>介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定</td> <td>通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定</td> </tr> </table> <p>※ なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。</p> <p>○ なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさないこととなっている（改正法附則第13条ただし書及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号）附則第2条）。</p> <p>（みなし指定の有効期間）</p> <p>○ みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とする※が、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合には、6年を超えない範囲でその定める期間とすることができる。（施行規則附則第31条）</p> <p>※ みなしによる総合事業の指定については、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、みなし指定の有効期間は、全国一律平成27年4月1日からとなる。</p> <p>○ そのため、例えば介護予防・生活支援サービスの体制整備が充実している市町村においては、例えばみなし指定の有効期間をあらかじめ2年と定めること等も可能である。</p>	既存の指定（平成27年3月31日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）	介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定	介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定
既存の指定（平成27年3月31日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）						
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定						
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定						

改正後（新）	改正前（旧）
	<p>○ なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にある、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。</p> <p>総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定</p> <p>○ 総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。</p> <p>○ みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間（市町村が定める場合にはその期間）、地域密着型通所介護が平成28年4月から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。</p> <p>＜例＞平成22年7月1日に指定を受けた事業者</p> 

改正後（新）	改正前（旧）
	<p><u>（みなし指定事業者の基準やサービス単価、利用者負担）</u></p> <p>○ <u>みなし指定に係る事業者が提供するサービスの基準や報酬単価、利用者負担割合については、国が定めたものを勘案して市町村が定める。国が定める具体的な基準やサービス単価、利用者負担割合については予防給付によるものと同じ内容としている。</u></p> <p>○ <u>みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月（※）以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。</u></p> <p>※ <u>前述のとおり、みなし指定の有効期間を市町村独自に設定した場合には当該期間の満了日以降。</u></p> <p><u>（みなし指定の効力の範囲）</u></p> <p>○ <u>みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶ。国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、影響が予想される事業者、市町村等と必要な調整が行われることが適当である。</u></p> <p><u>みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となる。</u></p> <p><u>（留意事項）</u></p> <p>○ <u>総合事業を平成27年4月から実施しない市町村においても、改正法では、みなし指定の効力は生じる旨規定されている（改正法附則第14条第1項）。</u></p> <p>※ <u>予防給付の介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能である。ただし、その場合にあっては、みなし指定の対象とならない。</u></p> <p><u>（4） 要介護認定に係る有効期間の延長</u></p> <p>○ <u>「介護保険制度の見直しに関する意見」（第54回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。</u></p> <p>○ <u>現行の要介護認定に係る有効期間が最大12か月であることから、市町村において新しい総合事業を実施後、基本的に1年間で利用者全員が新しい総合事業に移行する仕組みとしている。そのため、市町村全域で新しい総合事業を実施した自治体に限って、認定期間の上限を24か月にすることとしたものである。</u></p> <p>○ <u>なお、転居の場合は、従来通り、新規申請の取扱いとなることから、転入先市町村において定める有効期間については、6か月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間+6か月間）を基本とし、3か月間から12か月間の範囲で有効期間を設定できるものとする。</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）																																								
	<p style="text-align: center;">要介護認定に係る有効期間の見直しについて(案)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>「介護保険制度の見直しに関する意見」（第54回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。</p> <p>2. 具体的内容</p> <p>介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）に規定する有効期間について、以下の通り改正する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を市町村全域で実施している場合に限り、改正内容を適用することとする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請区分等</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>原則の認定有効期間</th> <th>設定可能な認定有効期間の範囲</th> <th>原則の認定有効期間</th> <th>設定可能な認定有効期間の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規申請</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> </tr> <tr> <td>区分変更申請</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">更新申請</td> <td>前回要支援→今回要支援</td> <td>12か月</td> <td>3か月～12か月</td> <td>12か月</td> <td>3か月～24か月</td> </tr> <tr> <td>前回要支援→今回要介護</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> <td>12か月</td> <td>3か月～24か月</td> </tr> <tr> <td>前回要介護→今回要支援</td> <td>6か月</td> <td>3か月～12か月</td> <td>12か月</td> <td>3か月～24か月</td> </tr> <tr> <td>前回要介護→今回要介護</td> <td>12か月</td> <td>3か月～24か月</td> <td>12か月</td> <td>3か月～24か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用の例</p> <p>（例1）平成27年度から市内全域で総合事業を実施する場合。 ⇒平成27年度当初から改正内容を適用することとなる。</p> <p>（例2）平成27年度は市町村内のあるエリアから事業を実施し、平成28年度から全てのエリアで事業を開始した場合。 ⇒平成28年度当初から改正内容を適用することとなる。</p> <p>（例3）平成27年度は市町村内の全域で事業実施の準備をするが、総合事業によるサービスの利用を希望する者のみ事業に移行し、それ以外は予防給付を継続。その後、平成28年度に事業を全域で実施し、それ以降は希望にかかわらず、認定期間が切れ、更新をする者から事業に移行する場合。 ⇒平成28年度当初から改正内容を適用することとなる。</p> <p>（例4）平成29年度から市内全域で総合事業を実施する場合。 ⇒平成29年度当初から改正内容を適用することとなる。</p> <p>2 総合事業への移行のための準備</p>	申請区分等	現行		改正案		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月
申請区分等	現行		改正案																																						
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲																																					
新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月																																					
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月																																					
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月																																				
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月																																				
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月																																				
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月																																				

改正後（新）	改正前（旧）
	<p>（市町村において必要な事務手続）</p> <p>○ 予防給付を総合事業に移行するために、市町村において、必要な事務手続として想定される主なものは、以下のように整理される（一般的に想定されるものを列挙したものであり、市町村ごとに手続やルール等が異なることもあるため、各市町村において十分検討が必要）。</p> <p>共通項目</p> <p>○介護保険事業計画について、総合事業に関する事項を記載</p> <p>○給付及び事業に要する費用についての中長期的な推計を設定</p> <p>○（必要に応じて）総合事業を実施するための条例を制定</p> <p>○総合事業の実施方針を策定（サービス事業・一般介護予防事業）</p> <p>○実施要綱を制定</p> <p>（（みなし指定の有効期間）・サービス量※・事業の実施方針、多様なサービスごとの基準や報酬、利用料など、指定の有効期間、サービスの利用限度額・目安額、高額サービス費）</p> <p>○基本チェックリストや介護予防ケアマネジメント等事業の具体的な実施方法など、事業の具体的な事務細則を策定</p> <p>○住民・関係者への周知</p> <p>▶制度改正の住民説明会</p> <p>▶事業者への説明会</p> <p>▶地域ケア会議の実施や各種研修による自立支援・介護予防の理念の徹底</p> <p>○市町村や地域包括支援センターにおける実施体制を確保</p> <p>○多様なサービスの類型化・サービス提供主体を確保</p> <p>○生活支援等サービスの体制整備を推進</p> <p>○総合事業に係る各種様式を作成（事業の利用申請・委託契約のひながたなど）</p> <p>○国保連合会への審査支払を委託</p> <p>○各種システムを改修</p> <p>○移行に伴う利用者を調整</p> <p>○（事業の実施を猶予する場合には）条例を制定</p> <p>○みなし指定事業所の都道府県からの文書提供や引き継ぎなど</p> <p>※指定のところで考え方を示すが、指定の拒否を可能とするため、記載する必要がある。</p> <p>事業ごとに検討が必要な事項</p> <p>○サービス事業の実施</p> <p>・サービス事業の実施方針の策定</p> <p>・基本チェックリストや介護予防ケアマネジメント等や事業の具体的な内容など、事業の具体的な事務細則を策定</p> <p>・委託や指定事業者など、事業の実施主体を確保</p> <p>・多様なサービスの類型化・実施方針を策定</p> <p>・総合事業の指定事業者関係</p>

改正後（新）	改正前（旧）																																													
	<p>▶サービスの基準を策定（実施要綱に記載）</p> <p>▶サービス単価・利用料を策定（実施要綱に記載）</p> <p>▶総合事業の指定の有効期間を規定（実施要綱に記載）</p> <p>▶国保連合会への委託契約を締結</p> <p>▶サービスの利用限度額・目安額の設定を策定</p> <p>▶高額サービス費の仕組みを規定</p> <p>▶指定事業者に対する指導・監督方針を策定</p> <p>・移行措置</p> <p>▶みなし指定を希望しない事業所の申出を受付し、都道府県に送付</p> <p>▶上記事業所がある場合には、利用者の利用を調整</p> <p>▶（事業の実施を猶予する場合には）条例の制定</p> <p>▶（必要に応じて）みなし指定の有効期間を規定</p> <p>▶みなし指定事業所の都道府県から文書提供や引き継ぎなどを実施</p> <p>▶移行のスケジュールを策定</p> <p><例：平成27年度実施に向けた保険者（稲城市）のスケジュール案></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>作業内容</th> <th>形式</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移行準備</td> <td>現行サービスと介護予防・日常生活との比較検討</td> <td rowspan="2">部内検討</td> <td rowspan="2">5～6月</td> </tr> <tr> <td>現行介護予防ケアプランの分析（全件）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活支援サービスの検討</td> <td>地域資源の洗い出し確認作業</td> <td>部内検討＋包括ﾁｶｰ</td> <td>5～6月</td> </tr> <tr> <td>生活支援サービスの創設の働きかけ</td> <td>意向調査</td> <td>8月</td> </tr> <tr> <td>生活支援コーディネーター配置の検討</td> <td>部内検討＋包括ﾁｶｰ</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活支援サービスの決定（検討9月）</td> <td>要綱</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>サービス類型</td> <td>サービス類型の設定と基準・単価の検討（検討11月）</td> <td>部内検討</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業者・被保険者への周知</td> <td>事業者への新事業サービス説明等</td> <td>説明会</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>現行予防給付対象者への制度改正通知</td> <td>個別通知</td> <td>1～3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民啓発等パンフレット印刷</td> <td>H.P.・広報・チラシ</td> <td>1～3月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">チェックリスト</td> <td>チェックリスト活用サービス利用ルートの確立</td> <td>庁内体制＋包括ﾁｶｰ</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>チェックリスト活用相談窓口（市役所内）の整備</td> <td>庁内体制＋包括ﾁｶｰ</td> <td>4月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	作業内容	形式	時期	移行準備	現行サービスと介護予防・日常生活との比較検討	部内検討	5～6月	現行介護予防ケアプランの分析（全件）	生活支援サービスの検討	地域資源の洗い出し確認作業	部内検討＋包括ﾁｶｰ	5～6月	生活支援サービスの創設の働きかけ	意向調査	8月	生活支援コーディネーター配置の検討	部内検討＋包括ﾁｶｰ	10月		生活支援サービスの決定（検討9月）	要綱	3月	サービス類型	サービス類型の設定と基準・単価の検討（検討11月）	部内検討	3月	事業者・被保険者への周知	事業者への新事業サービス説明等	説明会	1月	現行予防給付対象者への制度改正通知	個別通知	1～3月		市民啓発等パンフレット印刷	H.P.・広報・チラシ	1～3月	チェックリスト	チェックリスト活用サービス利用ルートの確立	庁内体制＋包括ﾁｶｰ	3月	チェックリスト活用相談窓口（市役所内）の整備	庁内体制＋包括ﾁｶｰ	4月
区分	作業内容	形式	時期																																											
移行準備	現行サービスと介護予防・日常生活との比較検討	部内検討	5～6月																																											
	現行介護予防ケアプランの分析（全件）																																													
生活支援サービスの検討	地域資源の洗い出し確認作業	部内検討＋包括ﾁｶｰ	5～6月																																											
	生活支援サービスの創設の働きかけ	意向調査	8月																																											
	生活支援コーディネーター配置の検討	部内検討＋包括ﾁｶｰ	10月																																											
	生活支援サービスの決定（検討9月）	要綱	3月																																											
サービス類型	サービス類型の設定と基準・単価の検討（検討11月）	部内検討	3月																																											
事業者・被保険者への周知	事業者への新事業サービス説明等	説明会	1月																																											
	現行予防給付対象者への制度改正通知	個別通知	1～3月																																											
	市民啓発等パンフレット印刷	H.P.・広報・チラシ	1～3月																																											
チェックリスト	チェックリスト活用サービス利用ルートの確立	庁内体制＋包括ﾁｶｰ	3月																																											
	チェックリスト活用相談窓口（市役所内）の整備	庁内体制＋包括ﾁｶｰ	4月																																											

改正後（新）	改正前（旧）						
	ケアプラン	ケアプラン様式の決定	標準的な様式を採用	1月			
	手帳	介護予防手帳活用検討（9月）	要綱	3月			
	補助	補助の決定（10月）	予算	3月			
	事業者指定基準	事業者指定の基準	要綱	3月			
		事業者指定の裁量（指定・指定拒否）	要綱	3月			
		事業者指定の有効期間規定の設定	要綱	3月～			
	サービス提供基準	基準緩和Aサービスの基準設定（検討10月）	要綱	3月			
		住民主体Bサービスの基準設定（検討10月）					
		短期集中Cサービスの基準設定（検討10月）					
		その他サービス基準設定					
	サービス単価等	サービス単価の設定（サービス種別ごと検討10月）	要綱	1月			
		稲城市独自加算（生活支援サービス加算検討10月）					
	利用者負担（利用料）	各サービスの利用料設定（検討10月）	要綱	1月			
		徴収方法の決定					
	給付管理	支給限度額の設定（検討10月）	要綱	1月			
	国保連合会関連	サービス種類ごとの価格の設定（検討10月）	契約	1月			
		指定事業者の登録（変更届の登録等）	登録	1月			
		市町村台帳の作成・都道府県台帳への登録	登録	3月			
	<p>（都道府県による事務手続、市町村への支援）</p> <p>○ 都道府県においても、総合事業の実施に当たっては、以下のような事務が発生することが想定されることから、留意いただきたい。なお、都道府県においては、市町村間の格差が生じないよう十分な支援に努めていただくようお願いしたい。</p> <p>○ 市町村に対する支援に当たっては、受け皿の整備が遅れている市町村に合わせ、各市町村における事業の実施時期を遅らせるということではなく、各市町村の実情を個別に把握した上で、支援を行っていくことが重要である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>項目</td> </tr> <tr> <td>○制度改正の周知・（事業者向け）説明会の実施</td> </tr> <tr> <td>○移行措置</td> </tr> </table>				項目	○制度改正の周知・（事業者向け）説明会の実施	○移行措置
項目							
○制度改正の周知・（事業者向け）説明会の実施							
○移行措置							

改正後（新）	改正前（旧）																														
	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし指定を希望しない事業所の申出の受付→都道府県内市町村等への周知（HP等） ・みなし指定事業者の事業所台帳を国保連合会に送付 ・みなし指定に係る事業所の文書提供や引き継ぎなど 																														
	<p>3 旧総合事業を実施している市町村の移行 （改正法の規定）</p> <p>○ 改正法による改正前の法第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「旧総合事業」という。）を実施している市町村にあっても、平成29年3月末までの間は、総合事業の実施を猶予することが可能となっている。</p> <p>○ しかし、予防給付からの移行と異なり、旧総合事業からの移行においては個人単位での移行措置が規定されていないことから、市町村が総合事業に移行した時点で、旧総合事業が廃止され、全て総合事業に移行することになる。</p> <p>（旧総合事業からの移行）</p> <p>○ 総合事業と旧総合事業に関して、市町村においては、利用者が円滑に総合事業に移行することができるよう、予防給付からの移行と同様、住民や事業の受託者などの関係者に対して、十分な期間をおいて周知していただくことや、旧総合事業の実施において、生活支援サービスや2次予防事業対象者に実施する介護予防サービスについて、総合事業で実施することを想定しているものと可能な限り同じものを提供するなど、円滑な移行に配慮する。</p> <p>表21 旧総合事業を実施している市町村における利用者ごとの移行のパターン</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>移行前</th> <th>移行後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次予防事業対象者</td> <td>訪問型 旧総合事業</td> <td>新総合事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通所型 旧総合事業</td> <td>新総合事業</td> </tr> <tr> <td>要支援者① （給付のみ利用）</td> <td>訪問型 給付</td> <td>給付※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通所型 給付</td> <td>給付※1</td> </tr> <tr> <td>要支援者② （給付と事業を利用）</td> <td>訪問型 給付</td> <td>新総合事業※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通所型 旧総合事業</td> <td>総合事業※2</td> </tr> <tr> <td>要支援者③ （事業のみ利用）</td> <td>訪問型 旧総合事業</td> <td>新総合事業※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通所型 旧総合事業</td> <td>新総合事業※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 新総合事業に移行することも可能。 ※2 本人の同意を得つつ、新総合事業に移行。暫定的に給付に移行することもあり得る。</p> <p>4 その他</p> <p>（1） 住所地特例対象者の総合事業への移行</p> <p>○ 総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては保険者市町村と、施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。</p>					移行前	移行後	2次予防事業対象者	訪問型 旧総合事業	新総合事業		通所型 旧総合事業	新総合事業	要支援者① （給付のみ利用）	訪問型 給付	給付※1		通所型 給付	給付※1	要支援者② （給付と事業を利用）	訪問型 給付	新総合事業※2		通所型 旧総合事業	総合事業※2	要支援者③ （事業のみ利用）	訪問型 旧総合事業	新総合事業※2		通所型 旧総合事業	新総合事業※2
	移行前	移行後																													
2次予防事業対象者	訪問型 旧総合事業	新総合事業																													
	通所型 旧総合事業	新総合事業																													
要支援者① （給付のみ利用）	訪問型 給付	給付※1																													
	通所型 給付	給付※1																													
要支援者② （給付と事業を利用）	訪問型 給付	新総合事業※2																													
	通所型 旧総合事業	総合事業※2																													
要支援者③ （事業のみ利用）	訪問型 旧総合事業	新総合事業※2																													
	通所型 旧総合事業	新総合事業※2																													

改正後（新）	改正前（旧）																				
<p>第7 その他</p> <p>1 総合事業の会計年度、会計の費目</p> <p>○ 市町村における介護保険事業特別会計における費目については、「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成11年10月5日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）により示しているが、総合事業の実施猶予期間の終了に伴い、別添のとおりとなる。</p> <p>○ 介護保険事業特別会計においては、総合事業の実施に要した費用について実施した年度の会計に計上するものであるが、指定事業者による総合事業の実施については、給付と同様、例えば、平成28年度の会計においては、平成28年4月の請求分（おおむね同年3月利用分）から平成29年3月請求分（おおむね同年2月利用分）までを対象とする。</p>	<p>○ その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう、表17のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。</p> <p>表22 住所地特例対象者に対して提供されるサービス</p> <table border="1" data-bbox="885 219 1465 340"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険者市町村</th> <th>施設所在市町村</th> <th>利用できるサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給付</td> <td>給付</td> <td>給付</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>給付</td> <td>総合事業</td> <td>総合事業</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>総合事業</td> <td>給付</td> <td>給付</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>総合事業</td> <td>総合事業</td> <td>総合事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（留意事項）</p> <p>○ 住所地特例対象者がどこに居住するかを、市町村があらかじめ特定することができないため、平成27年4月から総合事業を実施する市町村に住所地特例対象者が居住することを想定して、保険者システムにおいては、平成27年4月に事業対象者の台帳を作成する必要がある。</p> <p>○ 総合事業を実施していない市町村においても、住所地特例対象者の居住する市町村において総合事業を実施している場合（上記②の場合）には、法第124条の3により、財政調整の負担が求められることとなるため、その場合に備え、保険者市町村においては予算上支出の根拠を設ける必要がある（国からの交付金等との関係では介護予防事業の費用として整理）。</p> <p>○ また、逆に、早期に総合事業を実施した市町村において、その区域内では既にすべて総合事業に移行して、給付としての介護予防訪問介護等がない場合であっても、住所地特例対象者が総合事業を実施していない市町村に転居した場合などについては予防給付を給付することが求められる（改正法附則第14条第2項）。</p> <p>第8 その他</p> <p>1 総合事業の会計年度、会計の費目</p> <p>○ 市町村における介護保険事業特別会計における費目については、「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成11年10月5日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）により示しているが、法改正に伴い、別添のとおり見直している。</p> <p>○ 介護保険事業特別会計においては、総合事業の実施に要した費用について実施した年度の会計に計上するものであるが、指定事業者による総合事業の実施については、給付と同様、例えば、平成28年度の会計においては、平成28年4月の請求分（おおむね同年3月利用分）から平成29年3月請求分（おおむね同年2月利用分）までを対象とする。</p>		保険者市町村	施設所在市町村	利用できるサービス	①	給付	給付	給付	②	給付	総合事業	総合事業	③	総合事業	給付	給付	④	総合事業	総合事業	総合事業
	保険者市町村	施設所在市町村	利用できるサービス																		
①	給付	給付	給付																		
②	給付	総合事業	総合事業																		
③	総合事業	給付	給付																		
④	総合事業	総合事業	総合事業																		

(別紙)

○ 地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1 目的 地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項）。</p> <p>2 設置主体 センターは、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が設置できるとされている。また、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できるとされている。 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又は NPO 法人その他市町村が適当と認めるものとされている（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 140 条の 67）。</p> <p>3 市町村の責務 (1) 設置 市町村は、法第 115 条の 46 第 1 項の目的を達成するため、以下の①から④を踏まえながら、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。 ① 適切な人員体制の確保 センターの運営に当たっては、地域における高齢化の状況（要介護・要支援者の増加等）、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要がある。 なお、平成 27 年度から、高齢者の人口規模や増加等に応じてセンターの体制整備を行うことができる仕組みに地域支援事業の上限を見直しており、この枠組みも活用しながらセンターの業務量と役割に応じた適切な人員体制を確保すること。</p>	<p>1 目的 地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項）。</p> <p>2 設置主体 センターは、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が設置できるとされている。また、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できるとされている。 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又は NPO 法人その他市町村が適当と認めるものとされている（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 140 条の 67）。</p> <p>3 市町村の責務 (1) 設置 市町村は、法第 115 条の 46 第 1 項の目的を達成するため、以下の①から④を踏まえながら、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。 ① 適切な人員体制の確保 センターの運営に当たっては、地域における高齢化の状況（要介護・要支援者の増加等）、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要がある。 なお、平成 27 年度から、高齢者の人口規模や増加等に応じてセンターの体制整備を行うことができる仕組みに地域支援事業の上限を見直しており、この枠組みも活用しながらセンターの業務量と役割に応じた適切な人員体制を確保すること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>また、法改正により、平成 30 年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、同年度より、別に定める指標を全国で統一して用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価を可能としている。人員体制や業務への対応等に関する必要な改善措置の検討に当たっては、本評価の結果を踏まえて、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 市町村との役割分担及び連携の強化 センターの運営に当たっては、市町村が直接実施する場合や運営を委託する場合といった運営形態があるが、いずれの場合においても公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められる。特に、市町村からの委託を受けて運営されるセンター（以下「委託型センター」という。）については、多様な運営主体が委託先となり得ることから、センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できない。 このため、センター業務（第 1 号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）を委託する場合は、市町村がセンターの運営方針を示すこととされている（法第 115 条の 47 第 1 項）。運営方針の策定に当たっては、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割や評価の結果に基づく課題を十分踏まえた具体的な運営方針、活動目標、業務内容等を設定することとし、市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図っていく。 具体的には、以下のアからケに掲げる内容を踏まえながら、運営方針を定めることとされているが、例えば、市町村とセンターが協働して方針を策定していくなど工夫を行うことで、当該方針に対するセンターの理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。（施行規則第 140 条の 67 の 2） また、市町村が直接運営するセンター（以下、「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。 ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針 （例）住民の相談には懇切丁寧なワンストップで対応 ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築 ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進 ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり ・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制におけるセンターの位置づけや役割 イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針 （例）認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認 ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握</p>	<p>② 市町村との役割分担及び連携の強化 センターの運営に当たっては、市町村が直接実施する場合や運営を委託する場合といった運営形態があるが、いずれの場合においても公平・中立な立場から市町村施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められる。特に、市町村からの委託を受けて運営されるセンター（以下「委託型センター」という。）については、多様な運営主体が委託先となり得ることから、センターの業務内容や運営方針が明確に示されない場合、効果的な運営が実現できない。 このため、センター業務（第 1 号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）を委託する場合は、市町村がセンターの運営方針を示すこととされている（法第 115 条の 47 第 1 項）。運営方針の策定に当たっては、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、活動目標、業務内容等を設定することとし、市町村とセンターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図っていく。 具体的には、以下のアからケに掲げる内容を踏まえながら、運営方針を定めることとされているが、例えば、市町村とセンターが協働して方針を策定していくなど工夫を行うことで、当該方針に対するセンターの理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。（施行規則第 140 条の 67 の 2） また、市町村が直接運営するセンター（以下、「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。 ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針 （例）住民の相談には懇切丁寧なワンストップで対応 ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築 ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進 ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり</p> <p>イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針 （例）認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認 ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針 (例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催 ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進</p> <p>エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針 (例)・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進</p> <p>オ ケアマネジメント支援の実施方針 (例)・介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等） ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催 ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけ</p> <p>カ 地域ケア会議の運営方針 (例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法 ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標</p> <p>キ 市町村との連携方針 (例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催</p> <p>ク 公正・中立性確保のための方針 (例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録 ・運営協議会への報告、説明等への協力</p> <p>ケ その他地域の实情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針</p> <p>③ センター間における役割分担と連携の強化 管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。 例えば、 ・直営型、委託型センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター（以下「基幹型センター」という。）の設置 ・基幹型センターと同様の機能を市町村内に担当係として設置（センターからの相談等に適切に対応できる専門職を配置することが望ましい。なお、センターの設置基準等を満たしていない場合は包括的支援事業の対象とはならない。） ・権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置 するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築し</p>	<p>ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針 (例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催 ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進</p> <p>エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針 (例)・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進</p> <p>オ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針 (例)・個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等） ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催</p> <p>カ 地域ケア会議の運営方針 (例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法 ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標</p> <p>キ 市町村との連携方針 (例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催</p> <p>ク 公正・中立性確保のための方針 (例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録 ・運営協議会への報告、説明等への協力</p> <p>ケ その他地域の实情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針</p> <p>③ センター間における役割分担と連携の強化 管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。 例えば、 ・直営型、委託型センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター（以下「基幹型センター」という。）の設置 ・基幹型センターと同様の機能を市町村内に担当係として設置（センターからの相談等に適切に対応できる専門職を配置することが望ましい。なお、センターの設置基準等を満たしていない場合は包括的支援事業の対象とはならない。） ・権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置 するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築し</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ていくことが可能と考える。 ただし、基幹型センター及び機能強化型センター（以下「基幹型センター等」という。）は、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があるが、基幹型センター等が担当する区域については、その他のセンターの後方支援等を実施する観点から、他のセンターの担当区域と重複しても差し支えない。また、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、基幹型センター等が直接事務を担当していても、当該業務について他のセンターの指導等後方支援を行っている場合であれば、個々の業務の指定又は委託を受けていなくてもかまわない。</p> <p>④ 効果的なセンター運営の継続</p> <p>ア 自己評価と市町村の定期的な点検 今後、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずはセンター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であり、点検や評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上のための対応を徹底するため、平成29年介護保険法改正により、平成30年度から市町村、センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じることを義務化されている。（法第115条の46第4項、第9項） 具体的には、別に定める指標を全国で統一して用いることで、全国的な傾向と比較することにより、市町村が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）と連携しつつ、②に掲げる市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。また、その際、地域包括支援センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から対応の優先順位を付け、これを市町村と地域包括支援センターの間で共有することが重要である。 なお、別に定める指標は、これを踏まえて市町村が評価の基準を作成するために示すものであり、当該指標の他に市町村が別途定める指標を評価の基準とすることを妨げるものではない。</p> <p>イ センター情報の公表 センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解が促進されることから、市町村はセンターの事業内容や運営状況に関する情報を公表</p>	<p>ていくことが可能と考える。 ただし、基幹型センター及び機能強化型センター（以下「基幹型センター等」という。）は、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があるが、基幹型センター等が担当する区域については、その他のセンターの後方支援等を実施する観点から、他のセンターの担当区域と重複しても差し支えない。また、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、基幹型センター等が直接事務を担当していても、当該業務について他のセンターの指導等後方支援を行っている場合であれば、個々の業務の指定又は委託を受けていなくてもかまわない。</p> <p>④ 効果的なセンター運営の継続</p> <p>ア 自己評価と市町村の定期的な点検 今後、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずはセンター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であることから、その実施に努めることとされている。（法第115条の46第4項、法第115条の46第9条） 具体的には、市町村が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）と連携しつつ、②に掲げる市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。</p> <p>イ センター情報の公表 センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解が促進されることから、市町村はセンターの事業内容や運営状況に関する情報を公表</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>するよう努めることとされている。(法第115条の46第10項)</p> <p>具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項（センターの特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、センターが自らの取組と他のセンターの取組とを比較することも可能となり、自らのセンター運営の改善にもつながることが期待できる。(施行規則第140条の66の3)</p> <p>市町村においては、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムも活用しながら、積極的にセンターの情報を地域住民等に向けて公表することが望ましい。</p> <p>(2) 役割</p> <p>センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。</p> <p>センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に実行しなければならない。</p> <p>その際、運営協議会の議を経なければならない。また、設置の可否やセンターの担当圏域設定などの最終的な決定は、市町村が行うものである。</p> <p>(3) 設置区域</p> <p>センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の担当圏域を設定するものとする。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <p>センターは、1の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の①から③の業務のほか、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。））を一体的に実施する。</p> <p>① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）</p> <p>② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>また、センターは、これらの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものであり、センターの運営に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携</p>	<p>するよう努めることとされている。(法第115条の46第10項)</p> <p>具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項（センターの特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、センターが自らの取組と他のセンターの取組とを比較することも可能となり、自らのセンター運営の改善にもつながることが期待できる。(施行規則第140条の66の3)</p> <p>市町村においては、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムも活用しながら、積極的にセンターの情報を地域住民等に向けて公表することが望ましい。</p> <p>(2) 役割</p> <p>センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。</p> <p>センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に実行しなければならない。</p> <p>その際、運営協議会の議を経なければならない。また、設置の可否やセンターの担当圏域設定などの最終的な決定は、市町村が行うものである。</p> <p>(3) 設置区域</p> <p>センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の担当圏域を設定するものとする。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <p>センターは、1の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の①から③の業務のほか、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。））を一体的に実施する。</p> <p>① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）</p> <p>② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>また、センターは、これらの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものであり、センターの運営に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>が重要であることから、市町村がこれらの業務の実施を委託する場合には、一括して委託しなければならない（法第115条の47第2項）。</p> <p>ただし、センターが包括的支援事業の3つの業務及び第1号介護予防支援事業に一体的に取り組むことを前提として、地域の住民の利便を考慮し、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口（ランチ）を設けることは可能であり、この場合、センターの運営費の一部を協力費としてランチに支出することは可能である。</p> <p>また、これらの業務とは別に、市町村が取り組む以下の④から⑥の事業の全部又はその一部についてもセンターに委託することが可能となっている。（法第115条の47第1項）</p> <p>④ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）</p> <p>⑤ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>⑥ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>なお、センター以外の実施主体に④から⑥の事業を委託する場合であっても、センターがこれらの事業主体と緊密に連携・調整できる体制を確保することが必要である。</p> <p>(具体的な業務内容について)</p> <p>① 第1号介護予防支援事業について</p> <p>第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う業務である。（法第115条の45第1項第1号ニ）</p> <p>当該業務は、後述する(5)の①に掲げる、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）と一体的に実施されるものであり、両事業に要する費用については、全て総合事業として一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。</p> <p>なお、第1号介護予防支援事業の実施については、以下の点に留意すること。</p>	<p>が重要であることから、市町村がこれらの業務の実施を委託する場合には、一括して委託しなければならない（法第115条の47第2項）。</p> <p>ただし、センターが包括的支援事業の3つの業務及び第1号介護予防支援事業に一体的に取り組むことを前提として、地域の住民の利便を考慮し、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口（ランチ）を設けることは可能であり、この場合、センターの運営費の一部を協力費としてランチに支出することは可能である。</p> <p>また、これらの業務とは別に、市町村が取り組む以下の④から⑥の事業の全部又はその一部についてもセンターに委託することが可能となっている。（法第115条の47第1項）</p> <p>④ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）</p> <p>⑤ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>⑥ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>なお、センター以外の実施主体に④から⑥の事業を委託する場合であっても、センターがこれらの事業主体と緊密に連携・調整できる体制を確保することが必要である。</p> <p>(具体的な業務内容について)</p> <p>① 第1号介護予防支援事業について</p> <p>第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う業務である。（法第115条の45第1項第1号ニ）</p> <p>当該業務は、後述する(5)の①に掲げる、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）と一体的に実施されるものであり、両事業に要する費用については、全て総合事業として一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。</p> <p>総合事業の実施を猶予する市町村にあっては、なお従前の例により、改正前の本設置運営要綱の4(1)①における取扱いとす。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>・ 障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。</p> <p>・ 利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。</p> <p>・ 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所入院する必要がある場合には、担当職員の名氏及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。</p> <p>・ サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。</p> <p>・ 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。</p> <p>② 総合相談支援業務について 総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである（法第115条の45第2項第1号）。 業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。 また、地域における高齢者の在宅生活を支えるためには、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援も重要である。家族介護者への具体的な支援の方法については、別に通知するので、これを参考にすること。 なお、社会福祉法（平成26年法律第45号）が平成27年に改正され、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域包括支援センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが努力義務とされたところである。（同法第106条の2） 総合相談支援の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たることが望ましい。</p> <p>③ 権利擁護業務について 権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45第2項第2号）。</p>	<p>② 総合相談支援業務について 総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである（法第115条の45第2項第1号）。 業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。</p> <p>③ 権利擁護業務について 権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45第2項第2号）。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。</p> <p>④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである（法第115条の45第2項第3号）。 業務の内容としては、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。 なお、高齢者の自立支援・介護予防を推進するためには、地域においてケアマネジメントが適切に実施される必要がある。そのためには、介護支援専門員への直接的な支援のみならず、住民や介護サービス事業者など、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等の働きかけが重要である。ケアマネジメント支援の具体的な手法については、別に通知するので、これを参考にすること。 また、医療と介護の連携の観点から、例えば、居宅介護支援の利用がなかった入院中の高齢者が退院後の介護サービスを必要としている場合、医療機関からの連絡を受け、適切に居宅介護支援事業所に結びつけることができるよう、あらかじめ地域の職能団体や医療機関等との間で協議をしておくこと。</p> <p>(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。（法第115条の46第7項）このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。 地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要がある。</p> <p>(3) 地域ケア会議の実施</p>	<p>業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。</p> <p>④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである（法第115条の45第2項第3号）。 業務の内容としては、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。</p> <p>(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。（法第115条の46第7項）このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。 地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要がある。</p> <p>(3) 地域ケア会議の実施</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている。（法第115条の48第1項）</p> <p>地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めること。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながら、以下の趣旨等を踏まえ、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる。（法第115条の48第2項）</p> <p>① 地域ケア会議の目的</p> <p>ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、</p> <p>（i）地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援</p> <p>（ii）高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>（iii）個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握</p> <p>イ 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項</p> <p>② 地域ケア会議の機能</p> <p>ア 個別課題の解決</p> <p>多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成12年3月31日付け厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定により届け出られた居宅サービス計画に関する事項の検討を含む。）</p> <p>イ 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能</p> <p>ウ 地域課題の発見</p> <p>個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能</p>	<p>市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている。（法第115条の48第1項）</p> <p>地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めること。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながら、以下の趣旨等を踏まえ、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる。（法第115条の48第2項）</p> <p>① 地域ケア会議の目的</p> <p>ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、</p> <p>（i）地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援</p> <p>（ii）高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>（iii）個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握</p> <p>イ 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項</p> <p>② 地域ケア会議の機能</p> <p>ア 個別課題の解決</p> <p>多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能</p> <p>イ 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能</p> <p>ウ 地域課題の発見</p> <p>個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>エ 地域づくり・資源開発</p> <p>インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源を開発する機能</p> <p>オ 政策の形成</p> <p>地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能</p> <p>なお、オについて市町村は、センターの提言を受け、日常生活圏域ニーズ調査結果等に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置づける等の対応を図ることが望ましい。</p> <p>③ 地域ケア会議の主催者及び名称</p> <p>上記②のアからウについては主にセンター主催による「地域ケア個別会議」、エ及びオについては検討内容によってセンターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」と称するなど、会議の目的・機能に応じて設定することが考えられる。</p> <p>なお、各市町村において、すでに上記②の機能を有する会議を実施している場合、会議の名称変更を強いるものではない。</p> <p>④ 地域ケア会議の構成員</p> <p>会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する。</p> <p>なお、地域の実情に応じて上記②のアからウの場合は実務者、エ及びオの場合は地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルによる開催が考えられる。</p> <p>⑤ 地域ケア会議の留意点</p> <p>ア 協力体制の確保</p> <p>地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとし、関係者等は、これに協力するよう努めなければならないこととされている（法第115条の48第3項及び第4項）。また、これに併せて、指定居宅介護支援事業所の運営基準においても、地域ケア会議への必要な協力について規定されている。（指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第27号）</p> <p>この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものである。一方、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得ておくといった取扱いが望ましい。</p> <p>イ 関係者等への守秘義務</p> <p>アの情報共有を円滑にする仕組みを踏まえ、地域ケア会議に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく、地域ケア会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。これに違反した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金とする罰則規定を設</p>	<p>エ 地域づくり・資源開発</p> <p>インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源を開発する機能</p> <p>オ 政策の形成</p> <p>地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能</p> <p>なお、オについて市町村は、センターの提言を受け、日常生活圏域ニーズ調査結果等に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置づける等の対応を図ることが望ましい。</p> <p>③ 地域ケア会議の主催者及び名称</p> <p>上記②のアからウについては主にセンター主催による「地域ケア個別会議」、エ及びオについては検討内容によってセンターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」と称するなど、会議の目的・機能に応じて設定することが考えられる。</p> <p>なお、各市町村において、すでに上記②の機能を有する会議を実施している場合、会議の名称変更を強いるものではない。</p> <p>④ 地域ケア会議の構成員</p> <p>会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する。</p> <p>なお、地域の実情に応じて上記②のアからウの場合は実務者、エ及びオの場合は地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルによる開催が考えられる。</p> <p>⑤ 地域ケア会議の留意点</p> <p>ア 協力体制の確保</p> <p>地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとし、関係者等は、これに協力するよう努めなければならないこととされている（法第115条の48第3項及び第4項）。また、これに併せて、指定居宅介護支援事業所の運営基準においても、地域ケア会議への必要な協力について規定されている。（指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第27号）</p> <p>この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものである。一方、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得ておくといった取扱いが望ましい。</p> <p>イ 関係者等への守秘義務</p> <p>アの情報共有を円滑にする仕組みを踏まえ、地域ケア会議に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく、地域ケア会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。これに違反した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金とする罰則規定を設</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>けている。(法第115条の48第5項、法第205条2項)</p> <p>このため、関係者等には、このような情報共有の仕組みと守秘義務の取扱いについて事前に周知を行う必要がある。</p> <p>ウ 効果的な実施に向けた市町村の役割</p> <p>地域ケア会議の実施に当たっては、まずは市町村が地域ケア会議の目的や管内で統一することが望ましいルールや実施方法をセンターと共有しながら、個別ケースの検討から地域課題を検討する地域ケア会議の全体的な流れ及び枠組みを構築する必要がある。その際、センターが抽出した地域課題を市町村が適切に集約し、さらに当該地域課題の活用方法等も併せて提示することで、センターにおける主体的な地域ケア会議の取組につながっていく。</p> <p>なお、市町村は、要援護者の支援に必要な個人情報を、個人情報の保護の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましい。</p> <p>エ 個別ケースの検討</p> <p>地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や具体的な地域課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施することから、特に起点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要である。</p> <p>オ 関係機関との連携</p> <p>センターにおいては、医療・介護等の多職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、4の(1)に掲げる在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などを推進する市町村の取組及び関係者と緊密な連携を図ること。</p> <p>なお、上記の在宅医療・介護連携推進事業のうち、市町村が設置する在宅医療と介護の連携についての相談窓口は、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける窓口であるため、センターにおいても適宜、連携を図っていただきたい。(住民からの相談は、総合相談としてこれまでどおり地域包括支援センターが受け付けることを想定している。)</p> <p>(4) 指定介護予防支援について</p> <p>指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。</p> <p>この指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法第115条の22の規定に基づき、市町村の指定を受ける必要がある。これは、市町村が直営するセンターであっても、</p>	<p>けている。(法第115条の48第5項、法第205条2項)</p> <p>このため、関係者等には、このような情報共有の仕組みと守秘義務の取扱いについて事前に周知を行う必要がある。</p> <p>ウ 効果的な実施に向けた市町村の役割</p> <p>地域ケア会議の実施に当たっては、まずは市町村が地域ケア会議の目的や管内で統一することが望ましいルールや実施方法をセンターと共有しながら、個別ケースの検討から地域課題を検討する地域ケア会議の全体的な流れ及び枠組みを構築する必要がある。その際、センターが抽出した地域課題を市町村が適切に集約し、さらに当該地域課題の活用方法等も併せて提示することで、センターにおける主体的な地域ケア会議の取組につながっていく。</p> <p>なお、市町村は、要援護者の支援に必要な個人情報を、個人情報の保護の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましい。</p> <p>エ 個別ケースの検討</p> <p>地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や具体的な地域課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施することから、特に起点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要である。</p> <p>オ 関係機関との連携</p> <p>センターにおいては、医療・介護等の多職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、4の(1)に掲げる在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などを推進する市町村の取組及び関係者と緊密な連携を図ること。</p> <p>なお、上記の在宅医療・介護連携推進事業のうち、市町村が設置する在宅医療と介護の連携についての相談窓口は、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける窓口であるため、センターにおいても適宜、連携を図っていただきたい。(住民からの相談は、総合相談としてこれまでどおり地域包括支援センターが受け付けることを想定している。)</p> <p>(4) 指定介護予防支援について</p> <p>指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。</p> <p>この指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法第115条の22の規定に基づき、市町村の指定を受ける必要がある。これは、市町村が直営するセンターであっても、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>同様である。</p> <p>また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。</p> <p>(5) その他</p> <p>センターは、(1)から(4)までに掲げる業務を実施するほか、①第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）、②一般介護予防事業、③法第115条の45第3項に規定する任意事業の委託を受けることができるとされている。(法第115条の46第1項及び施行規則第140条の64)</p> <p>総合事業の実施を猶予する市町村については、なお従前の例により、改正前の本設置運営要綱4(4)に掲げる事業の委託を受けることができることとする。</p> <p>事業の内容としては、次のとおりである。</p> <p>① 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）とは、法第115条の45第1項第1号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。</p> <p>② 一般介護予防事業とは、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）（以下「地域支援事業実施要綱」という。）の別記1の第2(2)に掲げる事業とし、具体的には、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業が定められている。</p> <p>③ 任意事業とは、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施するものである。</p> <p>5 事業の留意点</p> <p>包括的支援事業等の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱に基づき、行うものとする。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）及び指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行われるものとする。</p> <p>いずれの事業の実施に当たっても、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）等がそれぞれの専門性を活かしつつ、以下の点に留意しながら、十分に連携を図るものとする。</p>	<p>同様である。</p> <p>また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。</p> <p>(5) その他</p> <p>センターは、(1)から(4)までに掲げる業務を実施するほか、①第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）、②一般介護予防事業、③法第115条の45第3項に規定する任意事業の委託を受けることができるとされている。(法第115条の46第1項及び施行規則第140条の64)</p> <p>総合事業の実施を猶予する市町村については、なお従前の例により、改正前の本設置運営要綱4(4)に掲げる事業の委託を受けることができることとする。</p> <p>事業の内容としては、次のとおりである。</p> <p>① 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）とは、法第115条の45第1項第1号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。</p> <p>② 一般介護予防事業とは、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）（以下「地域支援事業実施要綱」という。）の別記1の第2(2)に掲げる事業とし、具体的には、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業が定められている。</p> <p>③ 任意事業とは、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施するものである。</p> <p>5 事業の留意点</p> <p>包括的支援事業等の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱に基づき、行うものとする。</p> <p>また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）及び指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行われるものとする。</p> <p>いずれの事業の実施に当たっても、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）等がそれぞれの専門性を活かしつつ、以下の点に留意しながら、十分に連携を図るものとする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(1) 指定介護予防支援業務の委託について 指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。</p> <p>① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。</p> <p>② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。</p> <p>④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。</p> <p>⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費及び指定居宅介護支援事務所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること</p> <p>⑥ 指定介護予防支援を委託するに当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。</p> <p>⑦ 指定介護予防支援を委託するに当たっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること</p> <p>(2) 第1号介護予防支援業務の委託について 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、(1)に掲げる①～⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援業務）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。</p> <p>(3) その他 センターは、必ずしも24時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、</p>	<p>(1) 指定介護予防支援業務の委託について 指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。</p> <p>① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。</p> <p>② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。</p> <p>④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。</p> <p>⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費及び指定居宅介護支援事務所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること</p> <p>⑥ 指定介護予防支援を委託するに当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。</p> <p>⑦ 指定介護予防支援を委託するに当たっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること</p> <p>(2) 第1号介護予防支援業務の委託について 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、(1)に掲げる①～⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援業務）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。 <u>総合事業の実施を猶予する市町村においては、なお従前の例により改正前の本設置運営要綱5(2)のとおりとする。</u></p> <p>(3) その他 センターは、必ずしも24時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておく必要がある。</p> <p>また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員 センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。</p> <p>(2) センターの職員の員数 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じて、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>	<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておく必要がある。</p> <p>また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員 センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>(2) センターの職員の員数 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じて、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>

改正後（新）	改正前（旧）																
センターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合	センターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一号被保険者の数</th> <th>配置すべき人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね 1000 人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人</td> </tr> <tr> <td>おおむね 1000 人以上 2000 人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td>おおむね 2000 人以上 3000 人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人</td> </tr> </tbody> </table>	第一号被保険者の数	配置すべき人員	おおむね 1000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人	おおむね 1000 人以上 2000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね 2000 人以上 3000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一号被保険者の数</th> <th>配置すべき人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね 1000 人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人</td> </tr> <tr> <td>おおむね 1000 人以上 2000 人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td>おおむね 2000 人以上 3000 人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人</td> </tr> </tbody> </table>	第一号被保険者の数	配置すべき人員	おおむね 1000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人	おおむね 1000 人以上 2000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね 2000 人以上 3000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人
第一号被保険者の数	配置すべき人員																
おおむね 1000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人																
おおむね 1000 人以上 2000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね 2000 人以上 3000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人																
第一号被保険者の数	配置すべき人員																
おおむね 1000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人																
おおむね 1000 人以上 2000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね 2000 人以上 3000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人																
<p>センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点からは、常勤の職員を確保することが必要であり、各市町村においては、直営のセンターにおいては、常勤職員を確保するとともに、委託を行う場合には、常勤職員を確保できる事業者を選定するものとする。</p> <p>ただし、センターの規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。</p> <p>なお、専門 3 職種以外の職員（センター長、事務員など）を配置することについては、包括的支援事業の業務内容や委託料の額等を勘案した上で、市町村が地域の实情に応じて判断することとして差し支えない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者の配置基準</p> <p>指定介護予防支援基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1 人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第 2 条）。</p> <p>この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉士 <p>そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。</p> <p>(4) 兼務関係について</p> <p>センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的に</p>	<p>センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点からは、常勤の職員を確保することが必要であり、各市町村においては、直営のセンターにおいては、常勤職員を確保するとともに、委託を行う場合には、常勤職員を確保できる事業者を選定するものとする。</p> <p>ただし、センターの規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。</p> <p>なお、専門 3 職種以外の職員（センター長、事務員など）を配置することについては、包括的支援事業の業務内容や委託料の額等を勘案した上で、市町村が地域の实情に応じて判断することとして差し支えない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者の配置基準</p> <p>指定介護予防支援基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1 人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第 2 条）。</p> <p>この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉士 <p>そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。</p> <p>(4) 兼務関係について</p> <p>センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的に</p>																

改正後（新）	改正前（旧）
<p>は認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。 ② 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、(1)から(3)までの各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えないものである。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。 <p>また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。</p> <p>(5) センター職員の連携について</p> <p>センターの職員は、センターにおける各業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施しなければならない。</p> <p>7 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第 140 条の 66 第 2 号）。</p> <p>運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を確認し、次年度の事業に反映させる等、PDCA サイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。</p> <p>センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置基準 <p>原則として、市町村ごとに 1 つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1 つ設置することでも差し支えないが、地域の实情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。</p> (2) 構成員等 <p>運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確</p> 	<p>は認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。 ② 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、(1)から(3)までの各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えないものである。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。 <p>また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。</p> <p>(5) センター職員の連携について</p> <p>センターの職員は、センターにおける各業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施しなければならない。</p> <p>7 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第 140 条の 66 第 2 号）。</p> <p>運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を確認し、次年度の事業に反映させる等、PDCA サイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。</p> <p>センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置基準 <p>原則として、市町村ごとに 1 つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1 つ設置することでも差し支えないが、地域の实情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。</p> (2) 構成員等 <p>運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。</p> <p>① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）</p> <p>② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）</p> <p>③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者</p> <p>④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者</p> <p>また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。</p> <p>なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。</p> <p>(3) 所掌事務</p> <p>運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること</p> <p>ア センターの担当する圏域の設定</p> <p>イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</p> <p>エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定</p> <p>オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>② センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。</p> <p>③ センターの運営に関すること</p> <p>ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。</p> <p>a 当該年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>b 前年度の事業報告書及び収支決算書</p> <p>c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果</p> <p>d その他運営協議会が必要と認める書類</p> <p>イ 運営協議会は、3(1)④アの市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、ア b の事業報告書及び c の評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。</p>	<p>保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。</p> <p>① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）</p> <p>② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）</p> <p>③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者</p> <p>④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者</p> <p>また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。</p> <p>なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。</p> <p>(3) 所掌事務</p> <p>運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。総合事業の実施を猶予する市町村においては、なお従前の例により、改正前の本設置運営要綱7(3)のとおりとする。</p> <p>① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること</p> <p>ア センターの担当する圏域の設定</p> <p>イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</p> <p>エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定</p> <p>オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>② センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。</p> <p>③ センターの運営に関すること</p> <p>ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。</p> <p>a 当該年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>b 前年度の事業報告書及び収支決算書</p> <p>c その他運営協議会が必要と認める書類</p> <p>イ 運営協議会は、3(1)④アの市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、ア b の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(運営全体に関するもの)</p> <p>a 組織・運営体制</p> <p>・ <u>センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか</u></p> <p>・ 担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか</p> <p>・ 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</p> <p>・ プランチ等との連携の向上につとめているか</p> <p>b 個人情報の保護</p> <p>・ 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。</p> <p>c 利用者満足の向上</p> <p>・ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</p> <p>・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか</p> <p>d 公平性・中立性の確保</p> <p>・ 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか</p> <p>(個別の業務に関するもの)</p> <p>e 総合相談支援業務</p> <p>・ 相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか</p> <p>f 権利擁護業務</p> <p>・ 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。</p> <p>g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>・ 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか</p> <p>・ 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</p> <p>h 介護予防に係るケアマネジメント</p> <p>・ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</p> <p>i 市町村事業との連携</p> <p>・ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。</p> <p>上記のほか、市町村が必要と認めるもの</p> <p>④ センターの職員の確保に関すること</p> <p>運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等との間で調整を行う。</p> <p>⑤ その他の地域包括ケアに関すること</p> <p>運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。</p>	<p>(運営全体に関するもの)</p> <p>a 組織・運営体制</p> <p>・ 担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか</p> <p>・ 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</p> <p>・ プランチ等との連携の向上につとめているか</p> <p>b 個人情報の保護</p> <p>・ 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。</p> <p>c 利用者満足の向上</p> <p>・ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</p> <p>・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか</p> <p>d 公平性・中立性の確保</p> <p>・ 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか</p> <p>(個別の業務に関するもの)</p> <p>e 総合相談支援業務</p> <p>・ 相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか</p> <p>f 権利擁護業務</p> <p>・ 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。</p> <p>g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>・ 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか</p> <p>・ 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</p> <p>h 介護予防に係るケアマネジメント</p> <p>・ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</p> <p>i 市町村事業との連携</p> <p>・ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。</p> <p>上記のほか、市町村が必要と認めるもの</p> <p>④ センターの職員の確保に関すること</p> <p>運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等との間で調整を行う。</p> <p>⑤ その他の地域包括ケアに関すること</p> <p>運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。</p> <p>(4) 事務局 運営協議会の事務局は、市町村に置く。</p> <p>8 地域包括支援センターの構造及び設備 センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。 ただし、職員配置上の問題等により、センターの業務と指定介護予防支援に関する業務を一体に行う場所を設けることが困難である場合には、当面分離することもやむを得ないが、その場合には、以下の点に留意することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相互に連絡・調整を密に行い、センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないものであること ② 可能な限り速やかに、一体的に実施できる場所を確保すること 	<p>また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。</p> <p>(4) 事務局 運営協議会の事務局は、市町村に置く。</p> <p>8 地域包括支援センターの構造及び設備 センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。 ただし、職員配置上の問題等により、センターの業務と指定介護予防支援に関する業務を一体に行う場所を設けることが困難である場合には、当面分離することもやむを得ないが、その場合には、以下の点に留意することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相互に連絡・調整を密に行い、センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないものであること ② 可能な限り速やかに、一体的に実施できる場所を確保すること